

# THE STATE OF THE WORLD'S CHILDREN 2011

# 世界子供白書2011

THE STATE OF THE WORLD'S CHILDREN 2011

青少年期(10代) 可能性に満ちた世代



## 青少年期(10代) 可能性に満ちた世代

unicef

## 写真クレジット

### 各章の見開き写真

Chapter 1: © UNICEF/NYHQ2009-2036/Sweeting  
Chapter 2: © UNICEF/BANA2006-01124/Munni  
Chapter 3: © UNICEF/NYHQ2009-2183/Pires  
Chapter 4: © UNICEF/MLIA2009-00317/Dicko

### 第3章- (p 42-59) \*

© UNICEF/NYHQ2005-2242/Pirozzi  
© UNICEF/NYHQ2005-1781/Pirozzi  
© UNICEF/NYHQ2006-2506/Pirozzi  
© UNICEF/NYHQ2006-1440/Bito  
© UNICEF/AFGA2009-00958/Noorani  
© UNICEF/NYHQ2009-1021/Noorani  
© UNICEF/NYHQ2004-0739/Holmes

### 第1章- (p 2-15) \*

© UNICEF/NYHQ2009-1811/Markisz  
© UNICEF/NYHQ2009-1416/Markisz  
© UNICEF/NYHQ2010-0260/Noorani  
© UNICEF/NYHQ2007-0359/Thomas  
© UNICEF/PAKA2008-1423/Pirozzi  
© UNICEF/NYHQ2009-0970/Caleo  
© UNICEF/MENA00992/Pirozzi

### 第4章 - (p 62-77) \*

© UNICEF/NYHQ2007-1753/Nesbitt  
© UNICEF/NYHQ2004-1027/Pirozzi  
© UNICEF/NYHQ2008-0573/Dean  
© UNICEF/NYHQ2005-1809/Pirozzi  
© US Fund for UNICEF/Discover the Journey  
© UNICEF/NYHQ2007-2482/Noorani  
© UNICEF/NYHQ2006-0725/Brioni

\* 上記の写真クレジットには「視点」、「青少年の声」、「テクノロジー」パネルに掲載されているものは含まれていません。



### ユニセフ本部と地域事務所

#### ユニセフ本部

UNICEF Headquarters  
UNICEF House  
3 United Nations Plaza  
New York, NY 10017, USA

#### ヨーロッパ地域事務所

UNICEF Regional Office for Europe  
Palais des Nations  
CH-1211 Geneva 10, Switzerland

#### 中部・東部ヨーロッパ、独立国家共同体地域事務所

UNICEF Central and Eastern Europe/  
Commonwealth of Independent  
States Regional Office  
Palais des Nations  
CH-1211 Geneva 10, Switzerland

#### 東部・南部アフリカ地域事務所

UNICEF Eastern and Southern Africa  
Regional Office  
P.O. Box 44145  
Nairobi 00100, Kenya

#### 西部・中部アフリカ地域事務所

UNICEF West and Central Africa  
Regional Office  
P.O. Box 29720 Yoff  
Dakar, Senegal

#### 米州・カリブ諸国地域事務所

UNICEF The Americas and Caribbean  
Regional Office  
Avenida Morse  
Ciudad del Saber Clayton  
Edificio #102  
Apartado 0843-03045  
Panama City, Panama

#### 東アジア・太平洋諸国地域事務所

UNICEF East Asia and the Pacific  
Regional Office  
P.O. Box 2-154  
19 Phra Atit Road  
Bangkok 10200, Thailand

#### 中東・北アフリカ地域事務所

UNICEF Middle East and North Africa  
Regional Office  
P.O. Box 1551  
Amman 11821, Jordan

#### 南アジア地域事務所

UNICEF South Asia Regional Office  
P.O. Box 5815  
Lekhnath Marg  
Kathmandu, Nepal

#### ウェブサイト：

[www.unicef.org](http://www.unicef.org) (ユニセフ本部)

世界子供白書 2011

英語版 2011年2月発行  
日本語版 2011年6月発行

著：ユニセフ（国連児童基金）

訳：公益財団法人 日本ユニセフ協会 広報室

発行：公益財団法人 日本ユニセフ協会（ユニセフ日本委員会）

〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス

（電話）03-5789-2016（FAX）03-5789-2036

ホームページ：[www.unicef.or.jp](http://www.unicef.or.jp)

印刷：(株)第一印刷所

The State of the World's Children

© United Nations Children's Fund (UNICEF)

February 2011

UNICEF, UNICEF House, 3 UN Plaza,  
New York, NY 10017, USA

ウェブサイト：[www.unicef.org](http://www.unicef.org) (ユニセフ本部)

この白書は国連児童基金（ユニセフ）が2011年2月に発表し、

（公財）日本ユニセフ協会が翻訳したものです。

文中の役職名、肩書き等は本書（英語版）編集時のものです。

本書の無断転載・複製はお断りします。

転載をご希望の場合は、（公財）日本ユニセフ協会 広報室まで  
お問い合わせください。

**世界子供白書  
2011**

**THE STATE OF THE  
WORLD'S CHILDREN  
2011**

# 謝辞

本書の制作は、ユニセフ内外の多くの人々からの助言と貢献によって可能となった。各国のパネルに関して重要な貢献を行ってくれたのは、次の国・地域のユニセフ現地事務所である。(英語名のアルファベット順) : コートジボワール、エチオピア、ハイチ、インド、ヨルダン、メキシコ、フィリピン、ウクライナとユニセフ米国国内委員会。情報・意見はユニセフの各地域事務所、世界保健機関の青少年保健育成チームからも寄せられた。ユニセフ青少年育成参加ユニットからの助言や支援にもまた深く感謝したい。そして、本書やウェブサイトの引用で、またそこへの諸投稿で協力してくれた世界の青少年たちに感謝する。

世界子供白書2011には、今日、青少年が直面している保護、教育、保健、参加の領域での目に見える課題に対して、様々な関係者グループの大人と青少年からそれぞれの視点を提供してもらった。また、本書に登場願った方々にも心より謝意を述べるものである。すなわち、His Excellency Mr. Anote Tong, President of the Republic of Kiribati; Her Royal Highness Princess Mathilde of Belgium; Her Highness Sheikha Moza bint Nasser Al Missned; Emmanuel Adebayor; Saeda Almatari; Regynnah Awino; Meenakshi Dunga; Lara Dutta; Maria Eitel; Brenda Garcia; Urs Gasser; Nyaradzayi Gumbonzvanda; Colin Maclay; Cian McLeod; Paolo Najera; John Palfrey; Aown Shahzad; Maria Sharapova。これらのエッセイは「視点」の全文シリーズの抜粋であり、全文は以下で入手可能である。〈[www.unicef.org/sowc2011](http://www.unicef.org/sowc2011)〉

また、Ayman Abulaban; Gloria Adutwum; Rita Azar; Gerrit Beger; Tina Bille; Soha Bsat Boustani; Marissa Buckanoff; Abubakar Dungus; Abdel Rahman Ghandour; Omar Gharzeddine; Shazia Hassan; Carmen Higa; Donna Hoerder; Aristide Horugavye; Oksana Leshchenko; Isabelle Marneffe; Francesca Montini; Jussi Ojutkangas; Arturo Romboliにおいては、「視点」のエッセイ・シリーズと「テクノロジー」パネルへの力添えに特別の謝意を表する。また、世界保健機関（WHO）・青少年保健育成チームの Meena Cabral de Mello による青少年のメンタル・ヘルスについての助言にも感謝を述べたい。

## 編集・調査

David Anthony (編集担当); Chris Brazier (主任ライター); Marilia Di Noia; Hirut Gebre-Egziabher; Anna Grojec; Carol Holmes; Tina Johnson; Robert Lehrman; Céline Little; Charlotte Maitre; Meedan Mekonnen; Kristin Moehlmann; Baishalee Nayak; Arati Rao; Anne Santiago; Shobana Shankar; Julia Szczuka; Jordan Tamagni; Judith Yemane

## 制作・頒布

Jaclyn Tierney (制作担当); Edward Ying, Jr.; Germain Ake; Fanuel Endalew; Eki Kairupan; Farid Rashid; Elias Salem

## 翻訳

フランス語版: Marc Chalamet  
スペイン語版: Carlos Perellón

## メディア・アウトリーチ

Christopher de Bono; Kathryn Donovan; Erica Falkenstein; Janine Kandel; Céline Little; Lorna O'Hanlon

## インターネット放映・画像

Stephen Cassidy; Matthew Cortellesi; Keith Musselman; Ellen Tolmie; Tanya Turkovich

## デザイン・版下作成

Prographics, Inc.

## 統計表

Tessa Wardlaw (政策実行局 統計・モニタリング課・局長補); Priscilla Akwara; David Brown; Danielle Burke; Xiaodong Cai; Claudia Cappa; Liliana Carvajal; Archana Dwivedi; Anne Genereaux; Rouslan Karimov; Rolf Luyendijk; Nyein Nyein Lwin; Colleen Murray; Holly Newby; Elizabeth Hom-Phathanothai; Khin Wityee Oo; Danzhen You

## プログラム・政策・コミュニケーションガイダンス

ユニセフプログラム局、政策実行局、イノチェンティ研究センター。特に次の方々に感謝を表する: Saad Houry (副事務局長); Hilde Frafjord Johnson (副事務局長); Nicholas Alipui (プログラム局・局長); Richard Morgan (政策実行局・局長); Khaled Mansour (コミュニケーション局・局長); Maniza Zaman (プログラム局・副局長); Dan Rohrmann (プログラム局・副局長); Susan Bissell (プログラム局・局長補); Rina Gill (政策実行局・局長補); Wivina Belmonte (コミュニケーション局・副局長); Catherine Langevin-Falcon; Naseem Awl; Paula Claycomb; Beatrice Duncan; Vidar Ekehaug; Maria Cristina Gallegos; Victor Karunan; Mima Perisic

## 印刷

Hatteras Press

# まえがき

「2050年にあなたは何歳になりますか。」昨年、ボンで開かれていた国連気候変動会議において、1人の若い女性からの代表団への問い合わせによって大きな衝撃が走った。

聴衆は拍手喝采した。翌日、何百人という代表団たちは、揃ってその質問が描かれたTシャツを着用した。その中には、2050年には110歳になり、自分たちはわれわれの不作為の結果を生きて見ることはないであろうと認めた議長もいた。この若い女性のメッセージは明白だ。今後、彼女がどのような世界に住むことになるかは、それを受け継ぐ者とそれを遺す者の両方にかかっている。

『世界子供白書2011』は、この根源的な洞察に同意し、それを元に築かれている。今日12億人の青少年たち(Adolescents)が、子ども時代とおとなとの世界の試練に満ちた分岐点に立っている。こうした若者の10人中9人が開発途上国に暮らし、特に深刻な試練—教育を受けることからただ生き続けることまで—少女や若い女性たちにとっては、さらに大きな課題に直面している。

子どもの命を救うための地球規模の取り組みの中で、ティーンエイジャーのことは、ほとんど耳にすることがない。5歳未満の子どもたちへの脅威の大きさを考えれば、そこに資金を集中させることは理にかなっており、またそうした取り組みの結果、目覚ましい成果も得られてきた。この20年間で、予防可能な原因によって日々命を落としている5歳未満の子どもの数は、1990年の3万4,000人から2009年には約2万2,000人と、3分の1削減された。

だが、こういうこともある。ブラジルでは1998年から2008年の間に乳児死亡率が低下した結果、2万6,000人の子どもたちの命が救われた。ところが、同じ10年の間に8万1,000人の15~19歳のブラジル人の青少年が殺害された。人生最初の10年間で救った子どもたちの命が、その後の10年間でむざむざと失われるなど、断じてあってはならないのだ。

本書では、10代の子ども・若者たちが直面するさまざまな危険を、痛ましいほどに詳しく特集している。毎年40万人が命を落とすさまざまな不慮の傷害、ティーンエイジャーの少女たちの主な死亡原因である早すぎる妊娠と

出産、7,000万もの若者の就学を妨げるさまざまな圧力、搾取、激しい紛争、そして最も悪質な、おとなたちの手による虐待。

また、すでに多くの開発途上国において、その増大する影響が多くの若者たちの健康とやすらぎをむしばんでいく気候変動などの新たな問題、若い人々の間に広がる深刻な雇用機会の不足という労働の動向、それは特にこうした貧しい国々においてそうであるのだが、こうしたことによって引き起こされるリスクについても、考察している。

青少年期(Adolescence)という時期は、脆弱さばかりからなるのではない。さまざまな可能性に満ちた時期でもある。とりわけこの世代の少女たちにとってはまさにそうである。より多くの教育を受けた女子ほど結婚と育児を先に延ばす可能性が高いこと、そしてその子どもたちがより健康で、より多くの教育を受ける可能性が高いことがわかっている。すべての若者に自分の生活を向上させるために必要なツールを与え、自分たちのコミュニティを改善する取り組みに参加させることは、彼らが生きる社会がより強固となるよう、投資していることになるのだ。

豊富な具体例を通じて、『世界子供白書2011』では、持続可能な進歩が実現できることを明らかにする。また最近の研究に照らせば、最も手を差し伸べることが難しい地域に住む、最も貧しい子どもたちにまず注目することで、もっと迅速に、より費用対効果の高い方法での進展が可能であることを示している。公平性に焦点を合わせることで、10代を含むすべての子どもたちを支援することができる。

これ以上時間をかけているわけにはいかない。今この瞬間にもアフリカでは、ティーンエイジャーの少女がなんとか教室に座るために、非常に大きな犠牲を強いられている。ほかにも、強制的に仲間に引き込もうとする武装集団から必死に逃れようとしている少年がいる。南アジアでは出産を迎える日をたったひとりで恐怖におののきながら待っている妊娠中の若い女性がいる。

ボンで問い合わせかけた若い女性は、何百万人もの若い人々とともに、回答だけでなく、われわれ全員によるもっと大きな行動の実践を待っている。



© UNICEF/NYHQ2010-0697/Mariekz

A handwritten signature of Anthony Lake in black ink.

アンソニー・レーク  
ユニセフ事務局長

# 目次

謝辞 ..... ii

まえがき ..... iii  
アンソニー・レーク、ユニセフ事務局長

## 1 新興の世代 ..... vi

青少年期の定義の複雑さ ..... 8  
国際舞台における青少年と青少年期 ..... 10

## 2 青少年の権利の実現 ..... 16

青少年期の健康 ..... 19  
生存および健康一般のリスク ..... 19  
栄養状態 ..... 21  
リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康） ..... 22  
HIVおよびエイズ ..... 24  
青少年に優しい保健サービス ..... 26  
青少年期の教育 ..... 26  
青少年期のジェンダーと保護 ..... 31  
暴力と虐待 ..... 31  
青少年の結婚 ..... 33  
女性性器切除 / カッティング（FGM/C） ..... 33  
児童労働 ..... 33  
ジェンダーと保護に関する取り組み ..... 33

## 3 青少年の世界的な課題 ..... 40

気候変動と環境 ..... 42  
貧困、失業、グローバル化 ..... 45  
少年犯罪と暴力 ..... 52  
紛争と緊急事態 ..... 57

## 4 青少年への投資 ..... 60

データ収集と分析の向上 ..... 63  
教育とトレーニングへの投資 ..... 64  
若者参加の仕組みの制度化 ..... 68  
支援的な環境 ..... 71  
貧困と不公平性への取り組み ..... 72  
青少年のための協働 ..... 76

## パネル

### 国

**ハイチ**：若者たちと力を合わせ、より良い国を目指して復興 ..... 5  
**ヨルダン**：若者のために生産的な仕事を確保する ..... 13  
**インド**：世界最大の10代の女子人口を擁する国のリスクと機会 ..... 23  
**エチオピア**：青少年が向き合うジェンダー・貧困・課題 ..... 35  
**メキシコ**：同伴者のいない青少年の移民を保護する ..... 39  
**ウクライナ**：脆弱な子どもたちを保護する環境を創る ..... 44  
**フィリピン**：青少年の参加の権利を強化する ..... 48  
**米国**：キャンパスでのイニシアティブ  
カレッジや大学で、子どもたちの権利をアドボケート ..... 73  
**コートジボワール**：暴力的紛争と青少年の脆弱さ ..... 77

## テクノロジー

デジタル・ネイティブと、橋を架けるべき3つの分水嶺、  
ジョン・パルフリー、ウルス・ガッサー、コリン・マックレー、  
ゲリット・ベガー ..... 14  
若者と携帯電話と青少年の権利、グラハム・ブラウン ..... 36  
若者のためのデジタル・セーフティ：  
情報の収集、新しいモデルの創造、既存の取り組みの把握、  
コリン・マックレー、ゲリット・ベガー、ウルス・ガッサー、  
ジョン・パルフリー ..... 50  
マップ・キベラ・プロジェクトとレジーナが得たエンパワーメント、  
レジーナ・アウイノとマップ・キベラ ..... 70

## 特集

早期青少年期と後期青少年期 ..... 6  
青少年の人口動向：10の事実 ..... 20  
青少年のメンタル・ヘルス（精神的な健康）：  
調査と投資をする緊急課題 ..... 27  
富裕国における幼少期および青少年期の不公平性—  
ユニセフ・イノチェンティ研究所報告書  
『レポートカード9：取り残された子どもたち』 ..... 30  
移民と子どもたち：早急の対応が求められる理由 ..... 56  
到来する成人期とシティズンシップ（市民性）への心構えを  
青少年に ..... 66  
青少年期の少女たちと共に働く：国連青少年期女子タスクフォース  
(The United Nations Adolescent Girls Task Force) ..... 75

## エッセイ

### 視点

**ベルギー王国マチルド皇太子妃殿下**  
おとなとの責任：青少年たちの声に耳を傾けること ..... 9  
**ニヤラザイ・グンボンズヴァンダ**  
困難に挑む：HIV陽性の青少年たちのリプロダクティブ・ヘルス  
(性と生殖に関する健康) ..... 28  
**マリア・シャラポワ**  
チェルノブイリから25年：  
災害の中の子どもたちを思い出して ..... 38

# 青少年期(10代)：可能性に満ちた世代

## キリバス共和国アノテ・トン大統領

キリバスにおける気候変動の影響：  
青少年にとっての目に見える脅威 ..... 47

## エマニュエル・アデバヨール

スポーツを通じたアドボカシー：  
若者の間のHIVの感染拡大を止める ..... 54

## シェイハ・モーザ・ビント・ナーセル・アル・ミスナド妃

青少年の潜在能力を解き放つ：  
中東・北アフリカ地域における教育改革 ..... 58

## ララ・ダッタ

それぞれの務めを果たすこと：  
青少年に対するマスメディアの責任 ..... 69

## マリア・エイテル

青少年期にある少女たち：あなたにできる最高の投資 ..... 74

## 青少年の声

### パオロ・ナヘラ、17歳、コスタリカ

炎を絶やさない：  
先住民族の青少年たちの教育と保健サービスへの権利 ..... 11

### ミーナクシ・ドゥンガ、16歳、インド

責任ある行動を：  
私たちの地球が再び健康を取り戻せるように世話をしよう ..... 32

### ブレンダ・ガルシア、17歳、メキシコ

ティファナを取り戻す：麻薬がらみの暴力に終止符を ..... 53

### シアン・マクロード、17歳、アイルランド

公平性を追求する：  
ザンビアにおける取り残された青少年たちの考察 ..... 57

### サエダ・アルマタリ、16歳、ヨルダン/米国

現実とかけ離れたメディアイメージ：  
青少年期の少女たちにとっての危うさ ..... 65

### シェド・アウン・シャハザード、16歳、パキスタン

被害者から活動家へ：  
パキスタンの子どもたちと気候変動の影響 ..... 76

## 図

**2.1** 地域別の青少年人口(10～19歳)、2009年 ..... 20

**2.2** 青少年人口の動向、1950～2050年 ..... 20

**2.3** 貧血は、サハラ以南アフリカおよび南アジアの少女たち  
(15～19歳) にとって重大なリスクである ..... 21

**2.4** 低体重は、サハラ以南アフリカおよび南アジアの少女たち  
(15～19歳) にとって主要なリスクである ..... 21

**2.5** 後期青少年期(15～19歳)の男性は、同じ年齢層の  
女性と比べてよりリスクの高い性交渉を持つ可能性が  
高い ..... 24

**2.6** 後期青少年期(15～19歳)の女性の方が、同年齢層の  
男性よりもHIV検査を受けて結果を受け取る可能性が  
高い ..... 25

**2.7** 入手可能な属性別データに基づく、  
各国における初婚年齢 ..... 34

**3.1** 気候変動に関する主要な国際ユース・フォーラムを表す  
言葉 ..... 45

**3.2** 若者の失業の世界的な傾向 ..... 46

## 出典・参考文献等 ..... 78

### 統計 ..... 81

5歳未満児死亡率の順位 ..... 87

表1. 基本統計 ..... 88

表2. 栄養指標 ..... 92

表3. 保健指標 ..... 96

表4. HIV/エイズ指標 ..... 100

表5. 教育指標 ..... 104

表6. 人口統計指標 ..... 108

表7. 経済指標 ..... 112

表8. 女性指標 ..... 116

表9. 子どもの保護指標 ..... 120

表10. 前進の速度 ..... 126

表11. 青少年指標 ..... 130

表12. 公平性指標 ..... 134

青少年の発達と人権により鋭く焦点を合わせることで、貧困、不公平、ジェンダー差別に対する闘いを強く推進し、加速させることができる。12歳のハワ（左から2番目）は最近、女子の教育を提唱する「女子のための全国母親ネットワーク協会 (National Network of Mothers' Associations for Girls)」の働きかけによって再び学校に通うことができるようになった。（カメルーン）



## 第1章

# 新興の世代



# 課題と

子どもたちにとって青少年期\*は、さまざまな機会に満ちた時期である。彼らが人生最初の10年間の成長を土台に、リスクや脆弱さを克服しながら、潜在的な能力を発揮できるように手助けしなければならないという点で、おとなたちにとっても極めて重要な時期である。

世界には10歳から19歳までの人々が12億人暮らしている<sup>1</sup>。この青少年たち<sup>\*</sup>は、これまでの人生の大半またはすべてを、国連ミレニアム宣言の下で生きてきた。これは、すべての人々にとってより良い世界を目指すために2000年に採択された、過去に例をみない国際協定である。

この年齢層の多くは、ミレニアム宣言の核である人間開発目標、いわゆるミレニアム開発目標の達成努力による具体的な成果として挙げられる、子どもの生存、教育、安全な飲料水の確保のほか、さまざまな開発分野の改善における恩恵を受けてきている。しかし今、彼らが人生の重要な時期に達するのと時期を同じくして、世界全体も新たな世紀の重大な局面に立っている。

わずか3年の間に世界経済への信用は、急落してしまった。失業率は急上昇し、実質家計所得は減少、低迷した。本書の執筆時点である2010年末現在も、世界経済の見通しは非常に不安定なままであり、途上国・先進国とも多くの国々でマイナス含みの経済発展が示唆され、経済は長期的に低迷を続ける可能性が色濃く残っている。

この経済的な混迷、不透明感により、とりわけ一部の先進工業国において緊縮財政の懸念が強まり、その結果、社会的支出や海外開発支援にもより厳しいアプローチがとられるようになった。開発途上国においても国家財政は引き

締められ、子どもに関連する分野への投資を含めた社会的支出が、見直しを余儀なくされている。

このような状況においては、財源の大部分を10歳未満の子どもたちや幼年者たちに費やすべきであると考えることが、社会通念上妥当かもしれない。何より、死や病気、低栄養に最も弱いのはその年代であり、不衛生な水や劣悪な衛生状態の影響から生命が脅かされ、教育と保護とケアの欠如が生涯、致命的な意味合いを持ちかねない年代である。

「自分の国を発展させ、世界の人々のために人権を推進する活動に参加したい」

アミラ、17歳、エジプト

一方で、10代を迎えている青少年は概して幼い子どもたちよりも強く、健康である。彼らの大半はすでに基礎教育の恩恵を受けている一方で、必須サービスや保護は最も届きにくく、費用もおそらく一番かかる立場にある。彼らにさらに着目しようすることは、現在のように財政的に困窮した時代にあって、賢明とは考えにくい。

こうした理屈は一見理にかなっているように見えるが、決定的に重要な考え方にもとづいた理由から、欠陥があると言わざるを得ない。子どもや若者たちの生活を持続的に改善すること。これはミレニアム宣言の重要かつ根本的な動機であり、これを達成し持続するには、生まれてからの10年間に投資したものに対して、その後の10年間へもいっそうの配慮とより多くの資源によって補っていくほか

\* 国連の定義で10～19歳を示す原文の「adolescence」「adolescents」を、本書では「青少年期」「青少年」と表す。

# 可 能 性

ないのである。

## 青少年期への投資の責務

青少年期への投資の議論には5つの面がある。第一に、青少年の約80%に適用される「子どもの権利条約」やこの年代の女性たちすべてに適用される「女性差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）」を含む既存の人権擁護条約の下で、この投資は原理上正しいということである。

第二に、青少年期への投資は、1990年以降早期幼年期（0～4歳）および中期幼年期（5～9歳）の子どもたちのために実現してきた歴史的・世界的な成果を確かなものとする上で、最も効果的な方法である。世界全体の5歳未満児の死亡率の33%削減、いくつかの開発途上地域における初等学校就学率の男女格差のほぼ全面的な解消、そして初等教育へのアクセス、安全な飲用水の確保、定期予防接種や抗レトロウイルス薬といった不可欠な医薬品の入手、利用の大幅な向上など、これらはすべて、早期・中期幼年期の子どもたちのために実現してきた近年の目覚ましい進歩の証しである<sup>2</sup>。

ところが、青少年に向けられる配慮と資源の不足があると、こうした努力の成果が人生の10代という時期に制限される恐れがある。この世代がいかに危うい状況であるか、世界的に見ても実証されている。1998年から2008年の間に、81,000人ものブラジルの15～19歳の青少年が殺害された<sup>3</sup>。世界的に中等学校の純出席率は、初等学校の出席率よりおよそ3分の1低い<sup>4</sup>。世界中で、新たなHIV感染例の3分の1が15～24歳の若い人々である<sup>5</sup>。そして、中国を除く開発途上国において、3人に1人の女子が18歳未満で結婚している<sup>6</sup>。こうした事実を目の当たりにすると、避けがたい疑問が浮かぶ。すなわち、子どもたちの権利と幸福を支える私たちの努力も、青少年たちへのサポート不足によって制約されているのではないか。

第三に、青少年への投資は、貧困、不公平およびジェン

ダー差別に対する闘いを加速させることができる。青少年期は、しばしば貧困と不公平が次の世代に継承されることを防ぐ上で極めて重要な10年間である。貧しい少女たちが貧しい子どもたちを産んでいく。これは、特に低い教育水準の青少年たちについて言えることである。学齢期にある世界の青少年のほぼ半数が、中等学校に行っていない<sup>7</sup>。また通学していても一とりわけ最も貧しく最も取り残された家庭やコミュニティに生まれた者たちは一最後まで学業



子どもたちに対する国際的な責任を果たし、より平和で寛容で公平な世界を創るために、10代という年代にさらに焦点を合わせることが極めて重要である。ジェンダーの平等、多様性、平和および人権の尊重の文化を促進する中等学校の生徒たち。生徒たちの間で社会的技能や読み書き能力、自尊心を向上させ、親たちや地域の人々の参加を奨励する（コロンビア）。

を続けられなかったり、卒業しても十分な技能、特に現代のグローバル化された経済においてますます需要が高まる高いレベルの職能を持っていなかったりする。

この技能の不足は、若者の雇用動向に暗い影を落としている。世界的な経済危機は、無職の若者を大量に生み出し、その数は、2009年には全世界でおよそ8,100万人となつた<sup>8</sup>。就職している者も、相応の仕事は非常に少ない。2010年には、世界のワーキングプアの約4分の1が15～24歳の若者であった<sup>9</sup>。開発途上国で操業している国際企業を対象に行った先頃の調査では、20%以上の企業がより高いレベルの民間設備投資とより速い経済成長を目指す上で、労働者の不十分な学歴が大きな障害となっていると考えている<sup>10</sup>。

貧困の次世代への伝達が最も顕著になるのが、この世代



貧困、疎外および差別の世代間連鎖を断ち切ることのできるライフサイクル・アプローチが効果をもたらすためには、青少年の福祉の実現と積極的な参加が必須である。米国ニューヨーク市イースト・ハーレムのヤング・ウィメンズ・リーダーシップ・スクールで開かれた特別集会で質問をする少女。

の女子である。教育的に不利な状況とジェンダー差別が、彼女たちを疎外と極貧の生活、児童婚や家庭内暴力に追い込む強力な要因である。中国を除く開発途上国の少女たちの約3分の1が、18歳になる前に結婚している。15歳未満の少女たちのほぼ30%が結婚している国も、いくつかある<sup>11</sup>。

青少年期の最も貧しい女子は、早く結婚する可能性が最も高く、最も豊かな上位5分の1の家庭の同年代と比べて児童婚の割合はほぼ3倍にのぼる。早く結婚した少女たちは、早すぎる妊娠、高い妊娠死率と母体罹病率、そして深刻な子どもの栄養不足という悪循環に陥るリスクも最も高い。しかも低栄養は、早期幼年期の発達を妨げる最も大きい要因の一つであるという確かな証拠がある<sup>12</sup>。

子どもの発達にライフサイクル・アプローチを採用し、青少年たち、特に女子に対するケアとエンパワーメントと保護を与えることにいっそう配慮することこそ、貧困の世代間連鎖を断ち切る最も確実な方法である。繰り返すが、教育を受けた女子ほど早く結婚せず、ティーンエイジャーで妊娠する割合も低く、HIV/エイズに関する正確で総合的な知識を持っていることが多い。やがて母親になった時に元気な子どもを産む可能性が高いということが、実証されている。教育は、良質で子どもたちの生活に関わりが深いものであれば、何にも勝る力を与え、男女とも青少年に、現代の世界的な課題に立ち向かうための知識と技能、そして自信を与えるものだ。

こうした課題に取り組むべき緊急のニーズがあること、これが青少年期に投資する4つ目の理由である。貧富にかかわりなく青少年たちは、今後も長期化が懸念される構造的失業を含め、今日の経済的混迷が及ぼす世代間への影響に向き合わなければならない。気候変動や環境の悪化、急速な都市化と移住、高齢化社会と保健ケアコストの上昇、HIV/エイズの世界的な広がり、そして数も激しさも増している人道危機と闘わなければならない。

これらの重大な課題は、最も深刻な国々において、おとなよりもはるかに、不均衡なほどに、それが青少年たちに突きつけられている。所得が最も低く、政情不安が最も深刻で、都市化が最も急速に進む国の人々。内乱や自然災害の危険に最もさらされていて、気候変動の被害に対して最も弱い立場の人々。このような国々の若者たちは、今世紀を通じて生じてくるこうした課題に対処するための技能と能力を備える必要がある。

## 若者たちと力を合わせ、より良い国を目指して復興



ハイチ、ポルトープランス近郊のピステ・アヴィアシオンにある家族用仮設テントの避難所で2歳のいとこマリー・ラブを抱くスタンレー

「これまでの再建の過程で大いに特筆すべきは、若者たちが重要な役割を担ってきたことである。」

2010年1月12日に、ハイチの中心地は200年以上経験したことのない最大規模の地震に見舞われた。22万人以上が命を落とし、30万人が負傷し、160万人以上が住む場所を失い、自然発生的な居住地での避難生活を余儀なくされた。ハイチの全人口の約半数を占める子どもたちは、この地震の後遺症にひどく苦しんでいる。ユニセフは、住居を失った人々のおよそ半分が子どもで、50万人の子どもたちが極めて弱い立場にあり、子どもの保護に関するサービスを必要としていると推定している。

ハイチの人口の4分の1近く（23%）は年齢が10～19歳で、彼らの状況は地震以前から非常に厳しいものであった。西半球で最も貧しい国であるハイチは、多くの指標でほかのラテンアメリカの国々やカリブ諸国からも、また世界各地の後発開発途上国からも大きく遅れをとっていた。例えば、2005年から2009年の間の中等学校の純就学率は地域全体では約70%、世界の後発開発途上国でもおよそ28%であったのに対して、ハイチではわずか20%（男子18%で女子21%）であった。青少年が結婚、妊娠する割合は、同じ地域のほかの国々を大幅に上回る。2005年から2006年に調査を行った20～24歳の女性のうち、約3分の1が18歳未満で結婚し、48%が20歳までに結婚していた。また30%が20歳前に初めての出産を経験していた。

このように教育、健康、保護が不十分なのは、貧困によってさまざまなサービスや水・食糧といった基本的生活必需品が入手できないこと、政情不安、暴力、ジェンダー差別の直接的な結果である。自然災害も繰り返し直面してきた課題ではあったが、先の地震はいまだかつてない規模でインフラを破壊し、人命を奪った。

ハイチ政府は国家復興開発行動計画を策定し、長期、短期両方のニーズを盛り込んだ目標を定めた。地震から最初の18カ月に53億米ドル、それ以降の3年間に、約100億ドルの援助を約束した国際的なパートナーと力を合わせて、政府は、地震前よりも国を良い状態に復興することを表明した。計画では、物理的なインフラ整備および制度構築から文化保護、教育、食糧と水の確保まで、再開発のあらゆる側面に焦点を当てている。子どもたちの教育、健康とともに、妊産婦のニーズを優先して取り組む構えだ。

これまでの再建の過程で大いに特筆すべきは、若者たちが重要な役割を担ってきたことである。被災直後の捜索救助、応急処置、必需品の輸送において、ユース・グループは対応要員として欠かせない存在であった。それ以降も地域に密着した大切なヘルパーとなり、保健情報の伝達やインフラの建設に携わっている。ドミニカ共和国とハイチに支部を持つエコクルバス（Ecoclubs）グループは、汎米保健機関（Pan American Health Organization: PAHO）および世界保健機関（WHO）の教材を使って、読み書き能力が低いコミュニティを対象にマラリア予防に関する情報を提供してきた。「水と若者の運動（Water and Youth Movement）」は、6つの貧しいコミュニティに送水ポンプのトレーニングと設置を行うための6万5,000米ドルの寄付金を集めることを起した。

さらにユニセフ、プラン・インターナショナルとそのパートナーらは、災害後ニーズ調査（PDNA）のプロセスにおいて1,000人の子どもたちの意見を取り上げて進めた。国の9つの部署を通じて「子どもに優しい」を焦点にしたグループ会議が開かれた。参加した青少年を含む若者たちは、ジェンダー、障害、脆弱性、サービスへのアクセス、災害リスクの削減、意思決定への参加、PDNAの説明責任の仕組みに関する課題を提起した。

若者を取り込んださまざまなパートナーシップを通じて、子どもたちへの予防接種、復学のための支援、HIV/エイズに対する認識の喚起、包括的なコミュニティ開発の奨励、公衆衛生の促進などの各種プログラムが始められた。しかし、こうした取り組みや将来的な努力には継続した財政的、精神的献身が必要で、そうすることで解決を要する多くの課題の克服につながる。その一つが、例えば地震で手足を失った者など、最も不利な状況にある人々の差し迫ったニーズに対応することである。

彼らのニーズに応え、このような動搖の大きい時に、貧困の程度、都市部と農村部の違い、ジェンダーや能力にかかわらずおとなになれるように、そしてもっと強く、もっと公平なハイチの再興をめざすために、未来に向けてあらゆる年齢の若者たちの声に耳を傾けて対応していくことが、不可欠になる。

78ページの出典・参考文献等を参照のこと。

## 早期青少年期と後期青少年期



朝鮮民主主義人民共和国平安南道東部にあるヨンピョン小学校で4年生の算数の授業を受けるリム・ウンジョン (Rim Un Jong)、10歳

年齢の低い青少年と高い青少年は明らかに経験の差で隔てられていることから、10代という年代を早期青少年期（10～14歳）と後期青少年期（15～19歳）に分けて考察することは有益である。

### 早期青少年期（10～14歳）

早期青少年期は、広くは10歳から14歳の間続くと考えられる。一般的に身体的な変化が始まるのはこの段階で、通常は急激な成長から始まり、間もなく性器の発達と第二次性徴の発現がこれに続く。こうした外見の変化はとてもはっきりしていることが多く、身体が変化している者にとって、このことは興奮や自信を感じたりするものであると同時に、心配の種でもある。

個人の内面の変化は、これほど顕著ではないが、同じくらい深遠なものだ。近年の神経科学の研究は、このような早期青少年期に、脳は目を見張るような神経細胞の電気的、生理学的の発達を遂げることを示している。脳細胞の数はわずか1年の間に倍増することもあり、その間にも神経回路網が根本的に再編成され、その結果として感情的、身体的、精神的能力に影響を及ぼす。

男子よりも18カ月早く平均12歳で思春期を迎え、身体的にも性的にも発達している女子も、脳の発達において同じ傾向が見られる。論理的思考や意思決定を司る前頭葉は、早期青少年期に発達しはじめる。男子はこの発達が遅く始まり、長くかかるので、衝動的な行動や追随してしまうような行動をとる傾向が女子よりも長く続く。この現象から、世間一般に女子のほうが男子よりもずっと早く成熟すると認知されている。

女子も男子も、幼い子どもだった時より自分たちの性についての自意識が高まり、認められている規範に合うように行動や外観を調整することがあるのも、早期青少年期である。いじめの犠牲になったり、いじめに加わったり、自分自身の個人的、性的なアイデンティティについて悩んだりする。

早期青少年期とは、子どもたちが、この認知的、感情的、性的、心理的な変化と折り合うために、安全で邪魔のない空間を持つ時期であるべきだ。家庭、学校、コミュニティでのおとなたちの十分なサポートを得て、彼らはおとの役割を演じることから解放される。思春期をしばしば取り巻く社会的なタブーを考えると、早期青少年期には、HIV、そのほかの性感染症、早期の妊娠、性的暴力、および搾取から自身を守るために必要な情報を、存分に与えることが特に重要である。そうした情報

を得られたとしても、それが遅すぎて、すでに人生に大きな影響を受けているために、発達と幸福が損なわれてしまう子どもたちが、あまりに多いのである。

### 後期青少年期（15～19歳）

後期青少年期は、10代の後半部分の、およそ15歳から19歳の間の時期である。たいていこの時期までに主だった身体的变化は起こっているが、体はまだ発達を続けている。脳は発達と再編成を続けており、分析的、反省的思考能力が大幅に向上升する。最初のころはまだ仲間や集団の意見を重視する傾向にあるが、自身のアイデンティティや意見が明確になり、自信が深まるにつれて、そうした強い支配は消えていく。

「おとの行為」を試してみるという早期から中期の青少年期に一般的で特徴的な危険を顧みない行為は、後期青少年期になると危険を判断し、自覚ある決断を下す能力が発達するにつれて、徐々に減少していく。それでも喫煙、麻薬やアルコールを伴う経験は、危険をいとわない早期の段階で行われ、後期青少年期からさらに成人期にまで継続されていくことが多い。例えば、13～15歳の5人に1人が喫煙していること、そして青少年期に喫煙を始めた若者のおよそ半数が、その後少なくとも15年間はタバコを吸い続けると推定される。青少年期に脳の爆発的な発達が起こる一方で、麻薬とアルコールの過剰摂取によって、脳は深刻かつ永久的に損なわれる可能性がある。

後期青少年期の女子は、男子よりもうつ病などを含め健康面での悪い症状が出る危険が大きく、しかもこのようなリスクはジェンダー差別や虐待によって深刻化することが多い。女子は特に、拒食症や過食症といった摂食障害になりやすい。この脆弱さは身体的イメージに対する深刻な不安からきているもので、女性の美しさについての文化やメディアによる固定概念によってエスカレートする場合もある。

こうしたリスクはあるものの、後期青少年期は機会と理想と展望に満ちた時代である。青少年たちが仕事やさらなる教育の世界へと進み、自らのアイデンティティと世界観を固めて、自分たちの周りの世界を積極的に形成し始めるのは、この時期である。

78ページの出典・参考文献等を参照のこと。

青少年期への投資についての5番目で最後の議論は、青少年の描かれ方に関するものである。世界の住民の5分の1に相当する彼らは「次世代」のおとな、「未来の世代」または単に「ザ・フューチャー」と呼ばれることが多い。だが、青少年は同時に今を生き、働き、家族やコミュニティ、社会、経済に貢献している現世代の一員でもあるのだ。

幼い子どもたちと同様に、承認され、保護とケア、生活必需品と必須サービス、機会と支援を受け、自らの存在と価値を認めてもう権利が青少年にはある。ある意味では、子どもたちの中でも青少年期こそ最大の支援が必要な問題もある。とりわけ児童婚、商業目的の性的搾取、法への抵触などといった子どもの保護の観点から見たリスクに関する問題だ。ところが、時には政治的、文化的、社会的な問題から、まさにこうした重要な分野において子どもたちへの投資や支援が最も不足し、配慮にも欠けている。保護、教育と子どもの生存との間には強いつながりがあるため、子どもと女性に向けられる暴力、虐待、搾取に対して本格的に取り組むにあたり、青少年、特に女子のための投資が不可欠であることは明らかである。

こうしたことは、打ち消しがたい真実を浮かび上がらせる。すなわち、今日においても将来においても、青少年の育成と参加にいっそう集中していかないかぎり、貧困や不平等やジェンダー差別との闘いは成し遂げられず、その有効性も危ういということである。

この真実は広く知られているが、ミレニアム開発目標やミレニアム宣言の他の側面の実現を推し進める中で、若者のニーズに対して十分な検討がなされていない恐れがある。しかも、彼らの声は聞かれてはいても、心に留められることはめったにない。

長い間青少年たちは、寛容と安全、平和と公正の世界を創るという2000年のミレニアム宣言での約束を守るよう求めてきた。一それは子ども、青少年、若者たちにふさわしい、すなわち、私たちすべてのための世界のことである。

ここ何ヵ月の間ユニセフは、国家やコミュニティの中で不利な状況にある人々を優先し、子どもたちの公平性を実現するための努力を倍増することで、「目標」を達成することに改めて活動の焦点を合わせはじめた。再設定した焦

点への最初の取り組みのほとんどは、幼い子どもの生存と発達の推進に充てられたものの、青少年期における不公平性への対応も同様に重要であり、達成が困難である。

不公平というのは、10代という人生の段階で最も如実に現れてくる場合が多い。最も貧しく、取り残された若者たちは、不利であるゆえに中等学校に進学することがかなわず、特に女子の場合は児童婚、早期の性交渉、暴力、家事労働といった保護が必要となる虐待にさらされ、彼らの持つ潜在的な可能性を、最大限発達させる機会を奪われてしまう。

質の高い教育、保健ケア、保護、参加の権利が与えられないと、青少年は、今までどおり、あるいはこれから困窮し、疎外され、無力であり続け、彼らの子どもたちもその権利を否定されるというリスクが高くなる。

こうした理由から、そして2010年8月12日に始まった2度目の国際ユース年（International Year of Youth）を支持して、ユニセフはその最重要報告書である『世界子供白書』の2011年版を青少年と青少年期の報告に充てることとした。

本書では、第1章で青少年期という概念について簡単に論じ、なぜ子どもたちに対する国際的なコミットメントを実現し、より平和で寛容で公平な世界を創るために、10代という年代にもっと焦点を合わせることが重要であるかを説明する。次いで青少年期の歴史的背景を、その相対的な社会的重要性に対しての国際認識の高まりを強調しつつ、検証する。

第2章では、世界における青少年たちの状態について、彼らの住む場所や、具体的に直面している生存と健康、教育、保護と公平性の課題について、掘り下げて分析・評価していく。

第3章では、経済と雇用、気候変動、人口の推移、青少年犯罪および暴力、そして平和と安全に対する脅威等の最新の動向から、彼らの現在および将来の幸福を脅かすリスクについて評価していく。

この『世界子供白書2011』の最終章では、青少年や若者へのマンパワーリングの方法、おとなへのシティズン

シップ（市民性）のための準備、福祉、心身の一体的な発達、積極的な参加への投資のあり方について、模索する。国際的な世帯調査からの属性別データを必要に応じて国内データで補完することによって、これまでほとんど活用されてこなかった、特に後期青少年期（15～19歳）に関する情報の宝庫につながったが、それがこの本書の中核を成している。また、世界の状況について彼ら自身の見方を示す青少年の声を、随所に掲載してある。

## 青少年期の定義の複雑さ

青少年期を厳密に定義することは、いくつかの理由から難しい。第一に、各個人がこの時期に経験することは、身体的、情緒的、認知的な成熟度やその他の偶発的な事柄によって異なるということが、広く認められている。幼年期と青少年期の明確な境界線と見なされることのある思春期の始まりを引き合いに出しても、その定義付けの難しさを解消できない。

思春期は女子と男子ではその始まる時期が大きく異なり、同性でも大きな個人差がある。女子は男子よりも平均で12～18ヶ月早く思春期が始まる。男子は一般的に13歳前後に精通を迎えるのに対して、女子の初潮の平均年齢は12歳である。さらに女子の場合、早ければ8歳で初潮を経験する子どももいる。また思春期は今までにないほど早く始まっていることが、確証されている。男女とも思春期の年齢は、過去2世紀の間に丸3年も低くなった。健康および栄養の水準が向上したことが主な理由である<sup>13</sup>。

つまり、特に女子だが、一部の男子についても、国連が彼らを青少年（10～19歳の個人と定義される）と見なす前に思春期を迎え、この時期に関わるような主な生理学的、心理学的变化を経験しているのである。同様に、男子が14歳か15歳になって思春期を迎えることも珍しくなく、その時点で学齢集団においてすでに2年以上も実質的に青少年として扱われており、自分よりも身体的にずっと大きく、性的にも発達している男子や女子と付き合ってきてるのである<sup>14</sup>。

青少年期の定義を複雑にする第二の要因は、投票や結婚、軍隊への入隊、財産の所有、飲酒といった、おとなとの領域と見なされる活動に参加するための最低年齢が、それぞれの国の法律で大きく異なる点である。これと関連する考え方方が「成年」、つまり国家によって個人がおとなとして認められ、その身分に伴うすべての責任を満たすことが期待される法定年齢である。成年に満たない個人は「未成年」

と見なされる。多くの国々では成年を18歳としており、これは「子どもの権利条約」の第1条の下で定める子どもの年齢幅の上限と一致している、という利点がある。

この境界の年齢が大きく異なる国もある。国家が定める成年で最も低い年齢のひとつがイランの女子に適用される年齢で、わずか9歳である。これに比べてイラン人男子は15歳で成人する。「子どもの権利条約」のモニタリングを行う「子どもの権利委員会」は、成年を18歳未満に定めている国々に対して、この年齢を見直し、18歳未満のすべての子どもたちに対する保護のレベルを向上させるよう、国家当局に働きかけている<sup>15</sup>。

ところが、国のさまざまな法制度に関連して、青少年期の定義上、物事を複雑にしている要素は、成年の年齢だけではない。なぜならば、成人の年齢と、おとなであることを連想させる活動を合法的にできる年齢とは、まったく関係がない場合が多いからである。この「免許の年齢」はその活動によってまちまちであり、当然ながら国際的に適用される基準は存在しない。例えば、成年が18歳である米国では、ほとんどの州において青少年は16歳で合法的に



青少年期は、特別にケアと保護を要する人生で極めて大切な10年間である。水を汲む12歳の少女。自宅の玄関脇に蛇口が設置されたので、宿題をする時間が増えたと言う（パキスタン）。

## おとの責任： 青少年たちの声に耳を傾けること



ユニセフ・ベルギー  
国内委員会名誉会長、  
子どもとエイズのためのユニセフ・  
国連合同エイズ計画(UNAIDS)特別代表  
、ベルギー王国マチルド皇太子妃殿下

「青少年は、自分たちのことを『未来のおとな』とは考えていない。彼らはいま、真剣に受け止めてもらいたがっている。」

「子どもの権利条約」が施行されてからの20年間で、国際社会は教育、健康、参加、保護における子どもたちの権利を守ることを堅く約束してきた。これらの権利は道徳的、法的義務を伴い、各国政府は子どもの権利委員会を通じて、自国の子どもたちの福祉に対して責任を負っている。

世界中で、人生における最初の10年間を生きる子どもたちの死亡率の低減、基本的な保健ケアへのアクセスの改善、就学を確実にすることについて、大きな進歩があった。こうした実績は、青少年期において前途有望な大きな一步に道を切り開き、低い数値ではあるが、中等学校への就学率の増加、早すぎる結婚や女性性器切除/カッティングの減少、HIV感染に関する知識の向上などが見られた。認識を高め、対話を奨励し、政策を立案するための世界的な、また各国による努力のおかげで、青少年たちは以前よりも虐待や搾取からよく保護されている。それでも何百万人の青少年たちにとって、日常生活はいまだ苦闘である。

幸福に育つこと—学び、遊び、安心を感じられる機会に恵まれて—は、いまだに多くの人々にとっては遠い夢だ。何百万人というティーンエイジャーが、危険な仕事、早期妊娠そして武力紛争への関与に直面している。おとの役割を背負わされ、子どもとしての権利を奪われた青少年たちは、保護の必要な虐待にさらされている。この年齢層から子ども時代を取り上げてしまったら、労働における搾取、早婚による社会からの孤立、妊娠や出産の合併症による成年女子の死亡や罹病などのリスクを高めるばかりだ。人生で大事な時期にある青少年を保護するという非常に大きな課題を、過小評価してはならない。おとなたちには、その課題に立ち向かう上で、極めて重要な役割がある。

現在、青少年は世界の人口の18%を構成しているが、世界ではこれより低い注目しか集めていない。青少年の発達を促進し、保護する責任は、その両親、家族そして地域コミュニティにある。法を整備し、ミレニアム開発目標のような具体的な目標を追求することは、青少年への投資へ弾みを作る大切な方法だ。だが、こうしたイニシアティブを本当に有効なものにしたいのであれば、若い人々を問題の解決に招き入れて、彼らの声をしっかりと聞くことである。

青少年は、自分たちのことを「未来のおとな」とは考えていない。彼らはいま、真剣に受け止めてもらいたがっている。「子どもの権利条約」

の第13条では、子どもが自らの考えや意見を、自ら選択する方法によって自由に表現することができると定めている。この権利行使していくことは、自信を育むだけでなく、市民として積極的な役割を担う準備にもなる。

等しく重要なことは、教育が、子どもたちにコミュニケーションを促し、自分たちの声を届けることを励ますものであることだ。学習が教室の枠を超えて広がるにつれ、若者たちの教育的成長を刺激するには、両親、友人、家族の支えが不可欠である。メンターとしての親の役割も軽視してはならない。その役割は、いっそうの支援と賞賛を受けてしかるべきだ。

ユニセフ・ベルギー国内委員会の「あなたはどう思いますか(What Do You Think?)」プロジェクトに対する若い人々の反応を聞いて、たまに喜ばしく思う。この取り組みは、取り残された子どもたち、つまり障害のある子ども、施設や病院に暮らす子ども、そして貧困に喘ぐ子どもに光明を投じるものだ。私はこうした子どもたちを訪問して、彼らの話は想像するかもしれぬような絶望の表明ではないことを知った。逆に、多くの子どもたちは未来に向けて並々ならぬ希望と、自分たちの世界を作る活動に参加したいという意欲をはっきりと語る。

青少年たちが私たちに何を望んでいるかを理解するには、彼らの話を聞くことが唯一の方法だ。青少年期は人の成長において極めて重要な時期である。青少年たちの具体的なニーズや不安にしっかりと注意を払うことにしてほしい。彼らのために、社会参加の機会を創ろう。健全なおとなへと成熟していかれるよう、彼らに自由と機会を与えよう。ミレニアム開発目標の期限である2015年が近づきつつある今、世界中の子どもたちに等しい幸福を保証するため、あらゆる努力をしなければならない。彼らの希望と夢は生き続けている。若者たちが最大限の可能性を実現できるようになるかは、私たち次第だ。彼らが人生を前向きな冒険としているように、ともに努力していこう。

ベルギーのマチルド皇太子妃殿下は、HIVと共に生きる子どもたちのために特に尽力されている。ユニセフ・ベルギー国内委員会名誉会長兼、子どもとエイズのためのユニセフ・国連合同エイズ計画(UNAIDS)特別代表として、アフリカやアジアを歴訪され、立場の弱い人々がより幸福となり、子どもの人権に対する認識が広く形成されるよう取り組まれている。

自動車を運転することができる。一方、米国の成人でも一般的には21歳になるまで、アルコール飲料を購入することができない<sup>16</sup>。

初めて結婚が許される年齢についても、成年とは大きくかけ離れていることがある。多くの国々で、だれでも合法的に結婚が許される年齢と、親または裁判所の許可があつてはじめて結婚が可能となる、より若い年齢とが区別されている。例えばブラジル、チリ、クロアチア、ニュージーランド、スペインでは婚姻適齢は通常18歳だが、親または裁判所の許可があれば16歳に引き下げることができるというのがこのケースだ。ほかの多くの国々では婚姻適齢が男性と女性とでは異なり、ふつうは女子のほうが男子よりも若い年齢で結婚できるように定めている。世界で最も人口の多い2つの国では、男性の婚姻適齢は女性よりも高い。中国では男性は22歳、女性は20歳であり、インドでは男性は21歳、女性は18歳である。例えばインドネシアのような他の国々では、未成年でも一度結婚したら成人の年齢に制約されなくなる<sup>17</sup>。

青少年期を定義する上で難しいことの三つ目は、幼年期・青少年期を成人期と区別する法的な境界の年齢があつても、世界各地の青少年や幼い子どもたちは、労働や結婚、プライマリーケア活動や紛争など、おとの行う活動に従事しているということである。こうした役割を引き受ける

ことで、結果として幼年期と青少年期を奪われている。実際、通常は男性が、未成年である少女たちと結婚できるよう、法定婚姻適齢は広く無視されているのが現実である。多くの国やコミュニティにおいて、児童婚（ユニセフの定義では18歳に達する前の結婚または事実婚）、若い母性、暴力、虐待、搾取によって、特に女子からではあるが、男子からも、青少年期のすべてが取り上げられている。とりわけ児童婚は暴力、社会的疎外、保護サービスや教育からの疎外と結びついていることが多い。同じような状況が児童労働でも起きており、5～14歳の子どもたち1.5億人が児童労働に従事していると推定される<sup>18</sup>。

国の出生登録制度が弱いことも、最低年齢への取り組みを複雑にしている。2000年から2009年の期間に開発途上国（中国を除く）で出生時に登録された子どもは、わずか51%でしかなかった<sup>19</sup>。「子どもの権利条約」の下での権利である登録がなければ、青少年の権利を完全に保護できない。結婚、労働、兵役といった、非合法で早すぎるおとの役割を負った事例を訴訟することも、申立人である子どもや青少年の正確な年齢が把握できなければ、ほとんど不可能である。

## 国際舞台における青少年と青少年期

国際的に認められた青少年期の定義はないものの、国連



若者たちは、差し迫った問題を取り上げ、彼らの提言を国際社会と共有する、大きな助けになる。2009年7月6日、イタリア・ローマで開催された「ジュニア・エイト（J8）サミット」の作業グループセッションで、若者代表たちは地球規模の問題について話し合った。

## 炎を絶やさない： 先住民族の青少年たちの教育と保健サービスへの権利



パオロ・ナヘラ、17歳、  
コスタリカ、先住テラバ  
民族

「求めているのは、基本  
的人権を尊重してほし  
いということだけだ。世  
界中のすべての人が、  
この敬意を受ける権利  
を持っている。」

僕の民族であるテラバの人々の将来を考えるとき、消えゆく土地と枯渇する川を思って気持ちが沈む。僕は世界についてはあまり知らないが、物事の善悪はわかり、この厳しい現実が誰かのせいではないこともわかる。僕の曾祖父から祖父へ、父へ僕へと受け継がれてきた抵抗の炎は、自分たちのコミュニティを生かしておきたいという僕たちの願いを象徴している。僕の望みは、自分たち、先住民族の文化と言語が持続することだ。

問題は、僕の兄弟たちがテラバ・インディアンとして生きることを恐れていることだ。からかいといった外部からのプレッシャー、差別、そして僕たちの基本的権利が無視されることで、何百年も続けてきた生存のための苦闘が、あわや崩壊寸前の状態に陥った。その上、僕の部族も含め、この国にある8つの先住民族コミュニティ\*は十分な学校施設や適切な保健センターも与えられず、私たちの土地も尊重されてこなかった。

僕たちは、自分たちのライフスタイルが守られ、自分たちが保全してきた調和、民族が血を流して苦しみながら得た調和を打ち碎く企業によって土地が侵害されないことを求めている。これは世界から疎外されたがっているという意味ではない。求めているのは、基本的人権を尊重してほしいということだけだ。世界中のすべての人が、この敬意を受ける権利を持っている。私たちに目を向け、私たちの声に耳を傾けてほしいとお願いしているのだ。

大好きなテラバ学校のおかげで、高等教育を受けてこの国の大学に通える、僕の民族からの最初で数少ない者のひとりになれたことを誇りに思う。コスタリカの教育制度は不十分であり、先住民族のコミュニティではさらに悪い状況だ。学校では不公平がいたるところにあり、今の制度は僕らインディアンとしてのアイデンティティも存在も守ろうとはしない。政府による先住民族の文化への投資が不足していることが、時代遅れの教材を使って授業をしたり、教師たちが木陰で授業をする様子などからもわかる。政府は、教育によってわが国にもたらされる資源も、先住民族の若者のための教育に投資することで得られるメリットも、理解していないのだと思う。

質の高い教育を提供するためには、教師たちにきちんとした教室と教科書を与える必要がある。ほかの地域の子どもたちのように、

僕の村の子どもたちもコンピュータを通じて世界にアクセスすることができたらどれほどすばらしいことか。子どもたちが教育を受け潜在的な可能性を発達させる権利を否定されてきたことを、悲しく思う。

コスタリカでは肌の色が意味を持つ。ここに公平性というものが存在していれば、私の村の少女たちにも国内のほかの地域と同じ機会、例えばテクノロジーや中等学校への道が与えられるはずだ。そうすれば彼女たちも、自分たちの文化を発展させ、保護するための能力を備えられる。

人々が本当に興味を持って先住民族の人々の話を聞き、支援したいと思う時が来ることを願っている。それは、このようなエッセイを書いて人々に読んでもらえること、理解してもらえることを願う数少ない先住民族の若者が、僕ひとりではなくなる時もあるだろう。本物の公平性があれば、先住民族の地域にも常設の保健センターができ、中等学校では主なカリキュラムの一環として自分たちの文化や言語の授業が行われるようになる。自分たちの言葉を忘れ、生き方を恥ずかしいと感じるようしむけられても、僕たちは先住テラバ民族としての夢と意志を持ち続けている。

パオロ・ナヘラは先頃、経済危機が彼のコミュニティと家族に及ぼした影響で退学を余儀なくされた。パオロは彼自身の部族のようなコスタリカの先住民族コミュニティの生活向上させるために、開発の仕事に携わることを目指している。

\* コスタリカには公式に認められた8つの先住民族【ブリブリ (Bribri)、カベカレ (Cabécares)、ブルンカ (Brunkas)、ンガベ (Ngobe) またはグアイミー (Guaymí)、ウェタル (Huetares)、チョロテガ (Chorotegas)、メレク (Malekus) およびテリベ (Teribes) またはテラバ (Térrabas)】が存在している。その約半数が24の先住民族地区に暮らしている。先住民族の人口63,876人（国内の総人口の1.7%）を構成する。パナマの大西洋沿岸から17世紀末にコスタリカへ移住するよう伝道者らにより強要されたテリバの子孫であるテラバ民族は、この中で2番目に小さいグループで、2000年の国勢調査によると人口は621人であった。この地域は、コスタリカ南部にあるブエノスアイレス郡のボルカテレ居留地の中にある。

では青少年を10～19歳の個人と定義している。つまり、10代の人々ということになる<sup>20</sup>。本書に掲載する分析や政策提言の多くにこの定義を適用している。「青少年(adolescents)」という表現は国際協定や宣言、条約には登場しないが、すべての青少年は世界人権宣言およびその他の主要な人権規約や条約の下で権利を有している。また彼らの大部分が「子どもの権利条約」の対象であり、特に青少年期にある少女たちは「女性差別撤廃条約(CEDAW)」、「北京行動綱領」、および「アフリカの女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章」といった地域的な法律文書によつても保護されている。

青少年期を個人の人生における10代と定義することで、この移行期間としての時期を捉えて分析する目的で、年齢に基づくデータを収集することが可能となる。今日では、青少年期が早期幼年期とも成人期とも異なる段階で、特別な配慮と保護が必要な時期であることは広く認められている。だが、人類の歴史の大部分においてそうではなかった。

青少年期の重要性が広く認められるようになったのは、比較的最近になってからのことだ。幼年期と成人期をほとんど区別しない社会やコミュニティも今なお多い。青少年、そしてもっと幼い子どもたちもあるが、働いて自らを養い、さらには武器を持つことまで期待されている。この意味において、彼らは小さな、発達しきれていない成人と見なされている。

ところが、別の社会では、幼年期から成人期への移行は、これまで現在も、おとなであることにつづる独立心、責任、期待、特権を個人が引き受けるとされる瞬間を社会が認知する、ある種の通過儀礼によって特徴付けられている。通過儀礼の概念に欠かせないのは、幼年期は人生の残りの部分とは違う空間と時間であり、特別なケアと思いやりをもって扱う必要のあるものという感覚である。

こうした教えは、20世紀前半、子どもたちを搾取的で有害な労働から保護しようとした条約を通じて、最初に国際社会において紹介された。第一次世界大戦後に国際労働機関が起草した最初の協約の目的は、ほとんどが10歳を超えた児童の労働者を保護することであった。これには国際労働機関(International Labour Organization:ILO)の、1919年「工業に於て使用せらるる年少者の夜業に関する条約(第6号)」および1921年「最低就労年齢(農業)に関する条約(第10号)」が含まれる。最初の条約では、特定の危険な工業環境における労働の年齢制限を16歳と定めた一方、2番目の条約では公的および私的な労働の参加

にはっきりとした制約を設けた。しかし、世界大戦間に発表されたその他の国際的な法律では、子どもまたは青少年の権利をおとなとの権利と区別して明確に定めたものは、ほとんどなかった。

第二次世界大戦後、子どもたちの権利を求めて急増した運動は、新たに生まれた国際連合の中で、子どもと青少年が特別に認知されることに焦点が当てられた。これは「児童の権利に関する宣言」の採択により1959年に実現したわけだが、子どもの幸福を守ることを主要な人権法の一般原則の下で達成できるものと決めつけず、そのための法規定を確立したという点で意義深いものであった。子どもたちの政治的、経済的、市民的、社会的な権利ではなく、彼らの福祉が、この宣言を後押しした第一の目的であったのだ。

その20年後、国連は1979年を「国際児童年」とする旨を宣言し、その後間もなく1985年を第1回の「国際ユース年」とした。こうしたイニシアティブは、子どもたちや若者の利益を促進し、保護しようとする国際的な取り組みの注目度を高めた。同時に、子どもを擁護する人々は、すべての国々を拘束することになる子どもたちのための包括的な人権条約の草案作りを進めていた。起草に10年間を要した「子どもの権利条約」は、1989年11月20日の国連総会においてようやく採択された。

この条約の包括性と先見性は、あらゆる希望を満たしたものである。18歳未満のすべての幼い子どもと青少年の権利について、彼らの福祉を守るだけでなく、権利を持った者として中心的な位置付けを与え、人生のあらゆる局面における積極的な参加に対し、倫理的な基準を与えるような表現になっている。

「子どもの権利条約」は、採択からわずか20年間に世界中で2カ国を除いて批准されるほど刺激的で包括的なものであり、歴史上最も広く支持される人権条約になりつつある。いずれも2000年に国連で採択されたその2つの選択議定書は、武力紛争における関与と、人身売買、奴隸制、買春およびポルノから子どもたちを保護する条項を定めることで、子どもたちの権利をさらに強化することを目指している。

### 主要な国際会議フォーラムへの青少年の参加はこの数十年で着実に増加している

「子どもの権利条約」が採択される以前、青少年が国際開発や人権擁護フォーラムに参加することは、ほとんど皆

## 若者のために生産的な仕事を確保する



若者のための社会センターでコンピューター技術の訓練を受ける青少年たち（ヨルダン、アンマン）

「ヨルダンの求職者の  
ほぼ60%が25歳未満  
である。」

ヨルダンは、2009年の国民1人あたりの総所得が平均3,740米ドルの低・中所得国である。国の天然資源が限られていることから、その経済は商業とサービス業が中心で、国内総生産（GDP）の70%以上、職業の75%以上を占める。同国は、2003年から2007年の間の実質GDP成長率が平均で年間6.4%と、この10年間で今までに例のない成長を享受した。これに伴い、社会開発指数、特に健康と教育が向上した。

それにもかかわらず、ヨルダンはいまだにいくつかの重要な課題を抱えている。まず、大きな所得格差がある。人口のおよそ14%が貧困ライン以下の生活を送っている。1995年から2007年の間に所得者の下位40%の所得は、同国の総所得の5分の1に満たなかった（18%）。また、特に若者の間で失業率が高い。ヨルダン全体の失業率は15%であるが、若い人々では32%近くに上る。人口のほぼ70%が30歳未満であり、青少年は2009年には総人口の約22%を占めた。2000年から2009年に年間成長率3.3%を遂げたヨルダンは、人口増加が世界で最も速い国の一つである。

欧州職業訓練財団（European Training Foundation: ETF）による2005年の研究によると、ヨルダンの求職者のほぼ60%が25歳未満である。若者の失業率の主な原因としては、職業指導カウンセリング不足、卒業後に納得のいく仕事を探す機会の不足、資格に見合った仕事に就くことの困難さ、卒業者の技能と雇用主のニーズのミスマッチ、労働市場に女性を完全に受け入れることに対する社会的、文化的障壁、そしてより広くは国際的な経済状況などが挙げられる。女性の方が学業成績が高いにもかかわらず、失業のリスクは大きい。現在、経済部門で働く女性は12%に満たなく、女性の経済活動の参加でヨルダンはアラブ諸国の中でも最下位に近い。

ヨルダン政府はこうした課題に取り組むために、いくつかの政治的イニシアティブに着手した。例えば、2004年から2006年の国家社会経済開発計画では、貧困と失業を低減することを目標として掲げた。同計画の第1部では公教育、高等教育、職業訓練や技術研修、若者支援などを含む人材育成に取り組む必要性を強調している。これに続く2006年から2015年の国家アジェンダ（National Agenda）では、制度的枠組の改革に焦点を当てている。

また政府は、パートナー機関やドナー機関との協力関係も強化した。その一例が、カナダ国際開発庁の支援によるインターネットベースの労働市場情報システムの開発である。国立人材開発センターによって管理されている同プロジェクトは、雇用主と求職者を結び、専門家による職業カウンセリング機能も備えている。

パートナー機関も、若者たちの間で雇用の機会を増やす取り組みを行っている。例えば、15歳から19歳の青少年たちが学び、技能を身につけ、ひいては自らの生活と家計経済の安定感を向上させる機会を増やすために、2009年にはユニセフとセーブ・ザ・チルドレンが共同で、「ムスタクバリ（Mustaqbali、アラビア語で「私の未来」）」を設立した。さまざまなユース・センターや女性センターで、若者たちに職業探しと準備活動に関する総合的なパッケージを提供しているが、それは青少年の両親専用にコミュニティ認識プログラムや、民間企業の雇用主を対象にした啓発のセッション（sensitization session）も含んでいる。このプロジェクトはいくつかの地域と、パレスチナ難民のためのジェラシュ収容所（地元ではガザキャンプとして知られる）においてすでに導入され、250人以上の青少年たちに届いた。そのうちの半数は女子である。現在、このプログラムを国家レベルにまで拡大するための議論が、政府を含む各方面的関係者の間で行われている。

失業と貧困への取り組みは、ヨルダンにおいて今でも重大な懸案事項になっている。この問題に対するあらゆる解決策のカギとなるのは、労働市場における女性の参加を増やすことであろう。就職に備えて若者たちの準備を進め、公共および民間セクターにおいて機会を創出することは、経済的、社会的利益につながるであろう。

78ページの出典・参考文献等を参照のこと。

無であった。1990年の「世界子どもサミット」は、青少年は自分たちに関係のある問題であっても、一般に国際開発の検討課題には貢献できない、という考えを一掃する場となった。この全世界的なイベントにおいて、青少年は自分たちに影響を及ぼす問題について考え方と意見をはっきりと表明し、最終成果文書の作成にも役立った。

この参加のプロセスは、2002年の国連総会で開かれた「子ども特別総会」においても再現された。3日間の子どもフォーラムにおいて、150カ国から400人を超える青少年たちがニューヨークに集結して経験を交換し、世界の指導者たちに要求を行った。彼らはその5年後に、子ども特

別総会のフォローアップ会議に参加し、2009年11月20日に開催された「子どもの権利条約」採択20周年を祝う記念式典でもプレゼンテーションを行った。

国際社会はこの20~30年の間に、青少年に特有のニーズにより注意を払うようになった。これは、「参加」をすべての子どもたち、とりわけ青少年の権利として強く理解していることを表している。また、貧困と不公平の世代間への影響に効果的に取り組むためには、早期および中期幼年期において実現された健康と教育における進歩を、青年期に確実にする必要性の認識が高まっていること強調している。このように鋭くのが絞られたのは、一つにはエイ

## テクノロジー

# デジタル・ネイティブと、橋を架けるべき3つの分水嶺

ハーバード大学バークマン・センター：ジョン・パルフリー、ウルス・ガッサー、コリン・マッケラー、ユニセフ：ゲリット・ベガー

私たちはおよそ1980年以降に生まれた世代を指して「デジタル・ネイティブ」という用語を使うが、すべての若者がこの分類に入るというわけではない。デジタル・ネイティブは、年齢ではなくデジタル・テクノロジーに囲まれて育ったという経験によって定義される共通のグローバル文化を共有している。この経験は、若者と情報テクノロジーおよび情報そのものとの相互関係を左右するものであり、また彼ら同士、またほかの人々や組織と関わり方にも影響している。

デジタル・ツールの恩恵を受けるということはすなわち、単にある特定の時期に生まれたとか、ラップトップ（ノート型パソコン）を持っているとかというよりも、深い意味がある。青少年が新しいテクノロジーがもたらす約束を完全に手に入れるためには、3つのディバイド（分水嶺）を超える必要がある。第一は、こうしたテクノロジーと関連するインフラ、例えば電力への基本的なアクセスに関わるものだ。第二は、アクセスできるようになったテクノロジーを利用するためには必要な技能に関するものである。そして第三は、若者がオンラインの世界の中をどのようにナビゲートするかについて、限られたことしかわかっていないことに起因するものだ。これらのディバイドは、どの社会にも存在するが、開発途上国ではその影響がもっと強く意識される。

この10年間で、インターネット、モバイル機器、デジタル・メディアへのアクセスが急増した。世界の68億人の4分の1がインターネットにアクセスでき、86%がモバイ

ル機器によって世界の通信網に接続できる。しかしながら、こうしたアクセスは非常に不公平なままで、例えばアフリカにおけるその割合は、欧州における割合よりもはるかに低い。

徹底した投資によってこのアクセスのディバイドを縮められるという証拠もある。例えば、ボツワナではサハラ以南アフリカで最も高いテクノロジー普及率を目指して開発を進めている。同国の通信省によると、2010年には移動体通信のサービスエリアが「100%を超えた」としている（ただし、家庭におけるブロードバンドによるインターネットアクセスはまだ遅れている）。一方、ルワンダのポール・カガメ大統領は、新たなテクノロジーとインターネットインフラへの投資を通じて自国を経済発展のリーダーにすると公約した。

このような取り組みは確かに必要であるが、これだけでは十分でない。デジタル・メディアを使いこなす最新の技能を持つ者と持たない者の間にも、参加の格差が存在する。開発途上国では、多くの若者がより高速な固定回線接続ではなく、モバイル機器に依存している。基本的な識字率も、課題の一つである。

デジタル・リテラシー、つまりデジタル媒介の世界をナビゲートする能力も、デジタル・テクノロジーの恩恵を受けられる若者と受けられない若者をさらに区別する。自宅や学校からインターネットにアクセスできず、高いデジタル技能を備えた教師や親たちからの支援も受けられない若者たちは、ネットワーク

ズの大流行、世界規模での若者の膨大な失業と不完全就業、人口動向の変化や気候変動といった、何百万人という青少年を含む若者たちの現在および未来に深刻な脅威となる全地球的な課題が突きつけられているからでもある。

世界は、青少年の権利の真の重要性とこの新興の世代の理想主義、エネルギー、潜在能力を生かす人類のニーズに、今まさに目覚めようとしている。青少年の権利の目的に向けてもっと資源、戦略的計画、政治的な意思を集約しなければ、従来の国際的なコミットメントでさえ実現できない。

青少年は、幼い子どもたちと同じくらいケアと保護を受

けるに値し、おとなたちと同じくらい配慮され参加するにふさわしい。今こそ世界は、青少年のためにもその社会のためにも、彼に与えるべき義務は何か、そしてこの可能性に満ちた世代への投資によって生み出す特別な恩恵とは何かを、認識すべき時にいる。

でつながった世界経済において成功する社会的、学習的、技術的な技能の組み合わせを習得することができない。電子メディアに親しむ機会に恵まれない青少年は、オンライン・コミュニティで社会的な交流を行うことができなかったり、信頼できない偏った情報に気付かなかったりするかもしれない。

第三のディバイドは、若者が社会においてデジタル・メディアをどのように利用しているかについての知識が不足していることである。英国、米国、そして東アジアの一部の国々では、若い人々が新しいテクノロジーをどのように利用するかに関する定量的、質的データの両方を持っていて、こうしたデータから電子メディアが若者の慣行を変えつつあることがわかり始めている。ところが、アクセスに関する基本情報以外に、こうしたデータは世界のほとんどどこにも存在していない。世界のごく限られた一部のほかは、若者のテクノロジー慣習が研究の対象となり始めたのはつい最近のことだというのが、課題のひとつである。

しかし、デジタル・テクノロジーとの関わりが、それらにアクセスでき活用できる若者たちの学習、社会生活およびコミュニケーションのあり方を変えつつあることは、明らかである。このような個人にとって、コンテンツ作成、編集、コラボレーション、共有などの活動は、日常生活で重要な要素であるかもしれない。こうした活動の多くが友情主導(friendship-driven)で、オフラインでもすでに知っている人々との関係を維持する役割を持っている。ほかにもインターネット主導

(internet-driven)の活動があり、若者たちはアニメーションやブログといった特化した技能の組み合わせるような専門知識を養うことができる。いずれの内容にしても、新しいメディアを頻繁に利用することで、技術的技能と社会的技能の両方が大きく発達される。電子メディアもまた、集中的、自主的、関心主導(interest-driven)の学習の機会を提供する。

広範囲に影響を及ぼすデジタル・テクノロジーの利点は、学習を超えて、創造力や起業家精神、活動主義などの促進にも広がっている。青少年を含む若者たちはこうしたテクノロジーを使って、ビデオや音声記録、ゲームなどを通じて自分たちを表現する。彼らは新たな活力を生む政治運動、監視団体(watchdog groups)、オンラインとオフラインを組み合わせた新しい形の組織を創りだしている。成人するにつれて、新しいビジネスやテクノロジーを発明し、雇用や機会を創出している者もいる。彼らは、地球規模のサイバー環境へ構築を進めながら、互いに伝え教え合っている。

グローバル社会での私たちの課題は、若者たちが、チャンスをつかむきっかけとなるようなオンライン体験をデザイン・構築しつつ、ある程度はデジタル・テクノロジーに媒介される人生での課題を、克服することである。デジタル・アクセスの3つの分水嶺に橋を架けることができれば、新しいインターフェイスや経験を通じて青少年は、知性を広げ、世界中の人々とつながり、情報経済での知識を生み出したり共有したりすることに参加していくだろう。

「グローバル社会でのわれわれの課題は、若者たちが、チャンスをつかむきっかけとなるようなオンライン体験をデザイン・構築しつつ、ある程度はデジタル・テクノロジーに媒介される人生での課題を、克服することである。」

青少年は、社会経済の舞台における次世代の主体とみなされることが多い。そのため、すべての社会は、彼らの活力と技能をうまく育むことによって、恩恵を受けることになる。自分の住むスラム街を変えつつある、女子の衛生状態モニタリング（監視）グループを率いる16歳の少女。（バングラデシュ、コミラ）



## 第2章

# 青少年の 権利の実現





# 課題と

青少年の権利を実現し、彼らの発達をうながすには、彼らの現状を深く理解する必要がある。本章では、国際的な調査からの最新のデータを利用し、必要に応じて国内の情報源や研究調査で補足しながら、まず青少年の健康と教育の状態を分析し、その後にジェンダーと保護の問題について考察する。

国際的に、中期幼年期（5～9歳）および青少年期（10～19歳）に関しての根拠のあるデータベース（evidence base）は、早期幼年期（0～4歳）と比べ大幅に小さい。この相対的なデータ不足の原因は、いくつかある。60年以上にわたって子どもたちを保護し、手を差し伸べるための国際的な取り組みの土台を成してきたのは、死亡リスクが最も高い年代である5歳未満児の生存と保健ケアである。ここ何十年かの間に健康データの収集において大きな躍進があったが、それは、1980年代の子どもの生存革命や1990年の「世界子どもサミット」および「子どもの権利条約」による推進、そしてミレニアム開発目標による後押しによるものであった。その結果、新生児死亡や乳児予防接種、5歳未満児の低体重といった指標を中心に、国内および国際的な子どものための健康情報システムのほとんどが、幼年期に焦点を当ててきた。

一方、青少年の健康に関する情報は、特にHIV/エイズとの関連において、国際的に主要な健康調査によって収集されたリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）の指標以外は、開発途上国ではほとんど入手できない。青少年期の健康データが入手できても、性別、年齢別、そのほか、青少年の状況を理解する上で非常に必要となってくる詳細な要因など、属性別に収集されていないことが多い。

教育についても同じ状況である。何十年にもわたる全世界的な初等教育の普及と、近年では早期幼年期の発達の推進という国際的な取り組みにより、生後10年間における教育に関する指標の開発と分析が進んだ。これは大いに歓

迎すべきことであり、世界や国内のステークホルダー（関係者）らが、男子と同様に、多くの女子の教育に対して深く関与した表れである。

国際的なレベルで、中等学校に関しての根拠のあるデータベースは、さらに乏しい。中等教育を修了したその中等学校の学齢期の子どもたちの割合を算出したり、彼らが受ける教育の質を評価したりするためのデータが世界的に十分に存在しない。健康と同様に、主要な定量的、質的指標での包括的な属性別データを提供できる開発途上国は、多くない。

青少年たちが、暴力、虐待、搾取、ネグレクトおよび差別に対していかに脆弱であるかを理解するためにデータの入手が不可欠な3つ目の分野が、子どもの保護である。ユニセフらが1980年代の「特に困難な状況にある子どもたち」の概念を、より総体的な児童保護のコンセプトに取り入れはじめて以降、今では保護について多くの指標ができたことは心強い。とりわけ米国国際開発庁（USAID）の支援による人口保健調査（DHS）や、ユニセフが支援している複数指數クラスター調査（MICS）をはじめ、各国の制度により、児童労働、児童婚、出生届および女性性器切除/カッティングに関するデータが入手できるようになった。もっと最近では、拡大された世帯調査や対象を絞った調査研究を通じて、その他、子どもの保護での懸案事項である暴力などのデータも出てきた。

しかし、子どもの保護に関する情報は、量的にも質的に

# 可 能 性

も広範囲に及んでいる。青少年期にとって最も脆弱な領域は、しばしば秘密裡に、または法を犯した状況下にあって、こうした情報の収集が歩み寄れないほど困難である場合も多く、その多様な側面がまだ見えていない。さらに、青少年に関するデータの大部分の出所である世界的な世帯調査は、いわゆる「世帯」と定義される枠の外、例えば施設や路上、スラムあるいは記録されていない非公式な都市周辺居住地に住む青少年期の男女については網羅していない。

武力紛争、子どもの人身売買、法への抵触—ここでは3つの分野だけを述べるに留めるが—これらに関係している、あるいは影響を受けているとしてしばしば引用される子どもの推定数は、すでに古いものであり、十分に確かなものではなく、一般的には虐待の程度の実情をかなり過小評価していると考えられている。

こうしたデータ収集のやり方は、変わりつつある。MICSやDHSといった国際的な家計調査や国内調査、国勢調査が強化され、広範囲の問題について青少年を含む若者たちの状況を示す根拠の鉱脈が増えつつある。ユネスコ統計局が先ごろ手がけた「万人のための教育（Education for All）」の取り組みやその他の方法は、以前よりも強力に根拠に基づいた教育のデータベースを提供している。この新たなデータの分析により、私たちは世界中の青少年の状態について理解を深め、彼らの権利を実現する国際社会の能力を高めていくだろう。

## 青少年期の健康

### いまだリスクは残るが、以前よりも健康になった青少年

世界の青少年は、一般的の認識に反し、前世代の青少年よりも概して健康である。これは、早期幼年期への注目と投資が増えたこと、乳幼児予防接種率が上がったこと、乳幼児の栄養が改善されたことによるところがかなり大きく、

青少年期まで続く生理学的恩恵をもたらしている。

青少年期を迎えることのできた子どもたちは、死亡リスクが最も高い時期をすでに乗り切ったことになる。最も幼い数年間の子どもの生存は、さまざまな原因、例えば出生時の合併症や感染症、低栄養などで脅かされるが、10～14歳の青少年たちの死亡率は、どの年齢層の死亡率よりも低い。15～24歳の若者たちの死亡率はわずかに高めだが、それでも相対的には低くなっている。青少年期においては女子の方が男子よりもその割合が低いが、この差異は開発途上国よりも先進工業国において顕著である<sup>1</sup>。

それでも2004年には、18歳未満の約100万人の子どもたちが傷害により命を落とした<sup>2</sup>。青少年の生存と健康におけるリスクの原因としては、事故、エイズ、早期妊娠、安全でない妊娠中絶、喫煙や麻薬の使用といった危険な行為、メンタル・ヘルス（精神衛生）の問題、暴力などいくつか挙げられる。これらのリスクについて以下に論じ、暴力についてはジェンダーと保護の項で後説する。

### 生存および健康一般のリスク

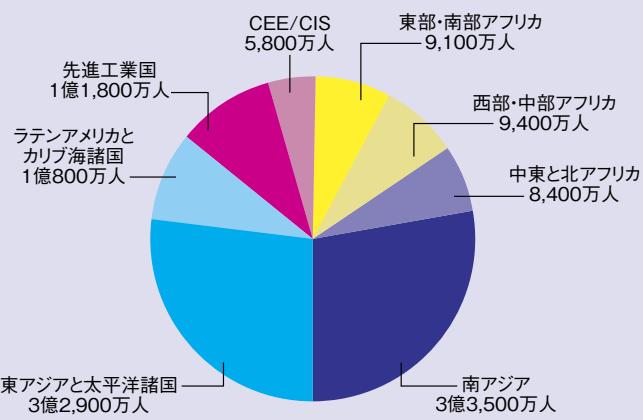
#### 青少年の最大の死亡原因是事故

幼い子どもたちにも青少年にも共通の公衆衛生の問題として懸念が高まっているのは、傷害である。傷害は10～19歳の青少年の死亡原因のトップであり、この年齢層において毎年およそ40万件にも及ぶ。こうした死亡の多くが、道路交通事故に関わるものである<sup>3</sup>。

青少年の傷害による死亡率は、貧しい人々の間で最も高く、低・中所得国が非常に大きな負担を強いられている。道路交通事故は、都市部では日常的な脅威であり、近年アジアや地中海東部に見られる道路交通事故による死亡率の増加は、豊かさが増したことが原因かもしれない。それに

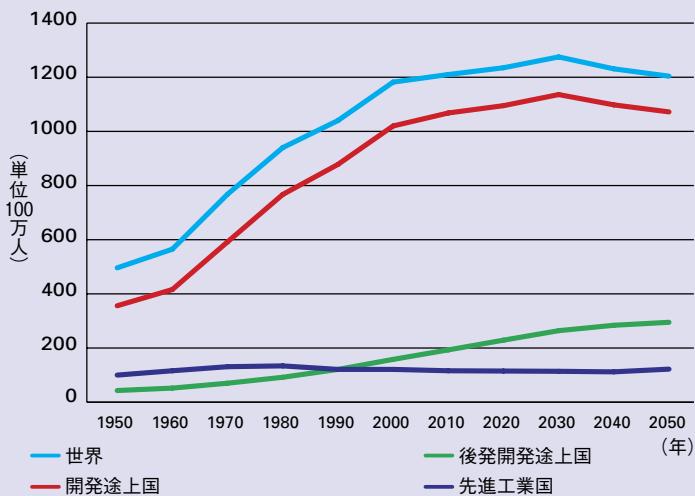
## 青少年の人口動向：10の事実

図2.1：地域別の青少年人口（10～19歳）、2009年



出典：United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division, *World Population Prospects: The 2008 Revision*, <[www.un.org/esa/unpd/wpp2008/index.htm](http://www.un.org/esa/unpd/wpp2008/index.htm)>, 2010年10月にアクセス。

図2.2：青少年人口の動向、1950～2050年



出典：United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division, *World Population Prospects: The 2008 Revision*, <[www.un.org/esa/unpd/wpp2008/index.htm](http://www.un.org/esa/unpd/wpp2008/index.htm)>, 2010年10月にアクセス。

- 2009年時点では、世界には10～19歳の青少年が12億人おり、世界人口の18%を構成していた。青少年の数は、1950年から2倍以上に増加している。
- 青少年の大部分である88%が開発途上国に暮らしている。青少年のおよそ6人に1人が後発開発途上国に住む。
- 世界の青少年の半数以上が南アジアか、東アジア・太平洋諸国のいずれかに暮らし、それぞれの地域に約3.3億人ずつ住んでいる。
- しかし現在の傾向では、青少年の地域構成は、今世紀半ばまでに変わる見通しである。2050年には、サハラ以南アフリカに他の地域よりも多くの青少年が住み、その数はわずかながら両アジア地域を超すものと推定される。
- 青少年の国内人口が最も多いのは、インド（2億4,300万人）で、次いで中国（2億700万人）、米国（4,400万人）、インドネシアおよびパキスタン（共に4,100万人）の順になっている。
- 特に欧州および日本における急速な高齢化を反映している先進工業国の中では、青少年は人口の12%に過ぎないが、サハラ以南アフリカ、南アジアおよび後発開発途上国では、住民の5人に1人が青少年である。
- 先進工業国を含めデータが入手できるすべての地域において、男子の人口が女子よりも多い。その差が最も小さかったのはアフリカで、東部・南部アフリカでは10～19歳の男子1,000人に対して女子は995人、西部・中部アフリカでは男子1,000人に対して女子は982人となっている。一方、男女数の差が最も大きいのは両アジア地域である。
- 世界的に見ると、全人口に占める青少年の割合は、1980年代がピークで20%強であった。
- 青少年の数は、2030年頃までは絶対数で伸び続けるが、全人口に占める青少年の割合は西部・中部アフリカ以外のすべての地域においてすでに低減しており、全世界的に2050年まで着実に減り続けると予想される。
- むこう数十年の間にますます強まるであろう一つの傾向は、いっそう多くの青少年が都市部に住むということだ。2009年には、世界の青少年の約50%が都市部に住んでいた。この割合は2050年までには70%近くにまで達し、特に開発途上国で最も大きく増加するであろう。

78ページの出典・参考文献等を参照のこと。

伴い交通量が増加するためである。こうした事故による傷害や死亡は女子よりも男子の方が多いが、また男子は暴力に偶然居合わせることや組織化されたギャング抗争による暴力にも遭いやすい。サハラ以南アフリカと南アジアの最も貧しい地域において都市化が最も急速に進んでおり、また、青少年の人口比率が最も高い地域でもあることから、10代の傷害を防止することを重要な世界的健康目標とすべきである<sup>4</sup>。

### 喫煙、麻薬、飲酒は、青少年の間で増えつつある健康上のリスク

傷害は、ひとつには若者にありがちな危険を顧みないという傾向から生じ、それは自分のアイデンティティの発達の一環として、境界を確かめようとする心理的な欲求とつながっていることが原因である。このように、危険を冒したいという気持ちから、多くの若者は健康への潜在的なダメージや、常用の代償として犯罪に巻き込まれるなど、依存症による長期的な帰結の可能性を十分に理解しないまま、タバコやアルコール、その他の中毒性のある薬物に手を出すこともある。

最も多い依存症は喫煙であり、喫煙者のほとんどが青少年期に常用し始める。喫煙を続けている1億5,000万人の青少年の半分が、タバコに関連のある原因で死亡すると推定されている<sup>5</sup>。危険の多い行動は重なることが多い。OECD（経済協力開発機構）諸国における子どもの貧困に

関するユニセフの2007年版報告書には、喫煙する若者の方がしない若者に比べて定期的にアルコールを摂取する可能性は3倍、大麻を使用する可能性は8倍にも及ぶことが示されている<sup>6</sup>。

## 栄養状態

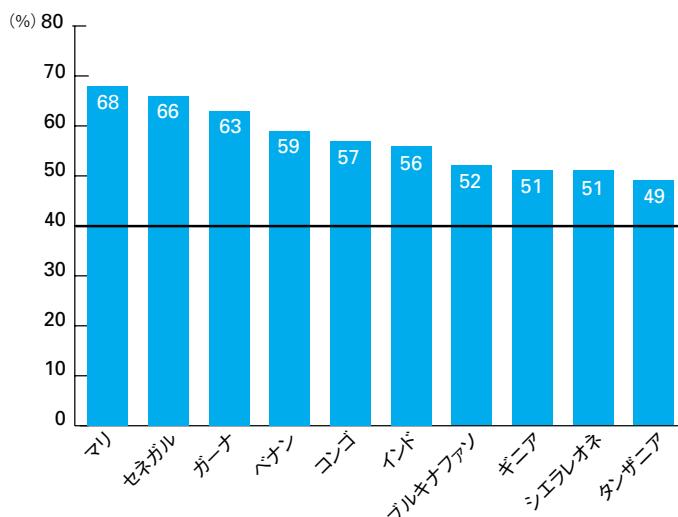
### 青少年期の男性より女性の方が栄養摂取が困難になりやすい

早期幼年期（0～4歳）における栄養状態の男女差は、南アジアを除くすべての地域で、統計学上ごくわずかであることが世界的に実証されている<sup>7</sup>。しかし、年齢が上がるにつれて女子の方が男子よりも栄養摂取困難、特に貧血のリスクが高くなっている。14の開発途上国からのデータを見ると、1カ国を除いて、15～19歳の女性における貧血の発生率は、同年齢層の男性と比べて大幅に高いことがわかる<sup>8</sup>。

インドと西部・中部アフリカを除く9カ国すべてにおいて、15～19歳の少女の半数以上が貧血症である<sup>9</sup>。またインドは、入手可能なデータを有する国々の中で、10代の少女たちの低体重の割合が47%と最も高い。2000年から2009年の間に20～24歳のインド人女性の47%が18歳未満で結婚していたことを考えると、この国の青少年期の女子にとって、この事態は深刻な意味合いを持つ<sup>10</sup>。青少年期の妊娠は児童婚の当然の帰結であり、低体重の母親は妊

**図2.3：貧血は、サハラ以南アフリカおよび南アジアの少女たち（15～19歳）にとって重大なリスクである**

入手可能なデータに基づく、一部の高率発生国における15～19歳の少女たちの貧血の有病率

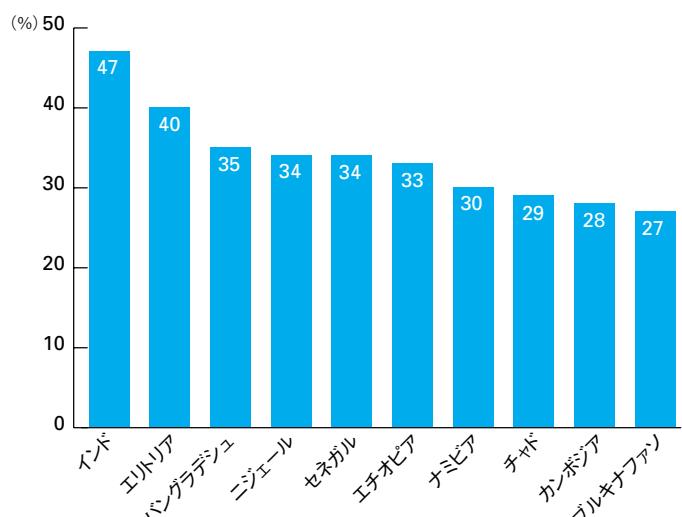


\* 40%ラインにある水平線は、深刻な国内公衆衛生問題と見なされる値を示す。

出典：人口保健調査（DHS）およびその他の全国調査、2003～2009年。

**図2.4：低体重は、サハラ以南アフリカおよび南アジアの少女たち（15～19歳）にとって主要なリスクである**

入手可能なデータに基づく、一部の高率発生国における低体重\*である15～19歳の少女たちの割合



\* BMI（体格指数）18.5またはそれ以下と定義される。

出典：人口保健調査（DHS）およびその他の全国調査、2002～2007年。

娠中に死亡したり、罹病したりするリスクが高い。

肥満は、先進工業国と開発途上国の両方において増え続ける深刻な問題である。開発途上国10カ国の一データから、15～19歳の過体重（すなわちBMIが25.0を超えるもの）の女子の割合は21～36%の間であることがわかる<sup>11</sup>。OECD諸国の中では、2007年で肥満の程度が最も高かった国は南ヨーロッパの4カ国（ギリシャ、イタリア、スペイン、ポルトガル）と、カナダ、英国、米国の英語圏の国々であった<sup>12</sup>。

## リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）

### 女子の方が青少年期において早く性交渉を持つことが多いが、避妊を行う割合は低い

早期青少年期の子どもたちのためにリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）に関する知識とサービスに投資することは、いくつかの理由から非常に重要である。第一の理由は、早期青少年期のうちから性的関係を持つ者がいるからである。中国を除く開発途上国を対象とした国際的な世帯調査のデータは、15～19歳の女性の約11%と男性の約6%は、15歳になる前に性交渉の経験があることを示している<sup>13</sup>。

15歳前に初体験を持ったとする10代の女性の割合が最も高かった地域は、ラテンアメリカ・カリブ海諸国の22%であった（この地域の同世代の男性については、相当する数値がない）。男女とも15歳未満での性行為の割合が最も低いと報告された地域は、アジアであった<sup>14</sup>。

第二の理由は、青少年期の男女の間に、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）に関する実践と知識に関して、憂慮すべき格差が一貫して存在することである。一見すると、青少年期の男性は女性よりも危険な性的行動に関与しやすいように思われる。入手可能なデータがある19の開発途上国では、15～19歳の男性は女性よりも、12カ月以内に婚姻関係もしくは同居関係ない相手と、よりリスクの高い性交渉を持った割合が一貫して高かった。ところが、そうした高リスクの性交渉の際に女子の方がHIVを含む性感染症にかかるリスクが高いにもかかわらず、コンドームを使用する割合は男子の方が高いこともデータは示している。これらの研究結果から、青少年期の男女には若い頃からリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）に関して質の高いサービスと知識を提供することの重要性が、浮き彫りになる<sup>15</sup>。

### 早期の妊娠は多くの場合早婚の結果であり、妊娠婦のリスクが高くなる

第三の課題は、多くの国やコミュニティで、特に10代の女子が、ジェンダーに関わる保護の上でリスクに直面していることから、彼女たちにリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖の健康）に関する知識を授けることである。しばしばおとなたちは、児童婚が少女たち一少年たちはほとんどない—を性的略奪、雑婚、村八分などから守るためにものとみなしているが、実際には健康について知識のない、学校を中退する脆弱な子どもたちが増える。この世代の少女たちの多くが、早く結婚することを強いられ、ひとたび妊娠すると、妊娠・出産に耐えられるほど肉体が成熟していないため、妊娠婦死亡のリスクがずっと高くなる。

結婚しているか否かにかかわらず、妊娠する年齢が低いほど、健康に関するリスクは高くなる。例えば、ラテンアメリカでは、16歳未満で出産した少女たちが妊娠・出産により死亡する確率は、20代の女性の3～4倍にも上るという調査結果がある<sup>16</sup>。

少女たちにとって児童婚は、性感染症や望まない妊娠のリスクを高めることにもつながる。青少年期の妊娠は、少女たちのコントロールを超えた要因と関連していることが調査からわかってきた。15～19歳の女子の40%近くが現在妊娠しているか、過去に妊娠した経験を持っているというエクアドルのアマゾン川流域のオレリヤナ県で実施されたある調査によると、妊娠は、少女たちが自ら選択した結果ではなく、その多くは性的虐待、保護者の不在、貧困といった構造上の要因によることが分かった<sup>17</sup>。

### 安全でない妊娠中絶は、青少年期にある女子に、高いリスクをもたらす

青少年の性的行動の結果として生じるさらに深刻なリスクとは、安全でない妊娠中絶である。それは多くの青少年期の女子の直接の死亡原因であり、さらにそれ以上の数の少女たちが傷を負っている。世界保健機構（WHO）による2003年の調査では、開発途上国で行われる危険な中絶の14%、年間で250万件が、20歳未満の女子に関わるものである<sup>18</sup>。10代にとって安全でない中絶のほとんどが、訓練を受けていない施術者によって、危険な状況と不衛生な環境の中で行われている<sup>19</sup>。

青少年の妊娠中絶は秘密性が高く、その手順を取り巻く恥辱感からも、正確なデータを収集することはほとんど不可能に近いが、その数は年間100～400万件に上ると推定されている<sup>20</sup>。中絶を求める少女や女性は、貧困、知識の

## 世界最大の10代の女子人口を擁する国のリスクと機会



少女や女性たちを相手に児童婚の悪影響について説明するコミュニティの女性の唱道者、カーンマ・デーヴィ（インド、ヒンマトプーラー村）

「青少年層、とりわけ女子の栄養、健康、教育に関するニーズに対応することは、インドにとってまだ重要な課題である。」

インドには青少年が2億4,300万人暮らしており、人口のおよそ20%を構成している。1990年から2009年までの実質国内総生産は平均で4.8%と、この20年間の急激な経済成長を遂げ、多くのインド国民を貧困から引き上げた。さらに政府の計画と相まって、国内の青少年の健康と発達も改善された。しかし、インドの若年人口、特に女子にとっては、とりわけ教育・栄養におけるジェンダー格差や早婚、特に社会的に疎外されたカーストやトライブ（tribe）に属する者たちに対する差別など、多くの課題が残っている。

インドは、国連開発計画のジェンダー不平等指数（GII）のランキングにおいて、2010年は169カ国中119位であった（順位が高いほど、人間開発が阻害される要因が少ない）。同国は初等教育の就学率におけるジェンダー平等では0.96と大幅な進歩を遂げているが、中等学校の就学率におけるジェンダー平等はいまだ0.83と低い。この時期の女子は男子よりも、貧血や低体重など栄養に関する問題において大きなリスクを抱えている。インドでは低体重の15～19歳の女子の割合は47%に上り、世界で最も多い。加えて15～19歳の半数以上（56%）が貧血である。多くの若い女性が20歳になる前に結婚し、貧血あるいは低体重であれば妊娠中のリスクが高くなるため、これには重大な意味合いがある。貧血は妊娠婦死亡の間接的原因の代表であり、2008年の妊娠婦死亡率は出産10万人あたり230人であった。こうした栄養の欠如はライフサイクルを通じて継続し、次の世代に受け継がれてしまうことがある。

結婚できる法定年齢は18歳であるにもかかわらず、インド人女性の大部分が青少年期に結婚する。最近のデータから、現在結婚または事実婚状態である15～19歳の男子はわずか5%であるのに対して、同年齢層の女子は、30%が結婚または事実婚状態であることがわかる。また、20～49歳の男性の5人に1人が10代に婚姻関係を結んだのに対して、女性は5人中3人が10代に結婚している。少女たちがどこに住んでいるかによってかなりの格差が存在する。例えば、都市部における女子の児童婚の割合は29%前後であるのに対して、農村部では56%に上る。

インド政府は他のステークホルダー（関係者）らと協力して、子どもや青少年の生存と発達に多大な努力をしてきた。その取り組みのひとつが、2000年に11の州で始まった、

ユニセフが支援する共同事業の青少年の貧血管理プログラムである。プログラムの主な目的は、鉄・葉酸サプリメント（毎週）および駆虫剤（年2回）の投与や、改善された栄養摂取の実践についての情報提供を通じて、少女たちの貧血の蔓延と重症化を抑えることである。就学している少女たちには学校を、学校に通っていない少女たちには、総合的児童支援サービス（Integrated Child Development Services）を活用し、地元の保健センター（Anganwadi Centres）を通じて、このプログラムは実施されている。このプログラムにより、現在1,500万人以上の10代の少女たちにサプリメントが届けられ、2010年末までに2,000万人を達成する予定である。子どもの保護に関する問題についても注意が向けられている。2007年に政府は、以前の「児童婚規制法（Child Marriage Restraint Act, 1929年）に代わって「児童婚禁止法（Prohibition of Child Marriage Act, 2006年）を制定した。この法律は児童婚を禁止し、被害者を保護すること、児童婚を働きかけ、推し進め、執り行う者たちを確実に罰することを目的としている。しかし、この法律の施行には困難が続いている。

健康教育訓練栄養意識向上センター（Centre for Health Education, Training and Nutrition Awareness : CHETNA）をはじめとする非政府機関は、政府や市民社会と密接に連携して、社会的に疎外された恵まれない集団も含めた子ども、若者、女性たちの健康と栄養を改善する活動を行っている。さらにCHETNAは、コミュニティ、特に少年や男性たちに向けて、ジェンダー差別の問題に関する認識をもたらし、州および全国レベルで、包括的にジェンダーに配慮した政策を支援するために尽力している。

インドにとって青少年人口、特に女子の栄養、健康そして教育に関するニーズに応えることは、いまだに主要な課題である。カーストやトライブ（tribe）の間に格差、ジェンダー差別、社会的な溝が広がることも、若者の育成と保護に関する権利の進展を妨げるものである。膨大な青少年人口に対する投資を増加することは、彼らが健康的で生産的な市民になるための準備を促す。こうした若者たちが近い将来、就業年齢に達するにつれて、インドは、さらに活発で参加型で豊かな社会を担う、人気動態的な恩恵を受けることができるだろう。

78ページの出典・参考文献等を参照のこと。

欠如、男性パートナーとの間の問題、避妊具が入手できないことなど、理由はさまざまだが、その多くは自らの妊娠について十分なコントロールができないためにそうせざるを得ないのである。

## HIVおよびエイズ

### HIVおよびエイズは、高感染国において青少年の命を脅かす課題である

青少年の生存と健康において、HIVの感染防止は最も重要な課題のひとつである。エイズは15～19歳の青少年の死亡原因では8位、10～14歳では6位であるが、高感染国においてその代償は過度に高い<sup>21</sup>。東部・南部アフリカにおける非常に大きな規模の感染により、世界の15～29歳の女性においてエイズは突出した死亡原因となっているとともに、同年齢層の男性においても死亡原因の上位を占めている<sup>22</sup>。

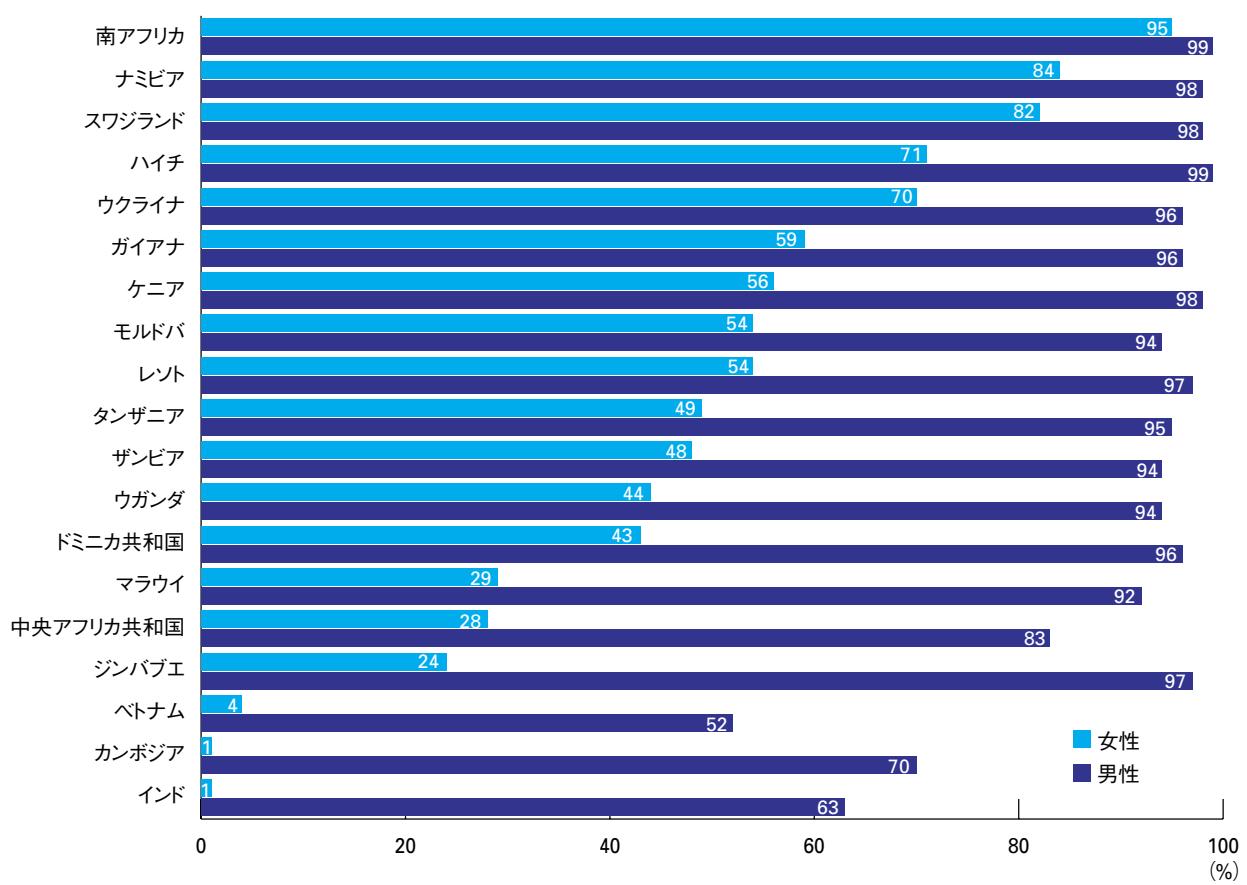
新たにHIVに感染するのは、世界的に15～24歳の若者に多い。世界7地域のうち4つの地域で、若い女性は若い男性よりも約2倍の割合でHIVに感染していることになる。東部・南部アフリカでおとなHIV感染率が10%以上の国々では、15～24歳の少女や女性たちの感染率は、同年齢層の男性よりも2～3倍高い<sup>23</sup>。

### HIV感染のリスクは、青少年期の男子よりも女子の方が大幅に高い

東部・南部アフリカの6カ国のデータが示すように、青少年期において女子は男子よりもHIVに感染するリスクがはるかに大きい。例えば、レソトの2004年におけるHIV感染率は、15～19歳の女子が8%であったのに対して、同年代の男性は2%であったことがHIV人口調査からわかる。HIV感染のリスクは、男女とも5歳ごとの年齢層での上の二層をみても（20～24歳および25～29歳）上がり続けている<sup>24</sup>。

**図2.5：後期青少年期（15～19歳）の男性は、同じ年齢層の女性と比べてよりリスクの高い性交渉を持つ可能性が高い**

一部の国々における、過去12カ月以内に婚姻関係もしくは同居関係にない相手とより高いリスクの性交渉を持った15～19歳の若者の割合



出典：人口保健調査（DHS）、MICSおよびその他の全国調査、2003～2009年。

女子や女性にウィルスによる発症がより高くなり得るのは、生理学的に影響を受けやすいためだけではない。青少年期の女子や若い女性たちは、婚姻内外において性的暴行やレイプを受けるリスクに直面している。児童婚は、しばしば女子や若い女性を身体的、性的リスクから守るためにという家族の意図によって行われるが、関係性が長いとコンドームを使用する割合が低くなる傾向にあるため、HIVや他の性感染病から、彼女たちを守ることはできない。さらに、入手可能な情報から、児童婚をした10代の女子や女性一般は、避妊や性交渉の有無に対して意見を述べる機会が配偶者よりも少ないと実証されている。

### HIVに関するサービスと知識の強化が、若者のエンパワーメントと保護には欠かせない

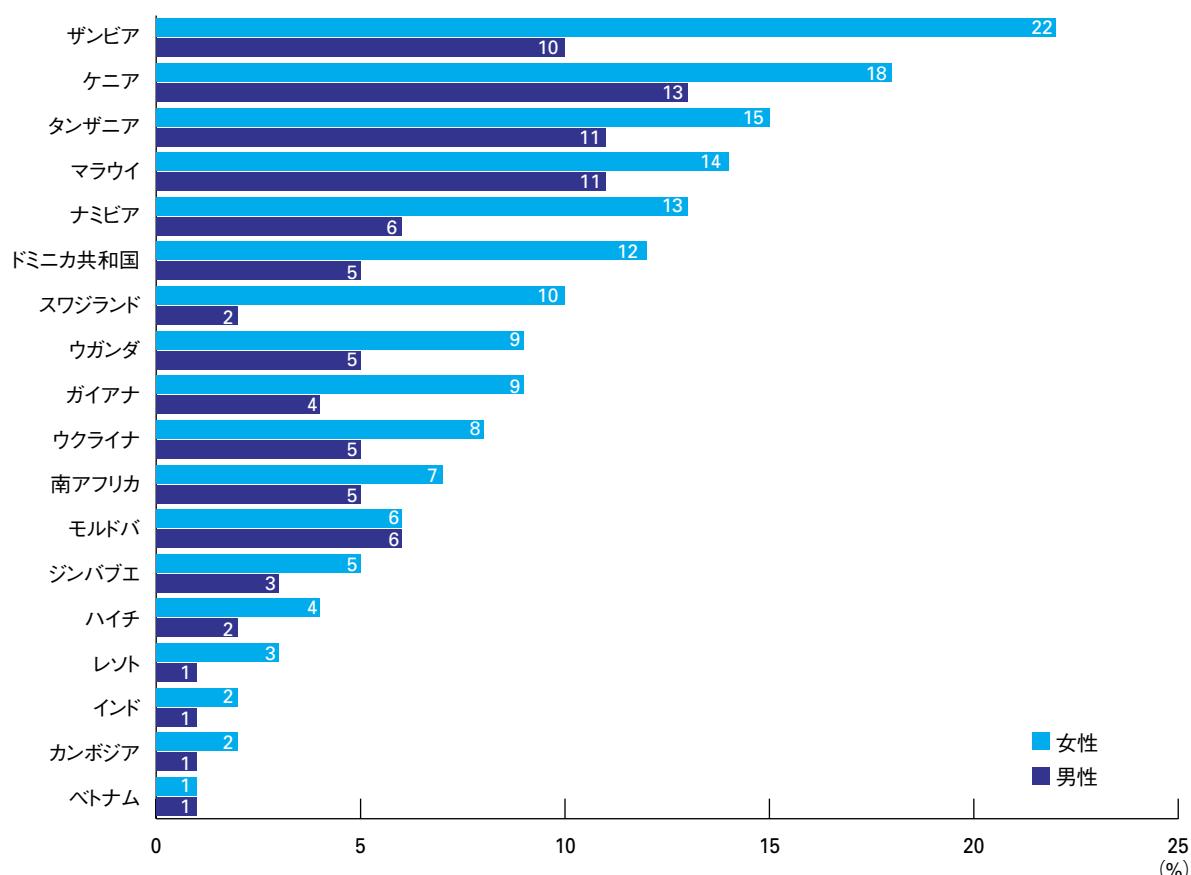
青少年におけるHIVの拡大を食い止めるには、HIVの予防と治療への投資が不可欠である。青少年を含む若い人々にリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖の健康）に関する質の高いサービスを提供し、性感染症に関する確かな知識

を授けることで、自ら選択し行動するための力を与えることになる。早期青少年期の、特に女子に対してこのようなサービスや知識を提供することは急務である。高感染国では後期青少年期になると、若者の感染リスクは非常に高くなる。

非常に心強いのは、HIVの知識を深める取り組みが開発途上国で成果を上げつつあることである。11の開発途上国において、今世紀初頭に比べ2005年以降、HIV検査を受けるためにどこに行けばいいかを知っている10代の女子が多くなったことがわかった<sup>25</sup>。しかしながら、男女ともに検査を受ける者の人数は相変わらず低い。検査を受けることは対照的に、HIVの予防に関する包括的な知識となると、青少年期の男性の方が相手の女性よりも一貫して進んでおり、この格差を埋めるのは非常に困難である。男女ともに、HIVについて知っていることと実際の行動を変えることとの間に大きなギャップがまだ存在しているが、

**図2.6：後期青少年期（15～19歳）の女性の方が、同年齢層の男性よりもHIV検査を受けて結果を受け取る可能性が高い**

一部国々における、過去12カ月以内にHIV検査を受けて結果を受け取った15～19歳の若者の割合



出典：人口保健調査(DHS)、MICSおよびその他の全国調査、2003～2009年。

その原因の一部は、社会的、文化的な道徳観への対処の難しさからきている。

### 青少年期の障害

どれくらいの青少年が身体的または精神的に障害があるかについては、だれも把握していない。障害のある青少年は、幼い子どもたちが受けているのと同じようなさまざまな形の差別、疎外、非難を受けている可能性が高い。彼らは社会から隔離され、あまり抵抗しない被害者、あるいは慈善の対象と見なされていることが多い。また身体的な暴力や、あらゆる種類の虐待に弱い立場にある。学校に通っている確率はかなり低く、通っていたとしても進学率は平均以下であることが多い。このように教育の機会を与えられないために、長期的な貧困に苦しむ可能性が高い。

障害のある人々に対する公平性のあるアプローチに加え、障害者権利団体による積極的なキャンペーンもあって、人々の認識は急速に変化してきている。人権に基づくこのアプローチは、障害を抱えながら生きる子どもや若者たちを疎外する障壁やボトルネックを重視する。障壁としては、時代に逆行した考え方、政府の政策、公的機関の構造、そしてすべての人が利用できるべきであるはずの交通手段、建物、その他のリソースの不足などがある。

こうした考え方や姿勢の展開は、世界中のほとんどすべての国においてその政策と取り組みに日に日に影響を及ぼしており、2006年12月に国連総会において採択された「障害者権利条約」によって、それは確実なものとなった<sup>26</sup>。

それでも、障害のある青少年は、いまだ多くの差別と疎外に苦しんでいる。障害に関する問題は切り離して単独で考えるものではなく、青少年のためのあらゆる分野の対策で、考慮すべきものである。

### 青少年に優しい保健サービス

青少年は、小児科医にも成人を診療する医師にも十分に扱えない健康上の試練に直面する。急激な身体的、感情的な成長に加えて、影響力の強い、しばしば矛盾するような文化的メッセージをいつも外から受け取ることにより、彼らの健康上の不安は独特な性質を帯びる。きちんとした教育と支援を受けていない青少年は、自らの健康と安全について十分な情報に基づいた決断や、生涯影響が続くかもしれない決断を下す知識や自信を持たない。若者を病気、性感染症、早すぎる望まない妊娠、HIV感染、麻薬やアルコールの乱用といった健康への脅威から守るために、コミュニ

ティが具体的なニーズに取り組み、政府は病院、クリニック、ユース・センターなどで、青少年に優しい保健ケアサービスの開設に投資をしていかなければならない。

研究によれば青少年は、保健ケアサービスを避け一せっかくの予防的ケアを無駄にしているが—スタッフをも信用しない。長い待ち時間、医療施設までの遠い道のり、感じの悪いサービスなどによって気をくじかれることもある。診療代をまかなうお金をもらうのをひどく恥じているという場合もある。適切な保健ケアサービスを受ける青少年の権利を実現するために、青少年が居心地よく処方やカウンセリングを受けられる、快適でプライバシーのある空間を創ることが不可欠である。青少年に優しい健康施設は、物理的にアクセス可能で、便利な時間帯に開業していて、予約は必要なく、無料でサービスを提供し、その他の関連サービスを紹介できるものでなければならぬ。加えて、青少年と効果的な治療とカウンセリングが提供できる訓練を受けたスタッフとの間にオープンな対話が行えるよう、文化的、世代的かつジェンダー特有の障壁を取り崩さなければならない。

### 青少年期の教育

全員またはほぼ全員が初等教育を受けられ、発達した教育制度を持つほとんどの国々では、多くの子どもたちが早期青少年期に中等教育に進学する。ところが世界的に見ると、この10年間における目覚ましい進展はしているのだが、普遍的初等教育がまだ達成されていない。この適切な時期に、中等学校に進学できる準備のできた早期青少年期の子どもの数を増やすためには、初等教育の就学率を高めることが必須である。

開発途上における初等教育の純就学率は、2005年から2009年には男子が90%、女子が87%であったが、最も不利な地域であるサハラ以南アフリカでははるかに低く、それぞれ81%と77%であった<sup>27</sup>。世界中では何百万人もの青少年が、中等教育に進学するために身につけさせたい初等教育の全課程を修了していない。

**前期中等教育の就学年齢にある7,000万人を超える子どもたちが、学校に通っていない。中でもサハラ以南アフリカは、最も影響を受けている地域である。**

2015年までに普遍的初等教育を達成するという目標に全面的に集中していくことは、青少年の教育課題を実際に控えめに見せてはいるかもしれない。「学校に通っていない子どもの数」が繰り返し報告されているが、これは初等

## 青少年のメンタル・ヘルス（精神的な健康）：調査と投資を要する緊急課題

世界の青少年のおよそ20%が、精神衛生の問題または行動上の問題を持っていると推定される。うつ病は15～19歳の世界疾病負担（the global burden of disease）の唯一最大の誘因であり、自殺は15～35歳の三大死亡原因のひとつである。全世界的には推定7万1,000人の青少年が毎年自殺を遂げ、その40倍が自殺を図っている。生涯続く精神疾患の約半数が14歳になる前に、70%が24歳前に発現する。この20～30年で青少年の精神疾患は増加した。この増加は家族構造の崩壊、若者の失業の増大、子どもの学業や職業に対する家族からの非現実的な期待などに原因がある。

支えのない青少年の精神衛生の問題は、学業成績の低さ、失業、薬物の使用、危険をいとわない行動、犯罪、性と生殖の健康状態の悪さ、自傷、自己管理不足などと関連している。これらはすべて、病的状態が一生涯続くリスクや若年死を増加させる。青少年たちの精神衛生問題は、後年もっと重い障害に発達することが多いため、社会的、経済的コストが大きい。

精神衛生問題の危険因子は確証されており、幼年期に受けた虐待、家族や学校、近隣からの暴力、貧困、社会的疎外、教育的な劣位などを含む。親の精神病や薬物の乱用、結婚生活における暴力、さらには社会混亂への直面や武力紛争、自然災害、その他の人道危機に伴う心理的苦痛もまた、青少年をいっそう大きなりスクにさらす。精神疾患を抱える若者たちに向けられる偏見と彼らが受けている人権侵害は、この悪影響を増幅させている。

「精神的な健康に関する問題が、すべての社会において若者の病苦の大部分を占める。」

多くの国々で、精神衛生問題を抱える若者のごく一部しか基本的な診察とケアを受けられず、多くは適切な認識、支援、治療のための援助を利用できず、不必要に苦しんでいる。効果的な支援を開発する取り組みは大きく進展してきたにもかかわらず、精神衛生のニーズはほとんど満たされていない。これは豊かな社会でも見られ、開発途上国の中では、ほぼ100%ニーズが満たされていない。

このように若い人々の精神衛生問題は、全世界的に重大な公衆衛生の課題となっている。予防的な取り組みは精神疾患の発現や進行を未然に食い止める上で役立ち、早期支援により疾患が重症化するのを抑えることができる。精神衛生上のニーズが認められた若者たちは、ニーズが満たされない者と比べて社会的に動きやすくなり、学校での成績も上がり、社会に適応した豊かな成人に成長する可能性が高い。精神衛生の活動促進、予防、適切な時期の治療も、保健ケアシステムにかかる負担を減らすのに有効である。

効果的な予防と援助を行うには、精神衛生の問題に対する人々の認識を高め、青少年のために一般的な社会的支援を提供することが、不可欠である。青少年の精神衛生を守る取り組みは、まずは親、家族、学校、コミュニティから始まる。決定的に重要な意味を持つこれらのステークホルダー（関係者）たち

を教育することで、青少年たちの社会的技能を高め、問題解決能力を向上させ、自信を持たせることにもつながり、それが転じて精神衛生問題を軽減し、無謀で暴力的な行動を思いどまらせることができるだろう。青少年たちも精神衛生に関する討論や政策作りに参加するよう、奨励すべきである。

情緒的な悩みを早期に認識し、訓練を受けた者たち—保健員である必要はない—による心理社会的なサポートを提供することで、精神衛生問題の影響を緩和することができる。基礎保健ケアを行なう者たちを訓練し、構造的インタビュー（体系的な面接）を通じて早期に問題を感知し、治療と支援を提供できるようとする。学校での心理教育的なプログラム、支援カウンセリングや認知行動療法を、理想としては家族の参加のもとに行うことなど、すべてが青少年の精神衛生の改善に効果的である。一方、重度の精神疾患を抱える若い人々の複雑なニーズに対しては、専門家によるサービスへ段階的に照会していくことで対応する。

国際的なレベルでは、「子どもの権利条約」や「障害者権利条約」などに代表される、青少年の健康と発達を推進する法律や協定がいくつか制定されている。基礎保健ケアの体制に精神衛生を取り込むことは、精神衛生問題における治療の格差を削減する上での大きな試みである。その意味において、世界保健機関（WHO）はそのパートナーとともに、戦略的な情報の収集と活用、根拠を明確にした支援政策作り、保健サービスおよび必需品の提供と利用の拡充、そして他の政府部門との連携強化に向けて各国のイニシアティブの枠組みを定めた4Sフレームワークを開発した。こうした統合を実現することで、精神疾患に対するサービスへのアクセスを向上させ、その偏見を払拭する。

青少年の精神衛生への対応で最も急務なのは、特に資源の限られた国々における根拠あるデータベースの改善と拡張である。青少年の精神衛生問題の性質、発生数、決定要因の体系的な研究が、さらにはその予防、早期支援、治療方針に関する体系的な研究が、こうした環境にいる青少年たちの健康と発達に対する権利を保障する上で、極めて重要なのである。

78ページの出典・参考文献等を参照のこと。

## 困難に挑む： HIV陽性の青少年たちのリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）



世界YWCA 総幹事  
ニヤラザイ・グンボンズヴァンダ

「HIVと共に生きる  
青少年の大部分  
が、正当な認識、  
権利、保護、支援  
を求めて苦しんで  
いる。」

近年、国際社会は、子どもたちの保護と、HIV陽性の子どもや孤児のための教育および保健サービスへのアクセスを容易にする取り組みで、大きく前進した。ユニセフを始めとする諸機関や、キリスト教女子青年会（YWCA）など宗教的的理念に基づいて活動する団体や女性のネットワークが、社会保護政策のための介護者を養成し、子どもたちが必要な情報を得たり、自分の尊厳を守る権利を擁護する支援をしてきた。

HIVと共に生きる人の多くは、青少年期の子どもたちだ。こうした若者たちは一つのモデルには当てはまらない。学校に通っている者、通っていない者、里親と暮らす者、安定した家庭がある者、一家の長である者、仕事を探している者。しかしその全員が、自分の状態について十分な情報に基づいて意思決定できるような養育環境に暮らし、分かりやすい支援を受ける価値がある。この2年間で世界YWCAは、HIV陽性の青少年期の少女たちと、彼女たちが直面している具体的な問題について一連の対話を行った。その結果、HIVと共に生きる青少年たちは、病の公表、教育、そして人間関係の育みという3つの大きな問題に向き合っていることがわかつってきた。

まず第一に、公表という点については、多くの子どもや若者たちは自分たちがHIV陽性であるということを知らされていない。さまざまな理由から、それを伝える準備が介護者側にできていない場合もある。例えば、親たちの中には、意図せず自分たちの子どもを「感染させて」しまったという大きな罪悪感に苛まれていたり、どうHIVに感染したかといった質問に答えることをひどく恐れたりしている人もいる。また、自分たちの子どもが、HIV陽性であることを知ってもなお「普通の」生活を送ることができるのか、将来（性的その他の）実りある人間関係を持つことができるのか、と心配している場合もある。公表という課題を扱う際には、介護者と子どもの両方にカウンセリングを行うことが不可欠だ。

青少年の中には、自らの状態を知りながら、拒絶、疎外されることを恐れて他人には公表していない子どももいる。いずれのケースでも、若い人々は他人にHIVを感染させてしまうというリスクを背負っている。このウィルスの広がりを止めるためには、一般に広がる偏見を解消しなければならない。青少年が、支援を受けられることを知った上で、自分の状態を安心して打ち明けられる安全な環境を提供するため、特に政府による政策やプログラムが必要だ。

第二の課題は、HIV陽性の青少年のためのリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）についての総合的な情報が、まだまだ不十分である

ということだ。現行の保健ケアシステムや家族支援ネットワークには、特定の年齢層やジェンダーに対してそうした情報の重要性をわかりやすく示せるような手段がない。「叔母さん、私、生理が始まつたからもう薬を飲むのをやめるべきかしら」。15歳になるジンバブエの少女テンダイは尋ねる。テンダイは生まれつきHIV陽性で、生理中に薬を飲むと副作用が出たり、将来子どもを作るときに悪影響が生じたりするのではないかと心配している。このような、HIV陽性の青少年における生殖のリスクに関する質問に答えるために、地元の保健ケアスタッフや介護者は、研修を受ける必要がある。HIVと共に生きる人々に教育と利用可能な情報を提供することは、病気の感染を食い止める上で極めて重要なのだ。

第三の課題は人間関係を育むことである。友達とであれ、家族とであれ、HIVと共に生きる若い人々にとって、人間関係は困難に満ちている。先頃ユニセフは、ジンバブエのHIV陽性の青少年たちとの対談を開催した。彼らはすばらしく明るい声で、痛ましく身を刺すようなメッセージを伝えた。自らがHIVであることを知っている子どもたちは、継続的な恋愛は一生涯体験できないのではないかと恐れている。もし愛し合えて理解してくれるパートナーに巡り会えても、相手の家族は自分を受け入れてくれるだろうか。もしそうなっても、子どもを授かるにはどうしたらいいのだろうか。資源の乏しい国々では、何が危険であり、何が選択できることなのだろうか。

若い人々を含め、HIVと共に生きるすべての人々が医療やカウンセリングなどのサービスを受けられるようにすることは政府の責務だ。HIV陽性の青少年たちが自分たちの権利、とりわけリプロダクティブ・ヘルスに関する権利をすべて享受できるよう、セーブ・ザ・チルドレンなどの国際援助団体やロザリア記念財団（Rozaria Memorial Trust）などの地域団体は互いに協力し合わなければならない。HIVと共に生きる青少年のほとんどが、正当な認識、権利、保護、支援を求めて努力している。彼らは意見（judgement）ではなく、助言と情報を求めている。こうした青少年たちの質問に早く答えることができれば、彼らもそれだけ早く、知識によってのみ与えられる自信を、身につけることができるだろう。

ニヤラザイ・グンボンズヴァンダは、世界YWCAの総幹事として106カ国の女性のグローバルネットワークを率い、2,500万人の女性や少女たちとつながっている。過去には、ユニフェム（UNIFEM、国連女性開発基金）の地域ディレクター、リベリアおよびジンバブエにおけるユニセフの人権担当オフィサーを歴任。

学校に通っていない学齢期の子どもたちの数—現在6,900万人<sup>28</sup>—しか示していない。ところが、初等学校を修了していなかったり、前期中等学校に進学できなかったり、あるいは単に中等教育を中退してしまったという理由で、実際に学校に通っていない前期中等教育の就学年齢の子どもたちも、ほぼ同数—同じ年齢層全体の約5分の1にあたる約7,100万人<sup>29</sup>—存在している。したがって、青少年のこととも考慮に入れると、学校に通っていない子どもたちという世界的な問題は倍増する。こうした学校に通っていない青少年の54%が女子である。この観点から最も影響を受けている地域はサハラ以南アフリカで、青少年の38%が学校に通っていない<sup>30</sup>。

初等学校から前期中等学校への進学に焦点を当てる必要性は高まりつつあるが、開発途上国では特に難しいことがしばしば示される。標準的な就学年齢で中等学校に進学していない子どももいれば、完全にドロップアウトしてしまう子どももいる。例えば、サハラ以南アフリカの前期中等学校就学年齢の子どもたちの39%は、低学年で留年していたり入学が遅くてそれを取り戻したりするために、いまだ初等教育を受けている状態である。サハラ以南アフリカでは、初等学校の児童の64%が中等学校に進学する<sup>31</sup>。中等学校に進学する青少年の中で、後期中等教育に進学できる者はあまりいない。開発途上国では、前期中等教育への就学率が2007年には75%であったのに対して、後期中等教育への純就学率はわずか48%に留まった<sup>32</sup>。

サハラ以南アフリカで普遍的初等教育を達成しつつある国が増えるにつれて、これらの国々は教育に関する目標を初等学校に中等学校の要素を取り入れた普遍的基礎教育にまで拡張させている。例えばガーナは、幼稚園2年間、小学校6年間、中学校3年間の11年間の学校教育から成る基礎教育を2007年に確立した<sup>33</sup>。

中等教育への進学を妨げる要因は初等教育の障壁とおおよそ似ているが、もっと深く根ざしたものもある。中等学校に通う費用は初等学校の費用よりも高額であることが多く、それをまかなう金銭的余裕がない世帯も多い。中等学校が家から遠く、交通手段が必要となる場合もある。また、教育への願望と、働いて得られるであろう見込み収入との間に、大きな葛藤がある。

### 開発途上国全般では、中等学校への就学で女子は男子に立ち後れている

世界的に見ると、中等学校への進学で女子はいまだに男子に後れを取っており、2005年から2009年の期間の純就

学率は男子が53%、女子は48%であった。全体的には女子は男子に立ち後れているが、それほど大きな後れではない。女子が不利な状況は、後発開発途上国、とりわけサハラ以南アフリカと南アジアで最も大きいが、東アジア・太平洋諸国とラテンアメリカ・カリブ海諸国の各地域では、中等学校の純出席率は、男子よりも女子の方が高い<sup>34</sup>。

青少年期の女子と男子では、学校に通うにあたって異なる課題を抱えている。女子でも特に貧しい少女たちは、家事労働、児童婚、民族的または社会的な疎外、早期妊娠など、複合的な形の不利益や差別に直面するために中等学校に通っていない可能性が高い<sup>35</sup>。男子は学校に通うことへの心理社会的な課題に直面することもあるだろう。青少年期の男子は女子よりも学校に対する満足度が低いと訴える傾向にある<sup>36</sup>。調査から、ティーンエイジャーの男子は女子よりも学業に費やす時間が少なく、家族の関与がないことや仲間の影響によって、男子の学校に対する満足度や学校への適応が妨げられることもあることがわかる。

### 中等教育は青少年のエンパワーメント、育成、保護のために不可欠である

女子の中等教育は、彼女たちの発達に不可欠であり続ける。中等学校が存在することで、初等学校に就学し修了する子どもの人数を増やすだけでなく、初等教育で提供される教育の質も向上させる。中等教育は市民参加を促し、若者の暴力、セクシャルハラスメント、人身売買の撲滅に貢献する。結果として乳児死亡率の低減、結婚の高年齢化、家庭内暴力の削減、出生率の減少、子どもの栄養の向上など、長期的な健康上の利益をもたらす。中等教育はHIV/エイズに対する防御として働き、貧困を低減させ、社会的なエンパワーメントを推し進める役割も果たす<sup>37</sup>。

開発途上国の多くは1990年以来、中等学校における女子の就学率の向上において、目覚ましい進展を遂げた。だが、ジェンダー格差の解消という目標は、まだあいまいなままである。ジェンダー格差は、サハラ以南アフリカと南アジアで最も大きい<sup>38</sup>。

世界経済はますます知識ベースの技能に重点を置いており、ひいては開発途上国における青少年の教育上の経験が、ますます注視されることになる。現代の経済において若者がチャンスを最大限に活かす技能を提供する基盤は、やはり基礎教育にある。しかし、こうした教育では、単に知識を与えるだけでなくいかに考えるか、いかに創造的に問題を解決するかということを生徒たちに教えなければならない。技術訓練や職業教育も、学業に向かない者のための第

# 富裕国における幼少期および青少年期の不公平性— ユネセフ・イノченティ研究所報告書『レポートカード9：取り残された子どもたち』

最も豊かな国々の子どもたちは、世界の他の国々の子どもたちと比べて生活水準が非常に高い。しかし、すべての子どもが自分の国のそれぞれの繁栄に見合った恩恵を受けているわけではない。

この10年間にわたり、ユネセフ・イノченティ研究所が発行しているOECD諸国における子どもの幸福に関する一連の『レポートカード』シリーズでは、先進工業国のある子どもの幸福度を評価することの重要性を強調してきた。シリーズ最新の『レポートカード9』では次のように問い合わせている「最も不利な状況にいる子どもたちは、いったいどれくらいの後れを取らざるを得ないのか。」

報告書では、青少年の生活を物質的な幸福、教育、健康の3つの次元から分析し、OECDの24の加盟国を「取り残された

子どもをなくす」という精神をどれだけよく実践しているかという観点からランク付けしている。成績表の上位にはデンマーク、フィンランド、オランダ、スイスが並ぶ一方、ギリシャ、イタリア、米国は、子どもたちの不公平の程度が最も大きいと示されている。

経済的に発展している国々を相互に評価することで、『レポートカード』は、他のOECD諸国が、基準に達するための実質的な改善余地を明らかにする意義深い比較を生み出している。

「子ども時代の貧困と不利益は、直接、かつ持続的に、目に見える多くの代償と結果をもたらす。」

## 不公平性の代償

子どもの発達期に、回避できるつまずきによって子どもを苦しめることは、「子どもの権利条約」の最も基本的な原理、すなわち、すべての子どもが自らの可能性を最大限に発達させる権利を有することの侵害である。

報告書によれば、子どもの頃の貧困と不利益は、直接、かつ持続的に、目に見える多くの代償と結果をもたらす。例えば、これは、出生時低体重、肥満、糖尿病、慢性ぜんそく、貧血、心疾患の高い発症率など、より重い症状の発現を含む。幼少期からの不利益は、栄養不足や身体的な発育不全、認知や言語上の発達が損なわれることなどと関連がある。

最も不利益を受けている子どもたちは、食糧不足や親のストレス（親子の時間の不足も含む）を体験したり、頻発するストレスによるアロスタティック負荷（身体や心の磨耗）が高くなったりする割合も大きい。後の人生においても行動的困難、技能や願望の低さ、学歴の低さ、成人してからの所得が低くなる可能性が高くなる。その他にも失業や生活保護への依存、ティーンエイジャーの妊娠、警察署や裁判所とかかわること、アルコールや薬物への依存の件数が高くなるというリスクもある（全てのリスクを挙げた以下のコラムを参照のこと）。

## OECDにおける不公平性のリスクと結果

子どもたちが脱落しないように支援する努力は、すべての子どもは自らの可能性を最大限に発達させる権利があるという「子どもの権利条約」の基本的信義と一致しており、原理的に正しい。しかしこれは実践的にも正しい。OECD諸国における何百件に上る研究から、幼い子どもたちや青少年が後れをとることの損害は非常に大きく、以下のような傾向が強くなることがわかっている。

- 出生時低体重
- 親のストレス、親子の時間の不足
- 子どもの慢性ストレス、長期的な健康問題や記憶力の低下につながる恐れあり
- 食糧不足、栄養不良
- 肥満、糖尿病、慢性ぜんそく、貧血、心疾患などの発症や回復力の遅れ
- 病院や救急病棟への来院頻度の高さ
- 認知発達障害
- 学業成績不振
- 教育における投資収益率の低さ
- 言語能力の低さ
- 技能や願望の低さ
- 成人してからの生産性や所得の低さ
- 失業、生活保護への依存
- 行動的困難
- 警察署や裁判所に関わること
- ティーンエイジャーの妊娠
- アルコール、薬物への依存

**出典：**UNICEF Innocenti Research Centre, *Report Card 9, The children left behind - A league table of inequality in child well-being in the world's rich countries, UNICEF IRC, Florence, 2010, p. 26.*

多くの家族は逆境を乗り越え、上記の分類に陥らない子どもたちを育てることに成功している。しかし、概して幼い頃に仲間から取り残されてしまった子どもたちは、自分のせいではないのに自らが「著しく目に見て不利な立場」にいることに気づく、と『レポートカード9』は実証している。そして、「公正を目指す社会であれば、たまたま生まれ合わせが悪かったというだけで、これほどひどく人生の機会を制限されることに無関心でいられるはずはない」としている。

原理と実践を合わせて論じ『レポートカード9』は結ばれている。何百万人という子どもたち一人ひとりが人生のさまざま次元で取り残されることを防止することで、子どもたちの権利を実現するだけでなく、彼らの母国の経済的、社会的な展望を増進することにもつながる。逆に、多くの子どもや若者たちを仲間たちの基準から大きく脱落させてしまうと、子どもたちも社会も高い代償を支払うことになる。

78ページの出典・参考文献等を参照のこと。

二候補の選択肢としてではなく、改善していかなければならない。また、社会の中で取り残された集団の青少年にも、まずは基礎教育に就学して、その後は技術や職業訓練のコースに参加する機会を広げることが不可欠である。柔軟な「補習」プログラムは、国家による貧困削減への取り組みに組み込まれていれば、特にこうした青少年に届きやすい<sup>39</sup>。

この公平性の側面は、決して欠いてはならない。中等学校教育を「標準として」提供するだけでは、例えば貧困、HIVとエイズ、麻薬の乱用、障害、民族的な劣位などの影響を受けている最も脆弱な青少年には、届かない可能性が高い<sup>40</sup>。彼らに対しては、非公式な教育、出前学級やピア・エデュケーション（仲間による教育）、そして治療やケア、支援の中での配慮された教育の提供といったさまざまな戦略を通じてアプローチしていく必要がある。

## 青少年期のジェンダーと保護

暴力、虐待、搾取などによる子どもたちへの重大な脅威の多くは、青少年期において最高潮に達する。子どもの兵士や戦闘員として紛争に巻き込まれ、あるいは児童労働者として危険な環境で働くことを強要されている者のほとんどが、青少年期の子どもたちだ。何百万人という若者が搾取されたり、自分たちが刑事司法制度と対立したりすることに気づく。子どもや青少年に対する搾取や虐待を罰せずに許している不十分な法体制や社会的、文化的規範のせいでの保護を受ける権利を否定されている者もいる。

青少年の保護を受ける権利に対する脅威は、ジェンダー差別と排除によってますます深刻なものになっている。青少年期の男子よりも女子の方がはるかに多く被害を受けていると推定される4つの虐待とは、性器切除/カッティング、児童婚、性的暴行および強制的な家事労働である。しかし他にも、そのジェンダーを前提とした男子に大きく降りかかる人権上の虐待もある。例えば、子どもの兵士や戦闘員として強制的に動員されたり、肉体的に最も過酷な形の児童労働を行うことを強要されたりしている者のほとんどが少年たちである。

子どもの保護一とりわけ青少年期との関連において一に関する観察や行動にあたっては、必ずジェンダー面を考慮しなければならない。逆に言えば、青少年に対する暴力、虐待、搾取に取り組むことは、ジェンダーの平等を促進し、それらを長引かせている潜在的な差別に挑むにあたって、きわめて重要なのである。

## 暴力と虐待

特に女子に対する暴力および性的虐待は日常化され、容認されていることがあまりに多い

暴力行為は家庭や学校、コミュニティにおいて行われる。それは身体的であったり性的、心理的な暴力であったりする。ほとんどの虐待が秘密裏に行われ、報告されないままになっているため、青少年に対する暴力の全容を把握することは不可能である。推定値が入手できた11カ国のデータから、15~19歳の女子に対する実にさまざまな暴力が明らかになっているが、確かめられたすべての国で深刻な問題であり続けている<sup>41</sup>。

ところが、青少年はおとなからの暴力に耐えるだけではない。人生において仲間からの暴力を最も受けやすいのはこの時期である。身体的な暴力は、仲間の尊敬を得るためにあつたり自らの独立心を主張するために行われ、10代のうちにピークを迎える。このような暴力の大部分が他の青少年に向けられる傾向にある。

多くの若者にとって、被害者または加害者として経験した肉体的暴力は、ほとんどがティーンエイジャー時代に限られ、成人を迎えるにしたがって減少する。障害のある者、路上生活をしている者、法に抵触する者、難民、住む所を追われた子どもたちといった特定の青少年は、特に身体的暴行の被害を受けやすい。

性的暴力や虐待はさまざまな形で、どこでも一家庭や学校、職場、コミュニティ、そしてサイバースペースにおいても一起こりえる。男子もその影響を受けるが、性的虐待の被害者の大部分は女子であることが調査からわかる。青少年たちは、教育や仕事のオファーと称して、あるいは現金と引き換えに、商業的性的搾取に誘い込まれることもある。家族からの圧力があったり、家族、自分自身、またはその双方を養わなければならない必要に迫られたりして、関わりはじめることもある。

貧困、社会的、経済的な疎外、低い教育レベル、そして商業的性的搾取にまつわる危険に関する情報の不足は、性的虐待への青少年の脆弱性を高める。しかし、子どもの商業的性的搾取を支える原動力は、まさに需要である。外国人観光客が関与している場合も多いが、需要の大部分は、実際には地元にあるということが調査から分かっている。

**青少年に対しての、保護の必要のある虐待のジェンダー的側面は、明らかである**

青少年に対する、身体的、性的、心理的な暴力と虐待の

## 責任ある行動を： 私たちの地球が再び健康を取り戻せるように世話をしよう



ミーナクシ・ドゥンガ、  
16歳、インド

「私たちは目を覚まして、自分たちだけでなく、母なる自然にも未来の世代に対しても、責任があることに気づかなければならぬ。」

気候変動について、活字になっていないこと、出版されていないこと、論じられていないことが果たしてまだあるだろうか。学校では、教科書で地球温暖化について毎日のように学ぶ。授業や講義にも参加している。地球は病気の患者で、その温度は徐々に上昇している。状態は悪くなる一方だ。では、いったいこの私が、お昼に何を食べるかも決められない16歳の私が、影響を及ぼすために何を言い、どのようなことができるだろう。きっと、あなたは驚くだろう。

私たちは、この星の世話をする人々(caretakers)であるのに、自分たちの生活と成功したいという欲望に深くのめり込んでしまった。私たちを取り巻く世界が傷ついていることに気づかず、環境に対する義務と責任を怠っている。他人にお金を貸したらよく覚えているし、授業が休講になったことなどは簡単に思い出せるのに、エネルギー保全のために家電のコンセントを抜いたり、木を植えたりすることは気が回らない。エベレストに登頂したり、病気を治したり、月面に着陸することはできるのに、部屋を出るときに電気を消したり、ゴミをゴミ箱に捨てたり、リサイクルのために分別することは忘れてしまう。

何度も目覚ましは鳴っているのに、私たちは眠ったままだ。いや、むしろ、他の人が問題を解決してくれると思ってわざと起きないのかもしれない。でも、他の人は何もしてくれない。「見たいと思う世界の変化に、あなた自身がなりなさい」とガンジーは言った。これは私たちの星であり、その世話をするのは私たちである。より大きな善のためにも、私たちの惑星を元の健康な状態になるまで看護することは、私たちの責任である。

弟と私は、毎朝けんかしている。弟にむかって、70ガロンの風呂には入らず、10～25ガロンの水を使って5分間のシャワーを浴びなさい、と私がしつこく言うからだ。バタフライ効果と同じように、私たちの日々の行動は、それがどんなに小さいものであっても広範囲に影響を及ぼす。地球上の生命が滅びるか栄えるかを決めるのは、私たちの行動だ。歯みがきをするときに水を出しち放しにしないだけで、一日30リットルもの水を節約できる。週にたった2回、自転車に乗るか歩くかをするだけで、CO<sub>2</sub>排出量を年間で1,600ポンドも削減できる。家々をきちんと断熱することで、冷暖房に使うエネルギーを減らすことも大きな違いをもたらす。

こうした小さな取り組みによって、地球を助けることができる。地球は苦しんでいる患者であり、早く元気になりたがっているのだと私は思う。私たちは目を覚まして、自分たちだけでなく、母なる自然にも未来の世代に対しても、責任があることに気づかなければならない。青少年のみなさん。もっと緊張感を持って、活動的に、積極的に関心を持とう。私は自分の家族、友人、近所の人々の意識を高める活動を続けていく。私たちは環境を大切にして、清潔で安全に保たなければならない。もしかしたらある日、私たちの患者の病気が治り、力強く成長し始めてもっと縁が多く、もっと美しいすみかになるかもしれないのだ。

ミーナクシ・ドゥンガはニューデリーのドワルカに住んでいる。卒業後はインドで医学を学び、最高の外科医になりたいと考えている。ミーナクシは歌を歌うこと、音楽を聞くこと、環境に気を配ることも好きである。

ジェンダー的側面は、重大な問題である。女子は男子よりも家庭内暴力や性的暴力を受ける割合が高い。こうした虐待は家庭やコミュニティにおける男性の優位性を強めると同時に、女性のエンパワーメントを妨げている。データが入手できた11の開発途上国では、性的または身体的暴力を受けた経験を持つ15～19歳の女性たちは広範囲に及んでおり、ウガンダでは実に65%に上ることが実証されている<sup>42</sup>。

配偶者による暴力が日常茶飯事として、特に若い女性の

間で広く受容されていることは、深刻な懸念事項である。国際的な世帯調査の2000年から2009年の最新データによると、開発途上国（中国を除く）における15～19歳の女性の平均50%以上が、例えば料理を焦がしたり性交渉を拒んだりした場合など、特定の状況下では夫が妻を叩いたり殴ったりしても当然だと考えているという<sup>43</sup>。

同じ年齢層の男性の間にも同様の考え方が広く行き渡っている。この指標に関するデータが入手できた28カ国のうちの3分の2の国々において、15～19歳の男性の3分

の1以上が、特定の状況下では夫が妻を叩いたり殴ったりしても当然だと考えている<sup>44</sup>。男らしさ、女らしさについての固定概念がこうした考え方を強固にしている。

## 青少年の結婚

### 青少年期に結婚する若者のほとんどが、15歳以降18歳未満で婚姻関係を結ぶ

青少年の結婚—本書では、配偶者があるいは双方が19歳以下の場合の結婚か事実婚—は南アジアとサハラ以南アフリカで最もよく見られる。この2つの地域にある31カ国からの新しいデータから、青少年の結婚のほとんどが15～18歳の間になされることがわかる。バングラデシュ、チャド、ニジェールの3カ国では、20～24歳の女性の約3分の1が15歳までに結婚している<sup>45</sup>。

児童婚が女子の健康と教育に与える影響については本書でもすでに述べたが、その心理社会的な影響も計り知れない。少女たちは夫の家族の中で孤立し、同年齢の友人や他に支援を受けられる相手に接触するはっきりとした手段がない。このように無力であることは、虐待を受けやすく、また過度な家事労働を負わされていることを意味する。

## 女性性器切除/カッティング (FGM/C)

### 女性性器切除/カッティングは減少しているものの、いまだ29カ国で広範囲に行われている

7,000万人以上の15～49歳の少女や女性が女性性器切除/カッティングを、通常は思春期が始まる前に経験している<sup>46</sup>。1%を超える割合で女性性器切除/カッティングが行われている29カ国のうち、アフリカ大陸の外にあるのはイエメンだけであった<sup>47</sup>。このようなカッティングは、特にしばしば不衛生な環境で行われることが多く、非常に危険である。長期的なダメージを及ぼし、母子共々出産時の合併症の危険を高める。また女子が、普通の健康的な性的発達を享受する潜在的な可能性を抑圧してしまう。

女性性器切除/カッティングの数は減りつつある。年長の女性よりも若い女性、母親と比べれば娘たちの世代で、その数はある程度まで低減している。しかし、その歩みは遅く、いまでも何百万人という少女たちがその慣習に脅えている。

## 児童労働

### 児童労働は減少しているが、いまだ多数の青少年に影響を及ぼしている

約1億5,000万人にのぼる5～14歳の子どもたちが現在、児童労働に従事している。その数はサハラ以南アフリカで最も高い<sup>48</sup>。長時間危険な条件下で働く青少年は、教育を修了できる可能性が低く、貧困から脱却するための能力が抑制されてしまう。児童労働の普及は近年減りつつあり、危険な児童労働の件数も急速に減少している、とデータは示している<sup>49</sup>。しかしやはり、多くの開発途上国の青少年の人生の機会と幸福を損ない続けている。

さらに精度の高いデータから、開発途上国における就学率と達成度の低さが、どの程度児童労働と関連しているかが明らかになった。また児童労働、特に青少年の家事労働において、広くジェンダー差別が存在していることが、データからわかる。集計された数字を見ると、児童労働に従事しているのは女子よりも男子のほうが多いことが示されているが、家事労働をしている子どものおよそ90%が女子であると推定される<sup>50</sup>。

## 青少年は人身売買の犠牲者でもある

世帯調査や対象を絞った調査を通じて、青少年、特に女性たちが保護の必要な虐待に対してどれほど脆弱であるかについて、数々立証されてきている。それでも、保護の必要なさまざまな形のリスクは秘密裏に行われており、青少年がこうした問題を報告するにはさまざまな困難があることから、いまだに把握できていない部分が大きい。

人身売買は、極めて違法性が高く、内密な活動であるため、被害に遭っている子どもや青少年の数を示す目的の統計も信頼できない可能性がある。青少年の人身売買は、強制労働、結婚、売春あるいは家事労働を目的として行われる。国境を越えて取引されることもあるが、国内での発生の方が一般的である。人身売買を禁止する具体的な法律を有する国は、この10年の間で2倍以上に増えたが、実際には違反者を起訴できていない国もある<sup>51</sup>。

## ジェンダーと保護に関する取り組み

セクターの枠を超え、検討、議論と幅広い参加を促進し、人権の原則とそれに対応する社会的変化の中で、時とともにコンセンサスを上手く育めるプログラムがあれば、女性や少女たちへ圧倒的な影響を及ぼしてきた有害な慣習が減少するということは、経験上、認識されている。これは男女間にさらなる公平性と、子どもの死亡率の低減、妊産婦

の健康の向上に直接的な結果をもたらす。

例えばウガンダでは、「レイジング・ボイス (Raising Voices)」と「DV防止センター (Centre for Domestic Violence Prevention)」が、ジェンダーの規範に疑問を投げかけ、女性や子どもたちに対する暴力を防止するために考案されたコミュニティによる取り組みを支援した。活動としては、ドメスティック・バイオレンスに関する認識を高めること、コミュニティや専門セクターの中にサポートとアクションのためのネットワークを構築すること、話し合いや戸別訪問や演劇といったコミュニティ活動を支援すること、そしてラジオ、テレビ、新聞などのメディアを使って女性の権利を向上させることなどである<sup>52</sup>。

セネガルでは、現地のファシリテーターを通じて、村々で感受化 (sensitization) と意識を向上させるセッションを主催するNGO「トスタン (Tostan)」により、支援を受けたコミュニティ・エンパワーメントのプログラムが提供され、その結果、女性性器切除/カッティングの被害を77%削減することに成功した。またコミュニティで意識を向上させる取り組みは、児童婚のマイナス面の認識を高めるためにも行っている<sup>53</sup>。

エチオピアでは、コミュニティにおける対話と、女性性器切除/カッティングと別のあり方について、コミュニティにおける集団での決断を促進している「ケンバッタ地区女

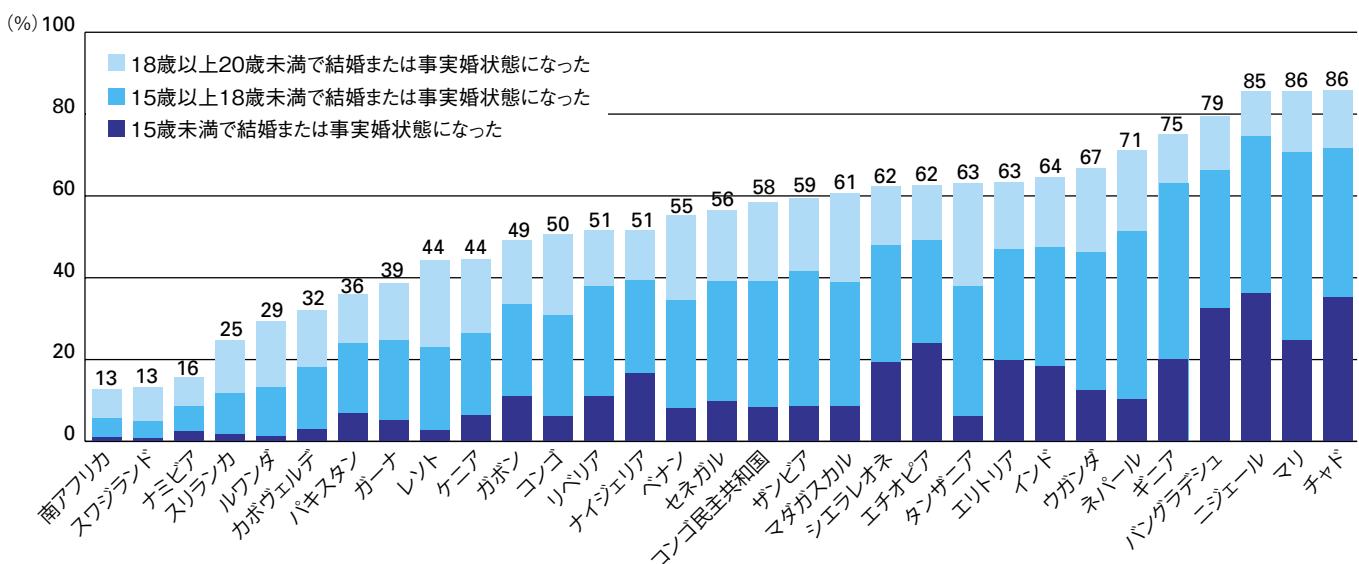
性自立センター (Kembatta Mentti Gezzima-Tope : KMG)」によるプログラムの結果、地区のほとんどの世帯が、女性性器切除/カッティングを廃止した。2008年に実施されたプログラムの前までは、村人の97%が女性性器切除/カッティングに賛成していたが、プログラム終了後は96%が廃止すべきことを認めた。同じく極めて重要なことに、自分のコミュニティにおいて、切除を受けていない少女たちはもはや「嫌悪されない存在である」と、村人の85%が信じたのである<sup>54</sup>。

児童婚防止のプログラムの約6割は、こうしたコミュニティの意識の向上に基づくものである。少女たちに早すぎる結婚のデメリットを直接教え、早婚をしないためのインセンティブを提供することを目的としたプログラムもある。例えば、バングラデシュ政府は1994年以降、結婚を延期した少女たちに対して中等学校の奨学金を給付している<sup>55</sup>。一方、インドのマハラシュトラ州では、少女たちが生活技能習得コースに参加することで、結婚が1年遅くなることが実証された<sup>56</sup>。

その他にもインドのアーンドラ・プラデーシュ、ハリヤーナー、カルナータカ、マディヤ・プラデーシュ、パンジャーブ、ラージャスター、タミル・ナードゥの各州では、18歳になるまで結婚を遅らせた少女と家族の両方に報奨金が提供されている<sup>57</sup>。

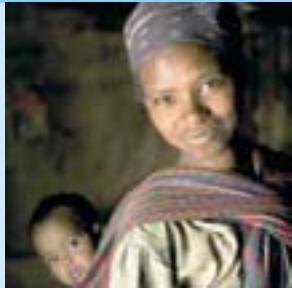
図2.7：入手可能な属性別データに基づく、各国における初婚年齢

15歳未満、18歳未満または20歳未満で最初の結婚をした、もしくは事実婚状態になった女性(20~24歳)の割合



出典：人口保健調査(DHS)およびその他の全国調査、2000～2009年。

## 青少年が向き合うジェンダー・貧困・課題



自宅で女の子の赤ちゃんを背負って立つ女性。看護師助産師協会 (Nurse Midwife Association) と巡回指導員が、既存の母子保健クリニックや健康プログラムに女性性器切除/カッティングの廃止を組み込んでいる（エチオピア）

「エチオピアの人口は若い。2009年には人口の50%が18歳未満であった。」

エチオピアはいまだに世界で最も貧しい国の一つであるが、その経済は成長しており、子どもたちの健康と教育を改善する多くのプログラムも功を奏してきている。同国はミレニアム開発目標の4と5、すなわち乳幼児死亡率の削減と妊産婦の健康の改善について、目標達成の方向で進んでいる。2008年から2009年までに、初等学校の就学率は増加し、女子の学業への参加が改善された。世界的な経済不況の中、政府は貧困者への福祉手当として予算の割り当てを維持できるよう対策を講じてきた。しかし、干ばつとそれに続く水不足といった環境課題や、貧困、少女や女性たちに対する暴力などが開発を妨げ、これまでこの国が成し遂げてきた発展を後退させる恐れさえある。

エチオピアの人口は若い。2009年には人口の50%が18歳未満であった。エチオピアは世界中の青少年による出産数のうち、半数を擁する7カ国の中の1国である（他にはバングラデシュ、ブラジル、コンゴ民主共和国、インド、ナイジェリア、米国）。国民の大部分が自給自足農業で生活している国では、子どもたちは、両親の情緒的、肉体的サポートを期待されるとともに、労働力として重んじられる。また多くの農村部では、数多くの子どもたちを社会的、宗教的な賜物として受けとめている。ところが都市部では、貧困の減少や避妊を含む医療サービスへのアクセスの改善といったいくつかの要因により、出生率は低下してきた。

エチオピアの青少年の85%は、特に女子の教育レベルがかなり低い傾向にある農村部に暮らしていることが、人口協議会 (Population Council) の調査からわかった。早期の婚姻率が非常に高い地方もあり、アムハラ地域で面接した既婚の若い少女たちの70%近くが、初潮を迎える前に性行為を体験している。特に都市部では、青少年期の子どもたちの相当数が親元で暮らしていない。都市部に住む10～14歳の少女たちの3分の1がどちらの親とも同居していない。全国的に見ると、15～20万人の子どもたちが路上で生活し働いており、その中でも女子はおとなによる性的虐待、レイプ、望まない妊娠、早期出産、HIV感染のリスクなどに直面している。

さまざまなプログラムは最も脆弱な子どもたち、すなわち農村部の若者や結婚している少女たち、就学していない青少年には届かないことが多い。反対に、開発イニシアティブの恩恵を最も受けられるのは、都市部に住み学校に通うさらに年長の未婚の少年たちである。

2004年にアジスアベバで、10～19歳の少年少女たちを対象に、性と生殖に関する健康プログラムの利用状況を尋ねる調査を実施したところ、町の貧しい区域に住む少年は、親または両親と同居の、学校に在席している少女よりも、格段に多かった。少年たちのほうが自由に移動が許され、サービスにアクセスしやすいのである。年齢の高い少年少女たちのほうが、若い仲間たちよりプログラムを利用する可能性は高かったが、年長の女子よりも年少の男子のほうが利用率が高く、ジェンダー格差は年齢によつては補正されないことがわかった。手仕事や商取引の仕事をしている男子と比べて、女子にとって大きな障壁となっているのが、特に家庭内での仕事量の多さであった。

エチオピアの青少年スポーツ省は、地方自治体や海外のパートナーと協力して、2004年に「ベルハネ・ヘワン (Berhane Hewan、アムハラ語で「夜明けの光明」)」プログラムを発足させた。早期の結婚を止めさせたり、成人女性による助言、学業の継続、就学していない少女たちへの生活訓練という3つの分野に焦点をあてた、結婚している少女たちを支援したりするプログラムである。同プログラムはアムハラ地方に住む10～19歳の少女たちを対象として、2年間で女子の友情ネットワークの増加、就学率の向上、結婚年齢の引上げ、性と生殖の健康および避妊の仕方に関する知識の普及を行った。支援が成功した背景には、少女たちの孤立と不利益を生む複雑な社会的、経済的要因に注意を向けたことが挙げられる。このプロジェクトは18ヶ月の試験期間を経て、同地方の他の地域にも拡大されている。

各地方の文化的認知や社会動学、なかでもエチオピアの少女たちや農村部に住む若者たちが直面しているさまざまな形の不利益を生み出しているものを理解した上で、さらなるプログラムの開発が必要である。青少年の基本的ニーズや権利の多くが現在満たされておらず、それに経済的、環境的な制約が組み合わさると状況はさらに悪くなる。例えば、先頃のジマ地方における食糧不足に関する調査から、食糧が不足している家庭の女子は、男子よりも苦しい状況でいることがわかった。投資の目的を定めるべきで、民族的出身、居住地、身分を問わず、国内すべての少年少女たちに適切な生活水準を保証する取り組みから始めなければならない。

78ページの出典・参考文献等を参照のこと。

さらに、法的なルートで児童婚に対抗している取り組みもある。例えばエチオピアでは、「パスファインダー・インターナショナル (Pathfinder International)」という団体が、児童婚が提案されていることを耳にすると、それに反対する行動を起こし、地元のパートナーのネットワークを活用して、結婚を進めぬよう親たちの説得を試みる。この作戦がうまくいかない場合、この団体は、エチオピア女性弁護士会 (Ethiopian Women Lawyers' Association) と手を組んで、儀式の中止を求めて訴訟を起こす<sup>58</sup>。

暴力や性的虐待に対抗する取り組みにあたっては、法的保護の範囲だけに限定すべきでない。少女たちが経験する

性的暴行のほとんどが、自らのパートナーによるものであるため、警察やその他の機関の目にとまらないのである。しかも、暴力の根底にある原因を解決することなく懲罰を求める訴訟を起こすことは、問題をさらに陰に追いやりという、意図しない結果を招きかねない。

こうした理由から、社会における男女の関係や力について、少年や男性たちの意識を高める行動が不可欠である。ラテンアメリカの4つのNGOによって開発された「プログラムH」は、若い男性に伝統的な男女の役割に付随する難点と、それに伴う不健全な行為に目を向けさせるよう手助けを行うファシリテーターを育成している。このプログラ

## テクノロジー

# 若者と携帯電話と青少年の権利

モバイル・ユース  
(mobile Youth) 共同創設者、グラハム・ブラウン

ミレニアム開発目標の達成まで残すところわずか5年となった今、十分なサービスを受けられず、連絡が取りにくいコミュニティにおいて、特に若い人々による技術的進歩への公平なアクセスを確実にするためにやらなければならないことは、いまだ多い。私は「モバイル・ユース」で働き、青少年たちがいかにモバイル・テクノロジーを画期的な方法で活用しているかを見てきた。市場の出現が、このテクノロジーの成長を支配している。ほんの一例を挙げるならば、インドのチェンナイでは浮浪児や安物の装身具を売る人々の大群をはた目に、地元の学童たちが仮設の屋台を取り巻いている。アイスクリーム売りと見間違えるかもしれないが、実際この屋台では携帯電話が売られている。1人あたりの国内総生産が月平均225ドル前後で、パソコンからのインターネットアクセスすら珍しい国で、わずか10ドル程度で購入でき、通話料もほとんど無料に近い携帯電話に、若者たち(ここでは5~29歳の者と定義する)が引きつけられるのは、決して偶然ではない。

若い人々の携帯電話加入者数が最も多い5つの市場のうちの3つが、ブラジル、中国、インドという開発途上国である(残りの2カ国は日本と米国)。2012年までに、南アジアにおける30歳未満の加入者数は30%増加して3億8,000万人、サハラ以南アフリカにおける30歳未満の加入者は1億800万人、ラテンアメリカでは1億8,800万人にまで増加すると推定されている。この接続性の向上により、知識へアクセスし、情報への権利を手に入れる機会が若い人々に提供される。

長い間、開発途上国の若者たちに安価なマスコミュニケーションの世界を提供するカギは、低コストのラップトップであると考えられてきたが、結局パソコンの普及率が低い地域でのインターネットアクセスには、携帯電話が事実上のアクセスチャネルとなった。例えば、南アフリカでは、若者の携帯電話加入者がパソコン所有者の数を123%も上回っている。

1996年当時、160文字に限定されたメッセージのフォーマットであるショート・メッセージ・サービス(SMS)が、携帯電話会社からの簡単なテスト信号を受信する目的以外に活用できるとは誰も想像しなかった。なんと大きな誤解だったことか。若い人々はこのメディアを使って実験、開拓し、フォーマットを進化させてから商業界に送り返した。SMSの後継がなかなか考案されず、ピクチャー・メッセージング(画像や動画を送れるマルチメディアサービス:MMS)や同様のサービスに多大な投資を割り当てていた中、またもや若者たちが業界の干渉を受けずに解答を導きだした。彼らは、例えばブラックベリー・メッセンジャー(BlackBerry Messenger)など、本来ビジネス用に開発されたサービスを取り込んで改変し、自分たち同士のコミュニケーションに留まらず、社会運動を進めるために自分たちのメディアに変換した。

若い人々、特に新しいテクノロジーを探求、開拓する時間を持っている青少年たちは、新たなコンテンツ・フォーマットを喜んで取り入れている。一方SMSは、ユーザー数、コストの安さ、進行市場での人気、そして世界

ムの目的は、男女の間により公平な関係を育成することである。ブラジルにおけるその効果を分析した結果、対照群と比較して14~25歳の若い男性における男女公平な行動と意識を奨励することに成功したという<sup>59</sup>。

のことから、ジェンダー平等は女性と女子だけの問題ではないことがわかる。青少年期の少年や若い男性も、ジェンダーに基づいた保護が必要な、虐待の危険にさらされていることが多い。ジェンダー平等の実現には、性および年齢に基づく差別を根絶するために、男性、少年、女性、少女、すべての者が熱心に参加する必要がある。青少年期の男女が十分に保護される世界とは、横行する虐待の根底に

ある凝り固まったジェンダー差別に対して真剣に向き合う世界もある。

各地におけるモバイル・インターネットの拡大成長により、プラットホームとして主流となりつつある携帯用インスタント・メッセージング(IM)に押され気味である。ブラジルには1,800万人のモバイルIMユーザーがあり、これは同国の若者モバイル人口の23%に相当する。インドでは、若者モバイル人口の31%にあたる8,700万人が、モバイルIMユーザーを自称している。

南アフリカのケープタウンにあるスラム地区では、ギャングの暴力を背景に、NPO「リコンストラクテッド・リビング・ラボ(Reconstructed Living Labs : RLabs)」の創設者マーラン・パーカーのような社会起業家たちが、テクノロジーが青少年の生活を変える力を与えることを示している。例えば、19歳のジェイソンは、この4年間のうちに泥棒から転身して、モバイルチャット、フェイスブック、携帯メールを駆使するコミュニティの模範となる人物になった。南アフリカで開催された、薬物に対する意識を高める週間(Drug Awareness Week)に合わせて、RLabsと南アフリカ最大のモバイル・ソーシャル・ネットワークであるMxitは、「エンジェル(Angel)」と呼ばれる薬物相談に関するライブ・ポータル・サイトを先ごろ立ち上げ、若い人々に情報とサポートへのモバイルアクセスを、24時間態勢で提供している。開始以来、同サイトは2万3,000人を超えるユーザーを得て、若者や子どもたちにとって大切な社会サービスのギャップを埋めている。

一世代も経たないうちに、景色は大きく変化した。特定の一組織だけに変化の担い手を

頼ることは、もはやできなくなった。問題が持ち上がって、危機が発生する速度を考えると、従来からの組織形態を、携帯電話テクノロジーによって可能となった若者主導の草の根運動で補っていくことが、必要になる。こうした運動を正しいレールに導けば、費用対効果が高く展開の容易な社会変革のためのプラットホームを作ることができる。想像してみてほしい。例えば、インドの農村部には何百万人という18歳未満の少女たちが住んでいる。もし彼女たちが携帯電話を持ち、青少年NGOによる支援を受けたとしたら、希望のメッセージを伝える唱道者となる潜在能力を持っている子どもがどれほど増えるだろう。世界の青少年モバイル人口はモバイル市場の本質を変えるだけでなく、社会変革を促進し、青少年の権利を実現するために、進展途中有るコミュニティの支援のあり方を考えていくだろう。

グラハム・ブラウンは、若者の携帯電話の利用に関するデータを集積している世界最大の団体であるモバイル・ユース(mobileYouth <[www.mobileyouth.org/](http://www.mobileyouth.org/)>)の共同創設者である。アップスタートラジオ(Upstart Radio)やモバイル・ユース独自のテレビチャネルで若者のマーケティング・ストリームを主催している。若者やモバイル・テクノロジーに関する問題を執筆する著名なライターでもあるブラウン氏は、モバイル・マーケティング協会(Mobile Marketing Association)の表彰委員会の審査員や、2010年にインドで開催されたグローバル・ユース・マーケティング・フォーラム(Global Youth Marketing Forum)の顧問も務めている。

「パソコン普及率が低い地域では、携帯電話がインターネットへの事実上のアクセスチャネルとなった。」

## チェルノブイリから25年： 災害の中の子どもたちを思い出して



プロテニスプレイヤー、  
国連開発計画親善大使、  
マリア・シャラポワ

「私たちは、自らの可能性を存分に実現するあなたの能力と権利を信じて、おとなになっていくあなたをサポートすることを約束する。」

2011年、世界は歴史上最悪の原子力発電所事故であるチェルノブイリの大災害から25年目を迎える。しかし、チェルノブイリ地方はこの大惨事からまだ完全に立ち直っていない。放射性降下物の影響を最もひどく受けた3国であるベラルーシ、ウクライナ、ロシア連邦に現在暮らしている青少年、原子力発電所の一部が爆発事故のときにはまだ生まれていなかったが、彼らもこの惨劇の傷を抱えている。

被害の全容は最後まで把握できないかもしれないが、爆発当時18歳未満だった子どものうち約5,000人が事故以降に甲状腺がんと診断され、私の家族も含めておよそ35万人の人々が、自分たちの町や村を追われた。救急隊員たちは自分たちの命を賭して事故の対応に当たり、何百万人もの人々が、その後自らの健康や生活に関する不安に苛まれ、精神的外傷を抱えたままである。特に若い人々は現在、限られた機会と精神衛生問題に苦しみ、社会的、経済的な幸福が脅かされている。

25年経った今も、住民たちは平均余命が短縮されたと信じていること、放射線恐怖症(外傷的体験の精神的影響としての放射線に対する恐怖)、「生存者」ではなく「被害者」としてのレッテルを貼られたことによる自発性の欠如などに、その心理的影響は現れている。同様に、若い人々も不健全なライフスタイルで生活し、薬物やアルコールに逃げ道を求め、成功し卓越するための能力に自信を持てないでいる。

私は常々、自分自身と深いつながりがあるこの地方の復興に貢献したいと思っていた。地球社会として、この地方の人々が、可能性を最大限に実現するために必要な、ツールを提供しなければならないし、コミュニティが再び自立し、この地域を脅かす偏見を乗り越える手助けをしなければならない。青少年に教育的、社会的のチャンスを与え、積極的に強化していくことは、前進に向けたひとつの手段である。

国際原子力機関、世界保健機関、ユニセフ、国連開発計画(UNDP)といった団体がチェルノブイリ研究情報国際ネットワーク(ICRIN)と協力して、健康的で生産的な生活を送る方法についての情報を、被災した人々に対して提供している。若い人々にとっては、心理社会的なサポートが特に重要であった。UNDPの親善大使として、私はチェ

ルノブイリの被害を受けた3カ国で、7つのUNDPイニシアティブに焦点を当て、若い人々が自信を高め、希望を取り戻し、自らの人生を自分の手でコントロールしていくよう、励ますことを目指している。

ベラルーシの農村地帯にいくつかの音楽学校を開設した。チェヘルスクの町から来た子どもたちは、湧き水の掃除、鳥の餌箱作り、植栽の植え付けといったコミュニティ活動を引き受けた。チェヘルスクのラヨン地区中央病院に新設された「妖精の部屋」では、インタラクティブ・ゲームやミニサーカスなど、癒しと勇気を与える形のセラピーを行っている。ロシア連邦では、青少年の身体的、精神的な幸福を向上するために、「ノヴォキャンプ(Novocamp)」サマー・キャンプに近代的なスポーツ施設が建設された。ウクライナでは、農村地帯のティーンエイジャーたちに、コンピュータスキルを教えるために、青少年会館のネットワークが構築された。さらに、ベラルーシでは、学生たちがベラルーシ国立美術大学およびベラルーシ国立大学で高等教育を受けられるよう、奨学金制度を発足させた。

私は、この地域に暮らす若い人々に強い信頼を寄せている。私の目標は、チェルノブイリの放射性降下物の影響で苦しんでいる青少年に、明るいメッセージを届け、健康的で生産的な環境を取り戻す手助けをすることだ。また、この地域の若い人々と、ハリケーン「カトリーナ」、インド洋の津波、ハイチの地震、そして最近では、メキシコ湾の原油流失事故など、自然災害であれ、人災であれ、被害を受けた他の地域の若い人々に対して、世界はあなたのこと、あなたの苦しみのことを忘れていない、と伝えたい。私たちは、自らの可能性を存分に実現するあなたの能力とその権利を信じて、おとなになっていくあなたをサポートすることを誓う。

マリア・シャラポワはロシアのプロテニスプレイヤーで、3度のグランドラムタイトルを獲得している。2007年にUNDPの親善大使に任命され、特にチェルノブイリ復興開発計画に注力してきた。

## 同伴者のいない青少年の移民を保護する



帰還移民の子どもに質問をするメキシコ入国管理官（メキシコ、ティファナ）

「国籍や移民という身分による差別とこう留から、青少年を保護することが極めて重要な。」

メキシコは、アメリカ大陸において5番目に大きい国であり、人口の多さでは世界第11位である。アメリカ合衆国とラテンアメリカ諸国との間に位置するため、移住者たちにとっての起点であり、通過点であり、目的地でもあり、人口の国内（農村部から都市部への）移動と国外（国境を越えての）移動の両方が存在する。2009年には、メキシコ人のおよそ78%が都市部に暮らしていた。都市化の波は、マキーラ（保税加工）産業の急成長により、労働者を引きつけた北部国境の各州や、カリブ海沿岸のカンクンなどの観光地への人口移動によって、加速された。また、多数のメキシコ人が国境を越え、その多くは2004年に、推定で1,030万人のメキシコ人移民一世たちが暮らす米国へと渡って行った。

近年メキシコでは、移民という観点から若い人々の権利を保証することが課題となっている。単独で移住している子どもや青少年たちは、移民の中でも最も顔の見えにくい存在となっている。こうした若者の大多数は12～17歳の青少年たちで、離散家族との再会を求めていたり、収入を得ようとしていたり、暴力や搾取から逃れようとしていたりと、さまざまな理由で移動を続けている。こうした旅の途中で、青少年たちは心ない人間から搾取されることに無防備であり、労働または性的な目的での人身売買の犠牲になったり、身体的、性的虐待を受けたりする。彼らは通常、屈辱的で複雑な状況に直面し、深い傷が残る。この2年間で、5万8,000人を超える青少年と子どもたちが一そのうちの3万4,000人近くが単身一米国からメキシコへ送還してきた。一方メキシコは、およそ9,000人の青少年や子どもたちを出身国へ送還した。

メキシコ政府は、青少年および子どもの移民に関する問題に対応するために、断固とした行動を取ってきた。2007年3月に制定された「同伴者のいない子ども・青少年移民及び移民女性に関する機関間委員会（Inter-Institutional Panel on Unaccompanied Child and Adolescent Migrants and Migrant Women）」は、この課題を進める中心となった。同委員会は全国家族開発機構（National Family Development System）、外務省および全国移民協会（National Migration Institute）などの公共団体から、ユニセフ、国際移住機関（IOM）、国連女性開発基金、国連難民高等弁務官事務所などの国際機関まで、17の機関が集まって構成されている。同委員会は、

公共政策を改善していく、この非常に脆弱な人々を保護することを目的としたプログラムを連携させている。

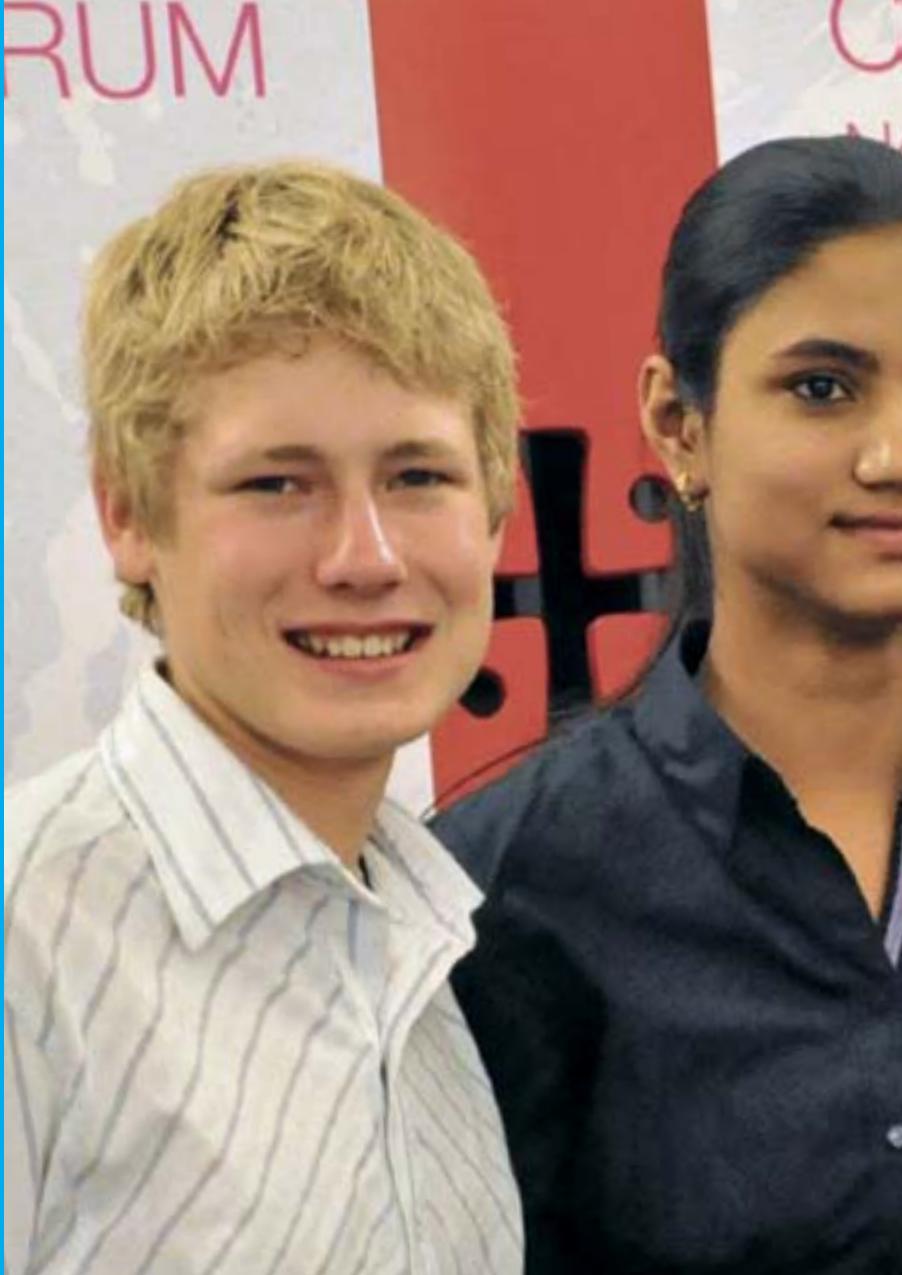
こうした努力の結果、同伴者のいない青少年を含む子どもの移民を保護するための新しいモデルが開発され、2009年にメキシコ議会は、その導入のために国家予算の割り当てを増額した。政府は、ユニセフや他のステークホルダー（関係者）と協力して、青少年を含む子どもの移民の権利について、国際的なフォーラムで確実に取り上げられるよう、多大な努力をしてきた。その結果、「移住に関する地域会合（Regional Conference on Migration）」において、同伴者のいない移民の子どもたちの保護に関する、地域的なガイドラインが、2009年に承認された。このガイドラインは、北米および中米の11カ国とドミニカ共和国において適用される。

たとえば、メキシコの北部国境地域に特別なケア施設を設置するなど、送還された青少年や子どもたちの早急なニーズに応えるための具体的なアクションも、取られてきた。また二国間の取り組みも、通過国、目的国としてのメキシコと、グアテマラのような移民の出身国との間で始まっている。

世界的には、移民の青少年および子どもの権利を保証する取り組みには、まだ多くの課題が残っている。総体的に見ると、基本的な課題として、移住に関する法律や政策には、概して子どもの視点が取り入れられていないことと、それに対応するのだが、子どもに関する政策には移民の視点がないことである。司法アクセスや離散家族との再会、国際的な特別保護といった具体的な問題は、これから対応していく必要がある。国籍や移民という身分による差別とこう留から、青少年を保護することが極めて重要な。最後に、移民の行き来が繰り返されることについては、移民の根本的な原因を解決し、青少年たちが国境を越えた移住をせざるを得ないと想うことなく、自らにとって最善の利益となる選択ができるように、より包括的な方法で対処していく必要がある。

78ページの出典・参考文献等を参照のこと。

青少年たちは、気候変動について強く懸念している。彼らもおとなたちと共に、意思決定の輪に加わるべきである。2009年12月4日、デンマークのコペンハーゲンにて開催された「子ども気候フォーラム」の閉会式でまとめあげた「宣言」を掲げる子どもの参加者。



### 第3章

# 青少年の 世界的な課題

# CLIMATE FORUM

Nov 28 - Dec 4  
Copenhagen 2009

## Our World, Our Future

### Children's Climate Forum Declaration 2009

Children, young people, and their families and carers from over 50 countries around the world have developed a declaration for the Copenhagen Climate Conference. This declaration has been developed by children and young people from all over the world, and reflects the views of over 100,000 children and young people who have participated in the Children's Climate Forum. They have had the chance to meet other children and young people from all over the world, and to discuss the issues they care about most.

The declaration is a call to action for governments and other decision-makers to take urgent action to combat climate change. It highlights the need for immediate and effective action to reduce greenhouse gas emissions, and to support vulnerable communities and individuals who are already affected by climate change.

The declaration also calls for increased investment in renewable energy sources, such as wind and solar power, and for the promotion of sustainable development and environmental protection. It emphasizes the importance of involving children and young people in the decision-making process, and in the implementation of climate change policies.

More information can be found at [www.ourworldourfuture.org](http://www.ourworldourfuture.org).

#### Recommendations for Implementation

1. Implement international, sustainable, just and equitable  
climate policies and technologies in accordance with  
the principles of the UNFCCC.

2. Promote sustainable development, including  
environmental protection, social justice, and  
economic development.

3. Encourage individuals and communities to  
contribute to the implementation of the declaration  
through local actions and initiatives.

4. Ensure that children and young people are  
involved in the decision-making process and  
in the implementation of climate change policies.

5. Provide financial support for developing  
countries to help them implement the declaration.

6. Promote international cooperation and  
partnerships to address climate change.

7. Encourage individuals and communities to  
contribute to the implementation of the declaration  
through local actions and initiatives.

#### Recommendations for Monitoring

1. Establish a monitoring system to track  
progress towards the implementation of the declaration.

2. Encourage individuals and communities to  
contribute to the monitoring process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

3. Encourage individuals and communities to  
contribute to the monitoring process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

4. Encourage individuals and communities to  
contribute to the monitoring process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

5. Encourage individuals and communities to  
contribute to the monitoring process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

6. Encourage individuals and communities to  
contribute to the monitoring process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

7. Encourage individuals and communities to  
contribute to the monitoring process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

#### Recommendations for Evaluation

1. Evaluate the implementation of the declaration  
against established criteria and standards.

2. Encourage individuals and communities to  
contribute to the evaluation process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

3. Encourage individuals and communities to  
contribute to the evaluation process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

4. Encourage individuals and communities to  
contribute to the evaluation process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

5. Encourage individuals and communities to  
contribute to the evaluation process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

6. Encourage individuals and communities to  
contribute to the evaluation process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

7. Encourage individuals and communities to  
contribute to the evaluation process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

#### Recommendations for Review

1. Review the implementation of the declaration  
against established criteria and standards.

2. Encourage individuals and communities to  
contribute to the review process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

3. Encourage individuals and communities to  
contribute to the review process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

4. Encourage individuals and communities to  
contribute to the review process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

5. Encourage individuals and communities to  
contribute to the review process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

6. Encourage individuals and communities to  
contribute to the review process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

7. Encourage individuals and communities to  
contribute to the review process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

#### Recommendations for Improvement

1. Improve the implementation of the declaration  
against established criteria and standards.

2. Encourage individuals and communities to  
contribute to the improvement process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

3. Encourage individuals and communities to  
contribute to the improvement process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

4. Encourage individuals and communities to  
contribute to the improvement process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

5. Encourage individuals and communities to  
contribute to the improvement process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

6. Encourage individuals and communities to  
contribute to the improvement process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

7. Encourage individuals and communities to  
contribute to the improvement process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

#### Recommendations for Dissemination

1. Disseminate the declaration to individuals and  
communities around the world.

2. Encourage individuals and communities to  
contribute to the dissemination process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

3. Encourage individuals and communities to  
contribute to the dissemination process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

4. Encourage individuals and communities to  
contribute to the dissemination process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

5. Encourage individuals and communities to  
contribute to the dissemination process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

6. Encourage individuals and communities to  
contribute to the dissemination process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

7. Encourage individuals and communities to  
contribute to the dissemination process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

#### Recommendations for Monitoring

1. Monitor the implementation of the declaration  
against established criteria and standards.

2. Encourage individuals and communities to  
contribute to the monitoring process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

3. Encourage individuals and communities to  
contribute to the monitoring process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

4. Encourage individuals and communities to  
contribute to the monitoring process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

5. Encourage individuals and communities to  
contribute to the monitoring process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

6. Encourage individuals and communities to  
contribute to the monitoring process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

7. Encourage individuals and communities to  
contribute to the monitoring process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

#### Recommendations for Evaluation

1. Evaluate the implementation of the declaration  
against established criteria and standards.

2. Encourage individuals and communities to  
contribute to the evaluation process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

3. Encourage individuals and communities to  
contribute to the evaluation process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

4. Encourage individuals and communities to  
contribute to the evaluation process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

5. Encourage individuals and communities to  
contribute to the evaluation process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

6. Encourage individuals and communities to  
contribute to the evaluation process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

7. Encourage individuals and communities to  
contribute to the evaluation process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

#### Recommendations for Review

1. Review the implementation of the declaration  
against established criteria and standards.

2. Encourage individuals and communities to  
contribute to the review process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

3. Encourage individuals and communities to  
contribute to the review process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

4. Encourage individuals and communities to  
contribute to the review process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

5. Encourage individuals and communities to  
contribute to the review process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

6. Encourage individuals and communities to  
contribute to the review process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

7. Encourage individuals and communities to  
contribute to the review process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

#### Recommendations for Improvement

1. Improve the implementation of the declaration  
against established criteria and standards.

2. Encourage individuals and communities to  
contribute to the improvement process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

3. Encourage individuals and communities to  
contribute to the improvement process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

4. Encourage individuals and communities to  
contribute to the improvement process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

5. Encourage individuals and communities to  
contribute to the improvement process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

6. Encourage individuals and communities to  
contribute to the improvement process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

7. Encourage individuals and communities to  
contribute to the improvement process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

#### Recommendations for Dissemination

1. Disseminate the declaration to individuals and  
communities around the world.

2. Encourage individuals and communities to  
contribute to the dissemination process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

3. Encourage individuals and communities to  
contribute to the dissemination process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

4. Encourage individuals and communities to  
contribute to the dissemination process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

5. Encourage individuals and communities to  
contribute to the dissemination process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

6. Encourage individuals and communities to  
contribute to the dissemination process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

7. Encourage individuals and communities to  
contribute to the dissemination process and  
to provide feedback on the implementation of  
the declaration.

# 課題と

本章では、環境の持続可能性、平和と安全保障、そして主な経済的社会的な動向など、今日の世界を形成している主要な世界的課題について考察し、青少年に与える影響と彼らとの関連性について、評価する。

## 気候変動と環境

気候の変動は、公害の深刻化や生物多様性の損失と並んで、環境への最も緊急で重大な脅威である。それは自然環境の劣化、天然資源の喪失、さらには食糧不安と水不足をもたらす、さまざまな状況を誘発しながら、青少年の生活と発達そのものを混乱させる。

気候変動や、数も深刻さも増す人道危機は、若い人々の健康や栄養だけでなく、教育や発達にも悪影響を及ぼしか

ねない。例えば、干ばつで生活の手段を失った家族は、子どもたちを学校に通わせたり、保健ケアの費用を支払ったりすることができなくなるかもしれない<sup>1</sup>。

気候変動は単なる「環境」の問題ではない。持続可能な発展とエネルギーの安定確保をもたらす共同行動と、子どもたちの健康と幸福を守る行動が必要である。加速的に悪化する環境によって最も大きな影響を受けているのは、子どもや若い人々であるが、知識と機会が与えられれば、彼らは地球の長期的な保護と管理に向けた、改革の良き主体となりうる。すでに、コミュニティに基盤を置いたモニタリング（監視）や支援活動の中には、置かれた環境で自分たちの力で生活状態を向上させようと、若者が参加しているものもある。

自然災害がますます頻発するようになり、それは、「正常な状態」に迅速に復興させる資源を持ち合わせていない開発途上国に、最も深刻な被害を与える。危機的状況下では、子どもや青少年が最も脆弱である。最も幼い子どもたちは病気に感染して死亡する確率が高いが、すべての子どもたちと若い人々は、食糧不足、水不足、衛生状態の悪化、教育の中断、家族の離散や強制退去によって苦しんでいる<sup>2</sup>。

この他にも2つの明白な事実がある。第一に、この青少年期という世代は、気候変動の影響を緩和・適応していくための負担と費用の大部分を負うことになるという事実だ。青少年たちの88%が開発途上国に暮らしているという理由だけでも、それだけでおとなよりも大きな打撃を受けるのである。地球温暖化の影響は、開発途上国の方が不



気候の変動によって水、食糧、燃料の不足がますます深刻化すると、青少年期の子どもたちの中でも、特に女子は、飲料水を確保するために、今以上に時間を費やす負担が増えると推定される。サハラ砂漠にて家族の遊牧民居住区に向かって砂地を通って水のつぼを運ぶ16歳の少女（モロッコ）。

# 可 能 性

相応に受けると予想されるからだ。推定で46の開発途上国と移行国で、気候変動の影響により、既にある問題は悪化し、紛争の可能性が高まるリスクが高い。さらにややりリスクは低いものの、56の国々において、気候変動の影響によって対立が起こる可能性があると考えられている。

## 青少年たちは、気候変動について深く危惧している

第二の事実は、この問題に対して青少年たちが強く懸念しているということである。青少年は、気候変動によって自分たちの将来だけでなく、未来の世代が大きな脅威にさらされていることに対して強い危機意識を持っている。「気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）」の締結により、この問題に対して、世界中の10代の青少年や若者たちの間で、すでに活発な対話とアドボカシーの口火が切られた。

とりわけ、2005年にモントリオールで開催された、UNFCCCの管理機関である第11回条約締約国会議（COP）において、UNFCCCのプロセスへの若い人々の参加が高まった。2008年には、国連が「子ども、若者、気候変動に関する共同枠組みイニシアティブ（Joint Framework Initiative on Children, Youth and Climate Change）」を採択し、国際レベルの気候変動に対する、10代の青少年や若者による、彼らのためのさまざまな取り組みの統合に拍車をかけた。

また2009年には、若者がUNFCCCの交渉プロセスにおいて市民社会の主体として正式に認められ、全世界的な気候変動問題への関与が多く見られた<sup>3</sup>。同年、国連の主催で韓国、大田（テジョン）にて開催された「TUNZA（トゥンザ）国際子ども、若者会議（International Children and Youth Conference）」に110カ国の子どもと若者が参加し、気候変動の課題についての話し合いが持たれた<sup>4</sup>。

2009年3～4月にかけてポンで開催された「国連気候変

動会議（UN Climate Change Talks）」において、英国から来た若い女性が各国代表団に向かって「2050年になんたは何歳になっていますか。」と問い合わせて、会場に動揺をもたらした。彼女の訴えは拍手喝采を受けた。翌日になると、ポンでは何百人という人々が揃ってその質問の描かれたTシャツを着用した。翌朝の会議の冒頭で、2050年には110歳になるが、自分の子どもたちは50代になっているだろうと語った議長も、Tシャツを身につけたひとりであった。気候変動は世代を超えて対応していく必要がある事項であり、青少年をおとなと一緒に意思決定を担うパートナーとして関与させなければならないという、若い人々の鋭い感覚を、この質問は包含していた<sup>5,6</sup>。

「グリーンな世界を創るために木を植えることとエコライフの実践に、まず取り組まないと。」

アブ・バッコール、10歳、バン  
グラデシュ

青少年を含む若者たちは、気候変動に対して緊急に行動を起こすよう要求している。ニューヨークで開催された2008年の「国連気候変動サミット（UN Summit on Climate）」と「COP 15」の両方の席上で、彼らの代表は各国首脳に対して、二酸化炭素排出量増加を断ち切るためにもっと迅速に、かつ包括的に行動するよう訴えた。子どもたちと若者と専門家らが気候問題について協力しあえるよう、国連機関とその他の国際団体は「ユナイト・フォー・クライメート（気候のための結束を、Unite for Climate）」というオンライン・スペースを開発した。青少年らの言説は、各国政府に大胆かつ断固たる行動を取るよう、繰り返し要求している。

気候変動に立ち向かうすべての国際的な枠組みと国内計画の一環として、青少年や子どもたちへの影響は考慮されるべきである。しかし、若い人々のニーズと利益を考慮するだけでは不十分である。彼らが参加することが、緊急に求められているからである。気候変動への適応あるいは災害時のリスクの低減を目的とした国や地方自治体のすべての取り組みにおいて、始まりの段階から青少年を関与させ

## 脆弱な子どもたちを保護する環境を創る



健康的なライフスタイルを提案するHIV/エイズの啓蒙キャンペーンで、アンケートに答える少女を助ける17歳のボランティア（ウクライナ）。

「5歳未満児の死亡率は低減を続け、1990年には出生1,000人あたりの死亡数21人から、2009年には1,000人あたり15人になった。」

ウクライナは、1991年のソビエト連邦崩壊以降、徹底的な変革期を歩んできた。1990年代後半の深刻な不況にもかかわらず、2001年から2008年までの同国の経済成長は年平均7.5%、ヨーロッパでも最高水準であった。子どもや青少年の教育と健康の統計では、中部・東部ヨーロッパ並びに独立国家共同体地域（CEE/CIS）において、最高位を維持し続けている。識字率はほぼ100%であり、2009年における中等学校の純就学率は、男女とも約85%であった。5歳未満児の死亡率は低減を続け、1990年には出生1,000人あたりの死亡数21人から、2009年には1,000人あたり15人になった。

それでもウクライナは、今でも東ヨーロッパで最も貧しい国のひとつであり、格差は広がりつつある。移行期にある他の国々と同様、貧困によって最も影響を受けているのは大家族、女性、そして子どもたちである。

緊急の課題のひとつが、拡大を続けるHIVの感染と、HIV感染その他の危険に対する青少年の脆弱さである。ウクライナはヨーロッパにおいてHIV感染の割合が最も高く、おとの感染率は1.1%となっている。HIVの主な感染経路は依然として注射による薬物の使用であるが、性感染も増加している。

子どもたちや若い人々、とりわけ路上生活者、孤児、矯正施設にいる者、麻薬の使用が当たり前の家庭やコミュニティに暮らす者は、HIVにかかるリスクが特に高いグループに属する。先ごろ行われた調査は、ウクライナだけでなくCEE/CISにおいて、注射による麻薬の使用者の中の感染の相当数が若者であることを示している。ユニセフとパートナーらにより実施された若者を対象としたベースライン調査から、調査対象の約15.5%が注射による麻薬の使用を申告し、約4分の3が性行為を（ほとんどが15歳前）体験済みで、女子のほぼ半数が性交渉の対価として金銭や物品を受け取ったとし、またコンドームの使用率が低いことがわかった。

ウクライナの10～19歳の多くが、安全でない環境に暮らしている。公式な数字はないが、最も危機に瀕している青少年たちの相当数は、路上に住み働いている。路上であるゆえ、彼らは特に危うい状況に置かれ、性的、労働的な搾取や暴力に加えて、HIVにかかりやすい行為や感染に対して無防備となっている。さらに、路上で生活する多くの青少年た

ちは、教育、保健ケア、法的、社会的サービスからかなりの割合で排除されている。

増え続けるHIV感染と青少年の保護に対する取り組みは、ウクライナにとって重大な問題になった。政府とパートナー機関の協力的な取り組みが進められている。例えば、2007年以降、ユニセフは政府に対して、最も危機に瀕している青少年に関しての根拠あるデータベースの整備、地方の研究機関の能力の強化、そしてこうした若者たちのHIV予防に関する国際規範や基準の開発、および根拠に基づいた計画づくりの支援を行っている。

またこの支援を通じて、危機に直面している集団（「注射による麻薬使用者、孤児、ホームレスの子どもたち、こう留または収監中の子どもたち、危機的状態にある家庭、セックスワーカー、男性間性交渉者、移民およびこれに類する集団からの子どもたち」と定義される）の60%を網羅するという国内目標を定めた2009年から2013年の「全国エイズ対策プログラム（National AIDS Programme）」に、最も危機に瀕している青少年たちを取り込んだ。また2006年の「子どものホームレス化およびネグレクトに関する州計画（State Programme on Homelessness and Neglect of Children）」も、子どもや青少年を保護し、最も危機に瀕している集団における薬物乱用を防止するという、政府の公約を表している。

ウクライナには、若年人口の切実なニーズや不安、そしてHIV感染全般への対応にあたり、まだまだすべきことが多い。最も危機に瀕している青少年期の少年、少女たちの権利を守り、必須サービスへのアクセスと、暴力、虐待、搾取からの保護のために、国および地方レベルでのHIV/エイズに関する包括的な情報、教育、コミュニケーション戦略などを含めた、決然とした努力が必要である。

78ページの出典・参考文献等を参照のこと。

ていくべきである<sup>7</sup>。青少年の視点や知識を取り入れ、災害時のリスク削減と気候変動への適応のために、戦略作りへの参加を奨励することは、単に原理原則という問題ではなく、絶対に不可欠なことである。

## 貧困、失業、グローバル化

青少年は、社会および経済の舞台における次世代の主体とみなされることが多い。確かに国家の将来の経済発展は、いかに青少年のエネルギーを活用し、彼らの技能を開発していくかにかかっているが、この見方は、青少年を含む多くの若い人々による今日の社会的、経済的貢献を考慮していない。また、多くの若者が、貧困ラインより上でしっかりと足場を得られるような、相応の就職先を探すために苦労していること、しかも2007年以来続いている世界的な経済停滞の中、そうした安心感を得る見通しがいっそ悪くなっていることも認識されていない。教育レベルと健康状態の向上もあって、概して今の若者のほとんどが昔の世代よりもグローバルな発展の恩恵を受けやすい立場にいる。しかし、いまだに多くの若者たちは、グローバル化によって手に入れられる機会から排除されている。

## 適切な技能と雇用機会の不足により、10代や若者たちは安定した生産的な仕事のある将来を描けない

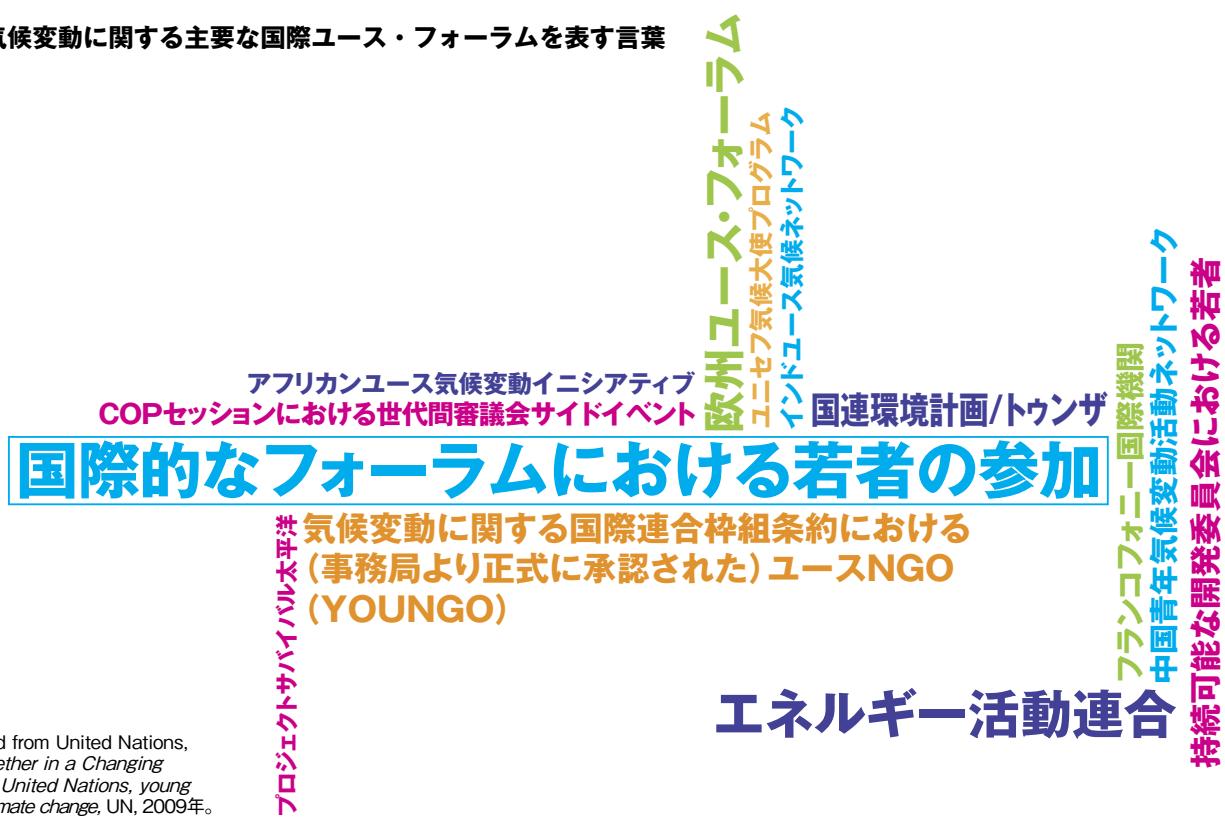
青少年期というのは、貧困と不公平が次世代へと受け継

がれる時期である。教育レベルの低い青少年にとっては特にそうである。適性年齢にある世界の青少年たちのほぼ半数が、中等学校に通っていない。通っていても卒業に至らなかったり、技能、特に現代のグローバル化した経済においてますます必要とされる高いレベルの能力を、十分に習得しないまま終えてしまう者が多い。

このような技能の不足は、経済的にも若者の暗い雇用傾向の要因となっている。国際労働機関は2010年8月、15～24歳の若者における世界経済危機の影響について取り上げた『世界の雇用情勢—若者編 (Global Employment Trends for Youth)』の最新版を発表した。同報告書はその序文の中で、1998年から2008年における若者の労働市場への参加に関する長期的傾向をいくつか要約している。若者の失業は、ほとんどすべての国家経済で重大な懸案事項となっている。経済危機以前の若者の失業は減少傾向にあって、2008年には12%を超える程度であった。同時期、創出される雇用機会よりも早いペースで、若者の人口は増加していった。

2008年には、若者は成人と比べて失業している可能性がほぼ3倍高く、適切な仕事が不足していることで不相応に苦しい立場にあった。このことは、適切な仕事があれば、青少年期の男子にも女子にも生涯を通じて役立つ技能、責任、リソースを提供し、それを応用する機会を与えること

図3.1：気候変動に関する主要な国際ユース・フォーラムを表す言葉





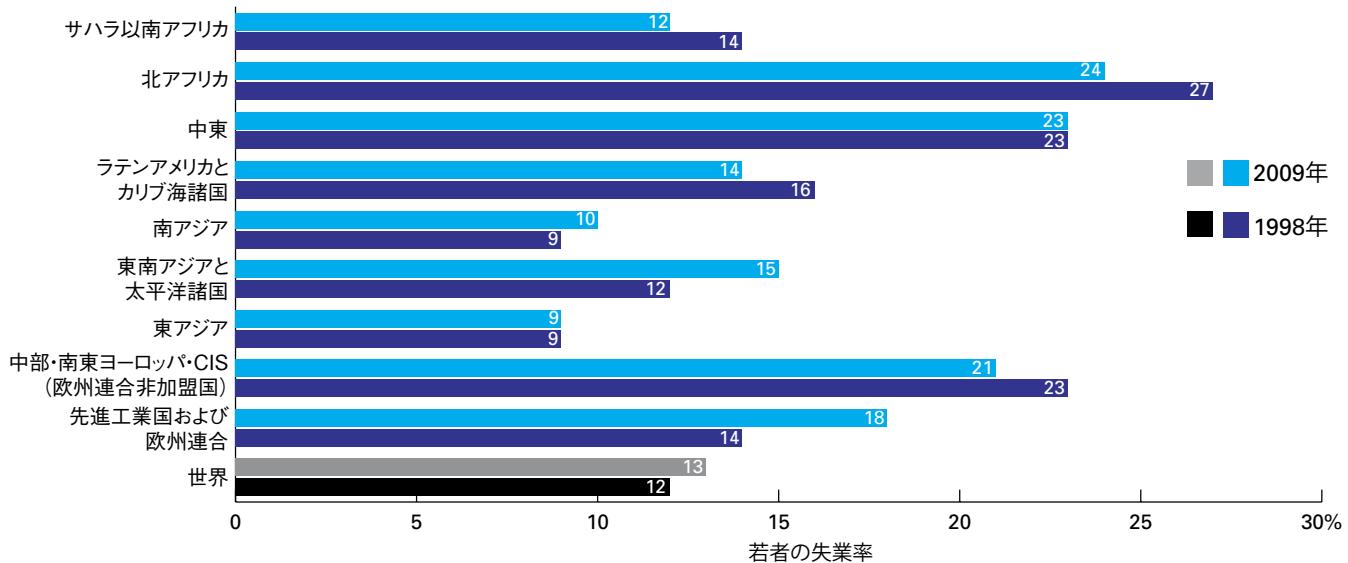
職業訓練を通じて、10代や若い人々は市場性の高い技能を身につけることができる。タガベにある ワン・スマルバッグ・シアターセンター (One Smolbag Theatre Centre) での調理の授業中に、指導教官に見守られながらサンドイッチを作る16歳の少年 (バヌアツ、ポートヴィラ)。

ができるという意味においても、特に残念なことである。

2008年には、世界のワーキングプア（低収入労働者）のほぼ4分の1が若者であった。その上、これら1億5,000万人を超える若く、貧しい働き手たちの大多数が農業従事者であるため、所得や将来の生産性を増大できるような、技能や教育を受ける時間のゆとりがほとんどない。今世紀の初めの10年をみると、教育と人口動向のおかげで、概して各地域市場での若者へのしわ寄せは和らぐ方向で作用していた一方、サハラ以南アフリカと南アジアという最も貧しい地域では、若者の労働力が拡大し続けた。ところが世界的に見ると、特にCEE/CIS（中部・東部ヨーロッパ並びに独立国家共同体地域）、中東と北アフリカでは、若者の雇用傾向はかなり冷え込んでいた。

今回の経済危機により、職のない若者層は史上最大となり、2009年には世界中で推定約8,100万人となった。さらに国際労働機関（ILO）の報告から、失業中の若者は、失業中の成人よりもはるかに脆弱であることが示されている。これは新たに世界の労働市場に参入していく者たち、特に若い男性よりも職探しに苦労する若い女性たちにとって、先行きが暗いということだ。ほとんどの開発途上地域で、経済危機の間に男女の失業率の格差が広がった。今後の展望として、若者の失業率および失業者数は2011年にようやく減少に転じる見込みであるが、成人と比べて回復は遅いとの見通しである<sup>8</sup>。

図3.2：若者の失業の世界的な傾向



出典：International Labour Organization, *Global Trends in Youth Employment*, ILO, Geneva, 2010年, Annex 1, Table A5.

## キリバスにおける気候変動の影響： 青少年にとっての目に見える脅威



キリバス共和国 アノテ・トン大統領

「気候変動は子どもたちの未来を蝕み、身体的、精神的な発達を危険にさらす。」

キリバス共和国の青少年にとって、気候変動は議論の対象ではない。それは現実であり、いま現在、起こっていることなのである。わが国の若者たちは、高潮で家々が浸水するたびに気候変動の影響を感じ、飲み水が塩辛くなるたびにその味を感じる。海拔の上昇により、多くの家々にはすでに海水の波が押し寄せ、わが国のかい島々は飲み込まれ、野菜畠は台無しになり、淡水の井戸が汚染されている。

キリバスは、国土面積が811km<sup>2</sup>の太平洋にある島国である。33の珊瑚島があり、9万7,000人を超える人々が暮らす。人口の半分近くは子どもである。地球温暖化は、われわれの想像を超えたさまざまな形で若い人々の人生を変えるだろう。30~40年後には、彼らの家は人が住める状態ではなくなっているかもしれない。もしかしたら存在すらなくなっているかもしれない。事実を直視する時が来た。気候の変動がキリバスに今与えている影響、今後も与え続ける影響を最小限に抑えるために、迅速に思い切った行動をする必要がある。

地球温暖化は、わが国の子どもたちにバランスの取れた、栄養豊かな食事をもたらすはずの、さまざまな食料を育てる能力を破壊する。本来子どもたちの教育と健康に充てられる資本が、領土を侵害してくる海のために、基本インフラを維持する費用に取られていく。気候変動は子どもたちの未来を蝕み、身体的、精神的な発達を危険にさらす。いま気候変動に対処しないと、莫大な文化的、社会的、財政的費用が必要になる。キリバスのような海拔の低い国々は気候変動の最前線にあり、その脅威は現実で身近なものである。経済は壊滅的な打撃を受け、国民が他国に移らなければならぬ事態もあり得る。

「子どもの権利条約」—太平洋にある独立したすべての島国が批准した唯一の国連条約一には、子どもたちが生活し、生存し、発達する権利に直接影響を及ぼす、自然災害や気候変動から保護されるべき権利については、明確に記載されていない。「条約」に書かれているとおり、すべての子どもは、自らの身体的、精神的、靈的、道徳的、社会的な発達のために、十分な生活水準を手に入れる権利を持っている。自らの国籍を含むアイデンティティを守る子どもたちの権利や、可能な限り高い健康水準を享受する権利が、脅かされている。気候変動は、「ミレニアム開発

目標」によって確立された持続可能な開発目標も危うくする可能性がある。

キリバスのティーンエイジャーたちと地球温暖化およびその影響について話すとき、諸問題に対する彼らの知識は、住む場所によって大きく異なることはっきりとわかる。遠い珊瑚島で暮らす者は、情報へのアクセスが制限されているため、混乱と不安を覚えることがあるが、そうであってはならない。キリバスのすべての子どもや青少年に、この非常に重要な話し合いに加わるための手段を与えるなければならない。国内全域を網羅する情報通信技術に投資することで、気候変動や関連問題の情報をもっと迅速に教え、学び、共有することができる。この世界的な課題の矛先に直面している者として、わが国の子どもたち、青少年たちは、問題解決の最前線にいる必要があるのである。特に青少年は、すばやく問題を捉え、その解決策を見いだすために大きなエネルギーと熱意を注いでくれる。青少年はわれわれの未来であり、行動を起こすためエンパワーされる必要がある。

今年、わが国は独立31周年を祝った。わが国の子どもたち、孫たち、そして未来の世代の者たちが、これからも長年に渡ってキリバスの独立を祝えることを私は切望している。開発途上にある小さな島国であるため、わが国単独では必要な投資を負担したり、問題を解決したりすることはできない。これは、先進国にいる家族、コミュニティ、政府の皆さんに対し、われわれの子どもたちや青少年たちに未来の機会を与えるために、われわれと手を組んで行動してほしいというお願いである。われわれが共有している環境に対して、いま何をわれわれはしているのかという影響を再検証し、子どもたちや青少年たちと一緒に気候変動の課題を解決するためにはどうしたらいいか、決定していこう。さっそく今日始めよう。

キリバス共和国のアノテ・トン大統領は、2003年7月以来、2期目を務めている。ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスを卒業し、科学修士号を取得している。職歴としては、南太平洋大学および太平洋学会に勤務し、1994年に政界入りするまで、キリバス共和国政府で行政上級職に従事した。1994年から1996年まで天然資源局大臣。

## 青少年の参加の権利を強化する



TV番組カバターン・ニュース・ネットワークのひとコマを録画する青少年レポーター（フィリピン）

「2009年現在、同国に  
は10～19歳の青少年  
およそ2,000万人が暮  
らしていた。」

フィリピンは環太平洋火山帯の、火山と地震の活動が盛んな地域に位置しており、そのため、世界でも最も危険性の高い国のひとつである。定期的に勃発する紛争や社会不安に加えて、頻発する自然災害は、青少年の権利と発達を進める上で、この国が直面する課題である。それでもフィリピンは、貧困の削減、子どもの死亡率の低減、ジェンダーの平等、HIV/エイズ対策、安全な飲料水と衛生施設（トイレ）の確保において、ミレニアム開発目標のほとんどを達成すべく、大きな進展を遂げた。初等学校の純就学率は、2008年には女子が93%となり、男子の91%を上回った。世界経済フォーラムが発表した2007年のジェンダー格差指数（Gender Gap Index）について、フィリピンは女性に対して均等な機会を提供している国として、世界第6位に入った。

この数十年間で、フィリピンは主として農村社会からほぼ全面的な都市社会へと変革を遂げた。人口の半数近くが都市部に住み、マニラ首都圏は農村から都市部への最大の移住者を擁する。2009年、同国には10～19歳の青少年およそ2,000万人が暮らしていた。国民総生産の実質成長率は、2003年から2007年の間平均5.8%で、多くの者の生活が向上した。海外で働くフィリピン人からの送金が、経済の重要な原動力となってきた。人口の約10%が海外に暮らし、中国、インドに次ぎ世界で3番目の移民送り出し国となっている。

成し遂げられてきた進展を持続させ、増大させるには、まだかなり多くの課題が残っている。国内、および州内での、格差と不公平の拡大が目立つ。ユニセフが進めている「子どもの貧困と格差に関する世界的な調査（Global Study on Child Poverty and Disparities）」の下での同国2009年報告書によれば、貧困は2003年の24.4%から2009年には26.9%に増加した。貧しい人々の3人に2人は農村部に住んでいる。残りの3分の1は国内の大都市に暮らし、超過密、不十分な衛生状態、基本的な保健サービスへのアクセスの悪さなどに直面している。

政府は、子どもと青少年の基本的権利を実現するための対策として、自国の法律に「子どもの権利条約」を組み込んだ。例えば、1991年の「児童虐待撲滅差別防止特別保護法（Special Protection of Children Against Child Abuse, Exploitation and Discrimination Act）」は、特に「条約」に明

確に言及して「最善の利益」の原則を認めている。2006年の「少年司法福祉法（Juvenile Justice and Welfare Act）」では、この原則を再確認し、同法に関連のあるプログラムや政策立案および実施への子どもたちの参加を求めており、若者（youth）に関する国の包括的戦略は存在しない。

政府は、1987年の憲法や1995年の「国造りと若者に関する法令（Youth in Nation Building Act）」を含め、若い人々の市民参加を支援するいくつかの政策と、こうした政策を実施するための制度機構を展開した。学校のカリキュラムに取り入れられたユース・シビック・エンゲージメント・プログラム（若者の市民性を活かした取り組み）では、幅広い課題を取り上げている。こうしたプログラムは、若者が主導する団体によって運営されている場合が多い。例えば、全国若者評議会「サングニアン・カバターン（Sangguniang Kabataan）」は、分散化している若者の参加のためのさまざまなインセンティブやサポート体制を提供している。15～21歳の代表者たちは、地元レベルで若い人々の間から選挙で選ばれている。

他にも、青少年が参加するイニシアティブが進められている。例えば、カバターン・ニュース・ネットワーク（Kabataan News Network: KNN）は、さまざまな民族的、宗教的経験を持った、メディアに従事している全国の若者のネットワークである。これらの若者たちは、フィリピンでは初めて自分たちの全国テレビ番組、KNNを製作した。またフィリピンは2010年10月に、東南アジアにおける若者参加の歴史的な出来事となる、青少年によるASEAN会議を主催した。

青少年の権利と発達の実現に向けての歩みは心強いが、もっと意義のある積極的な参加を増やしていくためには、いっそうの協力と努力が不可欠である。同国はいまだに多くの課題を抱えている。とりわけ、地域間の格差および不公平性の解消、そして「少年司法福祉法（Juvenile Justice and Welfare Act）」などの革新的な法律の確実な実施などである。将来における青少年の生活をさらに改善していくためには、若い人々が武力紛争に巻き込まれないように保護することも含めて、全土で政治的な安定と安全を維持することが必須である。

78ページの出典・参考文献等を参照のこと。

世界中、若者の失業を解決する上で非常に難しいのは、学校に通ったことのある多くの青少年たちが、十分な技能を持たないまま社会に出てきていることである。特に現代のグローバル化した経済において、ますます必要とされる高レベルな能力が不十分なのである。開発途上国では、初等学校の就学率は大幅に増加した一方で、学習到達度は必ずしもこれに見合うものではなく、第2章でも証言した通り、中等学校がある場所はまだ少なすぎる。標準化されたテストの結果を見ると、開発途上国で小学校を卒業する多くの児童は、先進工業国の児童たちと同じ知識や技能のレベルに達しておらず、提供され

ている基礎教育の質に対して疑問が呈されている。調査対象となった開発途上国—アルジェリア、バングラデシュ、ブラジル、中国およびザンビアを含む一にある企業の20%以上が、高いレベルの投資や急速な経済成長にあたって、労働者の不十分な教育が大きな障壁になっていると考えている<sup>9</sup>。

多くの開発途上国では、正式な雇用機会がないことは、長年にわたる現実である。生産性の高いフルタイム雇用がない中、青少年やまだ若い成人たちは、臨時雇いの仕事を受けたり、非公式経済に携わったりするなどして、不完全雇用に喘いでいる。国家の労働、健康、安全の基準に従わない雇用主のために、搾取的な状況の下、低賃金で働いている場合もある。あるいは、街頭で小さな商いを営み、不安定な日々暮らしの最低限の生活を送っている場合や、組織犯罪から売春まで、より危険で不法な活動のマージンで暮らしている場合もある。

このような失業や不完全就業によって、若い人々のエネルギーや才能が無駄になっている状況は残念な浪費である。新たな技能を習得し、コミュニティや社会のニーズに適応しながら、同時に安定した将来が見通せる生活賃金を稼ぐべき時期に、初めて体験する仕事が幻滅と拒絶に満ち、貧困に縛りつけるものであることが多い。

これは社会にとって二重の不利益になっている。社会は若者の潜在的な可能性を有効活用していないばかりでなく、そのことで自暴自棄と幻滅が生まれ、社会の崩壊や政

治的抗議、さらには原理主義や犯罪への傾倒をもたらしかねない。2007年の「若者のための世界行動計画（World Programme of Action for Youth）」は、1990年代と2000年代の間続いてきた世界的な好景気が、必要な技能を持っている若い人々にとってはアイデアの交流や機会の国際化など、プラスの影響を多くもたらしたが、開発途上国の若者たちは、その潜在的な利益の対象外となってしまったことを認めた。今日でも多くは、地球経済の需要に応えるための教育や技能が不十分で、グローバル化によってもたらされる豊かな情報も、経済的な機会も、利用できないでいる。



若い人々は、自らの知識と技能を使って家庭、学校、コミュニティに貢献できる。カブール近郊のカイカナにある家庭に基づ盤を置いた学校（a home-based school）で刺繍を習う青少年期の少女たち（アフガニスタン）。

### 今こそ青少年の技能に投資すべき

こうした問題に正面から取り組むために、世界が足並みを揃えて行動する必要があることは、以前から認識してきた。1995年、世界社会開発サミットの締めくくりに採択された「コペンハーゲン宣言及び行動計画」（Copenhagen Declaration and Programme of Action）の中で、各国政府は特に若者の失業に焦点を合わせている。2000年の国連ミレニアム宣言は、若者に生産的な雇用機会を提供することを目標とした戦略を実施することを、各国政府に確約させた。

国連、国際労働機関、世界銀行による「若者雇用ネットワーク（Youth Employment Network : YEN）」は、各国がその誓約を果たし、支援するために設立された。2001年には、当時の国連事務総長であったコフィ・アナンにより任命された若者雇用の専門家チームが、4つの主要な政策分野、すなわち雇用可能性、起業家精神、若年男女の機会平等、雇用創出について提案を行った。YENは現在、多くの国々と共に、こうした政策を実現するため国の行動計画の立案や実施に尽力している。

開発途上国の国々は、若者の失業を解消するという課題に、主に技術向上の取り組みを立ち上げて立ち向かっている。YENの提案をもとに、ウガンダ教育スポーツ省、カンパラ市、ドイツ技術協力公社（GTZ）は、若い人々に、読み書き・計算の技能を教える正規の学校教育を補い、また、雇用の見通しをよくするために、若者の権利について

教え、実践的な技能も授けるカリキュラムを開発した。エルサルバドルでは、教育労働省とNGOおよびGTZが、特に農村部に住む若い女性を対象として、雇用を促進するため必要な技能、自己啓発、職業訓練その他の研修を実施した。その他に採択された国の戦略の中には、若者の起業家精神とリーダーシップ訓練、マイクロクレジット（少額無担保融資計画）、就職相談案内サービス、情報通信技術技能の促進などが挙げられる<sup>10</sup>。

現在、経済的には雨雲が垂れ込めてはいるものの、今ほど、青少年の技能を向上させ、若者のための雇用機会に投資する好機はない。世界的に出生率のペースがゆるやかになり、

多くの開発途上国にとって、人口動態上の機会が現れている。先進工業国や一部の中所得国では、はるか昔のこととなったが、多くの開発途上国、特に低所得の国々では、出生率の低下と相まって生産的な労働力となる青少年や若者の数がかつてないほど多くなり、総人口に対して極めて大きな割合となる時代が、到来しつつある。労働人口が扶養する親族の数が減ってきてるので、少なくとも向こう20年間は、経済発展が見込める可能性が開かれている。多くの開発途上国は、今まさにこの段階に足を踏み入れつつある。一部の研究は、近年の東アジア諸国の経済成長は、この人口数による恩恵であるとしているが、いずれにせよそれは、適切なタイミングでの人的資本への投資にかかる

## テクノロジー

### 若者のためのデジタル・セーフティ： 情報の収集、新しいモデルの創造、既存の取り組みの把握

コリン・マックレー、ゲリット・ベガー、ウルス・ガッサー、ジョン・パルフリー

この10年間で最も大規模な変化は、不均等ながらも広範囲に及ぶ、情報通信技術の増殖である。

ソーシャル・ネットワーク・サイトや携帯電話オペレーター、その他の民間事業者が、開発途上国の若者を惹きつけるために設計された実用性の高い手法を実践している。特に、以下の出来事が興味深い。

- グーグルのソーシャル・ネットワーク・サイト、オーカット(Orkut)が、2007年MTVインドの若者の象徴(MTV India's Youth Icon of 2007)に選ばれた。
- インドにおけるオーカットの圧倒的な存在感を受けて、フェイスブック(Facebook)はそのソーシャル・ネットワーク・サイトを、英語に堪能でないインドの若者をターゲットとしてベンガル語、ヒンディー語、マラヤーラム語、パンジャブ語、タミル語、テルグ語で提供するようになった。
- フェイスブックは2009年夏以降、アフリカの1億1,000万人をターゲットに、スワヒリ語でサービスを提供するようになった。
- 2010年5月にはフェイスブック・ゼロ(Facebook Zero)が、インターネットアクセスが遅くて費用が高い45カ国—うち10カ国はアフリカにおいて利用できる、データチャージ無料のモバイルサイトとしてサービスを開始された。
- 情報通信技術における他の洗練された革新的取り組みとしては、南アフリカで首位を誇るソーシャル・ネットワーク・サイト、ミクシット(Mxit)や、(通常のショート・テキスト・メッセージがわずか160文

字であるのに対して)最大1,000文字までのメッセージが安く送信できる、東アフリカ初のモバイル・ネットワーク・サイト、センバス(Sembuse)が挙げられる。

こうした発展は学習、市民的な取り組み、イノベーション、起業家精神等を変える胸躍る可能性をもたらすものであるが、同時にリスクも引き起こす。

親、教育者、その他子どもや青少年の福祉と幸福の推進に関わる者の不安は高まっているが、それはこうしたツールを安全に、かつ効果的に利用できるかどうかという若者の能力と関係している。さらに、情報通信技術の爆発的な成長により、若い人々のプライバシー、表現の自由、身体的、心理的な幸福に関する課題もあるが、その影響について、根本的な知識上のギャップが残っている。若い人々へのリスクが存在するという点では、意見が一致しているものの、開発途上国ではこうした課題に対して、検討も対応もなされてこなかった。これと同時に、純粋な不安、強烈な逸話、伝統文化、多様な政治勢力が相まって、子どもの安全という名の下に干渉する勢力が動き出し、効率的でもなければ生産的でもないような政策につながる可能性がある。

効果的な問題解決は、その問題を定義し、探求することから始まる。当然のようだが、オンラインという状況において、包括的で統一的なコンセプトが存在していない。加えて、リスクの解釈やかかわる領域の広がりについても、統一されていない。例えば、開発途上国においては、ある種の攻撃的な行動は比較

いる<sup>11</sup>。

## 情報通信技術により、技能と知識の習得が加速する

情報通信技術は、教育と読み書き能力への障壁を取り払い、現代の知識経済の恩恵を多く手に入れるカギを青少年に与え、グローバル化の波に流されないようにする可能性を提供する。若者とテクノロジーに関する委員会は、本書を通じて、機会さえ与えられれば10代や若い人々は、新たな技術を受け入れ、その需要に対して即座に順応する力を特に持っていることを、浮き彫りにしている。

ところが、多くの開発途上国に住む貧困層については、

情報通信技術とその恩恵からほぼ完全に疎外されたままになっている。巨大なデジタルディバイド（情報格差）が、先進工業国と開発途上国、特に後発開発途上国との間だけでなく、同じ国内の富裕層と貧困層の間にも存在し続いている。情報通信技術へのアクセスは、障害のある青少年、取り残されたコミュニティや少数民族出身の青少年にとっては、さらに困難である。そして一部の社会では、家庭や地域生活で、青少年期の少女たちの教育や平等な参加を妨げているのと似た要因で、女子の方が男子よりもテクノロジー自体に、そしてそれを活用するために必要な教育にも、アクセスしにくいという場合がある。

的稀であっても、性を対象とした観光業、児童人身売買、児童ポルノの製作など、特定の性的危険性の方が深刻な場合もある。オンラインソースを通じて、子どもの権利に対するこうしたリスクを、暴力、虐待、搾取からの保護の域にまで高めることが、不可欠である。

様々なリスクをしっかりと位置づけし、その対策を立案するためには、アクセスの背景と手段、利用パターン、態度および技能のレベルを含む、さまざまな要因が重要になる。また、年齢、性別、社会経済的身分、仲間の行動、保護者による仲介といった要因も重要である。アクセスの速度や機器の種類（つまり、モバイルかパソコンか）によって用途やリスクが変わってくるように、例えば子どもが家庭、学校あるいはサイバーカフェなど、どこからインターネットにアクセスするかによって、監督が重要な意味を持つ。子どもを躊躇する人物を特定し、リスクの大きい状況を回避して個人情報を安全に共有するためには、オンライン情報を評価し、調査を行うための情報に対する精通度と、関連するデジタル技能も必要である。こうした要因は単独で存在するものではなく、より広い技術的、経済的、組織的、教育的、文化的な背景と作用しあうものである。

子どもたちや若い人々のデジタル・セーフティ向上において、現在行われているアプローチは、児童ポルノに対する新法または改正法の制定と、より強力な法的措置を何らかの形で組み合わせているのが一般的である。つまり、特には子どもの性的虐待の映像をはじめとするその他の形式のポルノを、個別の

アクセスポイントとネットワークレベルの両方でフィルタリングをする技術、そして親、教師、子どもたちを対象とした意識向上と教育的のキャンペーンだ。このような幅広いアプローチの中でも、備わっているセイフガードも含めた実際の機器の設計と使用については、大きなばらつきが存在している。

ひとつの環境から別の環境へと「ソリューション」を移転するには、ステークホルダー（関係者）の包括的な分析も含め、制度的な枠組みと、上述した諸要因における相互作用を、注意深く分析する必要がある。知識不足への対応には、現場経験を有したり若い人々との有意義な関わりなどを含めた、更なる調査と人材の能力開発が、開発途上国と先進国の両方において必要である。デジタル環境における子どもたちと若い人々の安全性を、純粋に向上させることを目的としたプログラムは、単に修辞的なものとしっかり区別する必要がある。そうでなければ政策立案者は、子どもたちの保護という名目を、情報へのアクセスの大幅な制限といった他の目的の達成のために利用するかもしれない。

コリン・マックレイ、ウルス・ガッサーならびにジョン・パルフリーはハーバード大学のバークマン・センター (*Berkman Center for Internet & Society*) に勤務、ゲリット・ベガーはユニセフの広報局青少年部を率いる。サイバースペースを探査し、先駆者たちを支援するために設立されたバークマン・センターは、さまざまな課題や機会を特定し、関与していくために働く教員陣、学生、特別研究員、起業家、弁護士、デジタルアーキテクトらのネットワークである。

「効果的な問題解決は、その問題を定義し、探求するところから始まる。」



情報通信技術は、教育および識字率への障壁を取り払う可能性を提供する。アフガニスタン赤新月社が運営するコンピュータとリテラシーの研修センターで、コンピュータ技能を学ぶボランティアの若い女性たち。

### 社会保護も重要な投資対象分野である

青少年への投資が必要なもうひとつの分野が、社会的保障の提供、とりわけ子どもに配慮した社会的保護である。先進工業国においては、最も貧しく、最も取り残された人々、特に子どもたちが基本的ニーズを満たせるだけの支援を、確実に受けられるメカニズムが整備されている。そこには社会保険、基本的なサービス、労働市場の規制が含まれる。

開発途上国において、社会的保護における社会的支援の側面には、貧困を削減するという基礎的で幅広い役割があり、開発政策の主要な要素となっている。開発途上国では、社会的保護のプログラムが子どもたちの健康や栄養、学業達成度を向上させるばかりでなく、虐待と搾取の危険を減らす効果があるという裏付けが、ますます増えてきている。各国が世代間におよぶ貧困の悪循環を断ち切り、労働市場に入っていく10代の青少年や若い人々が切実に求めている経済的機会を提供するために、社会的保護は絶対不可欠なのである<sup>12, 13</sup>。

### 少年犯罪と暴力

青少年は時として、コミュニティの平和と安全を脅かすものと表現される。この見方は、断じてマスメディアによるデマや、よくある若者のステレオタイプ化に限ったものではない。

い。例えば、国連の「脅威、挑戦および変革のためのハイレベル委員会（High-level Panel on Threats, Challenges and Change）」では、青少年人口の急増と失業、都市化が組み合わさることで、国内の紛争の危険が増すと考えている。

青少年たちが生産的な仕事に雇用されず、あるいは社会に強い不満を抱いていると、特に男子は暴力を通じて、そのフラストレーションを表現する傾向がある、という意見がある。ところが成人になるにつれ、さまざまな困難に遭遇するにもかかわらず、若い人々のほとんどは安定した社会の一員として、平穏に日常生活を営んでいる<sup>14</sup>。

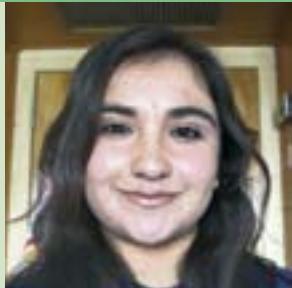
青少年のごく一部には、薬物の乱用や暴力的な行動、犯罪といった悪い習慣に染まり、人生の進路で不利になる者もいるが、圧倒的大多数は、一般的な行動規範を受け入れ、自ら後の世代の犯罪行為を懸念するようになる。「少年非行防止に関する国際連合指針（リヤド・ガイドライン）（United Nations Guidelines for the Prevention of Juvenile Delinquency: the Riyadh Guidelines）」によると、「社会の全体的な規範や価値観に一致しない若者の行動、または行為は、成熟および成長の過程の一環であることが多く、ほとんどの場合は、おとなになるにしたがって自然に消滅する傾向にある」<sup>15</sup>。

社会の他の年齢層と同じで、青少年はその特徴、生活状況、行動において限りなく多様である。往々にして、若者と暴力に関する文献には、青少年による社会への貢献を取り上げた題材や、一切の暴力に関わりを持たない圧倒的多数の子どもたちに関する言及が、目に見えて欠如している。

今日の世界において、「少年（juvenile）」という単語は、わずらわしいほどに「非行、犯罪（delinquency）」という単語を伴っていることが多い。確かに青少年期とは、一部の若者が法に違反したり、自らの健康や幸福を危険にさらしてしまう可能性のある、不安定な時期である。さらに世界的に、急激な人口増加と都市化、社会からの疎外、増加の一途をたどる薬物の乱用など、こうしたリスクを拡大する傾向がある。それでもなお、青少年の犯罪や暴力は、話のごく一面にすぎない。多くの青少年は、法の下に被害者として登場することを覚えておかなければならぬ。

いずれにしても多くの国や地方自治体では、概して年若くして法律を犯した者や被害にあった者たちへの効果的なソーシャルワークが、不足している。ユニセフでは、世界的に見て、常時100万人を超える子どもたちが、法執行機関の当局者にこう留されていると推定している<sup>16</sup>。しかも、

## ティファナを取り戻す： 麻薬がらみの暴力に終止符を



ブレンダ・ガルシア、  
17歳、メキシコ

「麻薬の密売取引には、人々を黙らせる力がある。」

ティファナで育った私は、ここが「メキシコ人にとっての約束の地」であった時代の話をよく耳にした。メキシコとアメリカ合衆国の国境にあるこの町は、より良い暮らしを求めて国内の他の地域からやってきた開拓者に希望を与えた。私の祖父母もそうであった。ティファナは成長し、メキシコで最も繁栄する町となった。就学率と就業率は急速に上がり、人々はこの地を安全と感じ、週末はアメリカからの観光客が目抜き通りであるアヴェニダ・レボルシオンを埋め尽くす、と聞かされてきた。

大きくなって地元の新聞を読むようになると、いろいろと悪いことが起きていることに気づいた。ここ数年、麻薬の密売に関連した凶悪犯罪の波が、ティファナにもメキシコの他の町と同じように押し寄せている。誘拐、拷問、殺人、虐待、脅迫、軍事介入、罪のない人々の命が奪われる。すべて、私が暮らす場所で起きている。今日のティファナは、国内でも最も危険な場所のひとつである。観光産業は打撃を受け、多数の失業をもたらした。

この1年間で多少の進展はあった。主要な麻薬カルテルのリーダーたちが逮捕され、麻薬取引の影響が小さくなった。しかし、カルテルの活動が乱されたことで暴力は増加しており、事態が改善する前に、悪化してしまう恐れがある。世界経済不況と暴力の急増に直面し、アメリカに移住したメキシコ人もいる。恐怖を感じて家に閉じこもっている住人が多い中、これはギャング間の問題で私たちには関係ないと言う人もいる。でも、病院の中や幼稚園の外で銃撃戦があったと聞いて、目を背けていられるはずもない。

無関心と無知は違うものである。私は無知だった。ティファナは平和な町で、メディアの話は大げさだと思っていた。でも、自分の近所の人が銃で撃たれたり、仲のいい友人のお父さんが亡くなったりと知ったら、立ち止まって考えてみないといけない。こんなことを終わらせるには、どうしたらいいだろう。

ティファナの法執行機関に十分な能力がないから暴力がはびこると感じる住人が多い。その結果、コミュニティは自分たちの代表者を信頼しなくなった。こうなると、老いも若きも人々は不安を感じ、積極的な市民である気力を失ってしまう。麻薬の密売取引には、人々を黙らせる力がある。ティファナの若者たちは、もう変化を期待していないのではな

いかと私は思う。希望を失ってしまったのだ。警察組織の一部が麻薬取引に関与していたと知って、市民が当局を信用するなど無理なことだ。

人間は暴力に慣れてしまい、最後には認めようになってしまふ。ティーンエイジャーと親たちが、ティファナでは暴力は「当たり前」と言っているのを聞いた。殺人事件が起こったことを聞いても、「驚かない」と彼らは言う。麻薬取引は人々の夢までも変えてしまう。麻薬取引がもたらす魅惑の幻想の虜になって、自分たちを野心あるギャングを意味する「マングエラス」と自称するティーンエイジャーの男の子たちもいる。夢は麻薬密売人になって、女性にてもはやされ、車がたくさん買えるようになることだと語る。私の祖父母のように、自分の子どもたちのためにより良い、より安全な生活を求めていた人々は、どこに行ってしまったのだろう。

悪いことが起こると、すぐ政府のせいにしたがるものだが、文句ばかり言って手をこまねいているだけではだめなのだ。私たちに必要なのは、不正をしない取締官と迅速な刑事司法制度である。前に向かって進むためには、国民の信頼と地域コミュニティの希望を回復しなければならない。ティファナの町を取り戻す時期がきた。

ブレンダ・ガルシアはメキシコ、ティファナで育った。彼女は大学生で、スペイン語、英語、イタリア語に堪能で、ポルトガル語も少し話せ、国際安全保障と紛争解決を専攻する予定である。

## スポーツを通じたアドボカシー： 若者の間のHIVの感染拡大を止める



プロサッカー選手、  
国連合同エイズ計画  
(UNAIDS) 親善大使、エマニュエル・  
アデバヨール

「HIVがどのように  
感染するのか、トーゴでは若い女性の  
7人に1人しか理解  
していない。」

私は、トーゴのロメで育った一人の若者として、サッカーに対する情熱と愛を、友達とプレイしたい、競いたい、勝ちたい、そして時にはもちろん負けるのだが、そうした気持ちから深めていった。今日の私は職業柄、さまざまな生き立ち、宗教、信念を持つ人々が、エキサイティングなサッカーの試合を観に集まつてくる場に居合わせる機会を与えてもらっている。人々はサッカー観戦を通じて、地球上のありとあらゆる場所の多様性を祝福している。スポーツや試合には、文化や世代のギャップを越えるという無類の長所がある。若い人々はときどき、おとなとは話が通じないと感じることもあるだろうが、スポーツに関わることで家族、友人、そしておそらくは敵でさえも、違いを脇に置いて一緒に声援を送ることができる。

私はサッカーを職業とし、トップレベルのクラブでプレイできることをありがたく思う。しかし、プレイをしている間も、文化的には豊かで活気のある私の母国が、貧困、健康不良、教育へのアクセスの悪さに苦しんできたことに思いを馳せてきた。私は、アフリカでHIVの影響を実際に目の前で見てきた。HIVと共に生きる若い人々、特に取り残された者、貧困と絶望の生活を送っている者、そして最も大きな危険にさらされている者、それは少女たちであるが、こうした若い人々が直面する並外れた苦難に気づいた。サハラ以南アフリカでは、HIV感染している若者の圧倒的多数が、少女たちである。彼女たちの声は、ほとんど聞かれることがない。そしてこの同じ人々が、偏見、差別、疎外と対峙している。

自分が見たものに動機づけられて、2008年にはUNAIDSと一緒に、HIVについての認識を世界中に、特に若い人々に広めることにした。私たちのサッカーのファンのほとんどが、若者だからである。私は、特別に配慮が必要な大儀を推し進めるチャンスをつかんだ。UNAIDSのおかげで、私が持っているHIVに関する情報をアクセスできない若い人々に、命を救うメッセージを伝える機会をもらった。私たちは皆それぞれに、自分たちのパートを務めなければならない。

HIVは、そのウィルスと共に生きている人が多いだけではなく、その予防法がわかっていることから、他の病気よりも際立っている。全世界で250万人いる15歳未満のHIV陽性の子どもたちのうち、90%以上がサハラ以南アフリカに暮らす。最後に数えた時には、人口わずか660万人強のトーゴに、HIVと共に生きる人は12万人であった。その多くが、若年で感染している。

HIVがどのように感染するのか、トーゴでは若い女性の7人に1人しか理解していない。

親善大使としての最初の年に、HIVの予防、治療、ケア、サポートに関して明快で正確な情報を伝えることは大切であるが、HIVに感染していたり感染に無防備に見えたりする者たちに対しての、人々の態度や信念、行動を変えることの方がはるかに大きな課題なのだということを、私は学んだ。HIVと共に生きる人々の多くは、いまだに差別を受けており、社会的に孤立することを恐れてカウンセリングセンターを訪れる 것을ためらい、母子感染の予防に関するアドバイスを受け入れず、抗レトロウィルス治療を受けたがらない。サハラ以南アフリカでは、1,200万人の子どもたちがエイズによって孤児となった。トーゴ単独でも、この病気によって8万8,000人が片親または両親をなくしており、そのうちの94%が医療、教育、心理面のサポートを一切受けていない。

若い人々が、自らの可能性に向けて精一杯生きるのだとしたら、どのようにHIV感染から身を守るか、どこでカウンセリングと治療が受けられるかを、緊急に知る必要がある。これがHIVの拡大を止める唯一のチャンスである。世界中の青少年たちに対して、私や他の唱道者たちと同じ熱意を持って、HIVを取り巻く課題へ発言していく気持ちを持ってもらえるよう、元気づけていきたい。

世界的にサッカー人気が高まり、スポーツは変革の手段として重要な役割を果たしている。HIVの拡大を食い止めるために、一人ひとりが自分のパートを演じれば、HIVは予防することができる。私も他の人たちと同じように人生で苦労をしたことがあるけれど、サッカーのピッチで成功を味わうことができて幸運でもあった。プレイをするたびに、若い人々のパワーを目の当たりにする。いま、地球上にはかつてないほど、多くの若者が暮らしている。彼らのエネルギーと活力は、とてつもない変革のチャンスである。若い人々がHIVのない世界で生きられるよう、私たちは彼らのためにHIVを克服しなければならない。

エマニュエル・アデバヨールは、トーゴ出身のプロサッカー選手で、2008年にアフリカ年間最優秀選手賞を受賞している。2009年に国連合同エイズ計画(UNAIDS)の親善大使に任命され、その知名度を活かして、HIV/エイズと、特に若い人々の間での新たな感染を予防する重要性についての意識を、世界中で高める活動をしている。

これはおそらく過小な見積もりであろう。入手可能なデータを持つ44カ国において、こう留されている子どもたちの59%近くが刑を言い渡されていない<sup>17</sup>。エルサルバドル、グアテマラ、ジャマイカ、トリニダードトバゴを調査した2007年の報告書から、15~18歳の青少年の、特に男子が武器による暴力行為のリスクを最も負いやすく、子どもたちは、攻撃者よりもはるかに高い確率で、犠牲者になりやすいことが確認された<sup>18</sup>。世界中の刑務所や施設の中で、青少年はたびたび医療ケアや教育を受ける権利、そして個々が発達する機会を奪われている<sup>19</sup>。また、こう留によって、子どもたちは劣悪な条件に置かれていることはもとより、拷問、残虐行為、性的虐待やレイプというような、深刻な暴力や虐待にさらされている<sup>20</sup>。

### 最も不利な立場の青少年たちが、最も法に抵触するリスクが高い

最も法に抵触する状況に陥りやすい青少年たちは、貧困、家族の崩壊、親による虐待、アルコール中毒などを抱えた難しい家庭の状況から生じてくることが多い。無断欠席や家出といった少年犯罪の多くは、単なる「ステータス・オフェンス（地位犯罪）」であり、おとなであれば認められる行動であって、年齢だけを基準にした規範からの逸脱である。しかしこれとは別の、非常に大きな犯罪の温床のほうがはるかに深刻であり、これらは青少年がギャングと関わることから生まれる傾向がある。最悪の場合、ギャングはおとの犯罪グループの先を行くものとして作用するので、いつも容易く犯罪を「職業選択」させる場合もある。

ギャングや犯罪グループに属する青少年たちは、階層的な組織の中にありながら結束は固く、厳しい内部行動規範を持っている。人間関係の対立を解決する方法として日常的に暴力に訴える者が多く、この暴力の文化が溢れ出て、ある種のパターンや犯罪の傾向を作り出しながら、グループ外部の人間に対するメンバーの振る舞いにも、影響を及ぼす。縄張りを持つギャングのメンバーは、ギャングに所属していない青少年たちよりもはるかに多くの犯罪に手を染めており、中でも最も頻発している犯罪は、暴力と恐喝である。

少年犯罪は、女性よりも男性が犯す可能性がはるかに高い。それは、文化によっては女子の方が家族や社会全体によって許される行動が、より厳しく制限されているという

ことがあったり、多くの文化では女子よりも男子の逸脱行動に対して寛容であったりすることによる。加えて、男性支配の社会においては、攻撃こそが男性としてのアイデンティティの一部を構成するという既成概念があることが多い。ギャング文化は、一般的なおとの価値観を拒否する場合もあるが、非常に厳格な男女の役割分担を無批判に採り入れる傾向がある。

### 法に抵触する青少年のほとんどはまだ子どもであり、彼らの権利は「条約」の下で保護され、尊重されなければならない

少年犯罪における問題は、経済の停滞によって更に悪化し、大都市の貧困地区に特に集中する傾向がある。少年犯罪はそもそも都市問題である。また、マスメディアによって描かれる消費者のライフスタイルとも関係があり、合法的ではない活動にでも訴えないかぎり、誰ひとりとして入手することができない商品や体験への欲望を煽る。薬物の乱用も、少年を犯罪に駆り立てる主な要因となっている。

青少年が手にすることのできる収入だけでは、薬物中毒には至らないからである。少数民族や移民などを含む、不利な条件にある集団の青少年たちは、法律違反を犯す可能性が過度に高い<sup>21</sup>。

法に抵触する青少年のほとんどはまだ子どもであり、刑事司法制度によって、彼らの立場に見合った特別な扱いを受ける必要がある。青少年が単純におとの司法制度に吸収されてしまって、裁判にかけられ、結果として刑罰を受ける国が、まだあまりに多い。おとなと一緒に裁判前のこう留期間を過ごしたり、刑務所で服役した青少年たちは、保釈された時点で社会復帰しにくくなり、再び犯罪行為に逆戻りする可能性が高くなる。

状況によっては明らかに投獄が避けられない場合もあるが、可能なかぎりカウンセリングや保護観察、社会奉仕活動、あるいは子ども、家族、コミュニティ、被害者を交えた回復と和解を促す修復的司法など、収監に代わるものを探索することが肝要である<sup>22</sup>。最終的な目的は常に社会復帰であり、責任あるシティズンシップ（市民性）を目指して、若い人々に自信を与えるものであるべきだ。

## 「私は、アフリカ大陸の平和と安定を願っている」

キングフォード、19歳、ガーナ

## 移民と子どもたち：早急の対応が求められる理由



ラオス人民民主共和国に公式に本国送還された移民労働者や人身売買の被害者らを記録した日誌を確認するタイ労働社会福祉省の役人

今日、生まれた国以外に住む移民は、約2億1,400万人と推定されている。この数字には、親と一緒に、あるいは親を伴わずに移住した20歳未満の幼い子どもや、青少年3,300万人が含まれている。この他に、片親または両親が移住したときに出生国に取り残された者など、移住によって直接的、間接的な影響を受けている子どもや青少年が多数いる。

先ごろ構築された国連の世界移民データベース（Global Migration Database）の数字によると、先進工業国においては、20歳未満の外国人移民の約53%が10～19歳の青少年であることがわかる。しかし、全体的に見ると、概して開発途上国の方が20歳未満の移民を数多く擁していく、10～19歳の青少年たちがその約68%を占める。

若い子どもたちや青少年の移民の割合は、地理的に大きな違いがみられる。例えばアフリカでは、移民人口全体の中で20歳未満の移民が最も大きい集団を構成している（28%）。またアジアとオセアニア（20%）、南北アメリカ大陸（11%）、欧洲（11%）でも、移民人口の大きな割合を占めている。

全世界における20歳未満の移民人口の中にもジェンダー格差が存在する。移民男子100人に対して女子は94人である。この傾向は、その年齢層における世界的な男女数のバランスと一致している。ところが、先進工業国において移民は女子の方が男子を上回っており、20歳未満の移民男子98人に対して、女子が100人となっている。この格差は開発途上国では急反転し、20歳未満の男子100人に対して女子はわずか80人である。

### 青少年の移民の原因とリスク

若い子どもたちや青少年、とりわけ登録書類を持たない者や家族と離ればなれになった者たちは、移住や移民政策および規制と、直接的、間接的にかかわる人権侵害や、虐待に対して、特に立場が弱い。移民の人権状況に関する国連特別報告者は、国際移住の広い領域において、子どもたちの極度な脆弱性を強調した。国境を越える若い子どもたちや青少年は、ひとつの国に定住している者たちと同じ保護と権利を受けられない可能性があり、不可視性、差別、搾取の危険が増すという根本的な問題がある。移民たちの多くは、経由国や目的国において必ずしも最も貧しいわけではないとの報告がたびたび見受けられるが、彼らが多くの場合、出生国、経由国、目的国、またはそのすべてにおいて、不相応に差別と疎外を受けていることもまた事実である。

### 移民政策に対する子どもや青少年の視点からの考察が急務

国際的にも国内においても、移民問題への着実な支援と彼らに目を向けることを確実にするために、移民に対する権利を中心としたアプローチが早急に求められている。このアプローチではまず、移民の出生国における根本的原因（例えば、貧困、不公平、差別、不安定）に取り組むことから始め、若い子どもたちや青少年、少女や若い女性、そして家族が移住した際に取り残された立場の弱い人々に特にターゲットを絞った政策を、組み込まなければならない。

移民の身柄の拘束、国外退去、本国への帰還に関する政策において、また子どもたちの経済的、社会的、文化的な権利を満たすにあたって、子どもや青少年の視点が欠けていることは、先進工業国でも開発途上国でも広く明らかになっている。移民政策において、「子どもの権利条約」やその他の人権条約の原則を満たし、子どもの最善の利益が最優先されることの保証や緊急の行動が求められている。

世界各国の政府やそのパートナーらが、移住の影響を受けている子どもや青少年の権利の促進と保護を目的とした調査、政策、プログラムに対する取り組みを増やしていることは、励みになる。まだまだ成すべきことは多いが、以下の例は、政治的な意志が、十分な資源としっかりととした戦略を結びつけることで、どのようなことが実現できるかを示している。

- ・**フィリピン**では、政府が、さまざまな政策や海外労働者福祉局（Overseas Workers Welfare Administration）などの機関を考案した。これは、移民労働者とその家族の保健ケアや福祉支援教育、訓練プログラムを支援する信託基金を管理するものである。また、フィリピン海外雇用局（Philippines Overseas Employment Administration）も、移民やその残された家族の権利を保護する活動を行っている。

- ・**メキシコ**では、全国家族開発システム（National Family Development System : NFDS）および移民庁（National Migration Institute : NMI）が共同で、送還された子どもたちのために北側国境の各州で、8カ所のケア施設を運営し、必須サービス、安息、家族とのコミュニケーションを提供している。NFDSは、非政府機関と協力して、おとなとの同伴がない子どもたちや青少年を保護するために、27カ所の一時滞在シェルターからなるネットワークも提供している。NMI内部では2008年以来、子ども保護担当官の特別部隊を結成し、その人数は現在300人を超える。同部隊は、こうした子どもたちに対する人身売買、性的搾取、暴力および虐待の発見と対応に、高い実績を記録している。

- ・**アルバニア**には、雇用機会の創出と、若者の雇用と移住に対する国家戦略を円滑に進めるためのプログラムがある。政府と国連が立ち上げ、スペインのミレニアム開発目標実現基金が支援する。このプログラムは、危機に直面する若者を対象とした各種の労働プログラムを通じて、非正規採用と若者の移民が多いことで知られるシュコドラとクカスという2地域の若い従業員たちをターゲットにしたものである。さらに、社会メディアやウェブベースのツールを活用して、海外に居住するアルバニア人とその出身コミュニティとのつながりを育てようとしている。

78ページの出典・参考文献等を参照のこと。

## 紛争と緊急事態

平和で安全な環境がなければ、おとなになる難しさはさらに深まる

紛争とは、すべての青少年にとって、明確でまぎれのないリスクをもたらす暴力の状況である。確かに彼らは、幼い子どもほどは紛争による死や病気に対して脆弱ではないが、別の意味でより大きなリスクを負っている。青少年は武装集団の徴用の対象となったり、武器を運び残虐行為に加わったり、性的その他の事実上の奴隸として振る舞うよ

う強要される危険がある。積極的に政治に参加したいという関心が高まって、暴力を伴う行動であるにもかかわらず、関与してしまうこともある。

緊急事態においては、紛争や経済的事情、あるいは親の不在から幼い兄弟の世話をしなければならず、特に女子が教育を受け続けることができなくなる。紛争やその他の緊急事態によって貧困に陥り、生活を営むことができなくなり、性的暴力や搾取に対して、いっそう大きな危険にさら

### 青少年の声

## 公平性を追求する： ザンビアにおける取り残された青少年たちの考察



Sean MacLurdo,  
17歳、アイルランド

「障害のある少女たちは、身体的、精神的虐待を受けるリスクが高い。」

確かに僕たちは、これまでよりも公平な世界に暮らすという夢に近づいていると思うが、差別や社会的無視、疎外を許している社会規範を変えるために、社会はもっと協力して取り組まなければならない。このことは、障害のある子どもたち、少女たちの教育、HIVと共に生きる子どもたちのことを考えれば明白だ。

2009年11月、僕はザンビアのモンゴにある障害児のためのホームでボランティアとして数週間働く機会に恵まれ、彼らの生活についてはっきりとした見識を得ることができた。僕は疎外されている子どもたちが今まで会った中でもとびきり明るく、遊び好きであることに、ショックを受けた。多くの国々でもそうだが、ザンビアの障害児は時には追い払われ、時には親に縁を切られることもある。置き去りにされ、世話を受けず、食料を十分にもらえないこともある。

教育制度が障害のある子どもたちを考慮に入れていないため、学校から疎外されることも多い。彼らの親たちも、教育あるいは発達に対する彼らの権利について認識していない。彼らは、おとなとして働き、自立するために必要な技能を習得する機会を与えられないでいる。

ジェンダーの不公平も明らかである。障害のある少女たちは身体的、精神的虐待を受けるリスクが高い。少女たちは尊重されず、少女への教育も価値が置かれていない。社会におけるこうした見方の結果として、HIV/AIDSが増加しているように思える。

教育は、性感染症の予防においてとても重要な役割を果たす。HIVの拡大を食い止めるためには、すべての青少年がその予防と治療

について学ぶべきである。開発途上国における女子の就学率は増加しているが、まだ男子と同等ではない。ザンビアでは、家族にHIV陽性の人が出ると、家計の支出は教育から保健へと移行する。少女たちは昔からの女性の仕事、いわゆる炊事、洗濯、子守りの担当なので、病気の家族の世話をするために、学校を辞めることが当然視される。

全世界的に見ると、2008年には500万人近くの若者がHIVと共に生きてきた。ザンビアでは、少年や少女にHIV感染が疑われるとき、その子どもはそれ以降学校に行くことはできない。この教育の欠如が、ジェンダー不平等やHIV感染の増加、貧困の悪循環へとつながっている。少女や女性たちが教育を受けないと、男性からの独立を勝ち取ることはできない。少女たちがHIVの予防について学ばないと、ウィルスにさらされる可能性が高くなる。

僕たちがまだ、公平で差別のない世界に暮らしていないことは明らかである。取り残された子どもたちの権利はもっとしっかりと保護されるべきである。自分たちが生きている間に、より公平な社会を創ることを目指して努力を重ねることは、僕たち青少年の役目だ。

Sean MacLurdoはアイルランド、バルブリガンに暮らす。コミュニティのスポーツ育成プログラムとピア・メンタリング（仲間にによる指導・支援）に参加している。モンゴでのボランティア経験で「スポーツ・フィンガル・ザンビア本部 (Sporting Fingal Zambian Mission)」で働いた。Seanの目標は開発途上国のために経済学者になることである。世界をもっと公平な場所にしたいと願っている。

## 青少年の潜在能力を解き放つ： 中東・北アフリカ地域における教育改革



ユネスコ特使、基礎・高等教育担当、シェイハ・モーザ・ビント・ナーセル・アル・ミスナド妃

「次世代の働き手、すなわち青少年の潜在能力を解き放つには、教育によってできる生涯の仕事への準備を、確かなものにしなければならない。」

2010年8月12日に、国連の第2回「国際ユース年（International Year of Youth）」が始まった。私たち、ステークホルダー（関係者）であり、子どものため唱道者は、青少年たちが今日直面している諸問題に、注意を向けなければならない。これは中東・北アフリカ地域では、教育と将来の雇用の分野で、特に深刻な問題である。

この地域でも、かつてない若者人口の急増が見られる。この先10年間で、人口の65%が24歳以下になる。人口動態の圧力に加え、毎年大勢の新規参入者がいるために、若い人々は労働市場に入り込むことになります苦労している。この地域の労働力は急激に成長し、自分と家族を養おうとしている若者にとって、失業と不完全就業は大きな懸念材料になっている。今13歳の子どもが23歳になるまでに、増え続ける人口を受け入れるために、1億口もの雇用が必要になる。これは、年間650万口の雇用創出を意味する。

湾岸諸国は、この数十年間で非常に豊かになる経験をしてきたが、若い人々にとってそのすべてが利益となったわけではない。多くの青少年たちは、物質主義的なライフスタイルに慣れてしまい、自らの潜在能力を十分に実現しようという気持ちがそれている。同じように、大量消費の誘惑により、果てしない所有欲の追求にとらわれ、コミュニティへかかわりを持ち、前向きに自己開発をしていく責任ある市民としての役割を放棄している。さらに、労働市場は現在の若者の急増に対応できず、経済的な独立を実現しようとする若者の能力を妨げている。彼らは仕事を見つけることができず、学業を延期して、逆に結婚と育児を遅らせている。

若者たちが生産者ではなく、消費者であると認めるることは穏やかならぬことだが、それは彼らだけの責任ではない。アラブ諸国における教育制度も、高まる失業率への責任の一端を担っている。なぜならば、学生たちの実践的技能を効果的に訓練する代わりに、学位を授与することの方に気を向けていたからだ。多様な能力を奨励するわけでもなければ、一連の能力を多方面にわたって応用させることもせず、世界の労働市場へ向かう若い人々の準備を整えてやることもしていない。急速に変化するテクノロジーの世界で若い人々は、批判的思考、文章能力、そして柔軟性が必要になるが、いずれも現在のカリキュラムから、事実上、欠落している分野だ。いまの

慣行を改革して、今日の青少年を、創造力のある生産的で勤勉な貢献者に転身させることを目指さないと、私たちの経済は世界で競っていくことはできない。

国連の文明の同盟（the United Nations Alliance of Civilizations）における仕事がきっかけとなって、私は中東・北アフリカ地域の若者のための取り組み、「シラテック（Silatech）」を立ち上げた。名前はアラビア語の「あなたにあるつながり」という言葉に由来している。湾岸諸国で特に積極的に活動しているこのイニシアティブは、若い人々を世界的なリーダー、企業、団体と結びつけて、イノベーションと事業の機会を増やしていくことを目指している。次世代の働き手、すなわち青少年たちの潜在能力を解き放つには、彼らが教育によって生涯の仕事への準備ができるなどを、確かなものにしなければならない。この世代に投資しないと、失業の悪循環は終わらないと思う。青少年は私たちの将来への絶大な資産である。彼らの能力を育成し、活躍を手助けするこの歴史的な機会を、決して逃してはならない。

シェイハ・モーザ・ビント・ナーセル・アル・ミスナド妃は、カタール教育・科学・コミュニティ開発財団会長、最高教育評議会副会長、最高家庭問題評議会代表、シドラ医療研究センタープロジェクト会長を務める。アラブ諸国若い人々に新たな仕事と機会を提供するための、「シラテック」構想を打ち出した。

される<sup>23</sup>。生活に対する物質的、感情的な不安に耐えるために、犯罪行為への加担に誘い込まれたり、引きずり込まれたりすることもある<sup>24</sup>。

### 紛争や緊急事態における青少年が直面するリスクや彼らの貢献に、もっと目を向けるべきである

この20年間は、武力紛争が子どもや若者に及ぼす影響についての認識が進み、問題に対する国際的な対応が強化されてきた。「子どもの権利条約」では、15歳未満の子どもは戦闘行為に直接参加してはならず、武力紛争の影響から保護されなければならないと定めている。この法的保護はその後、国連総会で2000年に採択、2002年に施行された「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書（Optional Protocol on the Involvement of Children in Armed Conflict）」の中で、さらに拡大、強化された。「選択議定書」では、軍隊への徴募の最低年齢を18歳に引き上げ、反政府軍による18歳未満の子どもたちの徴用を犯罪とした。

2007年には、いわゆる「パリ・コミットメント及びパリ原則（Paris Commitments and Principles）」において、59カ国の代表らが武力紛争における子どもや青少年の不法な徴募と徴用を終わらせる、との公約を発表したこと、基準はさらに上げられた。2010年の年初時点で、84カ国が「コミットメント」を批准した。

青少年は、紛争の犠牲者、目撃者であるばかりではない。機会さえ与えられれば、紛争後の解決や社会の再生の一端を担うこともできる。「参加、開発、平和」をテーマに1985年に制定された第1回「国際ユース年（International Year of Youth）」以来、国連機関は、青少年を含む若者が社会問題の解決にあたって行ってきた有益な貢献と、今後行えるであろう、さらなる大きな貢献について、定期的に強く主張してきた。

第1回目から今回の国連の「国際ユース年」（2010年8月～2011年）の間の25年間で、紛争の解決と紛争後の再建に青少年を含む若者を関わらせる取り組みが、大幅に強化された。また第2章でも述べた通り、緊急事態における青少年の参加の重要性が、ますます認識されてきた。コミュニティの生活のあらゆる側面に青少年の参加を奨励することは、彼らの潜在能力を最大限に發揮させる最良の方法であるとともに、彼らを確実に保護する最良の方法でもあることが多い。ただし、紛争や紛争後の状況において、青少年たちが政治的に論破されるような場合は要注意である。

困難な場面に青少年たちを参加させることは、手段にも目的にもなり得る。若い人々は、問題解決能力や交渉の技能を身につけながら、忍耐、民主化の推進、非暴力に対する広い視野を培うことができる。ここでは好循環が生まれる可能性がある。青少年は、平和と安全が保障された中でこそ活躍し、潜在能力を開花させる可能性があるのだから、若い彼らに一人前の役割を促していくけば、そうした平和で安全な環境の実現がいっそうやすくなるはずである。

中等学校への出席と修了、質の高い保健ケアへのアクセス、意思決定への参加、暴力、搾取、虐待からの保護。いずれも青少年が最大限の能力を発揮できるようエンパワーメントしていくことが欠かせない。モビド・ケイタ・スタジアムにて世界手洗いの日に参加する地元の学校の青少年たち（マリ、バマコ）



## 第4章

# 青少年への投資





JOURNÉE MONDIALE DU LAVAGE  
DES MAINS AU SAVON  
15 OCTOBRE 2019

JOURNÉE MONDIALE DU LAVAGE  
DES MAINS AU SAVON  
15 OCTOBRE 2019

JOURNÉE MONDIALE DU LAVAGE  
DES MAINS AU SAVON  
15 OCTOBRE 2019

# 課題と

世界は、今後5年間のうちに、公平性によるミレニアム開発目標(MDGs)の達成により、幼い子どもと青少年の生活を改善するという、かつてない可能性を携えている。この目標達成に向け、大きな前進を遂げてきたこれまでの10年間は、特に、現在まだ10歳に達していない子どもたちに向けられてきた。

子どもの幸福を測る上で信頼できる尺度と考えられてきた5歳未満児の死亡率は、2000年から2009年の間に22%低下し、それ以前の10年間の低減率の2倍を記録した。また、幼年期の主要な疾患に対する予防接種率が、すべての地域において増加した。初等教育の就学率と出席率は確実に上昇し、女子の基礎教育への就学が堅調に伸びたことで、ジェンダー格差の縮小につながった。

こうした成果に伴い、生後5年間を生き抜き、その後小学校に通って卒業した子どもたちが、10代の時期にも引き続き支援が受けられるよう保証するという責任が生じる。本書で示してきたように、子どもたちがひとたび乳児期や幼年期をうまく乗り切っても、その先には新たな試練がいくつも待ち受けている。

教育や雇用の機会の欠如、事故、傷害、早すぎる性交渉、HIV/AIDS、精神衛生上の問題、児童労働、10代の結婚や妊娠などは、青少年たちがおとなになる過程で潜在能力の実現を妨げるリスクの、ほんの一部に過ぎない。気候変動、不安定な経済、グローバル化、人口の推移、人道的な危機などの世界規模の課題は、青少年期という人生の大好きな10年間に、不安の影を落とす。

大部分が「子どもの権利条約」の下ではまだ子どもと見なされているこうした若い人々のための支援は、生後10年で打ち切られではない。人生で良いスタートを切る

ことは必要であるが、それだけでは貧困と不公平の連鎖を断ち切るために不十分である。個人にとっても社会にとっても永続的な変化をもたらすためには、特に最も貧しく、最も取り残された青少年のためにも、教育、保健ケア、保護、参加への投資によって、早期および中期幼年期で行った支援を、補っていかなければならない。家族、コミュニティ、各国政府、ドナー、開発機関、その他すべてのステークホルダー（関係者）は、将来に向けての準備を整えている若い人々と、団結しなければならない。

中等学校への就学と学業の修了、質の高い保健ケアへのアクセス、意思決定への参加、暴力や搾取、虐待からの保護は、青少年たちが自らの可能性を実現するための能力育成の基盤となるものだ。こうした権利を享受した青少年は、経済的に自立し、性について適切な情報を得た上で決断を行い、コミュニティ活動や市民活動に参加し、貧困の悪循環を断ち切るような生産的な職業に就く準備ができる可能性が高くなる、と実証されている。彼らがおとなになった時には、自分たちの世代が直面する世界的な課題に対処する備えを、確かなものにする。

本書では、パートナーたちが一丸となって青少年に投資できる5つの主要な分野を取り上げた。すなわち、データの収集と分析、教育とトレーニング、参加、青少年の権利をサポートする環境づくり、そして貧困や不公平性に対する

「私たちが自分たちの価値と知識を高められるよう、政府がもっと私たちの安全と教育に投資してくれたらと思う。」

サンティアゴ、15歳、ベネズエラ

# 可 能 性



家族の決定に貢献し、コミュニティでボランティア活動を行うことは、いずれも若者の権利であり義務でもある。日曜学校の授業中にHIV/エイズに関する発表を行う青少年（アンゴラ、ルアンダ州）。

る取り組みである。ここに挙げる提案は目新しいものではないが、青少年の生活と彼らのコミュニティに変革を引き起こす、大きな転機(tipping point)に向かって進んでいくならば、新たな視点から見直し、いっそうの努力が必要である。

行動を起こすのに、世界経済が完全に回復するまで待つ必要はない。教育からデータ収集の改善まで、さまざまな解決策がすでに検証され、その効果も証明されている。青少年を含む若い人々に投資することのメリットに関する裏付けは、すでに実在する。特に青少年の大多数が暮らす開発途上国において、こうした投資はこれから数十年にわたって貧困の低減の速度を速め、各国経済をより公平性のある持続可能な成長へと導く可能性を秘めている。

## データ収集と分析の向上

データの収集と分析から始めよう。青少年に関するデータに大きな欠落があることは、彼らの権利を促進するにあたって、最大の課題のひとつである。本書では、後期青少年期に関する事実に基づく多くの情報を分析しているが、知識ベースはまだ限られている。

10～14歳の早期青少年期の子どもたちに関するデータは相対的に少ないため、青少年期の最も重要で決定的な時期についての知識を得ることができない。加えるなら、青少年期以前の、すなわち5～9歳の中期幼年期についての理解はこれよりもさらに制約されており、この年齢層の属性別の国際的な指標は、早期幼年期（0～4歳）や青少年期（10～19歳）よりも少ない。

近年の国連をはじめとする各機関の取り組みのおかげで、暴力、性的虐待、性と生殖に関する健康などを含む重大な問題に関して、理解を深めることができるようになったが、それでもすべての国々が網羅されているわけではない。加えて、青少年の精神衛生や障害、中等教育の質を測るための指標といった多くの分野については、多くの開発途上国で十分な量のデータを入手することができない。また、特に青少年の参加などの分野では、インプット（投入）と結果の両方を測定する、一連の核となる指標を定義するべく試みが続けられている。

必要なデータが増えればそれでよいというわけではない。属性をより細かく見ることや、原因の分析も不可欠である。入手可能なデータから、貧困は、青少年に学業を修了させることを妨げさせる主な原因であり、虐待のリスクを高める状態を存続させるものであることが示唆される。しかし、主要な指標を地域別、所得による五分位別に割り出している国は、ほとんどない。さまざまな計画と政策の基礎となり、進捗状況の測定基準となる、国際的に採り入れられた年齢、障害、性別、民族、カーストおよび地域別などの属性別指標が、緊急に必要である。

人口保健調査や複数指標クラスター調査などの人口に基づく世帯調査は、徐々にこうした指標をいくつか提供しているが、これらのツールについてはさらなる活用と投資が必要である。全国レベルの統計システムの性能を向上させ、青少年にもっと重点を当てるようすることによって、青少年の権利が、どのくらい、またどのようにして実現しているか、いっそう理解できるようになるだろう。

指標は、青少年だけを対象としたサービスでの、格差と進歩状況を識別するものが選ばれなければならない。国内外のパートナーは、青少年と彼らが直面する課題について、包括的で全世界的な知識と理解を獲得するために、統計情報に関して互いに調整、協力すべきである。

子どもの権利委員会は、子どもと青少年についての正確なデータを提供するよう各国政府に要請するだけでなく、包括的なデータでなければならないことを強調している。同委員会の総括所見第4項において、「情報が確実に青少年に配慮した形で理解、活用されるために、青少年が適時、分析に参加すべきである」としている。

データ収集への若者の参加が見られるすばらしい実例として、東ヨーロッパの6カ国での性的搾取に関する、画期的な研究がある。このプロジェクトでは、60人の若者が研究員として関わり、性的虐待の程度、それに対する意識、利用できるサポートサービスに関する基本データの収集を担当した。若い研究員らは調査方法の策定に参加し、適切な測量資料を作成、調査を実施し、データの分析を行って、将来の行動に対する提案をまとめた。また、調査終了後も、未成年への性的虐待に対抗するために、教育や政策提言のための教材作りや戦略の立案を手伝った。

5,700件を超える回答が寄せられたおかげで、現状についての安定した分析を行うことができ、プロジェクトは性的搾取に対する措置について、意義のある提案をまとめることができた。興味深いことに、一部のパートナー機関から、このような慎重に扱うべき複雑な分野の調査を、若い人々には責任を持って遂行する能力も経験もないとして、調査を疑問視する声が上がった。こうした懸念に応えるために、試験的なプロジェクトが用意された。プロの研究員と若い研究員が、サンプル回答者に対して交代でインタビューを行った。その結果、自分と同じ世代に対してインタビューを行う若い研究員たちのほうが、より包括的な回答を引き出すことができた<sup>1</sup>。

## 教育とトレーニングへの投資

教育を通じ青少年の個々の潜在的な能力や価値を向上させることで、一つの世代全体を、経済的に独立した積極的な社会への貢献者にする可能性がある。青少年を含む若い人々の教育とトレーニングに投資することは、この10年間のうちに厳しい貧困をなくすための、唯一見込みのある方法かもしれない。

中等教育は、個人の所得と全体的な経済成長に大きな影響を及ぼすものである。ますますテクノロジーが重視される労働市場では、生産性を高め、資本投資に拍車をかけるために、より優れた技能と高い教育が求められる。100カ国を対象とした分析によると、1960年から1995年の間の成人男性の中学校修了率と経済成長には、プラスの相関関係があることがわかった。一方、初等学校の年数がプラスの経済効果をもたらすということは、見受けられなかった<sup>2</sup>。

中等教育に投資することで、いくつかのミレニアム開発目標（MDGs）の実現に向けての歩みが加速できるかもしれない。例えば、中等教育がもっと受けやすくなれば、生徒たちに初等学校を卒業しようという意欲を起こさせる現実的な機会が生まれ、ひいては初等学校の修了率を急増させることができる（MDG 2）<sup>3</sup>。世界開発センター（Center for Global Development）が2004年に発表した論文は、90%を超える初等学校純就学率を達成している国は、かならず中等学校純就学率も最低35%に達していることを指摘している<sup>4</sup>。

また中等教育は、ジェンダーの平等の推進（MDG 3）と妊産婦の健康の改善（MDG 5）に強力な影響を及ぼすことができる。サハラ以南アフリカの24カ国に関するデータは、中等教育を受けた青少年期の少女たちは、教育をほとんど、あるいはまったく受けていない少女たちと比べて、結婚する可能性が6分の1であることを示している。また妊娠する確率は、初等教育しか受けていない仲間の3分の1であった<sup>5</sup>。開発途上国では、中等学校以上の教育を修了した女性のほうがそうでない仲間よりも、技能を持った者の立ち会いのもとで出産するが多く、ひいては子どもの生存率も向上する<sup>6</sup>。

中等教育への投資を行うには、少なくとも3つの重要なアクションが必要になる。ひとつは、義務教育を中等学校まで延長することである。すでにそうしている国々もある。最近の例では、2009年にブラジルにおいて、教育への財政支出を増額し、義務教育を9年から14年に延長する法案が議会で可決された<sup>7</sup>。イエメンでは、1990年代初頭より

1年生から9年生までの教育が無償化、義務化されている。これらの学年に就学している子どもの数は、1999年の230万人から2005年には320万人に増加した<sup>8</sup>。

2つめの重要なアクションは、初等学校と中等教育の両方の学費を無償化することである。こうした費用の負担を廃止することは、初等学校の公平な就学率を促進する上で有効な戦略であることが実証されている。特に、子どもたちの年齢が進むに従って授業料が高くなることから、多くの親たちは子どもの学業を途中で止めさせざるを得ない。これは子どもの将来の可能性を制約してしまうばかりでなく、児童労働や児童婚など、他のマイナスの結果に子どもたちを陥らせる危険がある。

学費の無償化に向けての取り組みは、着々と進展している。多くの国々で、初等学校はかなり以前から無償になっている。この10年間では、カメルーン、ケニア、レソト、マラウイ、ウガンダ、タンザニア、ザンビアを含むいくつ

かのサハラ以南アフリカ諸国で学費が無償となった。その結果、こうした国々の多くで出席率の激増が見られた。

残念ながら、出席率の向上によって別の問題が生まれることもある。生徒数の急増で学校が過密になったり、教育の質の低下につながったりする。したがって各国政府は、もっと学校を建てて教師を雇用し、質の基準を確実に維持することで、この需要の増加に対応する準備を整えなければならない<sup>9</sup>。

ユニセフと世界銀行によって2005年に開始された「学費廃止イニシアティブ（School Fee Abolition Initiative : SFAI）」などの協調的な取り組みでは、各国政府と協力して教育の無償化を促進している。SFAIは各国の過去の経験を調査分析し、その知識を活かして学費をなくすための各国の取り組みを指導し、支援している<sup>10</sup>。家族やコミュニティも声を上げて、自国政府に対して授業料を廃止するよう求めていくべきである。

## 青少年の声

### 現実とかけ離れたメディアイメージ： 青少年期の少女たちにとっての危うさ



サエダ・アルマタリ、  
16歳、ヨルダン/  
米国

「私たちは、健全で  
現実的な自己イ  
メージを養うべきで  
ある。」

現代の女性の美しさとは、「欠点のない」顔の特徴と「完璧に」細い身体とされている。こうしたイメージはさまざまなメディアを通じて普及し、特に広告で広く受けられる。それに反応するように、世界中のティーンエイジャーの少女たちは、こうした手に入れることのできない理想を基準に自分たちの身体を測定し、自分はダメだと感じてしまうことが多い。

子ども時代の一部をヨルダンで、一部を米国で過ごした私は、文化的環境は違っても、青少年期の少女たちにとって、身体的イメージは重要な関心事であることを知っている。クラスメイトの中には、口には出さないけれども、自分に自信が持てなくて悩んでいて、ダイエットをしたり、自分の体重や顔の特徴を気にしている友たちが何人かいる。ヨルダンでは、有名人に似せて美容外科手術を受けたがっている少女たちがいて、米国でもティーンエイジャーの美容整形手術の件数は増加している。しかも、コロンビアでも日本でもオマーンでもスロベニアでも南アフリカでも、青少年たちは映画や雑誌で推奨される「ルックス」になるために、食事を抜いたり過度なダイエットをしたりするなど、不健全な食習慣を身につけている。

マスメディアは、私たちの考え方と私たちが行う選択の両方に影響を及ぼす。やせていることを賞賛する風潮は、テレビ、映画、インターネット、雑

誌、街頭などどこにでも見られる。避けて通ることはできない。現実の少女や女性を表現していない、こうした美化されたイメージを目當たりにすることは、無防備な若者に長きにわたる悪影響を及ぼす可能性がある。人を惑わすような女性の体型を写す虚偽的な広告の影響によって、少女たちは深刻で、時には死に至る2大摂食障害である拒食症や過食症にかかりやすくなる。また、自尊心の低い青少年期の少女たちはうつ症状に苦しむことが多く、治療を受けないと自殺につながることもある。

この影響を打ち消すために、美しさは売ったり買ったりできないものだということを少女たちに示さなければならない。ダイエットピルや化粧品や高価な洋服を買っても、美しさは手に入らない。私たちは、健全で現実的な自己イメージを養うべきである。おとなと青少年が一緒になって、少女たちが今持っている美しさを強調するとともに、誠実さ、知性、品性、寛大さなど、身体的イメージの先にある美德を賞賛すべきである。この重大な問題について、私はもっと率直な対話を持たれること、そして少女たちがありのままの自分で美しさを感じられるよう、手助けをすることを望んでいる。

サエダ・アルマタリはジャーナリズムを学びたいと考えている。サッカーに関心があり、人々の生活を向上させ、少しでも世の中をよくしたいと考えている。

## 到来する成人期とシティズンシップ（市民性）への心構えを青少年に



若者のメディア・トレーニングへの参加と彼らのネットワークの構築を促進する「若者メディア・ネットワーク (Young People's Media Network)」の16歳のジャーナリストたちからインタビューを受ける少女（グルジア、トビリシ）

### 家庭やコミュニティ、社会での意思決定における青少年の積極的な役割

青少年を含む若者たちは、成長し発達していくにつれて、自らが暮らして引き継いでいく環境、社会、そして世界をもっと積極的に形成したいと願うようになる。青少年が成人し、市民としての責任を持つ覚悟を養うことは、青少年期という発達段階において、家族、コミュニティ、そして政府の大切な役目である。青少年が活動的で社会的な力を持った市民になるためには、自分たちの権利を自覚し、公平さや相互の尊重と理解、正義、忍耐、そして自分の行動に責任を持つことなどの、基本的な市民的価値観を奨励しているさまざまな公共機関を通じて、市民としてかかわっていく機会を持つことである。

「子どもの権利条約」は、自分たちに関わるすべての事項について、特に家庭、学校、コミュニティの中で自由に意見を述べ、それが正当に考慮される権利を子どもと青少年に与えることで、子どもたちの意見が聽かれること（第12条）を定め、新天地を切り開いた。このことと、「条約」に列挙されるこれは別の「参加の権利」によって、青少年は自らの能力を発展させながら、それに合わせて、自分たちに関わる意思決定事項を少しづつ深めながら掌握できるようになる。このようにして、「参加」というのは、普遍の原理である子どもの最善の利益、そして「条約」の礎のひとつである、生存と発達と並ぶ位置づけにある。

参加とは基本的な権利であると同時に、子どもの人格と能力の完全な発達を促すものである。若者は、本物の選択が与えられ、自らの状況に積極的に対応している時に、最も良い学びができる。参加は子どもたちの自信を高め、技能を身につけ、自らの権利を守るために力を授ける。青少年は、幼年期に押しつけられた受け身の役割から抜け出し、知識を受け取るだけでなく、創り出す機会を得ることができる。青少年たちが自らのプロジェクトを企画、実行し、自ら率先して行動し、ひいては自分たちの行動に責任を持つ能力の育成を図ることができる。活動的な青少年は、同年代の仲間よりも問題が少なく、技能も豊富で、社会的責任感も強いことを示す明確な証拠が増え続けている。社会的な組織に関わることで経済的な機会も広がり、特にこれまで疎外されていた集団出身の青少年たちにとって、貴重な経験になる。

参加を奨励することは、青少年たちに能力を与えるだけでなく、彼らの住む社会にとっても、多くの恩恵をもたらす。広い

見識と社会的な力を持った市民に投資することは、より健全な住民、より強力な経済成長、よりまとまりのあるコミュニティにつながる。若い人々が、広がっていく仲間やコミュニティでのイニシアティブに関わると、新鮮な考え方と強い責任感を發揮し、特に複雑な危機的状況の最中に、革新的な解決策をもたらすこともある。若者が参加することによって集団行動が勢いづき、政府に対して、より良い公共サービスの提供と、社会的、経済的、政治的な変革の推進を求める圧力を強めることができる。

最後に、参加こそが、子どもたちに自分たちの権利、特に暴力、危害、虐待から保護される権利について伝える、最良の方法のひとつであることが、明らかに示されてきている。自分たちの権利について知ることが、同様に、こうした権利が尊重されているのだということを明確にするにあたっても、不可欠である。青少年たちが幅広い情報一家族計画、事故防止や薬物の乱用といったトピックに関する情報一にアクセスできるようになることは、彼らの健康と発達を促進する上で、非常に費用対効果が高い方法である。

子どもたちが参加の権利を活かせることにより、さまざまなメリットが生まれ、その実現に向けて各国政府も公約を掲げているにもかかわらず、この理念の効果的で一貫した実践は、いまだに進んでいない。長く続いてきた慣習や考え方、そして政治的、経済的な障壁によって、青少年期の子どもたちの権利、特に障害のある者や、少数民族、先住民族、移民の子どもたちなどを含む、自分をうまく表現できない子どもたちの権利は、相変わらず聞き届けられていない。

### ユース・サービスおよび公共政策イニシアティブへの参加

過去20年間、特にこの10年の間に、多くの国々は青少年や若者の参加を奨励する、革新的で有効なイニシアティブを実施してきた。若者評議会や若者議会 (youth councils and parliaments) を結成して、当該の問題について対話を促進しつつ、ユース・リーダーに政府との公式な建設的関係を提供している国々もある。先進工業国および開発途上国における22の若者評議会に対する調査から、こうした団体にとって最も優先度の高い3つの事項は、若者の参加を増大すること、国際協力、そして若者に関する政策への関与を増やすことであると示された。

全国的な若者評議会には、その国の若者に関する政策を直接決定する力こそないが、意思決定を効果的に左右することはできる。例えばリトアニアでは、若者施策審議会 (Council of Youth Affairs) の半数は若い人々が占め、国の若者に関する政策を立案、実施する若者施策部 (Department of Youth Affairs) に対して公式な提言を行っている。南アフリカ共和国では、青少年たちが「南アフリカ子ども憲章 (Children's Charter of South Africa)」に貢献し、子どもの参加を制定の原則のひとつとして定めた2005年の児童法の草案作りに、多くの意見を提供した。

子どもたちが、子ども主導で自分たちだけの団体を結成し、意義のある参加と意見の表明が行える場を、自らの手で創り出すように後押しすべきである。このような組織として成功している一例が「働く子どもと若者のためのアフリカ運動 (African Movement of Working Children and Youth : AMWCY)」であ

る。同団体は2008年には、サハラ以南アフリカの22カ国、196の都市や村と連携を持ち、26万人を超える働く少年少女の会員を擁した。AMWCYは、実際に問題を経験した子どもたちによる積極的な参加を通じて、子どもの移民を含め、最も取り残された子どもたちにも独自の方法で、さまざまなサービスや支援を提供している。

若い人々が設立し、率いる組織の数が増え続けているのは、若い人々の積極的な行動主義の証であり、おとなが率いる既存の組織では彼らのニーズに対応できないという事実を示している。若者主導の組織間のネットワーク作りは、成功事例を共有し、アドボカシーを行うための共通プラットホームを構築する絶好の機会となる。

新たな通信技術の発達によって、青少年の政治的な行動への参加は、強力な後押しを受けており、子どもたち主導の行動主義が、いっそうの勢いと地理的な広がりを持って普及していく可能性が高い。時が経つにつれて、さらに多くの子どもたちが情報に接することが可能になり、自分たちの権利に対する意識が高まり、自分たちの考え方を代表する既存のネットワークや協会に新たな会員をつなげていくだろう。すべての子どもたちが、共通の基盤で自らの意見を発言できるようにすることで、特に障害のある青少年、女子、そして若者の団体が存在しない農村部に暮らす子どもたちのために不公平を解消し、差別を克服できる可能性が生まれる。例えば、ユニセフは2005年に「農村部の若者たちの声 (Rural Voices of Youth : RVOY)」という、「オフライン」の若者を「オンライン」の仲間とつなぐことで、子どもの権利と参加の問題についての対話に、参加の機会を与えるプラットホーム（基盤となる組織）を立ち上げた。

インターネットやソーシャル・ネットワーク、その他関連の技術は、正しく利用されれば、青少年が自らにとって大切な事柄について発言するための、強力なツールとなりうる。今世紀の若者たちには、地方政治への正式な代表を立てて参加を模索するのではなく、むしろオンラインやインラクティブ（双方向）な活動に目を向ける者たちが増えており、ウェブ上で活動的な関連ネットワークを構築している。人々がマスメディアに反応し、政府や市民団体によるイニシアティブによって動かされていた旧モデルの「忠実なシティズンシップ」に代わって、「自己実現型シティズンシップ」という形が登場してきている。政治家、政策立案者、教育者たちは、若い人々を無関心・無感動として避けたいという思いを押さえ、異なる「言語」で表現される異なる形の新たな関わりのパワーをうまく活用することに、集中するべきである。

青少年たちは、無数の法的、政治的、経済的、社会的、文化的な障壁によって、自らの生活を左右する問題の決定に参加できないでいる。こうした障壁を取り除くことは、青少年の能力に対する先入観を見直し、子どもたちが能力を培いながら、力強く成長できる環境づくりへ強い決意を要する、ひとつの大きな課題である。

78ページの出典・参考文献等を参照のこと。

第3の重要なアクションは、初等教育以降の教育への、公平なアクセスを促進することである。この10年間で、現在教育から除外されている子どもたちに教育を広げることは、今後10年間におけるかなり厳しい課題になる。しかし、もし実現できたならば、世代間に及ぶ若者の貧困の悪循環を断ち切れる可能性を秘めている。

多くの国々の、最も貧しく最も取り残された集団やコミュニティにとって、中等学校への通学・修了はまだまだ手の届かないことである。女子、障害のある青少年、少数民族出身者は特に不利である。ほとんどの国々において、初等学校ではジェンダーの平等を実現しているが、中等教育において、この目標に近づいている国は少ない。『国連ミレニアム開発目標報告書 (United Nations Millennium Development Goals Report)』2010年版では、42カ国における中等学校学齢期の少女たちを対象に調査を行い、最も貧しい世帯の上位60%の少女たちは、最も裕福な世帯の上位40%の少女たちと比べて、就学していない割合が2倍であった（50%対24%）。中等学校学齢期の少年たちについても、格差は同じであった。質の高い義務教育の延長および学費の無償化は、こうしたジェンダー格差を縮める上で役立つ。

先住民の子どもや障害のある子ども、その他の取り残された子どもたちに支援が届くためには、いっそうの努力が必要である。例えば、ボリビアにおける近年の改革は、異文化間教育や2カ国語教育を通じて、少数民族や先住民族に支援を差し伸べることを目指している。南アフリカでは、障害のある子どもたちを特別な学校ではなく普通学級に組み入れたことで、障害児の就学率が上がり、専門的な教育実践に対する支援が強化された<sup>11</sup>。

特別な支援を必要としているもうひとつのグループが、学校を辞めざるを得なくなるティーンエイジャーの母たちである。ナミビアでは、15～19歳の若い女性の7人に1人がすでに出産を経験している。若い母親は都市部よりも農村部に多く、教育を受けていない若い女性が19歳未満で出産し始める可能性は、中等学校を卒業した女性の10倍以上になっている（58%対6%）<sup>12</sup>。初等学校の就学率が90%を超えていてもかかわらず、中等学校へ進学する女子の割合は依然として非常に低く、ティーンエイジャーのうちに妊娠して中退する者も多い。2008年に同国の教育省はユニセフと共同で、学童の妊娠に関する柔軟な政策を新たに打ち出すことで、この問題への対応に乗り出した。適切なケアプランを整備し、生徒、家族、学校の協力を得て、若い母親たちが復学できるよう、より支援

を受けやすい環境を作っていくというものである<sup>13</sup>。

最後に、各国政府やステークホルダー（関係者）は、一つの形の教育が必ずしもすべての子どもたちに適しているとは限らないことを、考慮しなければならない。経済的な負担が原因で、子どもたちに学校を辞めさせたい家族にとっては、職業訓練プログラムといった中等教育後に受けられる、他の形の教育オプションのほうが好ましいかも知れない。

学業を何年間か中断していた青少年たちには、それぞれの教育的ニーズに適した特別なプログラムが必要かもしれない。スリランカでは、2009年に起きた紛争の後、ユニセフが政府と共同で、6ヶ月以上学校を休んでいる子どもや青少年を復学させるためのカリキュラムを開発した。このカリキュラムには、若い人々の紛争によるストレスへの対処を助ける心理社会的因素が組み込まれている<sup>14</sup>。

## 若者参加の仕組みの制度化

青少年期の子どもたちが家庭や市民生活に積極的に参加することは、彼らがおとなとして成熟していくに従って、積極的なシティズンシップを育むものである。さらに、青少年の貢献によって、政策が豊かで情報に満ちたものとなり、社会全体に恩恵をもたらす。コミュニティや政界のあらゆるレベルのおとなたちは、青少年の参加を除外している手続きや制度に対して、異議を申し立てていく必要がある。

個々の青少年にとって、参加には計り知れないほどのメリットがある。意思決定の能力を育成することで、自らの健康や満足のできる生活状況について決断を行う際に、その力が發揮される。市民生活に積極的に参加する青少年は、薬物の使用や犯罪行為といった危険な行動を避けて通り、性について情報を得た上で決断を行い、自らの法的権利を把握し、成人していく過程で遭遇するさまざまな課題を乗り越えていく可能性が高い。彼らがおとなになった時、このエンパワーメントは、自分の子どもたちのために行う意思決定に役立っていく。

全国の若者評議会、コミュニティ・サービスへの率先した取り組み、デジタル・コミュニケーション、そして本書で取り上げたその他の形の青少年参加は、いずれも、自分の権利について、若者たちに教育をしながら意思決定としての力を養う有効な手段である。しかし、こうした取り組みのために、若い人たちが日常生活で行うことのできる意義のある貢献が、見劣りするようなことがあってはならない。すなわち、家族の決定に貢献すること、学校の代表委員に加わること、コミュニティの中で自主的に行動すること、そして地域の議員らと会合することなど、すべてがひとりの若者の権利であり、義務でもある。

おとなと青少年のパートナーシップにおいて、役割を定めることはいつでも困難を伴うもので、両者が「若者の参加」のあり方を厳密に見極めようとするほど、それはいっそう難しくなる。『コミュニティ心理学研究 (Journal of Community Psychology)』誌に先ごろ掲載された報告書が、この問題の



中等教育への投資は、経済成長全般に大きな効果をもたらし、いくつかのミレニアム開発目標の達成に向けての進展を速める。地震によって家族と死別、離散しながらも、四川大学の入試に備えて受験勉強に励む青少年たち（中国、成都）。

## それぞれの務めを果たすこと： 青少年に対するマスメディアの責任



国連人口基金親善大使、ララ・ダッタ

「こうした支援や保護により、子どもたちは不適切なコンテンツに触れにくくなり、無節操なおとなたちに利用されないよう、守ることができる。」

今の時代、「インフォテインメント (infotainment: 娯楽情報番組)」がある種の流行語になっている。青少年の頭の中には、情報と娯楽の波に埋め尽くされ、飽和状態になる前にフィルターをかける方法はほとんどない。暴力、性、社会的な偏見、侮辱的な言葉はみな、今日のマスメディアの産物である。若者たちを好ましくないイメージや考え方から保護しつつ、彼らが見たり読んだりするものの中から、どれが真実で価値のあるものかに気づくように、どこまで彼らを導くことができるだろうか。

先進国の平均的な子どもがテレビまたはコンピュータ画面を見ている時間は、地域や文化によって推測は異なるものの、1日当たり約4~6時間であることを調査は示している。娯楽産業およびインターネットは、一見したところ無尽蔵なアクティビティを提供しているように見える。指先で世界に触れられるティーンエイジャーは、しばしば自分を取り囮む現実の世界を忘れて、映画を見たり、ビデオゲームで遊んだり、オンラインのチャットルームやフォーラムに参加して余暇を過ごす。

学校や大学は、電子メディアの潜在的な可能性を認め、もっと双方向なカリキュラムを採用し始めた。今日の教育は、もはや教科書や教室に縛られない。子どもたちは積極的にインターネットにアクセスして、発表にデジタル・メディアを活用し、コンピュータに関する知識を高めることを奨励されている。学校や保護者も、子どもがインスタント・メッセージ、電子メール、携帯電話といった双方向なデジタル・テクノロジーを通じて、いじめられたり脅迫されたりする、いわゆる「ネットによるいじめ」という懸念すべき傾向について知っている。新技術の無限性という性質は、無防備な若者たちにとって有害なものにもなりえる。

インターネットの利用、テレビや映画を見ること、音楽を聞くことについて、親子の間で意見が異なることがしばしばある。親は子どもたちを悪影響から守りたがり、子どもにとって何が一番いいかはわかっていると感じており、一方、青少年期の子どもたちは自立したいと抗う。家族内の取り決めや、親、教師、子どもたちの間のオープンなコミュニケーションがあれば、若い人々がこの広大な情報と体験のネットワークに関わるにあたって、彼らを正しく導くことができる。こうした支援と保護により、子どもたちは不適切なコンテンツに触れにくくなり、無節操なおとなたちに利用されないよう、守ることができる。

青少年に与えるメディアの影響力は、無視することも否定することもできない。映画や音楽、スポーツ界のスターたちは、青少年の人生に必要以上の影響を及ぼしており、子どもたちはこうしたスター

を崇拝し、模倣することも多い。したがって、大衆に受け入れられ、手を差し伸べる能力のある映画俳優や音楽アーティストは、説教や退屈さを失くすようにしつつも、教育的要素を兼ね備えた娯楽を、提供していくことを目指すべきである。例えば、ムンバイの映画産業から大量に作り出される「軽めの」映画の3、4本に1本でも、特別なメッセージを伝えることができれば、大変な効果が期待できる。そうした効果を、『ターレー・ザミーン・パル (Taare Zameen Par : 地上の星たち)』のような映画でうかがい知ることができる。それは、学校で苦労して落ち込み、屈辱を感じている8歳の少年の前に現れた新任の美術の先生が、少年が難読症（ディスレクシア）であることを見抜き、学習能力の向上を手伝い、人生を良い方向に転じてくれるという内容のものである。

映画や歌は、世代全体にグローバルで人道的な考え方を引き起こすことができる。例えば、シングル曲「ウィ・アー・ザ・ワールド (We Are the World)」は、1980年代にエチオピアの飢餓救済の目的で、USAフォー・アフリカ (USA for Africa) によってアメリカでレコーディングされた。その発売から25年後、ハイチで起きたマグニチュード7.0の壊滅的な大地震を受けて、2010年2月に同じ曲が再びレコーディングされた。数十名に上るアーティストが集まり、ハイチの人々を支援する資金を集め目的で、この伝説的な作品を演奏した。娯楽産業およびインターネットは、地域の災害対策を支援する活動や、ジェンダー差別およびHIVの感染などの社会悪に対応するにあたって、若い人々を取り込む上で強力なパートナーになり得る。

青少年であることは、大変なことである。よくわかる、私もそうであったから。まだ成長の途中で、自分というものをますます意識するようになる時期である。青少年はおとなへと開花するにつれて、ひらめき、許容、導きを求める。したがって、感受性の強い青少年の心に影響を及ぼす力を持つ著名人には、前向きなメッセージを発する道徳的責任がある。国連人口基金 (UNFPA) の親善大使として、私は持てる限りの影響力を行使して、その責任を果たす覚悟である。USAフォー・アフリカのあの有名な歌の歌詞にあるとおり、「明るい明日を作っていくのは僕ら自身だ、さあ今こそ始めよう。」

ララ・ダッタは2001年に国連人口基金の親善大使に任命された。彼女は2000年5月に、キプロスにてミス・ユニバースの栄冠に輝いた。元ミス・インドであるダッタさんは、以前は雑誌のモデルやファッションモデルをしており、受賞後は女優としてインドの映画界入りを果たした。経済学の学位を持ち、副専攻科目としてコミュニケーション学も学んでいる。

解決に対するヒントを与えてくれる。青少年の組織化はおとなに新たな役割を与えると説明している。「おとなたちはリードするのではなく後方に控えて見守り、相談に乗り、物事が円滑に進むように手助けするが、管理してはならない。若い人々がおとなに求めているのは、対話という形での支援、コーチング、そして諸機関、コミュニティ、政治権力の情報源へのコネクションを提供することである。<sup>15</sup>」

「子どもの権利委員会」は各国政府に対して、社会のあらゆるレベルで、子どもや若者の体系的な参加を可能にする法的、政策的な枠組みと仕組みを確立するよう奨励してきた。その一例が、モンゴル政府によって先ごろ策定された「子どもの参加に関する国家戦略（National Strategy on Child Participation）」である。戦略の構築にあたって、市、省、国の各レベルで、青少年や若者との広範囲な協議が行われた。

このプロセスに若者が積極的に関与したという経験を通じて、国や地方自治体の意思決定フォーラムでの子どもや若者の参加に、さらなる弾みがついた。

若い人々は、財源の最も適切な割り当て方についても、発言権が与えられるべきである。これは、若者グループやフォーラムの結成、あるいは、若者が自分たちの意見を表明できるその他のルートを通じて、行うことができる。自己の「貧困削減戦略ペーパー（Poverty Reduction Strategy Papers）」の策定に、若者をパートナーとして含めるという手段を取っている国々もある<sup>16</sup>。

例えば、ユニセフ・ブラジルは、青少年たちに社会的予算編成のイニシアティブのパートナーになるよう呼びかけてきた。子どもたちは自分に関連のある社会政策の分野を

## テクノロジー

### マップ・キベラ・プロジェクトとレジーナが得たエンパワーメント



レジーナ・アウイノと  
マップ・キベラ

「マップ・キベラ（Map Kibera）」は、地元の若者、非政府団体、およびユニセフをはじめとするいくつかの国連機関のパートナーシップ事業であり、ケニアのナイロビにあるキベラに拠点を置く。アフリカ最大のスラムであるキベラ地区の中にある危険や脆弱性をデジタル地図へ載せていく取り組みに、若者、特に若い女性や少女たちを参加させている。この作業を通じて、若い人々は自らを取り囲む環境について新たな意識を持ち、重大な問題についてはっきりと意見を述べる力を育むことができる。このプロジェクトは、安全な場所と危険な場所を特定する上で役立つだけでなく、HIV/エイズやその他の脆弱性の課題に対する意識を向上させ、政策を提言する機会を提供する。

マップ・キベラ・プロジェクトは、次の5段階で構成されている。

- ステークホルダー（関係者）会議：実施者たちがジェンダーに基づく暴力、HIV/エイズ、その他関連する問題について検討し、どのような地図データを収集すべきかを決定する。
- 地図データの収集：この地区に住む13人の若い地図製作者たちが、全地球測位システム（GPS）機器とオープンソース・ソフトウェアを使って、安全な地域と危険な地域の地図を作製する。そのデータはオープン・ストリート・マップ（OpenStreetMap：地理情報を誰でも自由に利用・編集できる、

世界地図を作るための共同プロジェクト）にアップロードされる。

- コミュニティとの協議：地図製作者たちは印刷した地図、トレーシングペーパー、色ペンを使って、少女や若い女性たちと一緒に、安全性と脆弱性について話し合いを行い、それを通じて、少女たちもプランナーもより正確に状況を認識できるようになる。
- ナラティブ・メディア（「語られる」ことを活かした伝達手段）：コミュニティの若者たちがビデオ、写真や音声などを使って、自分たちが直面している課題についての短い体験談等を製作し、それを地図の叙述の中に組み込んでいく。
- 政策提言：若者にとってよりよいサービスや保護を獲得するために、自治体、コミュニティのリーダー、その他の意思決定者とともに定量的、定性的データを政策提言に活用する。

地図製作作業の結果は、身体的、精神的な危険や、脆弱性のある地域や危険認知のパターンを解明するために活用される。その情報は公的に保有し、一般に利用できるようにすることで、コミュニティの若者たちに対して、草の根の倡導者や政策立案者が説明責任を保てるよう役立っている。

地図製作者のひとりであるレジーナは、プロジェクトへの参加について、次頁のような報告を寄せている。

特定するための訓練を受け、調査を実施し、社会費用の追加支出がもたらす利益を概算し、効果的な政策提言が行えるようになる。

多くの国の政府は、青少年や若者の多様なニーズに、より的確に対応するために、国の若者に関する政策の策定、更新も行ってきた。南アフリカ共和国の若者に関する政策は、よくモデルとして取り上げられる。青少年や若い成人を、主たる貢献者として取り込んだ参加型アプローチから、青少年に関する権利に基づいた包括的な国枠組みが生まれたのである。国の若者に関する政策のほとんどが24歳までか、場合によっては、それ以上の年齢層を含む若者のニーズや不安に対応しようとしてきたが、おとなになる過程で特別な支援、保護、準備が必要な青少年期、すなわち10代の子どもたちに焦点を絞ることも、また肝要である。

## 支援的な環境

青少年の権利を促進するための協定、法律、政策、計画には、それを支える環境が必要である。青少年の積極的な育成を促す環境づくりには、コミュニティ内や、メディア、法律、政策、予算の中で確立された広い意味での規範への対応が必要となるように、青少年にかかる領域、すなわち家族、仲間、学校、サービスに関連する公共機関での価値観、態度、行動への注意が必要である。

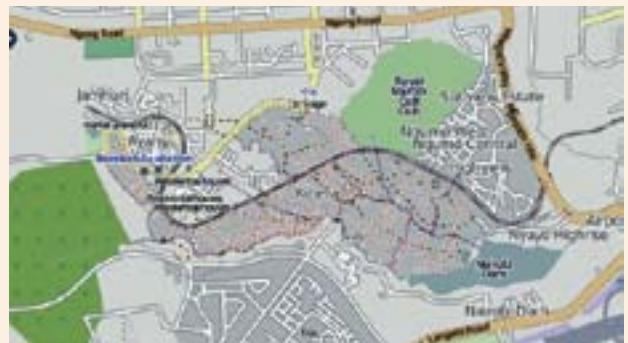
一国の政府は、中等学校を建て義務教育を延長することはできるかもしれないが、それだけでなく、多くの親たちが子どもに学校を辞めさせる原因となっている貧困や不公平についても、対策を講じていかなければならない。HIV/エイズの予防や治療の取り組みに多額の支援を行うドナーたちは、コンドーム、検査施設、ワクチンの提供だ

### レジーナの話

私はレジーナ・アヴィノ、22歳、キベラの出身だ。父は私がまだ小さかった時に亡くなり、残された母が6人家族を養ってきた。姉妹のうち3人は亡くなった。少女としてキベラで育つのは大変だった。2007年に第4学年に通ったが、家族が学費を払えないで、それ以来教育を受けることができなかった。母は働いていて、彼女が稼ぐわずかなお金で私たちは暮らしている。私はずっとジャーナリストになりたいと夢見てきた。

2009年11月にマップ・キベラが登場するまで、私はほとんど家にいて家事を手伝っていた。それが今、私はGPS機器を使い、インターネットにデータをアップロードする訓練を受けた13人のチームの一員だ。地図作りは勉強になり、楽しくやりがいがあった。悪天候や、インタビューをする相手からの反応が悪くて、作業が難航することもあったが、現場では多くのことを学んだ。マップ・キベラのおかげで、私たちは自分のコミュニティに何があるのかを知り、今あるものをどうやって活用し、改善していくかを学ぶことができた。私たちはすべての学校、トイレ、商店、売店、保健センター、街灯について情報を収集でき、完璧で詳細な地図を作ることができた。

それぞれの地図テーマに1週間を費やし、その後で他の人々に地図作りの利点や影響についての意識を高め、理解を深めてもらうために、さらに1週間をかけた。例えば、最も慎重に扱わなければならないテーマのひとつが、女子の安全だ。ジェンダーに基づく暴力に対する若い少女たちの対処を支援する、女子のコミュニティ・グループ「ビンティ・パモカ (Binti Pamoka：団結した娘たち)」の会合では、地図で発見したことや、安全だと感じる場所と身の危険を感じる場



所についての、話し合いの進行役を手伝った。この話し合いを通じて、地元に関する知識を得ただけではなく、このプロジェクトに対する期待が高まった。コミュニティが前向きに反応してくれることがわかったからだ。私にとって、これは人生最大の成果になった。実際に多くの人々が、グループの取り組みを評価してくれたので、今後もコミュニティのために、地図作りが続けられると思う。

地図作りのためのトレーニングも作業も、すべてが私を変えた。例えば、以前の私はとても恥ずかしがりやで、人前で話すことが怖かったが、今は自信もつき、物事がよくわかってきた。また、キベラの地図作りを通じて、歩きに歩いたおかげで、多くの人々に出会えた。毎日違う人々に会った。神様のご加護により夢を実現することができるなら、私はきっとキベラを離れずに、ここに残って、もっと暮らしやすい場所に変えていくだろうと思う。



家族の中で、また市民生活において、青少年が行動的に参加することによって、おとなになるにつれ、積極的なシティズンシップの自覚が芽生える。ピア・ツー・ピア・エデュケーション（対等な者同士による教育）の計画の一環として、青少年のグループにヨード欠乏症の悪影響に関するポスターを紹介する少年（ウクライナ）。

けでなく、偏見を取り除くとともに、この病の拡大を持続させているジェンダー構造に挑む努力を補っていく必要性を認識すべきである。子どもたちが力強く成長するチャンスを最大限にしていく環境を作るには、あらゆるレベルにおいて体系的な変革が必要である。

子どもを保護する環境を構築するには、性的搾取や虐待等のタブーとなっている話題を取り巻く沈黙を、打ち破る必要がある。メディアと社会の両方によるオープンな議論を促し、青少年に相談ホットライン、社会福祉指導員、保護施設、ユース・クラブへのアクセスを保護して、こうした話題について相談したり、家族やコミュニティ内で起きている暴力、搾取、虐待、差別から一時的に逃れられるようにする。

ブラジルでは、青少年が創設したメディアが、ティーンエイジャーの妊娠といったデリケートな問題を、仲間やおとなたちと話し合う、青少年のためのフォーラムを作った。若い母親たちの大部分が学校に通うことも働くこともしていない中、写真入りの記事やマルチメディアのデジタル製品を使って、青少年期における出産、育児についての議論を開始した。同じ世代の子どもたちによって書かれた記事は、妊娠に対する「ロマンチックな」認識と、非難の態度を向けられて少女たちにのしかかる妊娠の「罪悪感」の両方を一掃するための議論を引き起こす役割を果たした。

オープンで流動的で率直なコミュニケーションは、青少年たちが両親や家族、コミュニティや政策立案者と互いに交流していく上での支えとなり、おとなやコミュニ

ティが子どもたちの貢献を前向きに評価する上でも役立つ。コミュニティを基盤とした活動は、世代間の対話を促し、社会変化をもたらす可能性も秘めている。

ブラジルのサンパウロでは、「アプレンディス(Aprendiz)」、いわゆる「近所は学校(Neighborhood as School)」プロジェクトの一環として、広場、路地、映画館、カフェ、カルチャーセンター、劇場などが学びの場へと姿を変えた。子どもや青少年たちは、技能を身につけ、体を使った創造的な表現の機会を増やすために、ITコース、モザイク画、演劇、ギター演奏、スケートボード、英語の授業など、さまざまな活動に参加する。プロジェクト成功のカギは、学校、家庭、公的機関、起業家、諸連盟、職人、非政府団体、そしてボランティアたちの間に生まれた結びつきである<sup>17</sup>。

メディアやテクノロジーをベースにしたコミュニケーションは、青少年たちが自らの意見を表明し、社会通念や見解の形成や、それへの影響、変化を及ぼす強力な役割を担うために、広く利用されている手段である。

2004年にユニセフ・インドは、オリッサ州のある地区での「子どもレポーター・イニシアティブ(Child Reporters Initiative)」に対して支援を行った。100人の10~18歳の青少年レポーターから始まったこの計画は、14の州に広がる運動へと発展し、子どもレポーターの数は今では数千人に上る。目標は、それぞれの自治組織「グラム・パンチャヤト(gram panchayats)」に、10人の子どもレポーターを置くことである。意欲的な子どもレポーターたちはまず、子どもの権利についての心得を身につけ、表現、観察、分析し、自分が体験、観察したことを自由に書くことを学ぶ。

## 貧困と不公平性への取り組み

貧困は、青少年の権利に対する最大の脅威のひとつである。貧困は、まだ歳のいかない若者たちを学校から引き離し、労働市場に押し込んだり、早すぎる結婚を強要したりすることで、彼らを無理におとなにしてしまう。世界銀行の推定では、南アジアとサハラ以南アフリカの人口の約73%が、1日2米ドルに満たない収入で暮らしていると見積もっている。この2つの地域は、青少年の人口が最も速いペースで急増しているところもある。

「子どもの権利条約」第19条では、「児童および児童を監護する者に必要な援助を与える社会的計画の作成」を各國政府に課している。各國政府は、最も貧しい家庭の親たちの金銭的負担を軽減するために、現金による援助や、そ

の他の社会的保護計画などのセーフティネットを提供する責任がある。国際社会は社会的保護イニシアティブを求めて提言を続け、またその効果を調査し続けるべきである。

そうした事例のひとつが、エチオピアの「プロダクティブ・セーフティネット計画 (Productive Safety Net Programme)」である。これは、干ばつといった外的ショックにより脆弱化したコミュニティに対して、雇用と社会的保護を提供する計画である。この取り組みの評価から、現金による援助の約15%が教育に利用されており、その結果、親たちは子どもたちをより長く就学させていることがわかった。学校を作ることを専門に扱う計画部門は、就学率の増加によって学校が過密状態にならないように保証をする<sup>18</sup>。

同様に、リベリアの「青少年期にある女子および若い女性への経済的エンパワーメント・プロジェクト (Economic Empowerment of Adolescent Girls and Young Women Project : EPAG)」は、同国のジェンダーと開発省、世界銀行、ナイキ基金、デンマーク政府が共同で取り組み、賃金労働のための技能訓練と就業の斡旋支援を行うものである。同時に、事業開発のためのサービスを支援したり、若い女性起業家に少額の短期融資を提供したりしている<sup>19</sup>。

「子どもの権利条約」および「女性差別撤廃条約 (CEDAW : 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)」の下で定めた青少年期の子どもたちの権利を妨げるもうひとつの大きな障壁は、不公平性である。教育

国名：米国

## キャンパスでのイニシアティブ カレッジや大学で、子どもたちの権利をアドボケート



2010年6月に開催されたユニセフの「キャンパス・イニシアティブ・サミット (Campus Initiative Summit)」での学生たち。コロンビア大学の芝生に140人を超える学生が集まり、防ぐことのできる1日あたりの子どもの死亡数と、その数をゼロにするために支援を行うという決意を象徴し、2万4,000流の旗をゼロの形に立てた。

米国全土の100を超える大学のキャンパスにおいて、学生たちは世界の子どもたちの生存を手助けする取り組みにおいて、強力な役割を果たそうと決起している。ユニセフの米国国内委員会が運営する「キャンパス・イニシアティブ (Campus Initiative)」は、同団体の使命を支持する行動力に満ちた大学生らによる、急成長を遂げている草の根運動である。1988年に始まったこの計画の目標は、防ぐことのできる子どもの死を撲滅するための資金を調達し、注目を引き起こし、政治的意思を喚起する世界市民を育成することである。

ユニセフの「キャンパス・イニシアティブ」の取り組みの根幹にあるのは、教育と政策提言、そして資金調達である。学生たちはさまざまな活動を企画運営している。選出議員に交渉して子どもの生存のための政策提言を行うこと、大学の構内新聞にユニセフの取り組みに関する社説を書くこと、地元の子どものための団体と協力して、サービスプロジェクトを実施することなども含まれる。2009～2010年度において、2,033人の活発な会員一定義では、企画されたキャンパス活動の少なくとも50%に参加している者一が、2009年8月から12月の間に358のイベントを実施した。

米国国内委員会および学生主導の「キャンパス・イニシアティブ全国協議会 (Campus Initiative National Council)」が、全米の学内クラブへの支援を提供している。このチームに所属するスタッフとボランティアらも、全国的な目標や計画を立てることで重要な課題を設定し、毎年「キャンパス・イニシアティブ・サ

ミット」を開催している。この全国規模の集まりでは、クラブの会員やキャンパス・リーダーたちはお互いから学び合い、最良の方法を共有し合う。またサミットでは、リーダーシップの機会をはじめ、技能習得や知的創造のためのワークショップを開催するとともに、キャンパス会員らがユニセフと関わりを持ち続けるよう、動機付けを行う。

科学技術の知識が豊富な、若い世代のメンバーたちが増え続けていることから、キャンパス・イニシアティブにとって、進歩を続けるデジタル時代に乗り遅れないようにすることも非常に重要である。19～24歳の人々と意思疎通を図るには、オンライン経験とは別の分野として、当然とされている組織化の手段を提供しなければならない。キャンパス・イニシアティブにとって、政策提言のノウハウと動員力も新たな成長分野である。学生たちは、やる気と支援さえあれば、自らの政治力を存分に發揮することをすでに何度も実証している。

生涯にわたる子どもたちへの支援と責任感は、あらゆるレベルの支援者に培われるが、特に大学生の間で育まれやすい。防ぐことのできる子どもの死へ終止符を打ち、子どもの貧困の軽減と、搾取や強制労働への対抗、HIV/エイズの撲滅、質の高い教育へのアクセスの保証、そして世界の子どもたちへの機会の提供と、青少年や若い人々には一緒になって解決にあたる能力があり、またそうすべきである。

78ページの出典・参考文献等を参照のこと。

## 青少年期にある少女たち： あなたにできる最高の投資



ナイキ基金(Nike Foundation)会長、  
マリア・エイテル

今日、開発途上国には5億1,500万人を超える10代の少女たちが暮らしている。こうした少女たちは、あらゆる分野での成長と発展に拍車をかけ、世代間の貧困の悪循環を断ち切り、経済全体を推し進める潜在能力を持っている。ところが、少女たちの存在はしばしば見過ごされる。青少年期の少女たちは学校を辞めさせられ、結婚させられ、HIVに感染してしまう可能性が高い。また、15～19歳の少女たちの主要な死亡原因が、妊娠と出産に関わるものであるという現実にも直面している。他に何も持たない家族は、娘たちを商品として扱い、結婚させたり売ったりという手段に出ることもある。そうした厳しい状況にあるにもかかわらず、この世代の少女たちは、一大変革への最強勢力なのである。

確かに、少女たちは途方もない障壁に当たることが多いが、彼女たちにしかない可能性も秘めている。これはまさにその別の側から見た話、「少女効果(Girl Effect)」のことだ。これは、人格が認められ、投資を受け、社会の一員として受け入れられている少女たちの話である。開発途上国の少女が7年以上教育を受けたとき、その4年後に結婚する。あと1年間長く初等学校に通えれば、少女たちの将来の賃金は10～20%も高くなる。2003年に行われた調査から、女性や少女たちが収入を得ると、男性や少年たちは30～40%しか家計に貢献しないのに対して、その90%を家族へ再投資することがわかった。また、母親の学業レベルの高さが、乳幼児の健康状態の良さと相関関係にあることを研究は示している。これが「少女効果」である。しかも、私たちは、まだその数えきれない効果の片鱗しか把握していない。

1人の少女への投資が、その家族、村、ひいては彼女の国にまで恩恵をもたらすような変化のさざ波を起こしているということは、まさに画期的である。世界中の少女たちは、自らの人生に存在する無数の障壁にもかかわらず、毎日のように「少女効果」を發揮している。バングラデシュ出身の17歳のサンチタも、こうした少女のひとりである。貧困の中に生まれたサンチタは、学費や衣服、食べ物を買うお金も持っていないかった。その彼女が、バングラデシュ農村向上委員会(BRAC)のおかげで、牛を1頭買うだけのローンを受けることができた。彼女は牛の乳を売って、そのお金を自分と弟の学費に充てた。またBRACは、自分の手で野菜を育て、家族や自分のためにお金を稼ぐことができるよう、さまざまな技能が習得できるよう支援を行った。サンチタのような少女の話は希望の灯台になる。また、少女たちに投資することで、大きな経済的、社会的変革がもたらされるという明確な証拠もある。「少女効果」は現実のものであり、その影響は広大かつ深遠である。

私はこの変化がバングラデシュ、ブラジル、ブルンジ、ケニア、ウガンダ、タンザニア、その他数えきれないほどの国々で起きているのを目撃してきた。世界中の少女

たちは、その手段が与えられたとき、「少女効果」を引き起こしている。今この瞬間に、インドにいる少女起業家たちは事業計画を作成し、バングラデシュの少女たちは、広く無視されてきた人々が必要としている医療を与えるべく、看護士になるための勉強に励んでおり、ウガンダやタンザニアの少女たちは、大きな夢を抱いて、その夢を現実に変えることのできる安全な場所に身を置きつつ、生活技能の訓練と小規模融資を受けている。

それでも、やらなければならないことはまだまだ多い。少女たちに何が起きているのかを知り、進展の有無を把握するために、性別、年齢別のデータが大至急必要である。少女たちが持っている価値を示して、青少年期にある少女たちに投資することは賢明なことなのだ、と各国政府、村々、企業、家族の人たちを説得する必要がある。少女たちのことを話題の中心に据え、かけがえのない人々であることを認識し、彼女たち固有のニーズに取り組んでいかなければならない。

この世代の少女たちの潜在能力を解放するために、私たちは以下のことからまず始める。

1. 貧困の下部構造として少女たちを利用するのをやめること。
2. あなたの計画に少女たちも含まれていると思い込んではならない。彼女たちに対して特別に対応すること。
3. 少女たちの数を数えること。あなたが得ている数字の中から、彼女たちを見つけること。
4. 戦略まで変える必要はない。今やっていることに少女たちを含めるだけいい。
5. すでに存在する政策をきちんと執行すること。
6. 男性や少年たちは、少女たちの擁護者になる。
7. 少女たちを、今日的問題としてのみ扱わないこと。

このアプローチは、これから先何十年もの間に、数々の利益をもたらすだろう。私たちが真剣に少女たちに投資すれば、もっと強力なコミュニティや家族、持続可能な経済、妊娠婦死亡や疾病率減少、HIV/AIDS感染率の低減、貧困の削減、さまざまな革新、失業率の低下、そしてもっと公平性のある社会の繁栄が見られるであろう。「少女効果」は現実のものであり、しかも強力だ。ただし、私たちがそれを真剣に考え、その範囲を広げていくまでは、この完全な波及効果を生むことはできない。

マリア・エイテルは、女子に機会を与えることで引き起こされる強力な社会的、経済的变化、いわゆる「少女効果(Girl Effect)」を促進しているナイキ基金の創設者兼会長兼CEOである。同基金を創設する前は、ナイキ社初の企業責任担当副社長を務めた。それ以前にはホワイトハウス、マイクロソフト社、米国公共放送協会、MCIコミュニケーションズに勤務。

## 青少年期の少女たちと共に働く：国連青少年期女子タスクフォース (The United Nations Adolescent Girls Task Force)

2007年に、いくつかの国連機関<sup>\*</sup>が「国連青少年期女子タスクフォース（United Nations Adolescent Girls Task Force）」を設立した。国連基金の支援のもと、作業部会は、国際および国家の両レベルにおいて、機関間の協力体制の強化と、青少年期の少女たちの権利とニーズに対応する有効な計画の開発の促進、ミレニアム開発目標達成のための動きの支援、および少女や若い女性に対するあらゆる形の暴力や差別の廃絶を目指す。

2010年3月に、作業部会は「青少年期女子の権利を推進するための早急な取り組みに関する共同声明（Joint Statement for Accelerated Efforts to Advance the Rights of Adolescent Girls）」を、6つの機関の代表の署名を得て発表した。各機関は、最も支援が届きにくい青少年期の少女たちのエンパワーメントのための政策や計画を推進するため、向こう5年間で各国政府や市民社会に対する支援を増強することを公約した。

\* 参加機関：国際労働機関、国連児童基金、国連教育科学文化機関、国連人口基金、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関、世界保健機関

への公平なアクセスの重要性は先に述べた通りであるが、保健、雇用、少年司法、宗教、文化およびアイデンティティに対する平等な権利もまた、若い人々の積極的な育成に不可欠である。

今日の青少年は、かつてないほど健康で、よく保護され、教育を受けていて、つながっている。しかし、何百万人という子どもたちがまだ取り残されている。中所得国や先進工業国においてさえ、ミレニアム開発目標の達成を目指した政策や計画は、最も貧しく最も取り残された青少年期の子どもたちや若者の状況を無視したもののがあまりにも多い。教育、保健、レクリエーション、暴力のない環境に対する権利、そして意思決定プロセスにおいて発言が聞き届けられる権利はいずれも、社会的平等、貧困後の経済成長、シティズンシップの拡大を達成するための前提条件である。

さらに、青少年の発達に対する公平性のアプローチは、すべての社会において、最も取り残され最も脆弱な青少年期の子どもたちを特定するという、緊急の課題を浮き彫りにする。そうすれば、彼らに届き、彼らを取り込むような適切で革新的なアプローチを考案、策定でき、成長と発達のための公平なアクセスと機会が与えられるよう投資が向けられることを、保証することができる。

保健に関してさらなる公平性を目指す取り組みとして、各国政府は、国際的な支援のもとで重要な保健サービスの利用料金を廃止しようと行動を起こしている。すでに実施

共同声明には、取り残された青少年期の少女たちの権利を保護するための国別国連機関チーム（UN country teams）の機能と義務が明記されている。各機関は資金、技術的資源を動員し、協力して青年少女たちの権利を守るために5つの戦略的優先事項を特定することが約束されている。優先事項とは次の通りである。

- ・青少年期の少女たちを教育していく。
- ・青少年期の少女たちの健康を改善していく。
- ・青少年期の少女たちを暴力、虐待、搾取から保護していく。
- ・青少年期の少女たちの中からリーダーを育てていく。
- ・青少年期の少女たちが自らの幸福の追求と人権を実現できるよう注視していく。

78ページの出典・参考文献等を参照のこと。

している国々はブルンジ、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、ニジェール、セネガル、ザンビアである。フランスや英国などの資金援助提供国は、利用料金を廃止する国々に対して追加援助を行うことで、廃止に向けたインセンティブを提供している。世界保健機関（WHO）や世界銀行といった開発機関も、保健ケアの利用料に対して強い姿勢を取ってきた<sup>20</sup>。パートナーたちがこのように一丸となることで、人権を大きく進展することができる。



若い人々の積極的な育成には、教育、保健、雇用、少年司法、宗教、文化、アイデンティティに対する公平な権利がすべて揃っていなければならない。パンダルアバス保健施設にある青少年に優しいサービスセンターにて、映画『ボーン・ウィズ・エイズ（Born with AIDS：エイズと共に生まれて）』について話し合うピア・エデュケーションのトレーナー（イラン・イスラム共和国）。

## 被害者から活動家へ： パキスタンの子どもたちと気候変動の影響



シェド・アウン・シャハザード、16歳、パキスタン

「青少年として僕たちは、温室効果ガスという共通の敵に対峙している。」

パキスタンの人口1億7,600万人の中で4,050万人を占める青少年たちは、気候変動に苦しむ惑星を受け継いでいるということを、強く意識している。地球温暖化の影響を最も厳しく受ける他の開発途上国と同様に、パキスタンも地球規模の二酸化炭素排出量にはほとんど関与していないにもかかわらず、高潮、自然災害、集中豪雨などの恐ろしい影響に耐えなければならない。海面の上昇と気象パターンの劇的な変化によって、すでに洪水や干ばつが発生しており、作物の収穫や真水の入手が制限され、工業生産にも支障をきたしている。僕たちは、いわゆる「環境難民」にならないう、あらゆる改善策を講じなければならない。

パキスタンでも世界各国でも、気候変動の影響は、おとなたちよりも病気や栄養不足、搾取に対して弱い子どもたちに、特に重くのしかかる。気温の上昇と激しい気候現象は、マラリア、下痢、肺炎などの病気を蔓延させる要因である。これらの病気は、パキスタンの5歳未満児の主な死亡原因になっている。干ばつがあると作物の収穫が減り、食糧は枯渇するため、国の国内総生産の24%を占める農業が、大きな打撃を受ける。

近年起きた出来事は、気象パターンの変化が、パキスタンへの悲惨な影響を示す衝撃的な証拠となった。2010年7月の未曾有の大雨は、壊滅的な洪水をもたらした。当初、死者は約1,600人とされたが、行方不明者の数は相当数に上る。推定で2,000万人の男女や子どもたちが洪水の被害を受け、膨大な数の人々が取り残され、救助を待っている。ほとんどの人たちが着の身着のままで家々から逃げ出した。洪水の影響と食糧、水、避難所の不足による健康上のリスクという問題を大きくしている原因是、経済の根幹を成す農業への

壊滅的な打撃による経済破綻によって、この国が窮地に立たされていることである。何百万ヘクタールという農地が水浸しになり流失し、家畜も死滅してしまった。

洪水にみまわれたパキスタンは今、さらなる災害に直面している。洪水が、若者たちの命を大量に奪おうとしている。最大の脅威のひとつは、コレラや下痢など、水を媒介とする病の大発生である。また、ほとんどの自然災害の場合と同じように、子どもたちは家族と離散してしまったり、児童労働、虐待、搾取といった危険にさらされたりするリスクが高い。また5,500校を超える学校が壊れたり流されたりした。僕たちは、この世代が消えていくのを黙って見てはいけない。地球市民として、彼らがこの深刻な惨事を乗り越えて生き残り、勇気、忍耐、決意の模範となって立ち直るために、手助けをしなければならない。

目の前の悲劇に対応するだけでなく、地球温暖化の問題に取り組むためにも、今こそ行動を起こす時である。青少年として僕たちは、温室効果ガスという共通の敵に向き合っている。その敵に勝つためには、力を合わせて互いに助け合い、代替となるエネルギー源を用い、僕たちの地球とここに住む人々を守る法律を作っていくなくてはならない。

シェド・アウン・シャハザードは青年活動家で、パキスタン、ラホールの先住民である。ユース代表団の一員として2009年「気候変動サミット」とおよび「子どもの権利条約採択20周年」の記念イベントに参加した。パキスタンやその他の地域で、気候変動や子どもの権利といった世界的な課題に関する認識を広げる活動を続けている。

### 青少年のための協働

世界は2010年から2011年に「国際ユース年(International Year of Youth:IYY)」を祝う。25年前の「第1回国際ユース年」以来、世界は若い人々の権利の認知・向上において大きな進展を遂げてきた。各国政府は「子どもの権利条約」(1989年)、「子どもたちを武力紛争および性的搾取から保護する2つの選択議定書」(2000年)、国際労働機関の「最悪の形態の児童労働条約」(1999年)およびミレニアム開発目標(2000年)を採択した。

本書の随所で述べてきたように、その結果は心強いものである。特に幼い子どもたちの健康と教育レベルは向上し

た。保護は、国際的アジェンダでも重要度が高まっている。参加のイニシアティブは、先進工業国でも開発途上国でもますます活発に展開されている。また、青少年期の子どもたちの育成と参加に関する知識体系—データと分析、最良事例、教訓、格差やボトルネックへの理解という意味において一は、着実に増えつつある。

今日の投資が今の子どもたちのためだけでなく、彼らの子どもたちのための成果を生むよう、これまでの進展の上に引き続き協力して、努力を重ねていかなければならない。本書の第2章で指摘したように、青少年の数は、特に貧しい国々において増加することが見込まれている。主要な開

## 暴力的紛争と青少年の脆弱さ



エイズで両親を亡くした孫たちの世話をする祖母

「紛争後の若者のための計画は、サービスの向上と、青少年が復学する機会の提供に焦点を絞ってきた。」

2002年に内戦が勃発して以来、コートジボワールは政治、社会、経済の発展において、大きな障壁に突き当たってきた。2007年には、政府と新体制の反政府運動の間で不安定ながらも妥協案に達したが、2009年11月に予定されていた選挙は無期延期となって、国連およびフランス部隊が治安維持のため、いまだ国内に留まっている。国連人道問題調整事務所 (The United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs) の報告によると、同国は2009年になってようやく紛争終結段階に入り、国内で追放されていた人々が、自主的に本来の居住地に戻り始めているとのことである。それでも、平和への歩みは段階的で、国や国際社会の深い関与が必要だ。

紛争の結果、ジェンダーに基づく恐ろしい暴力や大掛かりな徴兵制度が生まれ、さらに教育は混乱させられ、医療サービスは破壊された。2008年のポリオの再流行や、一般的な出産および母子に対する保健ケア、そして特にHIV/エイズと共に生きる人たちへの治療サービスが中断されたことなどからわかるように、民間人、とりわけ子どもや女性の健康を直接危険にさらしたのだ。

こうした状況の中、2009年時点では、コートジボワールの人口の23%を構成していた青少年たちは、特有の脆弱さを抱えており、その状態は今でも続いている。徴兵制度や性的奴隸、強制移住に加えて、この世代の少年少女たちは内戦の直接的、間接的な後遺症にさまざまな形で悩まされている。例えば男子は、同国最も重要な財源となっているカカオ・プランテーションで、最悪の形の児童労働に従事させられている。1994～2003年の間、コートジボワールは世界のカカオ豆生産の38%を占めていた。子どもたちはこうした農場で長きにわたって働いてきた。同国の児童労働の広がりに関するデータの入手は困難であるが、農地をめぐっての争いは内戦のひとつのかかけとなり、同国の復興に不可欠なこの産業のための労働力の奪い合いを加熱させていた。こうした農場の児童労働者の大多数が14歳未満の子どもたちで、コートジボワールのある特定の部族の出身者か、ブルキナファソからの

移民であると推測されている。最も弱い立場にいるのは、このように戦争によって住む場所を追われ、農場とも地元コミュニティともつながりを持たない子どもたちである。

青少年期の少女たちも戦争の影響により苦しんでいる。同国、特に暴力が最も激しかった西部の一部地域では、レイプや強制的な近親相姦、食人といった言葉に表せないような行為により、一生残る身体的な損傷のみならず、癒えるまでに長い時間を要する心理的、感情的な傷跡を残していく。

若者のための紛争後プログラムは、学校に戻り、不安定な環境の中でも自分と自分のコミュニティを守れるような、若者へのサービスの向上と機会の提供に焦点を当ててきた。例えばユニセフは、青少年期の少女たちが学校に通い続け卒業できるよう、40カ所を超える「女子児童生徒の母親クラブ (School Girl Mothers' Clubs:CMEF)」に対して援助を行っている。「女性、平和、安全に関する国連安理会決議1325号」の実現に向けた国家行動計画も策定され、その最優先事項として、女性と少女たちを性的暴行から保護することが掲げられている。

紛争終結後の復興において成功を収めたひとつの分野が、HIVの予防に関する意識の向上だ。コートジボワールは、2008年には西アフリカでHIV感染率が最も高かったことから、これは特に重要な意味を持つ。「ケア(CARE)」と「国際人口サービス (Population Services International)」のパートナーシップによる取り組みでは、自分たちは力が強いからHIVには感染しない、と長い間信じていた兵士たちをターゲットにした。しかし特に、HIVやコンドームの使用に関する総合的な知識について男子に後れを取っている女子のために、やるべき仕事はまだたくさん残っている。2008年には、HIVに関する包括的な知識を持っていたのは、15～24歳の男子の28%に対して同年齢層の女子はわずか18%であった。しかし、HIV感染率は男子の(0.8%)に対して、女子はその3倍(2.4%)にも上っている。

78ページの出典・参考文献等を参照のこと。

発機関の多くは、青少年を含む若者に対する投資の重要性について、すでに世界的な合意に達している。あらゆるレベルのステークホルダー（関係者）たちは、今こそ一丸となって、若い人々が自力で貧困から抜け出すために必要な

技能と潜在能力を発達させるために、支援を行う必要がある。そうなってこそ初めて、青少年期を本当の意味で、すべての青少年にとって可能性に満ちた世代とすることができるるのである。

# 出典・参考文献等

## 第1章

- 1 United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division, World Population Prospects: The 2008 Revision, <[www.un.org/](http://www.un.org/unpd/wpp2008/index.htm)unpd/wpp2008/index.htm>, 2010年10月にアクセス; UNICEF global databases, 2010年10月にアクセス。
- 2 United Nations Children's Fund, *Progress for Children: Achieving the MDGs with equity*, no. 9, UNICEF, New York, 2010, pp.; Statistical Tables 1-10, pp. 88-129. [邦訳：ユニセフ『子どもたちのための前進No.9：公平性のあるミレニアム開発目標（MDGs）の達成をめざして』、国連児童基金（ユニセフ）、東京事務所、2009年]
- 3 数字はユニセフ・ブラジル事務所より2010年10月に提供。
- 4 Statistical Table 5, p. 104.
- 5 Derived from United Nations Children's Fund, *Children and AIDS: Fifth Stocktaking Report*, 2010, UNICEF, New York, December 2010, p. 17; and Joint United Nations Program on HIV/AIDS, Global Report: UNAIDS Report on the Global AIDS epidemic, 2010, UNAIDS, Geneva, p. 184.
- 6 Statistical Table 9, p. 120.
- 7 Statistical Table 5, p. 104.
- 8 International Labour Office, *Global Employment Trends for Youth August 2010: Special issue on the impact of the global economic crisis on youth*, International Labour Organization, Geneva, 2010, pp. 3-6.
- 9 Ibid.
- 10 World Bank, *World Development Report 2006: Equity and development*, World Bank, Washington, D.C. 2005.
- 11 United Nations Children's Fund, *Progress for Children: A report card on child protection*, no. 8, UNICEF, New York, 2009, pp. 46-47; [邦訳：ユニセフ『子どもたちのための前進No.8:子どもの保護に関する報告』、国連児童基金（ユニセフ）東京事務所、2009年] and Statistical Table 9, p. 120.
- 12 United Nations Children's Fund, *Tracking Progress on Child and Maternal Nutrition: A survival and development priority*, UNICEF, New York, November 2009, pp. 12-14.
- 13 World Health Organization, Joint United Nations Program on HIV/AIDS and United Nations Population Fund, *Seen But Not Heard: Very young adolescents aged 10-14 years*, UNAIDS, Geneva, 2004, pp. 5-7.
- 14 Ibid., p. 7.
- 15 The Civil Code of the Islamic Republic of Iran, p. 118; Ministry of Gender Equality and Child, Draft Child Care and Protection Bill, Summary, Ministry of Gender Equality and Child, Government of the Republic of Namibia, Windhoek, 2009.
- 16 Johnson, Carolyn C., et al., 'Co-Use of Alcohol and Tobacco Among Ninth Graders in Louisiana', *Preventing Chronic Diseases*, Practice and Policy, vol. 6, no.3, July 2009.
- 17 Pakpahan Medina Yus, Daniel Suryadarma and Asep Suryahadi, 'Destined for Destitution: intergenerational poverty persistence in Indonesia', Working Paper no. 134, Chronic Poverty Research Centre, SMERU Research Institute, Jakarta, January 2009.
- 18 Diallo, Yacouba, et al., *Global Child Labour Developments: Measuring trends from 2004 to 2008*, International Labour Organization, Geneva, 2010.
- 19 Statistical Table 9, p. 120.
- 20 ユニセフは、子どもの権利条約に基づき、「children (子ども)」とは0歳から18歳までと定義している。「adolescents (青少年)」とはユニセフとの機関(UNFPA, WHO, UNAIDS)により10歳から19歳と定義されている。国連総会は、「youth (ユース／若者)」を15歳から24歳まで、「young people (若い人々／若者)」を10歳から24歳までと定義づけた。これらの定義は、1985年の国際ユース年の間に使

われ、その後も国連や他のパートナー機関にも広く使われるようになった。概して、これらの定義が重複して用いられることがあり、「adolescents」や「youth」が「young people」と同義で使用されている。国連や他の機関により合意されたこれらの定義に加えて、各国の政府もまた、子ども、青少年、若者、ユースに関して独自の定義と年齢区分を用いている。

## 第1章 パネル

### ハイチ：若者たちと力を合わせ、より良い国を目指して復興

United Nations Children's Fund, 'Children of Haiti: Milestones and looking forward to six months', UNICEF, New York, July 2010, pp. 2-4; United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children Special Edition: Celebrating 20 Years of the Convention on the Rights of the Child*, UNICEF, New York, 2009, p. 25 [邦訳：ユニセフ『世界子供白書 特別版：子どもの権利条約 採択20周年記念』、日本ユニセフ協会、2010年] ; United Nations Children's Fund, *The State of Latin American and Caribbean Children 2008*, UNICEF, New York, 2008, pp. 4, 16; Hudson, Lynne, et al., 'Picking Up the Pieces: Women's health needs assessment, Fond Parisien Region, Haiti, January-February 2010', Circle of Health Initiative, Bolton, Mass., 2010, pp. 9-11; Pan American Health Organization, 'Earthquake in Haiti: PAHO/WHO situation report on health activities post earthquake', PAHO, Washington, D.C., May 2010, pp. 2, 7; Government of the Republic of Haiti, 'Action Plan for National Recovery and Development of Haiti: Immediate key initiatives for the future', Port-au-Prince, March 2010, pp. 36-38; Iezzoni, Lisa I., and Laurence J. Ronan, 'Disability Legacy of the Haitian Earthquake', *Annals of Internal Medicine*, vol. 152, no. 12, 15 June 2010, pp. 812-814; UNICEF global databases, <[www.childinfo.org](http://www.childinfo.org)>, 2010年9月にアクセス。

### 早期青少年期と後期青少年期

Johnson, Sara B., et al., 'Adolescent Maturity and the Brain: The promise and pitfalls of neuroscience research in adolescent health policy', *Journal of Adolescent Health*, vol. 45, no. 3, September 2009, pp. 216-221; United Nations Joint Programme on HIV/AIDS, *Seen But Not Heard: Very young adolescents aged 10-14 years*, UNAIDS, Geneva, 2004, pp. 7, 24; United Nations Children's Fund, *Adolescence: A time that matters*, UNICEF, New York, 2002, p. 7; United Nations Children's Fund, 'Adolescent Development: Perspectives and frameworks - A summary of adolescent needs, an analysis of the various programme approaches and general recommendations for adolescent programming', Learning Series No. 1, UNICEF, New York, May 2006, p. 3.

ヨルダン：若者のために生産的な仕事を確保する  
United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children Special Edition: Celebrating 20 years of the Convention on the Rights of the Child - Statistical tables*, UNICEF, New York, 2009, p. 33 [邦訳：ユニセフ『世界子供白書 特別版：子どもの権利条約 採択20周年記念 統計表』、日本ユニセフ協会、2010年] ; United Nations Children's Fund, *UNICEF Jordan Annual Report 2009*, p. 5; UNICEF global databases, <[www.childinfo.org](http://www.childinfo.org)>, 2010年9月にアクセス; European Training Foundation, *Unemployment in Jordan*, ETF, Torino, 2005, p. 9; The Hashemite Kingdom of Jordan, The National Social and Economic Development Plan (2004-2006), Ministry of Planning and International Cooperation, p. 7.

## 第2章

- 1 Peden, Margie, et al., eds., *World Report on Child Injury Prevention*, World Health Organization and United Nations Children's Fund, Geneva, 2008, p. 2.
- 2 Ibid., p. 5.
- 3 Sleet, David A., et al., 'A review of unintentional injuries in adolescents', *Annual Review of Public Health*, vol. 31, 2010, p. 195.
- 4 World Health Organization, *Adolescent Friendly Health Services*, WHO, Geneva, 2001, p. 15.  
Ibid., p. 13.

- 5 Ibid., p. 14.

6 UNICEF Innocenti Research Centre, *Child Poverty in Perspective: An overview of child well-being in rich countries*, Report Card 7, UNICEF IRC, Florence, 2007, p. 31.

7 United Nations Children's Fund, *Progress for Children: Achieving the MDGs with equity*, no. 9, UNICEF, New York, 2010.

8 UNICEF global databases, 2010年9月にアクセス。統計方法や出典元のさらに詳細な情報はwww.childinfo.orgにて入手可能。

9 UNICEF global databases, 2010年9月にアクセス。統計方法や出典元のさらに詳細な情報はwww.childinfo.orgと統計9にて入手可能。

10 UNICEF global databases, 2010年9月にアクセス。統計方法や出典元のさらに詳細な情報はwww.childinfo.orgと統計9にて入手可能。

11 UNICEF global databases, 2010年9月にアクセス。統計方法や出典元のさらに詳細な情報はwww.childinfo.orgにて入手可能。

12 *Child poverty in perspective*, p. 28.

13 UNICEF global databases, 2010年9月にアクセス。統計方法や出典元のさらに詳細な情報はwww.childinfo.orgにて入手可能。

14 UNICEF global databases, 2010年9月にアクセス。統計方法や出典元のさらに詳細な情報はwww.childinfo.orgにて入手可能。

15 UNICEF global databases, 2010年9月にアクセス。統計方法や出典元のさらに詳細な情報はwww.childinfo.orgにて入手可能。

16 Conde-Agudelo, A., J. M. Belizán and C. Lammers, 'Maternal-Perinatal Morbidity and Mortality Associated with Adolescent Pregnancy in Latin America: Crosssectional study', *American Journal of Obstetrics and Gynecology*, vol. 192, no. 2, February 2005, pp. 342-349.

17 Goicoeal, Isabel, et al., 'Risk Factors for Pregnancy among Adolescent Girls in Ecuador's Amazon Basin: A case-control study', *Revista Panamericana de Salud Pública*, vol. 26, no. 3, September 2009, pp. 221-228.

18 World Health Organization, *Unsafe Abortion: Global and regional estimates of the incidence of unsafe abortions and associated mortality*, 5th ed., WHO, Geneva, 2003.

19 Grimes, David A., et al., 'Unsafe Abortion: The preventable epidemic', Journal paper, Sexual and Reproductive Health no. 4, World Health Organization, Geneva, 2005.

20 World Health Organization, *Adolescent Friendly Health Services: An agenda for change*, WHO, Geneva, 2002, p. 13.

21 United Nations Children's Fund, United Nations Joint Programme on HIV/AIDS, World Health Organization and United Nations Population Fund, *Children and AIDS: Fifth Stocktaking Report*, UNICEF, New York, December 2010, pp. 41.

22 Ibid., p. 45.

23 Ibid., p. 43-45.

24 UNICEF global databases, 2010年9月にアクセス。統計方法や出典元のさらに詳細な情報はwww.childinfo.orgにて入手可能。

25 UNICEF global databases, 2010年9月にアクセス。統計方法や出典元のさらに詳細な情報はwww.childinfo.orgにて入手可能。

26 United Nations, Convention on the Rights of Persons with Disabilities and Optional Protocol, <[www.un.org/disabilities/documents/convention/convoptprot-e.pdf](http://www.un.org/disabilities/documents/convention/)>, 2010年11月22日にアクセス。

27 Statistical Table 6, p. 108.

28 United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization Institute of Statistics, *Out-of-School Adolescents*, UIS, Montreal, 2010, p. 10.

29 Ibid.

30 United Nations Educational, Scientific and Cultural

- Organization, *Education for All Global Monitoring Report 2010: Reaching the marginalized*, UNESCO, Paris, 2010, p. 74.
- 31 Ibid.
- 32 Ibid.
- 33 Ibid., p. 75.
- 34 UNICEF global databases, 2010年9月にアクセス。統計方法や出典元のさらに詳細な情報はwww.childinfo.orgにて入手可能。
- 35 United Nations Children's Fund, *Beijing+15: Bringing girls into focus*, UNICEF, New York, 2010.
- 36 Nickerson, Amanda B., and Richard J. Nagle, 'The Influence of Parent and Peer Attachments on Life Satisfaction in Middle Childhood and Early Adolescence', *Social Indicators Research*, vol. 66, no. 1-2, April 2004, p. 49.
- 37 United Nations, Keeping the Promise: A forward-looking review to promote an agreed action agenda to achieve the Millennium Development Goals by 2015 - Report of the Secretary-General, A/64/665, 12 February 2010, pp. 10, 14.
- 38 Ibid., p. 14.
- 39 EFA Global Monitoring Report 2010, pp. 76-93.
- 40 United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, *Another Way to Learn: Case studies*, UNESCO, Paris, 2007, pp. 6-9.
- 41 UNICEF global databases, 2010年9月にアクセス。統計方法や出典元のさらに詳細な情報はwww.childinfo.orgにて入手可能。
- 42 UNICEF global databases, 2010年9月にアクセス。統計方法や出典元のさらに詳細な情報はwww.childinfo.orgにて入手可能。
- 43 総計9, p. 120.
- 44 UNICEF global databases, 2010年9月にアクセス。統計方法や出典元のさらに詳細な情報はwww.childinfo.orgにて入手可能。
- 45 UNICEF global databases, 2010年9月にアクセス。統計方法や出典元のさらに詳細な情報はwww.childinfo.orgと統計9,p.120にて入手可能。
- 46 UNICEF global databases, 2010年9月にアクセス。統計方法や出典元のさらに詳細な情報はwww.childinfo.orgにて入手可能。
- 47 UNICEF global databases, 2010年9月にアクセス。統計方法や出典元のさらに詳細な情報はwww.childinfo.orgにて入手可能。
- 48 United Nations Children's Fund, *Progress for Children: A report card on child protection*, no. 8, UNICEF, New York, 2009, p. 15. [邦訳: ユニセフ『子どもたちの前進No.8:子どもの保護に関する報告』、前掲]
- 49 International Labour Office, The End of Child Labour: Within reach - Global report on the follow-up to the ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work, International Labour Conference 95th Session, Report I(B), ILO, Geneva, 2006.
- 50 International Labour Organization, *Good Practices and Lessons Learned on Child and Adolescent Domestic Labour in Central America and the Dominican Republic: A gender perspective*, ILO, San Jose, 2005, p. 10.
- 51 *Progress for Children* 8, pp. 17, 20.
- 52 Levine, Ruth et al., *Girls Count: A global investment and action agenda*, Center for Global Development, Washington D.C., 2009. p. 61.
- 53 Ibid.
- 54 Ibid.
- 55 Ibid.
- 56 Ibid.
- 57 Ibid.
- 58 Ibid.
- 59 Pulerwitz, Julie, et al., 'Promoting More Gender Equitable Norms and Behaviors among Young Men as an HIV Prevention Strategy', Population Council, Washington, D.C., 2009, p. 51; and Levine, op. cit., p. 61.
- Affairs, Population Division, World Population Prospects: The 2008 Revision, <[www.esa.un.org/unpd/wpp2008/index.htm](http://www.esa.un.org/unpd/wpp2008/index.htm)>, 2010年10月にアクセス; UNICEF global databases, 2010年10月にアクセス。
- インド：世界最大の10代の女子人口を擁する国**のり  
スクと機会
- Parasuraman, Sulabha, et al., *A Profile of Youth in India*, National Family Health Survey (NFHS-3) India 2005-2006, International Institute for Population Sciences, Mumbai, and ICF Macro, Calverton, Md., 2009; United Nations Development Programme, *Human Development Report 2009: Overcoming barriers - Human mobility and development*, UNDP, New York, 2009, p. 183; Child Development and Nutrition Programme, United Nations Children's Fund India, 'Unlocking the Indian Enigma: Breaking the inter-generational cycle of under-nutrition through a focus on adolescent girls', Paper presented at the UNICEF-New School Graduate Program in International Affairs conference 'Adolescent Girls: Cornerstone of society - Building evidence and policies for inclusive societies', New York, 26-28 April 2010, p. 9; Ministry of Women and Child Development, Government of India, *Handbook on the Prohibition of Child Marriage Act, 2006*, Government of India, Ministry of Women and Child Development, Delhi, 2009.
- 青少年のメンタル・ヘルス（精神的な健康）：調査と投資をする緊急課題**
- World Health Organization and World Organization of Family Doctors, *Integrating Mental Health into Primary Care: A global perspective*, WHO and Wonca, Geneva and London, 2008; World Health Organization, *Adolescent Mental Health in Resource-Constrained Settings: A review of the evidence, nature, prevalence and determinants of common mental health problems and their management in primary health care*, WHO, Geneva, 2010 (in press); World Health Organization, 'Strengthening the Health Sector Response to Adolescent Health and Development', WHO, Geneva, 2009, <[www.who.int/child-adolescent-health/](http://www.who.int/child-adolescent-health/)>, 2010年11月18日にアクセス; World Health Organization, *mHGap: Mental Health Gap Action Programme - Scaling up care for mental, neurological and substance use disorders*, WHO, Geneva, 2008; World Health Organization, *Mental Health Policy and Service Guidance Package: Child and adolescent mental health policies and plans*, WHO, Geneva, 2005; World Health Organization, *The World Health Report 2001: Mental health - New understanding, new hope*, WHO, Geneva, 2001; Patel, Vikram, et al., 'Mental Health of Young People: A global public-health challenge', *The Lancet*, vol. 369, no. 9569, 14 April 2007, pp. 1302-1313; Patricia J. Mrazek and Robert J. Haggerty, eds., *Reducing Risks for Mental Disorders: Frontiers for preventive intervention research*, National Academies Press, Washington, D.C., 1994.
- 富裕国における幼少期および青少年期の不公平性－ユニセフ・イノチエンティ研究所報告書「レポートカード9:取り残された子どもたち」**
- UNICEF Innocenti Research Centre, *The Children Left Behind: A league table of inequality in child well-being in the world's rich countries*, Report Card 9, UNICEF IRC, Florence, December 2010.
- エチオピア：青少年が向き合うジェンダー・貧困・課題**
- United Nations Children's Fund, *Annual Report for Ethiopia 2009*, pp. 8-10; United Nations Children's Fund, *State of the World's Children 2009: Maternal and newborn health - Statistical tables*, UNICEF, New York, 2009, pp. 8, 28 [邦訳: ユニセフ『世界子供白書2009：妊娠婦と新生児の保健』、日本ユニセフ協会、2009年]; World Health Organization, 'Adolescent Pregnancy: A culturally complex issue', *Bulletin of the World Health Organization*, vol. 87, no. 6, June 2009, pp. 405-484, <[www.who.int/bulletin/volumes/87/6/09-020609/en/](http://www.who.int/bulletin/volumes/87/6/09-020609/en/)>, 2010年11月22日にアクセス; Ethiopian Society of Population Studies, 'Levels, Trends and Determinants of Lifetime and Desired Fertility in Ethiopia: Findings from EDHS 2005', Ethiopian Society of Population Studies, Addis Ababa, October 2008, p. 8; Annabel Erulkar and Tekle-ab Mekbib, 'Reaching Vulnerable Youth in Ethiopia', *Promoting Healthy, Safe and Productive Transitions to Adulthood*, Brief no. 6, Population Council, New York, August 2007, pp. 1-3; United Nations Children's Fund, 'Ethiopia:
- Adolescence', <[www.unicef.org/ethiopia/children\\_395.html](http://www.unicef.org/ethiopia/children_395.html)>, 2010年11月22日にアクセス; Annabel Erulkar, Tekle-ab Mekbib, Negussie Smith and Tsehai Gulema, 'Differential Use of Adolescent Reproductive Health Programs in Addis Ababa, Ethiopia', *Journal of Adolescent Health*, vol. 38, 2006, pp. 256-258; Annabel Erulkar and Eunice Muthengi, 'Evaluation of Berhane Hewan: A program to delay child marriage in rural Ethiopia', *International Perspectives on Sexual and Reproductive Health*, vol. 35, no. 1, March 2009, pp. 7, 12; Craig Hadley, David Lindstrom, Fasil Tessema and Tefara Belachew, 'Gender Bias in the Food Insecurity Experience of Ethiopian Adolescents', *Social Science and Medicine*, vol. 66, no. 2, January 2008, pp. 427-438, 435.
- メキシコ：同伴者のいない青少年の移民を保護する**
- United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children: Special edition - Celebrating 20 years of the Convention on the Rights of the Child*, UNICEF, New York, 2009, p. 66 [邦訳: ユニセフ『世界子供白書特別版：子どもの権利条約 採択20周年記念 統計表』、前掲]; United Nations; The Economist Intelligence Unit, *Mexico Country Profile: Main report 2008*, EIU, London, 2008, pp. 15-16; United Nations Children's Fund, 'Examples of Good Practices in Implementation of the International Framework for the Protection of the Rights of the Child in the Context of Migration: A draft report', UNICEF, New York, 2008, p. 36.

### 第3章

- 1 United Nations Children's Fund, *Climate Change and Children: A human security challenge*, Policy Review Paper, UNICEF Innocenti Research Centre, Florence, 2008, pp. 9-12.
- 2 Ibid., pp. 3, 4.
- 3 United Nations Framework Convention on Climate Change, *Growing Together in a Changing Climate: The United Nations, young people and climate change*, United Nations, New York, 2009, p. 1.
- 4 United Nations Environment Programme, 'TUNZA 2009 Youth Conferences: What we want from Copenhagen', *TUNZA: The UNEP magazine for youth*, vol. 7, no. 3, 2009.
- 5 Kelsey-Fry, Jamie, and Anita Dhillon, *The Rax Active Citizenship Toolkit: GCSE Citizenship Studies - Skills and processes*, New Internationalist, Oxford, 2010, p. 75.
- 6 Institute of Development Studies, 'Children in a Changing Environment: Lessons from research and practice - Rights, needs and capacities of children in a changing climate' and 'Children in a Changing Environment: Lessons from research and practice - Climate change, child rights and intergenerational justice', *IDS in Focus Policy Briefing*, nos. 13.1 and 13.2, November 2009.
- 7 Institute of Development Studies, 'Children in a Changing Environment: Lessons from research and practice - Rights, needs and capacities of children in a changing climate', *IDS in Focus Policy Briefing*, no. 13.1, November 2009.
- 8 International Labour Organization, *Global Employment Trends for Youth 2010*, ILO, Geneva, 2010, pp. 3-6.
- 9 World Bank, *World Development Report 2007: Development and the next generation*, World Bank, Washington, D.C., 2006, p. 3.
- 10 United Nations, *World Youth Report 2005: Young people today and in 2015*, Department of Economic and Social Affairs, United Nations, New York, 2005, pp. 17, 46.
- 11 World Bank, *World Development Report 2007: Development and the next generation*, World Bank, Washington, D.C., 2006, pp. 4-5.
- 12 Barriontos, Armando, *Social Protection and Poverty*, United Nations Research Institute for Social Development, Geneva, 2010, p. 10.
- 13 Department for International Development, United Kingdom; HelpAge International; Hope & Homes for Children; Institute of Development Studies; International Labour Organization; Overseas Development Institute; Save the Children UK; United Nations Children's Fund; United Nations Development Programme and the World Bank,

## 第2章 パネル

### 青少年の人口動向：10の事実

United Nations, Department of Economic and Social

- 'Advancing Child-Sensitive Social Protection', June 2009, p. 1.
- 14 United Nations Development Programme, *Youth and Violent Conflict: Society and development in crisis?*, UNDP, New York, 2006.
- 15 United Nations General Assembly, United Nations Guidelines for the Prevention of Juvenile Delinquency (The Riyadh Guidelines), adopted by the General Assembly 14 December 1990, A/RES/45/112, [www.un.org/documents/ga/res/45/a45r112.htm](http://www.un.org/documents/ga/res/45/a45r112.htm)で入手可能, 2010年9月12日にアクセス。
- 16 United Nations, *World Youth Report 2003: The global situation of young people*, Department of Economic and Social Affairs, United Nations, New York, 2004, pp. 189-190.
- 17 United Nations Children's Fund, *Progress for Children: A report card on child protection*, no. 8, UNICEF, New York, 2009, p. 20 [邦訳: ユニセフ「子どもの前進No.8:子どもの保護に関する報告」、前掲]
- 18 United Nations Children's Fund, *The Impact of Small Arms on Children and Adolescents in Central America and the Caribbean: A case study of El Salvador, Guatemala, Jamaica and Trinidad and Tobago*, UNICEF, New York, 2007, p. 5.
- 19 United Nations Children's Fund, *Child Protection Information Sheets*, UNICEF, New York, 2006, p. 19.
- 20 Defence for Children International. *No Kids Behind Bars: A global campaign on justice for children in conflict with the law*, DCI, 2005, pp. 2-4.
- 21 United Nations, *World Youth Report 2003: The global situation of young people*, Department of Economic and Social Affairs, United Nations, New York, 2004, pp. 190-192, 194-195.
- 22 United Nations Children's Fund, *Child Protection Information Sheets*, UNICEF, New York, 2006, p. 19.
- 23 United Nations Children's Fund, *Adolescent Programming Experiences during Conflict and Postconflict: Case studies*, UNICEF, New York, 2004, p. 6.
- 24 Women's Commission for Refugee Women and Children, *Untapped Potential: Adolescents affected by armed conflict - A review of programs and policies*, Women's Commission for Refugee Women and Children, New York, 2000, p. 5.
- 第3章 パネル**
- ウクライナ：脆弱な子どもたちを保護する環境を創る**  
United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children: Celebrating 20 Years of the Convention on the Rights of the Child - Statistical tables*, UNICEF, New York, 2009, pp. 19, 27 [邦訳: ユニセフ「世界子供白書 特別版：子どもの権利条約 採択20周年記念 統計表」、前掲] ; Joint United Nations Programme on HIV/AIDS and World Health Organization, 2009 AIDS Epidemic Update, UNAIDS and WHO, Geneva, 2009, p. 48; Teltschik, Anja, *Children and Young People Living or Working on the Streets: The missing face of the HIV epidemic in Ukraine*, United Nations Children's Fund and AIDS Foundation East-West, Kyiv, 2006, pp. 27-29.
- フィリピン：青少年の参加の権利を強化する**  
United Nations Development Programme, 'Philippine Commitment to the Millennium Development Goals', [www.undp.org.ph/?link=mdg\\_ph](http://www.undp.org.ph/?link=mdg_ph), 2010年8月23日にアクセス; United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children Special Edition: Celebrating 20 Years of the Convention on the Rights of the Child - Statistical tables*, UNICEF, New York, 2009, p. 26 [邦訳: ユニセフ「世界子供白書 特別版：子どもの権利条約 採択20周年記念 統計表」、前掲] ; Huasman, Ricardo, Laura D. Tyson and Saadia Zahidi, eds., *The Global Gender Gap Report 2007*, World Economic Forum, Geneva, 2007, p. 7; Economist Intelligence Unit, *Country Profile Philippines: Main report*, 2008, EIU, London, 2008, p. 3; Philippine Institute for Development Studies, 'Global Study on Child Poverty and Disparities: The case of the Philippines', Discussion Paper Series No. 2009-27, September 2009; UNICEF Innocenti Research Centre, *Law Reform and Implementation of the Convention on the Rights of the Child*, Florence, 2007, p. 24; United Nations Children's Fund, *Young People's Civic Engagement in East Asia and the Pacific: A regional study conducted by Innovations in Civic Participation*, UNICEF East Asia and Pacific Regional Office, Bangkok, 2008, p. 47.
- 移民と子どもたち：早急の対応が求められる理由**  
United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division, *Population Facts*, no. 2010/6, November 2010, p. 2; United Nations Children's Fund, 'Examples of Good Practices in the Implementation of the International Framework for the Protection of the Rights of the Child in the Context of Migration', Draft report, UNICEF, New York, 18 June 2010, p.1; Abramovich, Victor, Pablo Ceriani Cernadas and Alejandro Morlachetti, 'Migration, Children and Human Rights: Challenges and opportunities', Draft working paper, United Nations Children's Fund, New York, November 2010, pp. 1-12; United Nations Children's Fund, 'Children, Adolescents and Migration: Filling the evidence gap', UNICEF, October 2009.
- 第4章**
- Warburton, J., et al., *A Right to Happiness: Positive prevention and intervention strategies with children abused through sexual exploitation*, Regional Seminars Action Research Youth Projects in the CIS and Baltics, BICE, Geneva, 2001.
  - World Bank, *Expanding Opportunities and Building Competencies for Young People: A new agenda for secondary education*, The International Bank for Reconstruction and Development/The World Bank, Washington, D.C., 2005, pp. 17, 18.
  - Ibid., p. 21.
  - Clemens, Michael, 'The Long Walk to School: International education goals in historical perspective', Working Paper 37, Center for Global Development, Washington, D.C., 2004, cited in *Expanding Opportunities and Building Competencies*, p. 21.
  - Levine, Ruth, et al., *Girls Count: A global investment and action agenda*, Center for Global Development, Washington, D.C., 2008, p. 48.
  - United Nations, *The Millennium Development Goals Report 2007*, UN, New York, 2007, p. 17.
  - Poirier, Marie-Pierre, 'Brazil Ranks amongst Countries Taking Responsibility for Longer Mandatory Education', *Panorama*, no. 96, 11 November 2009.
  - United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, *Education for All Global Monitoring Report 2010: Reaching the marginalized*, UNESCO and Oxford University Press, Paris, 2010, p. 65.
  - Huebler, Friedrich, 'Child Labour and School Attendance: Evidence from MICS and DHS surveys', Seminar on Child Labour, Education and Youth Employment, Understanding Children's Work Project, Madrid, 11-12 September 2008, pp. 17-18.
  - United Nations Girls' Education Initiative, 'Global Section: The School Fee Abolition Initiative (SFAI)', [www.ungei.org/info/bycountry/247\\_712.html](http://www.ungei.org/info/bycountry/247_712.html), 2010年11月12日にアクセス。
  - Education for All Global Monitoring Report 2010*, pp. 12, 202.
  - Ministry of Health and Social Services and Macro International, Inc., *Namibia: Demographic and Health Survey 2006-07*, MoHSS and Macro International, Inc., Windhoek, Namibia, and Calverton, Md., 2008.
  - Murtaza, Rushnan, 'Visibility of Girls in the Education Sector Policy in Namibia', UNICEF Namibia, Windhoek, 2009.
  - Mead, Francis, 'New Syllabus Helps Conflict-Affected Children Get Back to School in Sri Lanka', Back on Track, 5 November 2007, [www.educationandtransition.org/resources/stories/new-syllabus-helps-conflict-affected-children-get-back-to-school-in-sri-lanka/](http://www.educationandtransition.org/resources/stories/new-syllabus-helps-conflict-affected-children-get-back-to-school-in-sri-lanka/), 2010年11月12日にアクセス。
  - Watts, Roderick J., and Constance Flanagan, 'Pushing the Envelope on Youth Civic Engagement: A developmental and liberation psychology perspective', *Journal of Community Psychology*, vol. 35, no. 6, 2007, p. 782.
  - United Nations Children's Fund, Adolescent Development and Participation Unit, 'Youth Participation in Poverty Reduction Strategies and National Development Plans: A desk study', ADAP Learning Series No. 4, UNICEF, New York, March 2009.
  - UNICEF, *What Works: Promoting adolescent development in Latin America and Caribbean*, UNICEF, Panama City, 2010.
  - Education for All Global Monitoring Report 2010*, p. 208.
  - Republic of Liberia, Ministry of Gender and Development, 'Economic Empowerment of Adolescent Girls and Young Women (EPAG) Project', [http://www.supportliberia.com/assets/108/EPAG\\_one-pager\\_1.pdf](http://www.supportliberia.com/assets/108/EPAG_one-pager_1.pdf).
  - Education for All Global Monitoring Report 2010*, p. 48.
- 第4章 パネル**
- Preparing adolescents for adulthood and citizenship  
United Nations Children's Fund, *Promoting Adolescent Development in Latin America and the Caribbean*, UNICEF, Panama City, 2009 p. 22; United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children Special Edition: Celebrating 20 Years of the Convention on the Rights of the Child*, UNICEF, New York, 2010, p. 30 [邦訳: ユニセフ『世界子供白書 特別版：子どもの権利条約 採択20周年記念』、前掲] ; United Nations Children's Fund, *Voices of Hope: Adolescents and the tsunami*, UNICEF, New York, 2005; Pittman, Karen Johnson, et al., *Preventing Problems, Promoting Development, Encouraging Engagement: Competing priorities or inseparable goals?*, Forum for Youth Investment, Washington, D.C., 2003, reprint 2005; TakingITGlobal, *National Youth Councils: Their creation, evolution, purpose and governance*, Ontario, April 2006, pp. 7, 41, 43; Bennett, W. Lance, 'Changing Citizenship in the Digital Age', in *Civic Life Online: Learning how digital media can engage youth*, edited by W. Lance Bennett, MIT Press, Cambridge, Mass., 2008, pp. 1-24.
- 米国：キャンパスでのイニシアティブ**  
カレッジや大学で、子どもの権利をアドボケート  
Information provided by the US Fund for UNICEF.
- 青少年期の少女たちと共に働く：国連青少年期女子タスクフォース**  
International Labour Organization, United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, United Nations Population Fund, United Nations Children's Fund, United Nations Development Fund for Women and World Health Organization. 'Accelerating Efforts to Advance the Rights of Adolescent Girls: A Joint UN Statement', March 2010.
- コートジボワール：暴力的紛争と青少年の脆弱さ**  
United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, 'Côte d'Ivoire', <http://ochaonline.un.org/OCHAHome/WhereWeWork/cocircled8217ivoire/tabitd/6410/language/en-US/Default.aspx>, 2010年11月19日にアクセス; Betsi, N. A., et al., 'Effect of an Armed Conflict on Human Resources and Health Systems in Côte d'Ivoire', *AIDS Care*, vol. 18, no. 4, May 2006, pp. 360-363; Human Rights Watch, "My Heart is Cut": Sexual violence by rebels and pro-government forces in Côte d'Ivoire, vol. 19, no. 11(a), Human Rights Watch, New York, August 2007, pp. 86-91; Boás, Morten, and Anne Huser, 'Child Labour and Cocoa Production in West Africa: The case of Côte d'Ivoire and Ghana', Report 522, Fafo Institute for Applied International Studies, Research Program on Trafficking and Child Labour, Oslo, 2006, p. 8; Yapo, Serge Armand, 'Improving Human Security in Post-Conflict Côte d'Ivoire: A local governance approach', United Nations Development Programme, Oslo Governance Center, 2007, pp. 21, 23, 27; Ministry of the Family, Women and Social Affairs/Gender Equity and Promotion Directorate, 'National Action Plan for the Implementation of Resolution 1325 of the Security Council (2008-2012): Background document', Abidjan, [www.un.org/womenwatch/feature/wps/nap1325\\_cote\\_d\\_ivore.pdf](http://www.un.org/womenwatch/feature/wps/nap1325_cote_d_ivore.pdf), 2010年11月19日にアクセス; Joint United Nations Programme on HIV/AIDS and World Health Organization, 'Sub-Saharan Africa', *AIDS Epidemic Update 2009*, UNAIDS and WHO, Geneva, November 2009, pp. 21-36.

# 統計

子どもの福祉に特に重点を置いて見た、世界の国・地域の経済・社会統計

データについての一般的留意事項	83
記号の説明	86
5歳未満児死亡率の順位	87
表中の国の分類	124
人間開発の進展を測る：表10について	125

## 表

1. 基本統計	88
2. 栄養指標	92
3. 保健指標	96
4. HIV/エイズ指標	100
5. 教育指標	104
6. 人口統計指標	108
7. 経済指標	112
8. 女性指標	116
9. 子どもの保護指標	120
10. 前進の速度	126
11. 青少年指標	130
12. 公平性指標	134

## 概要

以下は、国・地域 (countries and territories) 、並びに、世界のそれぞれの地域 (regions)\* に住む子どもたちの生存、発展と保護についての、最も新しい主要な統計をまとめたものである。今年初めて、以下の2つの表が新しく加わった。

- ・表11：青少年指標
- ・表12：公平性指標

「青少年指標」の表は特定の年齢層に対応したデータを示している。統計には、全人口における10～19歳の割合、15～19歳の女子における現在の婚姻状態、18歳未満に出産をした20～24歳女子の割合、女子の出産率、15～19歳の男女のドメスティック・バイオレンスに対する態度、中等教育、そしてHIV/エイズについての知識が、含まれている。

「公平性指標」の表は、4つの指標（出生登録、専門技能者が付き添う出産、低体重率、予防接種）の世帯の豊かさの違いから見たデータと、改善された衛生施設の利用についての居住地域（都市と農村）による格差のデータを示している。

本書に掲載している統計表は、世界の子どもたちの状況についての、時代の要求に見合った、信頼性の高い、比較可能な包括的データである。またそれによって、国際的に合意された子どもの権利と発展に関する目標や協定の進展・結果に対し、ユニセフが焦点を当てやすくなっている。ユニセフは、子どもに関するミレニアム宣言目標、およびミレニアム開発目標とその指標のグローバルなモニタリングに責任を持つ先導的組織であり、国連が行うこれらの目標と指標のモニタリング業務における主要機関である。

本書に掲載されている全ての数値は、ウェブサイト〈[www.unicef.org/publicationswww.unicef.org/sowc2011www.childinfo.org](http://www.unicef.org/publications)

---

\* 日本語では原文の「territories」、「regions」をともに「地域」と表している。

## データについての一般的留意事項

以下の統計表に示したデータは、国際比較が可能で統計的信頼性の高いユニセフ・グローバル・データベースから得たものである。これらのデータには、定義、出典、記号の解説もついている。加えて、他の国連機関のデータも使用した。報告は、複数指標クラスター調査（MICS）や人口保健調査（DHS）といった、関係機関の推計値ならびに国別世帯調査を用いた。今年の統計表に記されたデータはおおむね、2010年7月現在のものである。

手法とデータの出典に関するより詳細な情報は、<[www.childinfo.org](http://www.childinfo.org)>において入手可能である。

平均余命、合計特殊出生率、粗出生率、粗死亡率などいくつかの指標は、国連人口局が日常的に行っている推計・予測作業から得られたものである。これらを含む国際的な推計値は定期的に改訂されているため、ユニセフの過去の刊行物のデータとは異なることがある。

本書には、2008年版『世界人口予測』（国連経済社会局発行、"World Population Prospects: The 2008 Revision"）からとった最新推計値と将来推計も含まれている。近年人災または天災の影響を受けた国については、データの質に悪影響が生じている可能性がある。国の基本的な社会基盤が破壊されたり大規模な人口移動が生じたりした国については、特にその可能性が大きい。

## 子どもの死亡率推計値

毎年ユニセフは、『世界子供白書』の中に、乳児死亡率、5歳未満児死亡率、5歳未満児死亡数などの、死亡率に関する推計値を少なくとも2年分の参照年について掲載している。これらの数値は、本書の制作段階で入手可能な最良の推計値であり、「死亡率推定に関する機関間グループ」(IGME)の作業に基づくものである。同グループには、ユニセフ、世界保健機関（WHO）、国連人口局および世界銀行が参加している。

このグループは、新たに入手可能となったデータを詳細に検討し、毎年これらの死亡率の推計値を更新している。この検討作業によって、以前報告された推計値の改訂が必要となる場合がしばしばある。従って、各年版の『世界子供白書』で報告されている推計値は比較が不可能な場合があり、**死亡率の経年変化を分析する目的で使用してはならない**。ただし、1970～2009年の5歳未満児死亡率に関しては、ユニセフの地域分類や国分類に基づき、比較可能な推計値を以下にまとめている。

### 5歳未満児死亡率（出生 1,000 人中）

地域グループ	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2007	2008	2009
アフリカ	223	201	186	172	165	161	147	131	125	121	118
サハラ以南のアフリカ	226	204	193	185	180	175	160	143	136	133	129
東部・南部アフリカ	210	185	177	168	166	158	141	124	116	112	108
西部・中部アフリカ	258	227	213	205	199	195	181	163	156	153	150
中東と北アフリカ	192	161	131	97	77	66	56	47	44	43	41
アジア	150	129	115	98	87	83	70	59	54	52	50
南アジア	194	175	158	141	125	112	97	81	76	73	71
東アジアと太平洋諸国	121	94	73	59	53	49	40	31	28	27	26
ラテンアメリカとカリブ海諸国	121	103	83	66	52	43	33	27	24	23	23
CEE/CIS	89	81	70	59	51	49	37	27	24	23	21
先進工業国	24	19	15	12	10	8	7	6	6	6	6
開発途上国	157	139	125	109	99	95	84	74	70	68	66
後発開発途上国	239	223	205	187	178	164	146	131	126	123	121
世界	138	123	112	97	89	86	77	67	63	62	60

## 5歳未満児死亡数（単位：100万人）

地域グループ	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2007	2008	2009
アフリカ	3.6	3.6	3.8	4.0	4.2	4.4	4.4	4.2	4.2	4.1	4.1
サハラ以南のアフリカ	2.9	3.0	3.3	3.6	3.9	4.2	4.2	4.1	4.1	4.0	4.0
東部・南部アフリカ	1.3	1.3	1.4	1.5	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5
西部・中部アフリカ	1.6	1.6	1.8	1.9	2.1	2.3	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3
中東と北アフリカ	1.3	1.2	1.1	0.9	0.8	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
アジア	10.4	8.8	7.5	7.2	6.8	5.9	4.9	4.0	3.7	3.6	3.4
南アジア	5.3	5.2	5.2	4.9	4.6	4.3	3.6	3.1	2.9	2.7	2.6
東アジアと太平洋諸国	5.0	3.5	2.3	2.2	2.2	1.6	1.3	0.9	0.9	0.8	0.8
ラテンアメリカとカリブ海諸国	1.2	1.1	0.9	0.8	0.6	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2
CEE/CIS	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
先進工業国	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
開発途上国	15.9	14.3	13.0	12.6	12.2	11.2	10.0	8.9	8.4	8.2	8.0
後発開発途上国	3.3	3.5	3.6	3.6	3.7	3.8	3.6	3.5	3.4	3.4	3.3
世界	16.3	14.8	13.4	12.9	12.4	11.4	10.2	9.0	8.5	8.3	8.1

最新のIGME推計値に基づく1970～2009年（1970年、1990年、2000年および2009年）の各国の死亡率指標は表10に示されているほか、〈www.childinfo.org〉およびIGMEのウェブサイト〈www.childmortality.org〉において入手可能である。

**複数指標クラスター調査（MICS）：** 10年以上にわたって、ユニセフは、複数指標クラスター調査（MICS）を通して、統計的信頼性が高く、国際比較が可能なデータを各国が収集できるよう支援している。1995年以来、約100の国と地域において200近い調査が実施してきた。第3回MICS調査は、2005～2006年の間に50カ国以上で行われ、子どもと女性の世界的な状況を新たに、より包括的に評価することを可能としている。第4回のMICS調査は現在進行中で、2011年まで実施される。ユニセフが支援するMICSは、ミレニアム開発目標（MDGs）など、国際的に合意がなされた子どもたちのための開発目標の達成に向けた進捗状況をモニタリングするための、最大のデータ源のひとつである。MICSの指標の多くは本書の統計表に組み込まれている。これらのデータの詳細な情報は〈www.childinfo.org〉において入手することができる。

**地域分類：** 2009年の世界子供白書から、ユニセフはアフリカとアジアという2つの新しい地域グループを追加した。さらに、サハラ以南のアフリカ地域に分類される国々に、ジブチとスーダンが加わり、この地域の国数が増加した。その結果、過去の白書に報告されているサハラ以南のアフリカ地域の推計値は、今年の推計値と比較することが不可能な場合がある。そのほかの地域については変更はない。

ユニセフによる地域のすべてとそれに含まれる国々の

詳細については、124ページのユニセフの地域分類を参照のこと。

## 統計表における改訂

### 表1 基本統計：

**新生児死亡率：** この表に示されている新生児死亡率は世界保健機関（WHO）によるものであり、5歳未満児死亡率の値と一致している。統計は両者とも、2009年版のものである。

### 表2 栄養指標：

**低体重・発育阻害・消耗症：** 5歳未満児の低体重・発育阻害・消耗症の比率は、実測値を国際基準集団と比較することによって推算されている。2006年4月、世界保健機関（WHO）は、広く使われているが、米国の子どもという限定されたサンプルに基づく National Center for Health Statistics (NCHS)/WHOによる基準集団に換わるものとして、"WHO Child Growth Standards"を発表した。この新しい基準は、ブラジル、ガーナ、インド、ノルウェー、オマーン、米国の8,000人を超える子どもたちを対象とする集中調査プロジェクトの成果である。

従来の基準に見られた技術的・生物学的な難点を克服した新しい基準母集団は、世界のどこで生まれても、人生の最良のスタートを切った子どもたちは、同じ身長と体重の範囲まで成長する可能性があることを立証した。例えば、5歳までの子どもの成長の違いは、遺伝や民族性よりも、栄養や食事の習慣、環境や保健ケアに影響を受けることが明らかになった。

本書では、全ての身体測定指標は、主としてNCHS/

WHO基準をベースにしているが、WHO Child Growth Standardsに基づく低体重率（中度・重度）の列が追加されている。今年は、これが逆に、低体重率・発育阻害・消耗症の主要指標はすべてWHO Child Growth Standardsによるもので、低体重率（中度・重度）を示す列はNCHS/WHO基準をベースとしている。従来の基準集団と新しい基準の違いにより、各年版の『世界子供白書』で報告されている子どもの身体測定指標の推定値は、完全には比較が不可能な場合がある。

**ビタミンAの補給：** 本書では、ビタミンAの補給について、完全投与（2回以上）のみが報告されている。これは、子どもたちが4～6ヶ月の間隔を空けて年2回ビタミンAを補給されることが重要であるためである。

この指標を直接とれない場合には、統計をとった年度の1回目および2回目の補給率のうち、低い数値（割合）の推定値が「完全投与」として記載されている。

### 表3 保健指標：

**水と衛生：** 本書における水と衛生の利用率は、WHOとUNICEFの水と衛生共同モニタリング・プログラム（JMP）から得ている。これらは、水と衛生に関するミレニアム開発目標の達成を図るための、国連の公式推計値であり、また標準区分に基づいている。JMPは、すべての有効世帯サンプル調査とセンサス（人口調査）からの対象データに見合う線形回帰ラインを用いて、利用率を推計している。JMPの調査方法と国別推計の全詳細は、<[www.childinfo.org](http://www.childinfo.org)><[www.wssinfo.org](http://www.wssinfo.org)>で見ることができる。

### 表4 HIV/エイズ指標：

2010年、国連合同エイズ計画（UNAIDS）は、2009年の世界規模のHIV/エイズ推計値を新たに発表した。これらの推計値は、多くの国における人口調査、拡大全国センチネルサーベイランス・システムと、通常行っている保健サービスを通して入手できる統計から得られた、より信頼できるデータを利用できるようになったことを反映している。その結果、国連エイズ合同計画は、この改良された手法に基づき、HIV感染率、エイズと共に生きる人々、エイズによるか、または何らかの理由により両親を失った子どもの数を、過去にさかのぼって新たに推計している。

本書に掲載されている数字は、これまでの推計値と比較することができず、時系列的な傾向は反映していない。UNAIDSは、新しい手法を以前のHIV/エイズに関する推計値に適用することによって、比較可能な推計値を出しておらず、<[www.unaids.org](http://www.unaids.org)>において入手することができる。今年の統計表には、若者（15～24歳）男女別のHIV感染率に加え、その年齢層全体のHIV感染率も記載している。

### 表5 教育指標：

**小学校の最終学年まで在学する率：** 第5学年に在学する率（小学校の第1学年に入学した児童が第5学年まで在学する率）は、2008年に「小学校の最終学年まで在学する率」（小学校の第1学年に入学した児童が最終学年まで達すると考えられる率）に置き換えられた。最終学年まで在学する率は、2008年1月にミレニアム開発目標中の「普遍的初等教育の達成」（MDG2）の正式指標となつた。

### 表6 人口統計指標：

**人口の年間増加率と都市人口の年間平均増加率：** これらの指標の表し方はより分化され、1990～2000年の数値も記載するようになった。

### 表7 経済指標：

**1日1.25米ドル未満で暮らす人の比率：** 2008年、世界銀行は、改訂された世界全体の購買力平価（PPP）レベルの推計値に基づく新しい貧困ラインを発表した。表7はこれを反映しており、購買力平価で調整した2005年時点の価格のもとに、1日1.25米ドル未満で暮らす人の割合を示したものである。この新しい貧困基準は、2005年の国際比較プログラムの結果に基づく購買力平価為替レートの改訂を反映している。この改訂により、開発途上国全体で生活費が以前の推計よりも高くなっていることが明らかになった。これらの改訂のため、各国の貧困率は以前の白書で報告されている貧困率と比較することはできない。定義、手法、提示されたデータの出典に関する詳しい情報は、<[www.worldbank.org](http://www.worldbank.org)>において入手することができる。

**表8 女性指標：** 出産時ケアが行われている比率で、今回初めて、その統計として帝王切開の表を入れた。帝王切開は、包括的な緊急出産ケアの重要な要素である。

**妊娠婦死亡率（調整値）：** 表には、新しく調整された2008年の妊娠婦死亡率を示している。この新しい「調整された」妊娠婦死亡推計率は、世界保健機関（WHO）、ユニセフ、国連人口基金（UNFPA）、世界銀行から成る「妊娠婦死亡に関する機関間グループ」（MMEIG）と独立した専門家らによって算出された。ここでは、妊娠婦死亡率を算出するために二重の方法を採用している。すなわち、誤判断や過少報告を修正するため住民登録システムから得られる既存推定値を調整したことと、住民登録システムからは信頼性の高い国レベルの妊娠婦死亡率がとれない国のために、統計モデルを使った（モデルベースの）推定値を生成したことである。

これらの調整値は、過去の機関間グループの推計とは方法論的アプローチが異なるため、比較することはできない。国別の全統計と調査方法を載せた詳細報告は、新しい国や地域を含めた1990年、1995年、2000年、2005

年、2008年の妊産婦死亡率の統計表とともに、<[www.childinfo.org/maternal\\_mortality.html](http://www.childinfo.org/maternal_mortality.html)>において入手することができる。

#### **表9 子どもの保護指標：**

ユニセフの出版物並びにMICSの国単位の報告で使われた過去の推計値は、MICS調査のしつけ面からみたインタビューの実施にあたり、家庭内のどの子どもを対象にするかが最終的に考慮されない世帯調査を用いて算出された（しつけ面からみたインタビューでは、2~14歳の子ども1人が無作為に抽出されている）。2010年1月、子どもの最終選別に考慮する世帯調査を用いたことにより、正確な推定値を作成することが決定された。MICSの3つのデータはこの新しい方法を用いて算出し直された。『世界子供白書2011』と今後の全てのユニセフの出版物については、この方法による数値を用いる。

**子どもの障害：** 今年版の表には子どもの障害についての報告は掲載していない。非常に多くの国で、最新の比較可能なデータ入手できないためである。

## 記号の説明

統計編の目的は世界の子どもと女性の状況に関する全体像を示すことにあるので、データについての詳細な説明や注は、別の場所に掲げるのが妥当である。

統計表の中の特定のデータ・ポイントの出典や年は、<[www.childinfo.org](http://www.childinfo.org)>において入手できる。

特定の表に使われた記号は、その表の注に掲載されている。以下の記号は、すべての表に共通するものである。

- データが存在しないことを示す。
- x データが、各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。このようなデータは、地域平均や世界平均の算出には含まれていない。
- y データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。地域平均や世界平均の算出の際には含まれる。
- \* データが、各列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
- § それぞれのカテゴリーやグループに属する地域（territories）も含む。ユニセフの分類における国・地域（countries and territories）の一覧は、124ページ参照。

## 5歳未満児死亡率の順位

以下のリストは、子どもの福祉の極めて重要な指標のひとつである5歳未満児死亡率（U5MR、出生1,000人あたりの死亡数であらわす）の2009年の推定値が高かった順に、国・地域を配列したものである。次頁以降の統計表では、国・地域を英語名のアルファベット順に配列している。

	5歳未満児 死亡率 2009 年 値	順位		5歳未満児 死亡率 2009 年 値	順位		5歳未満児 死亡率 2009 年 値	順位
チャド	209	1	ミクロネシア連邦	39	66	バーレーン	12	130
アフガニスタン	199	2	モロッコ	38	68	ベラルーシ	12	130
コンゴ民主共和国	199	2	キルギス	37	69	レバノン	12	130
ギニアビサウ	193	4	ソロモン諸島	36	70	オマーン	12	130
シエラレオネ	192	5	ウズベキスタン	36	70	ルーマニア	12	130
マリ	191	6	ガイアナ	35	72	ロシア連邦	12	130
ソマリア	180	7	マーシャル諸島	35	72	セントビンセント・グレナディーン	12	130
中央アフリカ共和国	171	8	トリニダードトバゴ	35	72	セーシェル	12	130
ブルキナファソ	166	9	ツバル	35	72	バルバドス	11	140
ブルンジ	166	9	アゼルバイジャン	34	76	コスタリカ	11	140
アンゴラ	161	11	朝鮮民主主義人民共和国	33	77	カタール	11	140
ニジェール	160	12	フィリピン	33	77	旧ユーゴスラビア・マケドニア	11	140
カメリーン	154	13	アルジェリア	32	79	ブルガリア	10	144
赤道ギニア	145	14	ドミニカ共和国	32	79	ドミニカ	10	144
ギニア	142	15	イラン	31	81	クウェート	10	144
モザンビーク	142	15	ジャマイカ	31	81	チリ	9	147
ザンビア	141	17	ホンジュラス	30	83	モンテネグロ	9	147
ナイジェリア	138	18	パレスチナ自治区	30	83	トラビア	8	149
コンゴ	128	19	グルジア	29	85	米国	8	149
ウガンダ	128	19	カザフスタン	29	85	ブルネイ	7	151
コートジボワール	119	21	モンゴル	29	85	マルタ	7	151
ベナン	118	22	カボヴェルデ	28	88	ポーランド	7	151
モーリタニア	117	23	ニカラグア	26	89	セルビア	7	151
リベリア	112	24	スリナム	26	89	スロバキア	7	151
ルワンダ	111	25	ヨルダン	25	91	アラブ首長国連邦	7	151
マラウイ	110	26	サモア	25	91	カナダ	6	157
スードン	108	27	エクアドル	24	93	キューバ	6	157
タンザニア	108	27	ベトナム	24	93	エストニア	6	157
コモロ	104	29	パナマ	23	95	ハンガリー	6	157
エチオピア	104	29	パラグアイ	23	95	リトアニア	6	157
ガンビア	103	31	アルメニア	22	97	マレーシア	6	157
トーゴ	98	32	ブラジル	21	98	ニュージーランド	6	157
ジブチ	94	33	エジプト	21	98	英國	6	157
セネガル	93	34	ペルー	21	98	オーストラリア	5	165
ジンバブエ	90	35	サウジアラビア	21	98	ベルギー	5	165
カンボジア	88	36	チュニジア	21	98	クロアチア	5	165
ハイチ	87	37	セントルシア	20	103	韓國	5	165
バキスタン	87	37	トルコ	20	103	アンドラ	4	169
ケニア	84	39	中国	19	105	オーストリア	4	169
レソト	84	39	コロンビア	19	105	キプロス	4	169
ブータン	79	41	リビア	19	105	チェコ	4	169
サントメプリンシペ	78	42	トンガ	19	105	デンマーク	4	169
スワジランド	73	43	ベリーズ	18	109	フランス	4	169
ミャンマー	71	44	フィジー	18	109	ドイツ	4	169
ガボン	69	45	ベネズエラ	18	109	アイルランド	4	169
ガーナ	69	45	エルサルバドル	17	112	イスラエル	4	169
パプアニューギニア	68	47	モーリシャス	17	112	イタリア	4	169
インド	66	48	メキシコ	17	112	モナコ	4	169
イエメン	66	48	モルドバ	17	112	オランダ	4	169
南アフリカ	62	50	シリア	16	116	ポルトガル	4	169
タジキスタン	61	51	バヌアツ	16	116	スペイン	4	169
ラオス	59	52	アルバニア	15	118	イスイス	4	169
マダガスカル	58	53	クック諸島	15	118	フィンランド	3	184
ボツワナ	57	54	グレナダ	15	118	ギリシャ	3	184
東ティモール	56	55	パラオ	15	118	アイスランド	3	184
エリトリア	55	56	セントクリストファー・ネーヴィス	15	118	日本	3	184
バングラデシュ	52	57	スリランカ	15	118	ルクセンブルク	3	184
ボリビア	51	58	ウクライナ	15	118	ノルウェー	3	184
ナミビア	48	59	アルゼンチン	14	125	シンガポール	3	184
ネパール	48	59	ボスニア・ヘルツェゴビナ	14	125	スロベニア	3	184
キリバス	46	61	タイ	14	125	スウェーデン	3	184
トルクメニスタン	45	62	モルディブ	13	128	リヒテンシュタイン	2	193
イラク	44	63	ウルグアイ	13	128	サンマリノ	2	193
ナウル	44	63	アンティグア・バーブーダ	12	130	バチカン	-	-
グアテマラ	40	65	バハマ	12	130	ニウエ	-	-
インドネシア	39	66						

# 表1 基本統計

国・地域	5歳未満児死亡率の順位	5歳未満児死亡率		乳児死亡率(1歳未満)		新生児死亡率	総人口(1000人)	年間出生数(1000人)	5歳未満児の年間死亡数(1000人)	1人あたりのGNI(米ドル)	出生時の平均余命(年)	成人の総識字率(%)	世帯あたりの所得の分布(%)		
		1990	2009	1990	2009								2005-2008*	2005-2009*	2000-2009*
		最下位40%	最上位20%												最下位
アフガニスタン	2	250	199	167	134	52	28150	1302	237	370x	44	-	61	-	-
アルバニア	118	51	15	41	14	4	3155	47	1	3950	77	99	91x	20	41
アルジェリア	79	61	32	51	29	17	34895	723	23	4420	73	73	95	18x	42x
アンドラ	169	9	4	7	3	1	86	1	0	41130	-	-	80	-	-
アンゴラ	11	258	161	153	98	42	18498	784	116	3490	48	70	58x,s	8	62
アンティグア・バーブーダ	130	-	12	-	11	6	88	1	0	12130	-	99	88	-	-
アルゼンチン	125	28	14	25	13	8	40276	691	10	7600	76	98	99	12	53
アルメニア	97	56	22	48	20	13	3083	48	1	3100	74	100	99s	22	39
オーストラリア	165	9	5	8	4	3	21293	270	1	43770	82	-	97	18x	41x
オーストリア	169	9	4	8	3	2	8364	76	0	46850	80	-	97x	22	38
アゼルバイジャン	76	98	34	78	30	15	8832	169	6	4840	71	100	73s	30	30
バハマ	130	25	12	17	9	6	342	6	0	21390x	74	-	91	-	-
バーレーン	130	16	12	14	10	6	791	14	0	25420x	76	91	98	-	-
バングラデシュ	57	148	52	102	41	30	162221	3401	171	590	67	55	85	22	41
バルバドス	140	18	11	15	10	7	256	3	0	d	78	-	-	-	-
ペラルーシ	130	24	12	20	11	5	9634	96	1	5540	69	100	94	22	38
ベルギー	165	10	5	9	4	2	10647	120	1	45310	80	-	98	21	41
ベリーズ	109	43	18	35	16	8	307	7	0	3740x	77	-	98	-	-
ベナン	22	184	118	111	75	32	8935	349	39	750	62	41	67s	18	46
ブータン	41	148	79	91	52	33	697	15	1	2020	66	53	87	14	53
ボリビア	58	122	51	84	40	22	9863	262	13	1630	66	91	94	9	61
ボスニア・ヘルツェゴビナ	125	23	14	21	13	10	3767	34	1	4700	75	98	98s	18	43
ボツワナ	54	60	57	46	43	22	1950	48	3	6260	55	83	87	9x	65x
ブラジル	98	56	21	46	17	12	193734	3026	61	8070	73	90	94	10	59
ブルネイ	151	11	7	9	5	3	400	8	0	d	77	95	93	-	-
ブルガリア	144	18	10	14	8	5	7545	73	1	5770	74	98	96	22	38
ブルキナファソ	9	201	166	110	91	36	15757	738	121	510	53	29	46s	18	47
ブルンジ	9	189	166	114	101	42	8303	283	46	150	51	66	71s	21	43
カンボジア	36	117	88	85	68	30	14805	367	32	650	62	78	89	16	52
カーメルーン	13	148	154	91	95	36	19522	711	108	1170	51	76	88	15	51
カナダ	157	8	6	7	5	4	33573	358	2	42170	81	-	99x	20	40
カボヴェルデ	88	63	28	49	23	12	506	12	0	3010	72	84	84	13	56
中央アフリカ共和国	8	175	171	115	112	45	4422	154	26	450	47	55	59s	15	49
チャド	1	201	209	120	124	45	11206	508	100	620	49	33	36x,s	17	47
チリ	147	22	9	18	7	5	16970	252	2	9460	79	99	94	12	57
中国	105	46	19	37	17	11	1345751	18294	347	3620	73	94	100	16	48
コロンビア	105	35	19	28	16	12	45660	917	17	4950	73	93	90	8	62
コモロ	29	128	104	90	75	37	676	22	2	870	66	74	31x,s	8	68
コンゴ	19	104	128	67	81	36	3683	126	16	1830	54	-	86s	13	53
クック諸島	118	18	15	16	13	8	20	0	0	-	-	-	85x	-	-
コスタリカ	140	18	11	16	10	6	4579	76	1	6260	79	96	92	13	55
コートジボワール	21	152	119	105	83	40	21075	729	83	1060	58	55	62s	14	54
クロアチア	165	13	5	11	5	3	4416	42	0	13810	76	99	90	22	38
キューバ	157	14	6	10	4	3	11204	116	1	c	79	100	99	-	-
キプロス	169	10	4	9	3	2	871	10	0	26940x	80	98	99	-	-
チェコ	169	12	4	10	3	2	10369	111	0	17310	77	-	90	25x	36x
朝鮮民主主義人民共和国	77	45	33	23	26	18	23906	327	11	a	68	100	-	-	-
コンゴ民主共和国	2	199	199	126	126	52	66020	2930	558	160	48	67	61s	15	51
デンマーク	169	9	4	8	3	2	5470	62	0	58930	79	-	96	23x	36x
ジブチ	33	123	94	95	75	35	864	24	2	1280	56	-	66s	17	47
ドミニカ	144	18	10	15	8	6	67	1	0	4900	-	-	72	-	-
ドミニカ共和国	79	62	32	48	27	17	10090	224	7	4530	73	88	89s	13	54
エクアドル	93	53	24	41	20	11	13625	279	7	3940	75	84	97	11	59
エジプト	98	90	21	66	18	11	82999	2029	42	2070	70	66	94	22	41
エルサルバドル	112	62	17	48	15	7	6163	125	2	3370	72	84	94	13	52
赤道ギニア	14	198	145	120	88	39	676	26	4	12420	51	93	66x	-	-
エリトリア	56	150	55	92	39	17	5073	185	10	300x	60	65	39	-	-
エストニア	157	17	6	13	4	3	1340	16	0	14060	73	100	94	18	43
エチオピア	29	210	104	124	67	36	82825	3132	315	330	56	36	45s	23	39
フィジー	109	22	18	19	15	9	849	18	0	3950	69	-	89	-	-
フィンランド	184	7	3	6	3	2	5326	59	0	45680	80	-	96	24	37

表 1

5歳未満児死亡率の順位	5歳未満児死亡率		乳児死亡率(1歳未満)		新生児死亡率	総人口(1000人)	年間出生数(1000人)	5歳未満児の年間死亡数(1000人)	1人あたりのGNI(米ドル)	出生時の平均余命(年)	成人の総識字率(%)	世帯あたりの所得の分布(%)		2000-2009*	
	1990	2009	1990	2009								最下位40%	最上位20%	2005-2009*	2005-2009*
フランス	169	9	4	7	3	2	62343	745	3	43990	81	-	98	20x	40x
ガボン	45	93	69	68	52	25	1475	40	3	7370	61	87	94x,s	16	48
ガンビア	31	153	103	104	78	32	1705	62	6	440	56	45	61s	13	53
グルジア	85	47	29	41	26	20	4260	52	2	2530	72	100	99	16	47
ドイツ	169	9	4	7	4	2	82167	659	3	42560	80	-	98	22	37
ガーナ	45	120	69	76	47	27	23837	766	50	700	57	66	77	15	48
ギリシャ	184	11	3	9	3	2	11161	106	0	28630	80	97	99	19	41
グレナダ	118	40	15	33	13	8	104	2	0	5580	76	-	93	-	-
グアテマラ	65	76	40	57	33	12	14027	456	18	2630	71	74	95	11	58
ギニア	15	231	142	137	88	41	10069	397	54	370	58	38	51s	15	50
ギニアビサウ	4	240	193	142	115	46	1611	66	12	510	48	51	52x	19	43
ガイアナ	72	61	35	47	29	22	762	13	0	1450x	67	-	95	-	-
ハイチ	37	152	87	105	64	27	10033	274	24	a	61	-	50s	8	63
バチカン	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	83	55	30	43	25	14	7466	202	6	1820	72	84	79s	9	58
ハンガリー	157	17	6	15	5	4	9993	99	1	12980	74	99	90	22	39
アイスランド	184	7	3	6	2	1	323	5	0	43220	82	-	98	-	-
インド	48	118	66	84	50	34	1198003	26787	1726	1170	64	63	83s	19	45
インドネシア	66	86	39	56	30	19	229965	4174	163	2230	71	92	85s	18	46
イラン	81	73	31	55	26	17	74196	1390	43	4530	72	82	100x	17	45
イラク	63	53	44	42	35	23	30747	949	41	2210	68	78	87	-	-
アイルランド	169	9	4	8	4	2	4515	70	0	44310	80	-	97	20	42
イスラエル	169	11	4	10	3	2	7170	140	1	25740	81	-	97	16	45
イタリア	169	10	4	8	3	2	59870	543	2	35080	81	99	99	18	42
ジャマイカ	81	33	31	28	26	12	2719	52	2	5020	72	86	97s	14	51
日本	184	6	3	5	2	1	127156	1014	3	37870	83	-	100	25x	36x
ヨルダン	91	39	25	32	22	15	6316	158	4	3740	73	92	99s	18	45
カザフスタン	85	60	29	51	26	15	15637	308	9	6740	65	100	98s	21	40
ケニア	39	99	84	64	55	27	39802	1530	124	770	55	87	74s	13	53
キリバス	61	89	46	65	37	19	98	2	0	1890	-	-	97x	-	-
クウェート	144	17	10	14	8	5	2985	52	1	43930x	78	94	88	-	-
キルギス	69	75	37	63	32	17	5482	122	5	870	68	99	92s	21	43
ラオス	52	157	59	108	46	22	6320	172	10	880	65	73	82	21	41
ラトビア	149	16	8	12	7	5	2249	23	0	12390	73	100	97x	18	43
レバノン	130	40	12	33	11	7	4224	66	1	7970	72	90	90	-	-
レソト	39	93	84	74	61	34	2067	59	5	1020	46	90	85s	10	56
リベリア	24	247	112	165	80	37	3955	149	16	160	59	88	40s	18	45
リビア	105	36	19	32	17	11	6420	148	3	12020	74	58	-	-	-
リヒテンシュタイン	193	10	2	9	2	-	36	0	0	113210x	-	-	90	-	-
リトアニア	157	15	6	12	5	3	3287	32	0	11410	72	100	92	18	43
ルクセンブルク	184	9	3	8	2	1	486	6	0	74430	80	-	96	-	-
マダガスカル	53	167	58	102	41	21	19625	695	38	420x	61	71	76x,s	16	53
マラウイ	26	218	110	129	69	30	15263	608	64	280	54	73	91	18	46
マレーシア	157	18	6	16	6	3	27468	550	3	7230	75	92	96	17	44
モルディブ	128	113	13	80	11	8	309	6	0	3870	72	98	96	17	44
マリ	6	250	191	139	101	50	13010	551	101	680	49	26	44s	17	46
マルタ	151	11	7	10	6	2	409	4	0	16690x	80	92	91	-	-
マーシャル諸島	72	49	35	39	29	15	62	1	0	3060	-	-	66	-	-
モーリタニア	23	129	117	81	74	41	3291	109	12	960	57	57	57s	17	46
モーリシャス	112	24	17	21	15	10	1288	18	0	7240	72	88	94	-	-
メキシコ	112	45	17	36	15	7	109610	2021	34	8960	76	93	98	12	56
ミクロネシア連邦	66	58	39	45	32	16	111	3	0	2220	69	-	92x	7	64
モナコ	169	8	4	7	3	2	33	0	0	203900x	-	-	-	-	-
モンゴル	85	101	29	73	24	11	2671	50	1	1630	67	97	97s	18	44
モンテネグロ	147	17	9	15	8	6	624	8	0	6550	74	-	97s	18	44
モロッコ	68	89	38	69	33	20	31993	651	25	2790	72	56	89	17	48
モザンビーク	15	232	142	155	96	41	22894	877	121	440	48	54	80	15	53
ミャンマー	44	118	71	84	54	33	50020	1016	70	a	62	92	84x,s	-	-
ナミビア	59	73	48	49	34	19	2171	59	3	4310	62	88	89	4x	78x
ナウル	63	-	44	-	36	25	10	0	0	-	-	-	72	-	-
ネパール	59	142	48	99	39	27	29331	730	34	440	67	58	84s	15	54

# 表1 基本統計

5歳未満児死亡率の順位	5歳未満児死亡率				新生児死亡率		総人口(1000人)	年間出生数(1000人)	5歳未満児の年間死亡数(1000人)	1人あたりのGNI(米ドル)	出生時の平均余命(年)	成人の総識字率(%)	初等教育純就学/出席率(%)	世帯あたりの所得の分布(%)								
	1990		2009		1990									2000-2009*								
	5歳未満児死亡率	死亡率	乳児死亡率(1歳未満)	死亡率	新生児死亡率	死亡率								最下位40%	最上位20%							
オランダ	169	8	4	7	4	3	16592	183	1	49350	80	-	99	21x	39x							
ニュージーランド	157	11	6	9	5	3	4266	59	0	26830x	80	-	99	18x	44x							
ニカラグア	89	68	26	52	22	12	5743	140	4	1010	73	78	92	12	57							
ニジェール	12	305	160	144	76	35	15290	815	122	340	52	29	38s	16	50							
ナイジェリア	18	212	138	126	86	39	154729	6081	794	1140	48	60	61	15	49							
ニウエ	-	-	-	-	8	1	0	-	-	-	-	-	99x	-	-							
ノルウェー	184	9	3	7	3	2	4812	58	0	86440	81	-	99	24	37							
パレスチナ自治区	83	43	30	35	25	-	4277	150	4	b	74	94	75	-	-							
オマーン	130	48	12	37	9	6	2845	62	1	17890x	76	87	68	-	-							
パキスタン	37	130	87	101	71	42	180808	5403	460	1020	67	54	71s	22	41							
パラオ	118	21	15	18	13	7	20	0	0	8940	-	-	96x	-	-							
パナマ	95	31	23	25	16	10	3454	70	2	6740	76	94	98	9	58							
パプアニューギニア	47	91	68	67	52	26	6732	208	14	1180	61	60	-	12x	56x							
パラグアイ	95	42	23	34	19	12	6349	154	3	2280	72	95	90	11	57							
ペルー	98	78	21	62	19	11	29165	605	13	4160	73	90	94	11	55							
フィリピン	77	59	33	41	26	15	91983	2245	75	1790	72	94	92	15	50							
ポーランド	151	17	7	15	6	4	38074	375	3	12260	76	100	96	19	42							
ポルトガル	169	15	4	12	3	2	10707	103	0	20940	79	95	99	17x	46x							
カタール	140	19	11	17	10	5	1409	16	0	d	76	93	94x	-	52							
韓国	165	9	5	8	5	2	48333	450	2	19830	80	-	99	21x	37x							
モルドバ	112	37	17	30	15	8	3604	45	1	1590	69	98	88	18	45							
ルーマニア	130	32	12	25	10	6	21275	212	3	8330	73	98	90	21	40							
ロシア連邦	130	27	12	23	11	6	140874	1559	19	9370	67	100	-	15	50							
ルワンダ	25	171	111	103	70	33	9998	413	42	460	51	70	86s	14	53							
セントクリストファー＝ネーヴィス	118	26	15	22	13	10	52	0	0	10150	-	-	93	-	-							
セントルシア	103	20	20	16	19	11	172	3	0	5190	74	-	91	-	-							
セントビンセント・グレナディーン	130	24	12	19	11	8	109	2	0	5130	72	-	95	-	-							
サモア	91	50	25	40	21	12	179	4	0	2840	72	99	93	-	-							
サンマリノ	193	15	2	14	1	1	31	0	0	50670x	-	-	-	-	-							
サントメプリンシペ	42	95	78	62	52	27	163	5	0	1140	66	88	96	14	56							
サウジアラビア	98	43	21	35	18	12	25721	593	12	17700x	73	86	85	-	-							
セネガル	34	151	93	73	51	31	12534	476	43	1040	56	42	58s	17	46							
セルビア	151	29	7	25	6	4	9850	114	1	5990	74	98	95	23	37							
セーシェル	130	15	12	13	11	7	84	3	0	8480	-	92	99x	9	70							
シェラレオネ	5	285	192	166	123	49	5696	227	43	340	48	40	69s	16	49							
シンガポール	184	8	3	6	2	1	4737	37	0	37220	81	95	-	14x	49x							
スロバキア	151	15	7	13	6	4	5406	56	0	16130	75	-	-	24x	35x							
スロベニア	184	10	3	9	2	2	2020	20	0	23520	79	100	97	21	39							
ソロモン諸島	70	38	36	31	30	15	523	16	1	910	67	77x	67	-	-							
ソマリア	7	180	180	109	109	52	9133	402	69	a	50	-	23s	-	-							
南アフリカ	50	62	62	48	43	19	50110	1085	66	5770	52	89	87	9	63							
スペイン	169	9	4	8	4	2	44904	499	2	31870	81	98	100	19	42							
スリランカ	118	28	15	23	13	9	20238	364	5	1990	74	91	99	17	48							
スードン	27	124	108	78	69	36	42272	1300	139	1230	58	69	54s	-	-							
スリナム	89	51	26	44	24	11	520	10	0	4760x	69	91	90	-	-							
スワジランド	43	92	73	67	52	20	1185	35	3	2350	46	87	83	12	56							
スウェーデン	184	7	3	6	2	2	9249	108	0	48930	81	-	95	23	37							
スイス	169	8	4	7	4	3	7568	73	0	56370x	82	-	94	20	41							
シリヤ	116	36	16	30	14	8	21906	596	10	2410	74	84	95x	-	-							
タジキスタン	51	117	61	91	52	24	6952	195	12	700	67	100	97	20	42							
タイ	125	32	14	27	12	8	67764	977	13	3760	69	94	98s	16	49							
旧ユーゴスラビア・マケドニア	140	36	11	32	10	6	2042	22	0	4400	74	97	95s	15	49							
東ティモール	55	184	56	138	48	27	1134	46	3	2460x	62	-	76	21	41							
トーゴ	32	150	98	89	64	32	6619	215	20	440	63	65	79s	16	47							
トンガ	105	23	19	19	17	9	104	3	0	3260	72	99	99	-	-							
トリニダードトバゴ	72	34	35	30	31	23	1339	20	1	16560	70	99	98s	16x	46x							
チュニジア	98	50	21	40	18	12	10272	165	3	3720	74	78	98	16	47							
トルコ	103	84	20	69	19	12	74816	1346	28	8730	72	89	95	16	47							
トルクメニスタン	62	99	45	81	42	19	5110	111	5	3420	65	100	99s	16x	47x							
ツバル	72	53	35	42	29	15	10	0	0	-	-	-	100x	-	-							
ウガンダ	19	184	128	111	79	30	32710	1502	184	460	53	75	82s	16	49							

表 1

	5歳未満児死亡率の順位	5歳未満児死亡率		乳児死亡率(1歳未満)		新生児死亡率	総人口(1000人)	年間出生数(1000人)	5歳未満児の年間死亡数(1000人)	1人あたりのGNI(米ドル)	出生時の平均余命(年)	成人の識字率(%)	世帯あたりの所得の分布(%)		
		1990	2009	1990	2009								2005-2008*	2005-2009*	2000-2009*
													最下位40%	最上位20%	
ウクライナ	118	21	15	18	13	7	45708	468	7	2800	68	100	97s	23	37
アラブ首長国連邦	151	17	7	15	7	4	4599	63	0	d	78	90	92	-	-
英国	157	10	6	8	5	3	61565	749	4	41520	80	-	100	18x	44x
タンザニア	27	162	108	99	68	33	43739	1812	188	500	56	73	73s	19	42
米国	149	11	8	9	7	4	314659	4413	35	47240	79	-	92	16	46
ウルグアイ	128	24	13	21	11	7	3361	50	1	9400	76	98	98	13	52
ウズベキスタン	70	74	36	61	32	17	27488	558	20	1100	68	99	100s	19	44
バヌアツ	116	40	16	33	14	8	240	7	0	2620	70	81	81s	-	-
ベネズエラ	109	32	18	27	15	10	28583	600	10	10200	74	95	90	14	49
ベトナム	93	55	24	39	20	12	88069	1485	35	1010	75	93	94x	18	45
イエメン	48	125	66	88	51	29	23580	861	56	1060	63	61	73	18	45
ザンビア	17	179	141	108	86	35	12935	549	74	970	46	71	80s	11	55
ジンバブエ	35	81	90	54	56	29	12523	379	33	a	46	91	90	13x	56

## 地域別要約

アフリカ*	165	118	102	75	34	1008354	35762	4072	1500	56	63	69	14	52
サハラ以南のアフリカ*	180	129	109	81	37	841775	32044	3976	1147	53	63	65	13	55
東部・南部アフリカ	166	108	103	69	32	392853	14480	1504	1496	53	68	71	11	59
西部・中部アフリカ	199	150	118	92	40	405786	16241	2331	841	51	57	62	15	49
中東と北アフリカ	77	41	57	32	19	413313	10012	410	3029	70	74	83	18	45
アジア*	87	50	63	39	25	3632042	68469	3417	2550	69	80	88	17	47
南アジア	125	71	89	55	35	1619757	38008	2635	1092	64	62	82	20	45
東アジアと太平洋諸国	53	26	40	21	14	2012285	30460	782	3748	73	93	96	16	48
ラテンアメリカとカリブ海諸国	52	23	41	19	11	576790	10661	239	7195	74	92	93	11	57
CEE/CIS	51	21	42	19	11	404153	5629	120	6854	69	97	95	17	46
先進工業国§	10	6	8	5	3	988390	11221	66	40463	80	-	96	18	43
開発途上国§	99	66	68	47	26	5580485	122921	7988	2988	67	79	83	15	50
後発開発途上国§	178	121	112	78	37	835486	28641	3330	638	57	60	67	17	48
世界	89	60	62	42	24	6813327	136712	8087	8686	69	81	85	17	45

\* 地域グループ内の国・地域 (countries and territories) の一覧は、124ページ参照。

§ それぞれのカテゴリーに属する地域 (territories) も含む。ユネセフの分類における国・地域の一覧は、124ページ参照。

### 指標の定義

5歳未満児死亡率—出生時から満5歳に達する日までに死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

乳児死亡率—出生時から満1歳に達する日までに死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

新生児死亡率—出生時から生後28日以内に死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

1人あたりのGNI—GNI (国民総所得) とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額 (補助金は控除) および非居住者からの1次所得 (被用者の報酬および財産所得) の正味受取額を加えた総額である。1人あたりのGNIは、国民総所得を年央の人口で割って算出する。1人あたりのGNIの米ドル換算値は世界銀行アトラス計算法によるものである。

出生時の平均余命—新生児が、その出生時の人口集団の標準的な死亡の危険のもとで生きられる年数。

成人の識字率—15歳以上で読み書きできる者の数。当該年齢層の総人口に占める割合で表す。

初等教育純就学/出席率—初等学校に就学する、あるいは通学する子どもの数。初等教育就学年齢の子どもの総人口に占める割合で表す。指標は、初等教育純就学率、あるいは初等教育純出席率のどちらかである。両方の指標が入手できる場合は、初等教育出席率のデータが特に優れている場合を除いては、初等教育純就学率を用いる。初等教育純就学率と初等教育純出席率の定義については、107ページに記載している。

所得の分布—所得の受取額から見て上位20%の世帯と下位40%の世帯が、それを受け取っている所得の割合。

### データの主な出典

5歳未満児・乳児死亡率—死亡率推定に関する機関間グループ (IGME): ユニセフ、世界保健機関、国連人口局、世界銀行。

新生児死亡率—世界保健機関 (住民登録システム、サーベイランスシステム、および世帯調査を使用)。

総人口—国連人口局。

出生数—国連人口局。

5歳未満児の死亡数—ユニセフ。

1人あたりのGNI—世界銀行。

平均余命—国連人口局。

成人の識字率—ユネスコ統計研究所 (UIS)。

就学・出席率—UIS、複数指標クラスター調査 (MICS) および人口保健調査 (DHS)。

世帯の所得—世界銀行。

### 注

a: 低所得層 (995米ドル以下)

x: データなし。

b: 下位の中所得層 (996~3,945米ドル)

x: データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであり、地域平均や世界平均の算出には含まれていないことを示す。

c: 上位の中所得層 (3,946~12,195米ドル)

s: 国別世帯調査のデータ

d: 高所得層 (12,196米ドル以上)

\* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。

# 表2 栄養指標

国・地域	低出生体重児出生率(%) 2005-2009*	母乳育児の早期開始(%) 2005-2009*	子どもの比率(%) 2005-2009*			栄養不良の5歳未満児の比率(%) 2003-2009*						ビタミンAの補給率(6-59カ月) 年2回補給△(%) 2009	ヨード添加塩を使う世帯(%) 2003-2009*
			母乳のみ (6ヶ月未満)	母乳と補助食品 (6-9ヶ月)	母乳育児継続 (20-23ヶ月)	低体重(NCHS/WHO)	低体重(WHO)	中・重度	中・重度	重度	中・重度		
アフガニスタン	-	-	-	29x	54x	39y	33y	12y	9y	59y	95	28y	
アルバニア	7	43	39	54	31	6	5	2	9	19	-	76	
アルジェリア	6	50	7	39	22	4	3	1	4	15	-	61	
アンドラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
アンゴラ	12x	55	11x	77x	37x	-	16y	7y	8y	29y	28	45	
アンティグア・バーブーダ	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
アルゼンチン	7	-	-	-	28	4y	2y	0y	1y	8y	-	90x	
アルメニア	7	28	33	57	15	4	4	1	5	18	-	97	
オーストラリア	7x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
オーストリア	7x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
アゼルバイジャン	10	32	12	44	16	10	8	2	7	25	79w	54	
バハマ	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
バーレーン	8x	-	34x	65x	41x	9x	-	-	-	-	-	-	
バングラデシュ	22	43	43	74	91	46	41	12	17	43	91	84y	
バルバドス	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ベラルーシ	4	21	9	38	4	1	1	1	2	4	-	55y	
ベルギー	8x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ベリーズ	14	51	10	-	27	6	4	1	2	22	-	90x	
ベナン	15	32	-	76	92y	23	18	5	8	43	56	67	
ブータン	9	-	-	-	-	19x	14x	3x	3x	48x	-	96x	
ボリビア	6	61	60	81	40	6	4	1	1	27	45	89y	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	5	57	18	29	10	2	1	0	4	10	-	62y	
ボツワナ	13	20	20	46	6	14	-	-	-	-	89	66x	
ブラジル	8	43	40	70	25y	-	2	-	2	7	-	96y	
ブルネイ	10x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ブルガリア	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	
ブルキナファソ	16	20	16	-	-	31	26	7	11	35	100	34	
ブルンジ	11	-	45	88	-	35	-	-	-	-	90	98y	
カンボジア	9	35	66	89	47	-	29	9	9	40	98	73y	
カムルーン	11	20	21	64	21	19	16	5	7	36	-	49y	
カナダ	6x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
カボヴェルデ	6	73	60	80	13	9y	-	-	-	-	-	0x	
中央アフリカ共和国	13	39	23	55	47	29	24	8	12	43	87	62	
チャド	22x	34x	2x	77x	65x	37	-	-	-	-	71	56	
チリ	6	-	-	-	-	1y	-	-	-	-	-	100x	
中国	3	41	28	43	-	7	6	-	-	15	-	96y	
コロンビア	6	49	47	65	32	7y	5y	2y	2y	15y	-	92x	
コモロ	25x	25x	21x	34x	45x	25	-	-	-	-	40	82x	
コンゴ	13	39	19	78	21	14	11	3	8	30	8	82	
クック諸島	3x	-	19x	-	-	10x	-	-	-	-	-	-	
コスタリカ	7	-	15	-	49	5x	-	-	-	-	-	92x	
コートジボワール	17	25	4	54	37	20	16	5	8	40	88	84y	
クロアチア	5	-	23x	-	-	1x	-	-	-	-	-	90x	
キューバ	5	70	26	47	16	4	-	-	-	-	-	88	
キプロス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
チェコ	7x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
朝鮮民主主義人民共和国	7x	-	65x	31x	37x	23y	18y	7y	9y	45y	99	40y	
コンゴ民主共和国	10	48	36	82	64	31	25	8	10	46	89	79	
デンマーク	5x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ジブチ	10	55	1	23	18	33y	31y	9y	17y	33y	94	0	
ドミニカ	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ドミニカ共和国	11	74	9	62	21	4	7	2	3	18	-	19	
エクアドル	10	-	40x	77x	23x	9	6	-	-	-	-	99x	
エジプト	13	56	53	66	35y	8	6	1	7	29	-	79	
エルサルバドル	7x	33	31	72	54	9y	6y	1y	1y	19y	-	62x	
赤道ギニア	13x	-	24x	-	-	19x	16x	5x	9x	43x	-	33x	
エリトリア	14x	78	52x	43x	62x	40x	35x	13x	15x	44x	44	68x	
エストニア	4x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
エチオピア	20	69	49	54	88y	38	33	11	12	51	84	20	
フィジー	10x	57x	40x	-	-	-	-	-	-	-	-	31x	
フィンランド	4x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表2

低出生体重児出生率(%) 2005-2009*	母乳育児の早期開始(%) 2005-2009*	子どもの比率(%) 2005-2009*			栄養不良の5歳未満児の比率(%) 2003-2009*						ビタミンAの補給率(6-59カ月) 年2回補給△(%) 2009	ヨード添加塩を使う世帯(%) 2003-2009*		
		母乳のみ (6カ月未満)	母乳と補助食品 (6-9カ月)	母乳育児継続 (20-23カ月)	低体重(NCHS/WHO)		低体重(WHO)		消耗症(WHO)					
					中・重度	重度	中・重度	重度	中・重度	重度				
フランス	7x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ガボン	14x	71x	6x	62x	9x	12x	8x	2x	4x	25x	0	36x		
ガンビア	20	48	41	44	53	20	16	4	7	28	-	7		
グルジア	5	65	-	43	17	-	1	1	2	11	-	100		
ドイツ	7x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ガーナ	13	52	63	75	44	17	14	3	9	28	90	32		
ギリシャ	8x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
グレナダ	9	-	39x	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
グアテマラ	12x	60x	50	71	46	19	-	-	-	-	43	76		
ギニア	12	35	48	32	-	26	21	7	8	40	-	41		
ギニアビサウ	24	23	16	35	61	19	15	4	8	47	80	1		
ガイアナ	19	43	33	59	49	-	11	2	5	18	-	-		
ハイチ	25	44	41	87	35	22	18	6	10	29	-	3		
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ホンジュラス	10	79	30	69	48	11	8	1	1	29	-	80x		
ハンガリー	9x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
アイスランド	4x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
インド	28	41	46	57	77	48	43	16	20	48	66	51		
インドネシア	9	44	32	75	50	-	18	5	14	37	84	62y		
イラン	7	56	23	68	58	5	-	-	-	-	-	99y		
イラク	15	31	25	51	36	8	6	2	6	26	-	28		
アイルランド	6x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
イスラエル	8x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
イタリア	6x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ジャマイカ	12	62	15	36	24	-	2	-	2	4	-	100x		
日本	8x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ヨルダン	13	39	22	66	11	-	2	0	2	8	-	88x		
カザフスタン	6	64	17	39	16	4	4	1	5	17	-	92		
ケニア	8	58	32	83	54	20	16	4	7	35	51	98		
キリバス	5x	-	80x	-	-	13x	-	-	-	-	-	-		
クウェート	7x	-	12x	26x	9x	10x	-	-	-	-	-	-		
キルギス	5	65	32	49	26	3	2	0	3	18	99	76		
ラオス	11	30	26	70	48	37	31	9	7	48	88	84y		
ラトビア	5x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
レバノン	6x	-	27x	35x	11x	4	-	-	-	-	-	92		
レソト	13x	63x	54	58	35	-	13	2	4	39	-	91		
リベリア	14	67	29	62	47	24	19	6	8	39	92	-		
リビア	7x	-	-	-	23x	5x	4x	-	4x	21x	-	90x		
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
リトアニア	4x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ルクセンブルク	8x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
マダガスカル	16	72	51	89	61	-	-	-	-	50	95	53		
マラウイ	13	58	57	89	72	21	15	3	4	53	95	50		
マレーシア	11	-	29x	-	12x	8	-	-	-	-	-	-		
モルディブ	22x	-	10x	85x	-	30x	26x	7x	13x	32x	52	44x		
マリ	19	46	38	30	56	32	27	10	15	38	100	79		
マルタ	6x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
マーシャル諸島	18	73	31	77	53	-	-	-	-	-	-	-		
モーリタニア	34	64	35	62	47	20y	14y	2y	6y	23y	89	23		
モーリシャス	14x	-	21x	-	-	15x	-	-	-	-	-	0x		
メキシコ	8	-	20x	-	25x	5	3	-	2	16	-	91		
ミクロネシア連邦	18x	-	60x	-	-	15x	-	-	-	-	-	-		
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
モンゴル	5	81	57	57	65	6	5	1	3	27	-	83y		
モンテネグロ	4	25	19	35	13	3	2	1	4	7	-	71x		
モロッコ	15x	52x	31x	66x	15x	10	9	2	10	23	-	21		
モザンビーク	15	63	37	84	54	18	18	5	4	44	97	25		
ミャンマー	15x	-	15x	66x	67x	32	30	9	11	41	95	93		
ナミビア	16	71	24	72	28	21	17	4	8	29	-	63x		
ナウル	27	76	67	65	65y	-	5	1	1	24	-	-		
ネパール	21	35	53	75	95	45	39	11	13	49	95	63x		

## 表2 栄養指標

低出生体重児出生率(%) 2005-2009*	母乳育児の早期開始(%) 2005-2009*	子どもの比率(%) 2005-2009*			栄養不良の5歳未満児の比率(%) 2003-2009*						ビタミンAの補給率(6-59カ月) 年2回補給△(%) 2009	ヨード添加塩を使う世帯(%) 2003-2009*
		母乳のみ (6カ月未満)	母乳と補助食品 (6-9カ月)	母乳育児継続 (20-23カ月)	低体重(NCHS/WHO) 中・重度	低体重(WHO) 中・重度	重度	消耗症(WHO) 中・重度	発育障害(WHO) 中・重度			
オランダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニュージーランド	6x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	83x
ニカラグア	8	54	31	76	43	7	6	1	1	22	6	97
ニジェール	27	40	10	52	-	41y	34y	11y	12y	46y	95	46
ナイジェリア	12	38	13	75	32	29	24	9	11	43	78	97
ニウエ	0x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	5x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パレスチナ自治区	7	-	27	-	-	3	-	-	-	-	-	86
オマーン	9	85	-	91x	73x	18x	11x	2x	7x	13x	-	69x
パキスタン	32	29	37	36	55	38x	31x	13x	14x	42x	91	17x
パラオ	9x	-	59x	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パナマ	10x	-	25x	38x	21x	-	4y	-	1y	19y	-	95x
パプアニューギニア	10	-	56	76	72	26y	18y	5y	5y	43y	12	92
パラグアイ	9x	21x	22x	60x	-	4	3	-	1	18	-	94y
ペルー	8	53	70	81	51	6	4	1	1	24	-	91
フィリピン	21	54	34	58	34	26	22	-	7	32	91	45
ポーランド	6x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポルトガル	8x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カタール	10x	-	12x	48x	21x	6x	-	-	-	-	-	-
韓国	4x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モルドバ	6	65	46	18	2	4	3	1	5	10	-	60
ルーマニア	8x	-	16x	41x	-	3x	4x	1x	4x	13x	-	74
ロシア連邦	6	-	-	-	-	3x	-	-	-	-	-	35y
ルワンダ	6	68	88	69	77	23	18	4	5	51	94	88
セントクリストファー＝ネーヴィス	11	-	56x	-	-	-	-	-	-	-	-	100x
セントルシア	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セントピントン・グレナディーン	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サモア	4x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメプリンシペ	8	35	51	77	20	-	13	3	11	29	37	37
サウジアラビア	11x	-	31x	60x	30x	14x	-	-	-	-	-	-
セネガル	19	23	34	61	42	17	14	4	9	19	97	41
セルビア	6	17	15	39	8	2	1	0	4	7	-	32
セーシェル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シェラレオネ	14	51	11	73	50	25	21	7	10	36	99	58
シンガポール	8x	-	-	-	-	3x	3x	0x	4x	4x	-	-
スロバキア	7x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロベニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソロモン諸島	13	75	74	81	67	-	12	2	4	33	-	-
ソマリア	-	26	9	15	35	36	32	12	13	42	62	1
南アフリカ	15x	61x	8x	49x	31x	12	-	-	-	-	-	62x
スペイン	6x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スリランカ	17	80	76	87	84	27	21	4	15	17	-	92y
スードン	31x	-	34	56	35	31	27	10	16	40	84	11
スリナム	13x	34	2	34	15	10	7	1	5	11	-	-
スワジランド	9	44	33	-	23y	10	7	1	1	40	27	80
スウェーデン	4x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スイス	6x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シリヤ	9	32	29	37	16	10	9	2	10	28	-	79
タジキスタン	10	57y	25	15	34	18	15	6	7	39	87	62
タイ	9	50	5	43	19	9	7	1	5	16	-	47
旧ユーゴスラビア・マケドニア	6	-	37x	8x	10x	2	2	0	3	11	-	94y
東ティモール	12x	-	52	80	33	-	49	15	25	54	45	60
トーゴ	12	53	48	70y	-	21	21	3	6	27	100	25
トンガ	3x	-	62x	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリニダードトバゴ	19	41	13	43	22	6x	-	-	-	-	-	28
チュニジア	5	87	6	61	15	3	-	-	-	-	-	97x
トルコ	11	39	42	68	22	3	2	0	1	12	-	69
トルクメニスタン	4	60	11	54	37	11	8	2	7	19	-	87
ツバル	5x	-	35	40	51y	-	2	0	3	10	-	-
ウガンダ	14	42	60	80	54	20	16	4	6	38	64	96

表2

低出生体重児出生率(%) 2005-2009*	母乳育児の早期開始(%) 2005-2009*	子どもの比率(%) 2005-2009*			栄養不良の5歳未満児の比率(%) 2003-2009*						ビタミンAの補給率(6-59ヶ月) 年2回補給△(%) 2009	ヨード添加塩を使う世帯(%) 2003-2009*	
		母乳のみ (6ヶ月未満)	母乳と補助食品 (6-9ヶ月)	母乳育児継続 (20-23ヶ月)	低体重(NCHS/WHO) 中・重度	低体重(WHO) 中・重度	消耗症(WHO) 中・重度	発育阻害(WHO) 中・重度					
ウクライナ	4	41	18	55	6	1x	-	-	-	-	-	-	18
アラブ首長国連邦	15x	-	34x	52x	29x	14x	-	-	-	-	-	-	-
英国	8x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
タンザニア	10	67	41x	91x	55x	22	17	4	4	44	94	43	
米国	8x	-	-	-	-	2x	1x	0x	0x	3x	-	-	-
ウルグアイ	8	60	57	35	28	5x	5x	2x	2x	15x	-	-	-
ウズベキスタン	5	67	26	45	38	5	4	1	4	19	65	53	
バヌアツ	10	72	40	62	32	16	-	-	-	-	-	23	
ベネズエラ	8	-	7x	50x	31x	5	-	-	-	-	-	90x	
ベトナム	5	58	17	70	23	20	-	-	-	-	99w	93	
イエメン	32x	30	12x	76x	-	46	43	19	15	58	-	30	
ザンビア	11	57	61	93	42	19	15	3	5	45	91	77x	
ジンバブエ	11	69	26	89	21	16y	12y	2y	2y	35y	77	91y	

## 地域別要約

アフリカ#	13	49	34	69	49	24	20	6	9	40	81	62
サハラ以南のアフリカ#	14	49	33	70	51	27	22	7	9	42	81	61
東部・南部アフリカ	14	61	47	72	64	25	21	6	7	44	77	53
西部・中部アフリカ	13	39	23	70	43	28	23	8	10	40	84	74
中東と北アフリカ	10	47	32	57	35	14	14	5	10	31	-	60
アジア#	18	41	38	54	68	31	27	13	17	35	76**	73
南アジア	27	39	45	56	75	47	42	15	19	48	73	55
東アジアと太平洋諸国	6	44	28	52	-	11	11	-	-	22	88**	87
ラテンアメリカとカリブ海諸国	8	49	43	70	32	7	4	-	2	14	-	89
CEE/CIS	7	47	29	52	21	5	4	1	3	16	-	51
先進工業国§	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発途上国§	15	44	36	59	56	26	22	9	12	34	77**	72
後発開発途上国§	16	50	42	69	68	33	28	9	11	44	87	57
世界	15	44	36	59	56	26	22	9	12	34	77**	71

# 地域グループ内の国・地域 (countries and territories) の一覧は、124 ページ参照。

§ それぞれのカテゴリーやグループに属する地域 (territories) も含む。ユニセフの分類における国・地域の一覧は、124 ページ参照。

## 指標の定義

低出生体重—出生時の体重が2,500グラム未満の乳児の割合。

母乳育児の早期開始—生後1時間以内に母乳を与えられる新生児の割合。

低体重 (NCHS/WHO) —中・重度：The National Center for Health Statistics (NCHS) とWHOによる年齢相応の体重を持つ基準集団の体重の中央値からの標準偏差がマイナス2未満である生後0~59ヶ月児の割合。

低体重 (WHO) —中・重度：世界保健機関 (WHO) の "WHO Child Growth Standards" の基準による年齢相応の体重の中央値からの標準偏差がマイナス2未満である生後0~59ヶ月児の割合。

重 度：WHOの "WHO Child Growth Standards" による年齢相応の体重を持つ基準集団の体重の中央値からの標準偏差がマイナス3未満である生後0~59ヶ月児の割合。

消耗症 (WHO) —中・重度：WHOの "WHO Child Growth Standards" による年齢相応の身長を持つ基準集団の体重の中央値からの標準偏差がマイナス2未満である生後0~59ヶ月児の割合。

発育阻害 (WHO) —中・重度：WHOの "WHO Child Growth Standards" による年齢相応の身長を持つ基準集団の身長の中央値からの標準偏差がマイナス2未満である生後0~59ヶ月児の割合。

ビタミンAの補給率 (完全補給) —ビタミンAの補給を2回受けた生後6~59ヶ月児の推定割合。

ヨード添加塩を使う世帯—適切なヨード添加処理が施された塩 (15ppm以上) を消費する世帯の割合。

## データの主な出典

低出生体重—人口保健調査 (DHS)、複数指標クラスター調査 (MICS)、その他の国別世帯調査、定期報告制度によるデータ、ユニセフ、WHO。

母乳育児—DHS、MICS、その他の国別世帯調査、ユニセフ。

低体重・消耗症・発育阻害—DHS、MICS、その他の国別世帯調査、WHO、ユニセフ。

ビタミンA—ユニセフ。

ヨード添加塩—MICS、DHS、その他の国別世帯調査、ユニセフ。

## 注

- データなし。
- w ビタミンA補給プログラムの対象とされる月齢層が6~59ヶ月よりも狭く設定されている国を示す。補給率は対象の月齢層にしたがって報告されている。
- x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであり、かつ地域平均や世界平均の算出には含まれていないことを示す。
- y 列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のデータ、標準的な定義によらないデータ、または国内の一部地域のみに関するデータではあるが、地域平均や世界平均の算出に含まれていることを示す。
- △ 年に2回のビタミンA補給を受けた子どもの割合について、2回の実施時期のうち補給率が低かった方の数字が報告されている (2008年1~6月に実施された第1回と7~12月の第2回のうちポイントが低い方を報告している)。
- \* データが列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
- \*\* 中国を除く。

# 表3 保健指標

国・地域	改善された水源を利用する人の比率(%) 2008			適切な衛生施設を利用する人の比率(%) 2008			政府資金による定期EPI用ワクチンの購入率(%) 2009	完全に予防接種を受けた比率(%) 2009								マラリア 2006-2009*						
								1歳児				破傷風から保護される新生児 <sup>A</sup> (%)				肺炎と疑われる症状を呈していた5歳未満児のうち抗生物質による対処をされた比率(%)		下痢をした5歳未満児のうちORTおよび授乳・食事の歴史による対処をされた比率(%)		殺虫剤処理を施した蚊帳で寝る5歳未満児のうち抗生物質による対処をされた比率(%)		
	全国	都市	農村	全国	都市	農村		BCG	DPT1 <sup>B</sup>	DPT3 <sup>B</sup>	ポリオ3	はしか	HepB3	Hib	2005-2009*	2005-2009*	(%)	(%)	(%)	(%)		
アフガニスタン	48	78	39	37	60	30	2	82	94	83	83	76	83	83	89	-	-	-	-	-	-	
アルバニア	97	96	98	98	98	98	100	97	99	98	98	97	98	98	87	70	38	63	-	-	-	
アルジェリア	83	85	79	95	98	88	100	99	97	93	92	88	91	93	71	53	59	24	-	-	-	
アンドラ	100	100	100	100	100	100	100	-	98	99	99	98	96	97	-	-	-	-	-	-	-	
アンゴラ	50	60	38	57	86	18	100	83	93	73	73	77	73	73	88	-	-	-	28	18	29	
アンティグア・バーブーダ	-	95	-	-	98	-	100	-	99	99	98	99	98	99	-	-	-	-	-	-	-	
アルゼンチン	97	98	80	90	91	77	-	99	95	94	95	99	90	90	-	-	-	-	-	-	-	
アルメニア	96	98	93	90	95	80	60	99	97	93	94	96	93	-	-	36	11	59	-	-	-	
オーストラリア	100	100	100	100	100	100	100	-	97	92	92	94	92	92	-	-	-	-	-	-	-	
オーストリア	100	100	100	100	100	100	-	-	97	83	83	83	83	83	-	-	-	-	-	-	-	
アゼルバイジャン	80	88	71	81	85	77	100	81	79	73	79	67	46	-	-	36x	-	31	-	1x	1x	
バハマ	-	98	-	100	100	100	100	-	98	96	97	98	95	96	90	-	-	-	-	-	-	
バーレーン	-	100	-	-	100	-	100	-	98	98	97	99	98	97	94	-	-	-	-	-	-	
バングラデシュ	80	85	78	53	56	52	30	99	99	94	94	89	95	-	93	37	22	68	-	-	-	
バルバドス	100	100	100	100	100	100	100	-	93	93	93	94	93	93	-	-	-	-	-	-	-	
ベラルーシ	100	100	99	93	91	97	75	98	97	96	98	99	98	19	-	90	67	54	-	-	-	
ベルギー	100	100	100	100	100	100	-	-	98	99	99	94	97	97	-	-	-	-	-	-	-	
ベリーズ	99	99	100	90	93	86	100	99	99	97	98	97	97	97	88	71	44	26	-	-	-	
ベナン	75	84	69	12	24	4	78	99	99	83	83	72	83	83	92	36	-	42	25	20	54	
ブータン	92	99	88	65	87	54	-	96	98	96	96	98	96	-	89	-	-	-	-	-	-	
ボリビア	86	96	67	25	34	9	100	88	87	85	84	86	85	85	74	51	-	54x	-	-	-	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	99	100	98	95	99	92	95	97	95	90	90	93	90	80	-	91	73	53	-	-	-	
ボツワナ	95	99	90	60	74	39	1	99	98	96	96	94	93	-	92	14x	-	7x	-	-	-	
ブラジル	97	99	84	80	87	37	100	99	99	99	99	99	98	99	92	50	-	-	-	-	-	
ブルネイ	-	-	-	-	-	-	-	99	98	99	99	99	99	99	65	-	-	-	-	-	-	
ブルガリア	100	100	100	100	100	100	100	98	98	94	94	96	96	-	-	-	-	-	-	-	-	
ブルキナファソ	76	95	72	11	33	6	30	92	89	82	84	75	81	81	85	39	15	42	23	10	48	
ブルンジ	72	83	71	46	49	46	8	98	98	92	96	91	92	92	94	38	26	23	8x	8x	30x	
カンボジア	61	81	56	29	67	18	22	98	99	94	95	92	91	-	91	48	-	50	5x	4x	0x	
カーメルーン	74	92	51	47	56	35	34	90	88	80	79	74	80	80	91	35	38	22	4	13	58	
カナダ	100	100	99	100	100	99	-	-	93	80	80	93	17	80	-	-	-	-	-	-	-	
カボヴェルデ	84	85	82	54	65	38	84	99	98	99	99	96	99	-	78	51	-	-	-	-	-	
中央アフリカ共和国	67	92	51	34	43	28	74	74	64	54	47	62	54	54	86	32	39	47	16	15	57	
チャド	50	67	44	9	23	4	45	40	45	23	36	23	22	22	60	12x	-	27x	-	1x	53x	
チリ	96	99	75	96	98	83	-	99	98	97	97	96	97	97	-	-	-	-	-	-	-	
中国	89	98	82	55	58	52	100	97	98	97	99	94	95	-	-	-	-	-	-	-	-	
コロンビア	92	99	73	74	81	55	92	90	97	92	92	95	92	92	78	62	-	39	3x	-	-	
コモロ	95	91	97	36	50	30	4	80	94	83	84	79	83	38	83	56x	-	31x	-	9x	63x	
コンゴ	71	95	34	30	31	29	100	90	92	91	91	76	91	91	82	48	-	39	8x	6x	48x	
クック諸島	-	98	-	100	100	100	100	99	97	82	82	78	82	82	-	-	-	-	-	-	-	
コスタリカ	97	100	91	95	95	96	100	81	98	86	80	81	87	87	-	-	-	-	-	-	-	
コートジボワール	80	93	68	23	36	11	5	95	95	81	77	67	81	81	92	35	19	45	10	3	36	
クロアチア	99	100	97	99	99	98	-	99	99	96	96	98	97	96	-	-	-	-	-	-	-	
キューバ	94	96	89	91	94	81	99	99	98	96	99	96	96	96	-	-	-	-	-	-	-	
キプロス	100	100	100	100	100	100	40	-	99	99	99	87	96	96	-	-	-	-	-	-	-	
チェコ	100	100	100	98	99	97	1	98	98	99	99	98	99	99	-	-	-	-	-	-	-	
朝鮮民主主義人民共和国	100	100	100	-	-	-	10	98	94	93	98	98	92	-	91	93x	-	-	-	-	-	-
コンゴ民主共和国	46	80	28	23	23	23	1	80	91	77	74	76	77	77	85	42	-	42	9	6	30	
デンマーク	100	100	100	100	100	100	-	-	90	89	89	84	-	89	-	-	-	-	-	-	-	
ジブチ	92	98	52	56	63	10	-	90	90	89	89	73	89	89	77	62	43	33	30	20	10	
ドミニカ	-	-	-	-	-	-	100	99	98	99	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-	
ドミニカ共和国	86	87	84	83	87	74	90	96	85	82	85	79	85	77	86	70	57	55	-	-	-	
エクアドル	94	97	88	92	96	84	100	99	93	75	72	66	75	75	73	-	-	-	-	-	-	
エジプト	99	100	98	94	97	92	100	98	97	97	97	95	97	-	85	73	58	19	-	-	-	
エルサルバドル	87	94	76	87	89	83	-	87	99	91	91	95	91	91	87	67	51	-	-	-	-	
赤道ギニア	-	-	-	-	-	-	100	73	65	33	39	51	-	-	75	-	-	36x	-	1x	49x	
エリトリア	61	74	57	14	52	4	-	99	99	99	99	95	99	99	86	44x	-	54x	-	4x	4x	
エストニア	98	99	97	95	96	94	-	97	97	95	95	95	95	95	-	-	-	-	-	-	-	
エチオピア	38	98	26	12	29	8	-	76	86	79	76	75	79	79	88	19	5	15	53	33	10	
フィジー	-	-	-	-	-	-	100	99	99	99	99	94	99	99	94	-	-	-	-	-	-	-
フィンランド	100	100	100	100	100	100	1	-	99	99	99	98	-	98	-	-	-	-	-	-	-	-

表3

改善された 水源を利用 する人の比率 (%) 2008	適切な 衛生施設を 利用する 人の比率 (%) 2008	政府資金に による定期 EPI 用ワクチンの 購入率 (%) 2009	完全に予防接種を受けた比率 (%) 2009										肺炎と疑われ た病をした る症状を呈し ていた5歳未満児の うちORT および母乳・ 生物質による 対応の継続に よる対応をさ れた比率(%)		マラリア 2006-2009 *					
			1歳児										破傷風 から 保護 される 新生児 <sup>a</sup> (%)		2005-2009 *		2005-2009 *			
			結核			3種混合			ポリオ			はしか			B型肝炎			Hib		
全国	都市	農村	全国	都市	農村	全国	BCG	DPT1 <sup>b</sup>	DPT3 <sup>b</sup>	ポリオ 3	はしか	HepB3	Hib3	(%)	2005-2009 *	2005-2009 *	家庭の比率 (%)	マラリアの比率 (%)	殺虫剤処理 を施した蚊 帳を少なく 持っている 家庭の比率 (%)	発熱した 5歳未満児の うちORT および母乳・ 生物質による 対応をさ れた比率(%)
フランス	100	100	100	100	100	100	10	78	98	99	98	90	42	97	-	-	-	-	-	-
ガボン	87	95	41	33	33	30	100	89	69	45	44	55	45	-	75	48x	-	44x	-	-
ガンビア	92	96	86	67	68	65	35	94	98	98	97	96	98	98	91	69	61	38	50	49
グルジア	98	100	96	95	96	93	88	95	96	88	93	83	54	-	-	74	56	37	-	-
ドイツ	100	100	100	100	100	100	-	-	97	93	96	96	90	94	-	-	-	-	-	-
ガーナ	82	90	74	13	18	7	-	99	96	94	94	93	94	94	86	51	24	45	33	28
ギリシャ	100	100	99	98	99	97	-	91	98	99	99	99	95	83	-	-	-	-	-	-
グレナダ	-	97	-	97	96	97	100	-	99	99	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-
グアテマラ	94	98	90	81	89	73	100	93	95	92	92	92	92	92	71	64x	-	-	-	1x
ギニア	71	89	61	19	34	11	30	81	75	57	53	51	58	58	96	42	-	38	8	5
ギニアビサウ	61	83	51	21	49	9	0	89	85	68	72	76	68	68	94	57	42	25	44	39
ガイアナ	94	98	93	81	85	80	-	98	98	98	97	97	98	98	90	64	20	28	-	-
ハイチ	63	71	55	17	24	10	-	75	83	59	59	59	-	-	70	31	3	43	-	5
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ホンジュラス	86	95	77	71	80	62	71	99	99	98	98	99	98	98	94	56	54	49	-	1
ハンガリー	100	100	100	100	100	100	100	99	99	99	99	99	-	99	-	-	-	-	-	-
アイスランド	100	100	100	100	100	100	100	-	99	96	96	96	92	-	97	-	-	-	-	-
インド	88	96	84	31	54	21	-	87	83	66	67	71	21	-	86	69	13	33	-	8
インドネシア	80	89	71	52	67	36	100	93	89	82	89	82	82	-	85	66	-	54	3	1
イラン	-	98	-	-	-	-	100	99	99	99	99	99	99	-	83	93x	-	-	-	-
イラク	79	91	55	73	76	66	1	92	84	65	69	69	58	-	69	82	82	64	-	0x 1x
アイルランド	100	100	100	99	100	98	-	94	97	93	93	89	-	93	-	-	-	-	-	-
イスラエル	100	100	100	100	100	100	-	-	98	93	94	96	96	93	-	-	-	-	-	-
イタリア	100	100	100	-	-	-	100	-	96	96	97	91	96	96	-	-	-	-	-	-
ジャマイカ	94	98	89	83	82	84	100	94	91	90	90	88	90	90	62	75	52	39	-	-
日本	100	100	100	100	100	100	-	-	98	98	98	94	-	-	-	-	-	-	-	-
ヨルダン	96	98	91	98	98	97	100	95	98	98	95	98	98	87	75	87	32	-	-	-
カザフスタン	95	99	90	97	97	98	-	96	98	98	99	99	99	97	-	71	32	48	-	-
ケニア	59	83	52	31	27	32	-	75	80	75	71	74	75	75	78	56	-	33x	54	46
キリバス	-	-	-	-	-	-	-	76	92	86	84	82	86	86	-	-	-	-	-	-
クウェート	99	99	99	100	100	100	-	-	99	98	98	97	94	98	84	-	-	-	-	-
キルギス	90	99	85	93	94	93	64	98	97	95	96	99	96	-	-	62	45	22	-	-
ラオス	57	72	51	53	86	38	7	67	76	57	67	59	67	-	47	32	52	49	45	41
ラトビア	99	100	96	78	82	71	100	99	97	95	96	96	94	95	-	-	-	-	-	-
レバノン	100	100	100	-	100	-	100	-	83	74	74	53	74	74	-	74x	-	-	-	-
レソト	85	97	81	29	40	25	1	96	93	83	80	85	83	83	83	66	-	53x	-	-
リベリア	68	79	51	17	25	4	-	80	75	64	74	64	64	64	91	62	-	47	47	26
リビア	-	-	-	97	97	96	100	99	98	98	98	98	98	98	-	-	-	-	-	-
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
リトアニア	-	-	-	-	-	-	100	99	98	98	98	96	95	98	-	-	-	-	-	-
ルクセンブルク	100	100	100	100	100	100	100	-	98	99	99	96	95	99	-	-	-	-	-	-
マダガスカル	41	71	29	11	15	10	51	73	80	78	76	64	78	78	76	42	-	47x	57	46
マラウイ	80	95	77	56	51	57	100	95	97	93	93	92	93	93	87	52	30	27	38	25
マレーシア	100	100	99	96	96	95	80	98	95	95	95	95	95	95	87	-	-	-	-	-
モルディブ	91	99	86	98	100	96	100	99	98	98	98	98	98	98	-	95	22x	-	-	-
マリ	56	81	44	36	45	32	-	86	85	74	74	71	75	74	92	38	-	38	50	27
マルタ	100	100	100	100	100	100	-	-	91	73	73	82	86	73	-	-	-	-	-	-
マーシャル諸島	94	92	99	73	83	53	-	92	99	93	91	94	93	83	-	-	-	-	-	-
モーリタニア	49	52	47	26	50	9	100	81	79	64	63	59	64	64	87	45	24	32	12	2x 21
モーリシャス	99	100	99	91	93	90	100	95	99	99	99	99	99	99	87	-	-	-	-	-
メキシコ	94	96	87	85	90	68	100	90	97	89	89	95	71	89	87	-	-	-	-	-
ミクロネシア連邦	-	95	-	-	-	-	0	75	97	91	81	86	88	73	-	-	-	-	-	-
モナコ	100	100	-	100	100	-	-	90	99	99	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-
モンゴル	76	97	49	50	64	32	64	98	95	95	96	94	97	97	-	63	71	47	-	-
モンテネグロ	98	100	96	92	96	86	100	95	96	92	91	86	87	87	-	89	57	64	-	-
モロッコ	81	98	60	69	83	52	100	99	99	99	99	98	98	99	86	38x	-	46x	-	-
モザンビーク	47	77	29	17	38	4	100	87	88	76	75	77	72	74	83	65	22	47	16	23
ミャンマー	71	75	69	81	86	79	-	93	93	90	90	87	90	-	93	66x	-	65x	-	-
ナミビア	92	99	88	33	60	17	100	85	87	83	83	76	-	-	82	53x	14	48	20	11
ナウル	-	90	-	-	50	-	100	99	98	99	99	99	99	99	-	69	47	68	-	-
ネパール	88	93	87	31	51	27	16	87	84	82	82	79	82	-	81	43	25	37	-	0

# 表3 保健指標

	改善された水源を利用する人の比率(%) 2008			適切な衛生施設を利用する人の比率(%) 2008			政府資金による定期EPI用ワクチンの購入率(%) 2009	完全に予防接種を受けた比率(%) 2009						肺炎と疑われる症状を呈していた5歳未満児のうちORT漏見のうち適切な保護措置生物質による対応をされた比率(%)			下痢をした5歳未満児のうちORT漏見のうち適切な保護措置生物質による対応をされた比率(%)			マラリア 2006-2009*			
								1歳児						破傷風から保護される新生児 <sup>A</sup> (%)									
	全国	都市	農村	全国	都市	農村		BCG	DPT1 <sup>B</sup>	DPT3 <sup>C</sup>	ポリオ3	はしか	HepB3	Hib3	2005-2009*	2005-2009*	殺虫剤処理を施した蚊帳を少なくとも1張持っている家庭の比率(%)	殺虫剤処理を施した蚊帳で寝る5歳未満児の比率(%)	発熱した5歳未満児のうち抗マラリア剤を与えられた比率(%)				
オランダ	100	100	100	100	100	100	100	-	98	97	97	96	-	97	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニュージーランド	100	100	100	-	-	-	100	-	99	92	92	89	93	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニカラグア	85	98	68	52	63	37	-	98	98	98	99	99	98	98	80	58x	-	49x	-	-	-	2x	-
ニジェール	48	96	39	9	34	4	29	78	82	70	71	73	70	70	84	47	-	34	78	43	33	-	-
ナイジェリア	58	75	42	32	36	28	74	53	52	42	54	41	41	-	67	45	23	25	8	6	33	-	-
ニウエー	100	100	100	100	100	100	100	99	99	99	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	100	100	100	100	100	100	74	-	99	92	92	92	-	94	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パレスチナ自治区	91	91	91	89	91	84	-	99	99	96	97	97	96	96	-	65x	-	-	-	-	-	-	-
オマーン	88	92	77	-	97	-	100	99	98	98	97	97	98	98	91	-	-	-	-	-	-	-	-
パキスタン	90	95	87	45	72	29	80	90	90	85	85	80	85	85	84	69	50	37	0	-	3	-	-
パラオ	-	-	-	-	96	-	-	-	99	49	48	75	69	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パナマ	93	97	83	69	75	51	100	99	94	84	84	85	84	84	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パプアニューギニア	40	87	33	45	71	41	61	68	70	52	65	54	56	52	61	63	-	-	-	-	-	-	-
パラグアイ	86	99	66	70	90	40	100	96	98	92	90	91	94	94	74	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルー	82	90	61	68	81	36	100	99	98	93	92	91	93	93	67	72	55	60	-	-	-	-	-
フィリピン	91	93	87	76	80	69	100	90	89	87	86	88	85	-	68	50	-	60	-	-	-	0	-
ボーランド	100	100	100	90	96	80	-	93	98	99	99	99	98	98	88	-	-	-	-	-	-	-	-
ボルトガル	99	99	100	100	100	100	-	98	98	96	96	95	96	96	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カタール	100	100	100	100	100	100	95	98	99	99	98	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-
韓国	98	100	88	100	100	100	48	96	97	94	95	93	94	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モルドバ	90	96	85	79	85	74	54	96	88	85	87	90	89	47	-	60	-	48	-	-	-	-	-
ルーマニア	-	-	-	72	88	54	1	99	98	97	96	97	95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロシア連邦	96	98	89	87	93	70	-	96	98	98	98	98	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルワンダ	65	77	62	54	50	55	-	93	98	97	97	92	97	97	85	28	13	24	56	56	6	-	-
セントクリストファー＝ネーヴィス	99	99	99	96	96	96	100	95	98	99	98	99	98	97	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セントルシア	98	98	98	-	-	-	100	97	99	95	95	99	95	95	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セントビンセント・グレナディーン	-	-	-	-	-	96	100	80	99	99	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サモア	-	-	-	100	100	100	100	94	95	72	72	49	72	72	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	95	92	92	92	92	92	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメプリンシペ	89	89	88	26	30	19	25	99	98	98	99	90	98	-	-	75	-	63	61	56	8	-	-
サウジアラビア	-	97	-	-	100	-	100	98	98	98	98	98	98	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セネガル	69	92	52	51	69	38	17	97	94	86	83	79	86	86	88	47	-	43	60	29	9	-	-
セルビア	99	99	98	92	96	88	100	98	96	95	97	95	93	94	-	93	57	71	-	-	-	-	-
セーシェル	-	100	-	-	97	-	100	96	98	99	99	97	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シェラレオネ	49	86	26	13	24	6	-	95	87	75	74	71	75	75	97	46	27	57	37	26	30	-	-
シンガポール	100	100	-	100	100	-	-	99	98	97	97	95	97	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロバキア	100	100	100	100	100	99	-	97	99	99	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロベニア	99	100	99	100	100	100	70	-	98	96	96	95	-	95	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソロモン諸島	-	-	-	-	98	-	63	81	83	81	82	60	81	77	85	73	23	-	49	40	19	-	-
ソマリア	30	67	9	23	52	6	0	29	40	31	28	24	-	-	64	13	32	7	12	11	8	-	-
南アフリカ	91	99	78	77	84	65	100	81	77	69	70	62	67	67	75	65x	-	-	-	-	-	-	-
スペイン	100	100	100	100	100	100	100	-	98	96	96	98	96	96	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スリランカ	90	98	88	91	88	92	100	98	98	97	97	96	97	-	93	58	-	67	5	3	0	-	-
スードン	57	64	52	34	55	18	3	82	92	84	84	82	76	76	74	90	-	56	18	28	54	-	-
スリナム	93	97	81	84	90	66	100	-	91	87	85	88	87	87	93	74	37	28	-	3x	-	-	-
スワジランド	69	92	61	55	61	53	100	99	97	95	96	95	95	95	86	73	24	22	4	1	1	-	-
スウェーデン	100	100	100	100	100	100	-	21	98	98	98	97	-	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スイス	100	100	100	100	100	100	5	-	95	95	95	90	-	95	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シリヤ	89	94	84	96	96	95	100	90	88	80	83	81	77	80	94	77	71	34	-	-	-	-	-
タジキスタン	70	94	61	94	95	94	17	82	96	93	93	89	93	93	-	64	41	22	2x	1x	2x	-	-
タイ	100	100	99	89	92	82	100	99	99	99	99	98	98	-	91	84	65	46	-	-	-	-	-
旧ユーゴスラビア・マケドニア	98	99	98	96	95	96	100	98	98	96	96	96	96	95	82	-	93	74	45	-	-	-	-
東ティモール	69	86	63	50	76	40	100	71	76	72	78	70	72	-	81	71	-	-	42	42	47x	-	-
トーゴ	60	87	41	12	24	3	10	91	93	89	89	84	89	89	81	23	26	22	40	38	48	-	-
トンガ	100	100	100	96	98	96	95	99	98	99	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリニダードトバゴ	94	98	93	92	92	92	100	-	95	90	90	94	90	90	-	74	34	-	-	-	-	-	-
チュニジア	94	99	84	85	96	64	100	98	99	99	99	98	99	-	96	59	-	62	-	-	-	-	-
トルコ	99	100	96	90	97	75	-	96	97	96	96	97	92	96	71	41x	-	22	-	-	-	-	-
トルクメニスタン	-	97	-	98	99	97	-	99	99	96	97	99	97	-	-	83	50	25	-	-	-	-	-
ツバル	97	98	97	84	88	81	<1	99	99														

表3

	改善された水源を利用する人の比率(%) 2008	適切な衛生施設を利用する人の比率(%) 2008	政府資金による定期EPI用ワクチンの購入率(%) 2009	完全に予防接種を受けた比率(%) 2009										肺炎と疑われる症状を呈した5歳未満児のうちORTを施した蚊帳を少なくとも1張持っている家庭の比率(%)	マラリア 2006-2009*			
				1歳児					破傷風から保護される新生児 <sup>λ</sup> (%)									
				結核	3種混合	ポリオ	はしか	B型肝炎	Hib	BCG	DPT1 <sup>β</sup>	DPT3 <sup>β</sup>	ポリオ3	はしか	HepB3	Hib3		
全国	都市	農村	全国	都市	農村	全国	BCG	DPT1 <sup>β</sup>	DPT3 <sup>β</sup>	ポリオ3	はしか	HepB3	Hib3	2005-2009*	2005-2009*	2005-2009*	マラリア 2006-2009*	
ウクライナ	98	98	97	95	97	90	—	95	94	90	91	94	84	81	—	—	—	—
アラブ首長国連邦	100	100	100	97	98	95	100	98	98	92	94	92	92	92	—	—	—	—
英國	100	100	100	100	100	100	—	—	97	93	93	86	—	93	—	—	—	—
タンザニア	54	80	45	24	32	21	21	93	90	85	88	91	85	85	90	59	—	53
米国	99	100	94	100	100	99	—	—	98	95	93	92	92	93	—	—	—	—
ウルグアイ	100	100	100	100	100	99	—	99	99	95	95	94	95	95	—	—	—	—
ウズベキスタン	87	98	81	100	100	100	58	99	98	98	99	95	98	98	—	68	56	28
バヌアツ	83	96	79	52	66	48	100	81	78	68	67	52	59	—	73	—	43	—
ベネズエラ	—	—	—	—	—	—	100	87	83	83	73	83	83	83	50	72x	—	51x
ベトナム	94	99	92	75	94	67	80	97	97	96	97	97	94	—	87	83	55	65
イエメン	62	72	57	52	94	33	35	58	77	66	65	58	66	67	66	47x	38	48
ザンビア	60	87	46	49	59	43	95	92	92	81	83	85	80	81	90	68	47	56
ジンバブエ	82	99	72	44	56	37	0	91	87	73	69	76	73	73	76	25	16	35
																27	17	24

## 地域別要約

アフリカ <sup>#</sup>	65	85	52	41	55	32	58	80	82	73	74	71	72	59	81	49	28	33	28	20	34
サハラ以南のアフリカ <sup>#</sup>	60	83	47	31	44	24	48	78	80	70	72	68	69	61	81	46	23	35	28	20	34
東部・南部アフリカ	59	87	47	36	55	28	58	83	86	77	76	76	75	75	84	46	22	32	41	29	31
西部・中部アフリカ	61	82	46	27	35	21	46	73	74	63	67	60	63	47	79	43	24	34	18	12	36
中東と北アフリカ	86	93	76	80	90	66	79	92	93	89	89	87	87	46	79	76	62	39	—	—	—
アジア <sup>#</sup>	87	96	82	49	63	40	88	92	90	82	83	82	64	9	86	65**	22**	41**	—	—	6**
南アジア	86	95	83	35	57	26	—	88	86	72	73	74	41	15	86	65	19	37	—	—	7
東アジアと太平洋諸国	88	96	81	60	66	55	95	95	95	93	96	91	92	2	—	66**	—	56**	—	—	1**
ラテンアメリカとカリブ海諸国	93	97	80	80	86	55	99	94	96	92	91	93	86	90	82	55	—	—	—	—	—
CEE/CIS	94	98	88	89	93	82	—	96	97	95	96	96	93	53	—	—	—	31	—	—	—
先進工業国 <sup>§</sup>	100	100	98	99	100	98	—	—	98	95	95	93	66	85	—	—	—	—	—	—	—
開発途上国 <sup>§</sup>	84	94	76	52	68	40	82	88	89	81	82	80	70	34	83	59**	27**	38**	—	—	17**
後発開発途上国 <sup>§</sup>	62	80	54	36	50	31	30	84	89	79	78	77	78	59	86	45	23	43	34	24	33
世界	87	96	78	61	76	45	81	88	90	82	83	82	70	38	83	59**	27**	39**	—	—	17**

# 地域グループ内の国・地域 (countries and territories) の一覧は、124 ページ参照。

§ それぞれのカテゴリーやグループに属する地域 (territories) も含む。ユニセフの分類における国・地域の一覧は、124 ページ参照。

## 指標の定義

政府資金による定期EPI用ワクチンの購入率—子どもを守るために定期的に実施される予防接種のワクチンのうち、中央政府資金（融資資金を含む）で購入されたものの割合。

EPI—拡大予防接種プログラム。このプログラムにおける予防接種には、結核、ジフテリア・百日咳・破傷風（3種混合：DPT）、ポリオ、はしかの予防接種、および新生児破傷風予防のための妊婦に対する予防接種が含まれる。EPIにその他の（たとえばB型肝炎《HepB》やヘモフィルス・インフルエンザb型菌《Hib》、黄熱病）の予防接種を含めている国もある。

BCG—カルメット・ゲラン菌（結核予防ワクチン）の接種を受けた乳児の割合。

3種混合（DPT1）—ジフテリア・百日咳・破傷風3種混合ワクチンの初回接種を受けた乳児の割合。

3種混合（DPT3）—ジフテリア・百日咳・破傷風3種混合ワクチンの予防接種を3回受けた乳児の割合。

HepB3—B型肝炎の予防接種を3回受けた乳児の割合。

Hib3—ヘモフィルス・インフルエンザb型菌ワクチンの予防接種を3回受けた乳児の割合。

肺炎と疑われる症状を呈していた5歳未満児のうち適切な保健措置を受けた子どもの比率 (%)—調査前2週間に肺炎と疑われる症状を呈していた0~4歳の子どものうち、適切な保健措置を受けた子どもの比率。

肺炎と疑われる症状を呈していた5歳未満児のうち抗生物質を処方された子どもの比率 (%)—調査前2週間に肺炎と疑われる症状を呈していた0~4歳の子どものうち、抗生物質を処方された子どもの比率。

下痢をした5歳未満児のうちORTおよび授乳・食事の継続による対応をされた比率—調査前2週間に下痢をした0~4歳の子どものうち、経口補水療法（ORT：経口補水塩または推奨された方法で、家庭で調合された吸収のよい安全な水分）または水分補給を受け、さらに授乳・食事の継続による対応をされた者の比率。

マラリア：

  殺虫剤処理を施した蚊帳を少なくとも1張持っている家庭の比率 (%)—殺虫剤処理を施した蚊帳を少なくとも1張持っている家庭の比率。

  殺虫剤処理を施した蚊帳で眠る5歳未満児の比率 (%)—0~4歳の子どものうちで殺虫剤処理を施した蚊帳の下で眠った子どもの比率。

  発熱した5歳未満児のうち抗マラリア剤を与えた子どもの比率 (%)—調査前2週間に発熱した0~4歳の子どものうち、抗マラリア剤を与えた子どもの比率。

## 注

- データなし。
- x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであり、かつ地域平均や世界平均の算出には含まれていないことを示す。
- β DPT1 接種率は少なくとも DPT3 と同率でなければならない。DPT1 接種率が DPT3 よりも小さいことは、データ収集・報告プロセスの欠陥を反映するものである。ユニセフとWHOは、各國・各地域の機関と協力してこのような欠陥を解消すべく取り組んでいる。
- λ WHOとユニセフは、妊婦が破傷風トキソイド（TT）ワクチンの接種を2回以上受けているという理由により出生時に破傷風から保護されていると考えられる子どもの比率を計算するモデルを採用した。このモデルでは、女性が保護されている可能性がある他のシナリオ（例えば、補完的に実施された予防接種活動において TT の接種を受けた場合）を把握し、または含めることにより、この指標の正確性を高めることを目指している。この手法の詳細については、[www.childinfo.org](http://www.childinfo.org) を参照。
- \* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直前の年次のものであることを示す。
- \*\* 中国を除く。

日本におけるポリオワクチンは「2回接種」での値

## データの主な出典

改善された水源を利用する人および適切な衛生施設を利用する人の比率—ユニセフと世界保健機関（WHO）の合同モニタリング・プログラム。

政府資金によるワクチン購入—ユニセフ、WHO。

予防接種—ユニセフ、WHO。

肺炎と疑われる症状—人口保健調査（DHS）、複数指標クラスター調査（MICS）、その他の国別世帯調査。

ORTおよび授乳・食事の継続—DHS、MICS、その他の国別世帯調査。

マラリアの予防と治療—DHS、MICS、マラリア指標調査。

# 表4 HIV/エイズ指標

国・地域	成人の推定HIV感染率(15-49歳)2009(%)	HIVと共に生きる人(全年齢)の推定数2009(1000人)			母子感染 HIVと共に生きる女性(15歳以上)の推定数2009(1000人)	小児感染 HIVと共に生きる子ども(0-14歳)の推定数2009(1000人)	若者の予防						孤児			
		推定	推定値(下限)推定値(上限)				若者(15-24歳)のHIV感染率2009(%)	HIVについての包括的な知識を持つ比率(%)2005-2009*		リスクの高い直近の性交渉でコンドームを使用した人の比率(%)2005-2009*		エイズにより孤児となった子ども(0-17歳)の数2009	すべての原因により孤児となった子ども(0-17歳)の数2009	両親を失った孤児の学校への出席率(%)2005-2009*		
			男	女				男	女	男	女					
アフガニスタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
アルバニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	36	55	25	-	-	
アルジェリア	0.1	18	13	24	5.2	-	<0.1	0.1	<0.1	-	13	-	-	550	-	
アンドラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
アンゴラ	2.0	200	160	250	110	22	1.1	0.6	1.6	-	-	-	-	140	1500	
アンティグア・バーブーダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
アルゼンチン	0.5	110	88	140	36	-	0.2	0.3	0.2	-	-	-	-	630	-	
アルメニア	0.1	1.9	1.5	2.4	<1.0	-	<0.1	<0.1	<0.1	15	23	86	-	-	46	
オーストラリア	0.1	20	15	25	6.2	-	0.1	0.1	0.1	-	-	-	-	-	80	
オーストリア	0.3	15	12	20	4.6	-	0.2	0.3	0.2	-	-	-	-	-	28	
アゼルバイジャン	0.1	3.6	2.6	5.2	2.1	-	0.1	<0.1	0.1	5	5	31	-	-	190	
バハマ	3.1	6.6	2.6	11	3.7	-	2.2	1.4	3.1	-	-	-	-	-	6.8	
バーレーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
バングラデシュ	<0.1	6.3	5.2	8.3	1.9	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	15	-	-	4800	84	
バルバドス	1.4	2.1	1.8	2.5	<1.0	-	1.0	0.9	1.1	-	-	-	-	-	2	
ベラルーシ	0.3	17	13	20	8.3	-	0.1	<0.1	0.1	-	34	-	-	-	150	
ベルギー	0.2	14	11	18	4.4	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	47	
ベリーズ	2.3	4.8	4.0	5.7	2.6	-	1.3	0.7	1.8	-	40	-	50	-	6.4	
ベナン	1.2	60	52	69	32	5.4	0.5	0.3	0.7	35	16	45	28	30	310	
ブータン	0.2	<1.0	<1.0	1.5	<0.5	-	0.1	0.1	<0.1	-	-	-	-	-	21	
ボリビア	0.2	12	9.0	16	3.6	-	0.1	0.1	0.1	28	24	49	-	-	320	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44	-	71	-	-	
ボツワナ	24.8	320	300	350	170	16	8.5	5.2	11.8	-	-	-	-	93	130	
ブラジル	-	-	460	810	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ブルネイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ブルガリア	0.1	3.8	2.8	5.2	1.1	-	<0.1	<0.1	<0.1	15	17	70	57	-	94	
ブルキナファソ	1.2	110	91	140	56	17	0.6	0.5	0.8	-	19	-	64	140	770	
ブルンジ	3.3	180	160	190	90	28	1.5	1.0	2.1	-	30	-	25	200	610	
カンボジア	0.5	63	42	90	35	-	0.1	0.1	0.1	45	50	84	-	-	630	
カムルーン	5.3	610	540	670	320	54	2.7	1.6	3.9	-	32	-	62	330	1200	
カナダ	0.3	68	53	83	21	-	0.1	0.1	0.1	-	-	-	-	-	45	
カボヴェルデ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36	36	79	56	-	-	
中央アフリカ共和国	4.7	130	110	140	67	17	1.6	1.0	2.2	26	17	60	41	140	370	
チャド	3.4	210	170	300	110	23	1.7	1.0	2.5	20x	8x	25x	17x	120	670	
チリ	0.4	40	32	51	12	-	0.2	0.2	0.1	-	-	-	-	-	140	
中国	0.1	740	540	1000	230	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
コロンビア	0.5	160	120	210	50	-	0.2	0.2	0.1	-	-	-	36	-	820	
コモロ	0.1	<0.5	<0.2	<0.5	<0.1	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	<0.1	22	
コンゴ	3.4	77	68	87	40	7.9	1.9	1.2	2.6	22	8	38	20	51	220	
クック諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36	36	79	56	-	
コスタリカ	0.3	9.8	7.5	13	2.8	-	0.2	0.2	0.1	-	-	-	-	-	36	
コートジボワール	3.4	450	390	510	220	-	1.1	0.7	1.5	28	18	53	39	-	1100	
クロアチア	<0.1	<1.0	<1.0	1.1	<0.5	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	44	
キューバ	0.1	7.1	5.7	8.9	2.2	-	0.1	0.1	0.1	-	52	-	-	-	86	
キプロス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
チエコ	<0.1	2.0	1.7	2.3	<1.0	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	92	
朝鮮民主主義人民共和国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
コンゴ民主共和国	-	-	430	560	-	-	-	-	-	21	15	27	17	-	77	
デンマーク	0.2	5.3	4.0	6.3	1.4	-	0.1	0.1	0.1	-	-	-	-	-	51	
ジブチ	2.5	14	10	18	7.4	-	1.3	0.8	1.9	-	18	51	26	-	47	
ドミニカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ドミニカ共和国	0.9	57	49	66	32	-	0.5	0.3	0.7	34	41	70	44	-	190	
エクアドル	0.4	37	28	50	11	-	0.2	0.2	0.2	-	-	-	-	-	210	
エジプト	<0.1	11	8.4	17	2.4	-	<0.1	<0.1	<0.1	18	5.0	-	-	-	1700	
エルサルバドル	0.8	34	25	44	11	-	0.3	0.4	0.3	-	27	-	-	-	150	
赤道ギニア	5.0	20	14	26	11	1.6	3.5	1.9	5	-	-	-	-	4.1	45	
エリトリア	0.8	25	18	33	13	3.1	0.3	0.2	0.4	-	-	-	-	19	240	
エストニア	1.2	9.9	8.0	12	3.0	-	0.2	0.3	0.2	-	-	-	-	-	19	
エチオピア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33	20	50	28	-	90	
フィジー	0.1	<1.0	<0.5	<1.0	<0.2	-	0.1	0.1	0.1	-	-	-	-	-	23	
フィンランド	0.1	2.6	2.2	3.1	<1.0	-	<0.1	0.1	<0.1	-	-	-	-	-	45	
フランス	0.4	150	120	190	48	-	0.2	0.2	0.1	-	-	-	-	<0.1	-	

表4

成人の 推定HIV 感染率 (15-49歳) 2009 (%)	HIVと共に生きる人 (全年齢)の推定数 2009 (1000人)			母子感染 HIVと共に 生きる女性 (15歳以上) の推定数 2009 (1000人)	小児感染 HIVと共に 生きる子ども (0-14歳) の推定数 2009 (1000人)	若者の予防						孤児					
	推定	推定値 (下限)	推定値 (上限)			若者(15-24歳) のHIV感染率 2009 (%)			HIVについて の包括的な知 識を持つ比率 (%)		リスクの高い直 近の性交渉でコ ンドームを使用 した人の比率 (%)		エイズにより孤児 となつた子ども (0-17歳)の数 2009	すべての原因により 孤児となつた子ども (0-17歳)の数 2009	両親を失つた 孤児の学校へ の出席率 (%)		
						全	男	女	男	女	男	女					
ガボン	5.2	46	37	55	25	3.2	2.4	1.4	3.5	-	-	-	18	64	-		
ガンビア	2.0	18	12	26	9.7	-	1.6	0.9	2.4	-	39	-	54	2.8	72	87	
グルジア	0.1	3.5	2.6	4.9	1.5	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	15	-	-	-	68	-	
ドイツ	0.1	67	56	75	12	-	0.1	0.1	<0.1	-	-	-	-	-	380	-	
ガーナ	1.8	260	230	300	140	27	0.9	0.5	1.3	34	28	46	28	160	1100	76	
ギリシャ	0.1	8.8	7.3	11	2.7	-	0.1	0.1	0.1	-	-	-	-	-	73	-	
グレナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
グアテマラ	0.8	62	47	82	20	-	0.4	0.5	0.3	-	-	-	-	-	380	-	
ギニア	1.3	79	65	95	41	9.0	0.7	0.4	0.9	23	17	37	26	59	440	73	
ギニアビサウ	2.5	22	18	26	12	2.1	1.4	0.8	2.0	-	18	-	39	9.7	110	97	
ガイアナ	1.2	5.9	2.7	8.8	2.8	-	0.7	0.6	0.8	-	50	68	62	-	30	-	
ハイチ	1.9	120	110	140	67	12	0.9	0.6	1.3	40	34	43	29	-	440	86	
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ホンジュラス	0.8	39	26	51	12	-	0.3	0.3	0.2	-	30	-	24	-	150	108	
ハンガリー	<0.1	3.0	2.2	3.9	<1.0	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	130	-	
アイスランド	0.3	<1.0	<0.5	<1.0	<0.2	-	0.1	0.1	0.1	-	-	-	-	-	1.8	-	
インド	0.3	2400	2100	2800	880	-	0.1	0.1	0.1	36	20	37	22	-	31000	72	
インドネシア	0.2	310	200	460	88	-	<0.1	0.1	<0.1	15y	10y	-	-	-	4700	-	
イラン	0.2	92	74	120	26	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	1200	-	
イラク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	84	
アイルランド	0.2	6.9	5.2	8.7	2.0	-	0.1	0.1	0.1	-	-	-	-	-	39	-	
イスラエル	0.2	7.5	5.6	9.9	2.2	-	0.1	0.1	<0.1	-	-	-	-	-	7.6	-	
イタリア	0.3	140	110	180	48	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	<0.1	-	
ジャマイカ	1.7	32	21	45	10	-	0.9	1.0	0.7	-	60	-	-	-	73	-	
日本	<0.1	8.1	6.3	10	2.7	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	<0.1	-	
ヨルダン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13y	-	-	-	-	-	
カザフスタン	0.1	13	9.0	19	7.7	-	0.1	0.1	0.2	-	22	-	-	-	420	-	
ケニア	6.3	1500	1300	1600	760	180	2.9	1.8	4.1	55	48	64	40	1200	2600	-	
キリバス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
クウェート	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
キルギス	0.3	9.8	6.5	16	2.8	-	0.1	0.1	0.1	-	20	-	56	-	140	-	
ラオス	0.2	8.5	6.0	13	3.5	-	0.2	0.1	0.2	-	-	-	-	-	220	-	
ラトビア	0.7	8.6	6.3	12	2.6	-	0.1	0.2	0.1	-	-	-	-	-	32	-	
レバノン	0.1	3.6	2.7	4.8	1.1	-	0.1	0.1	<0.1	-	-	-	-	-	70	-	
レソト	23.6	290	260	310	160	28	9.9	5.4	14.2	18x	26x	48x	50x	130	200	95x	
リベリア	1.5	37	32	43	19	6.1	0.5	0.3	0.7	27	21	22	14	52	340	85	
リビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
リトニア	0.1	1.2	<1.0	1.6	<0.5	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	52	-	
ルクセンブルク	0.3	<1.0	<1.0	1.2	<0.5	-	0.1	0.1	0.1	-	-	-	-	-	3.6	-	
マダガスカル	0.2	24	19	30	7.3	-	0.1	0.1	0.1	16x	19x	12x	5x	11	910	75x	
マラウイ	11	920	830	1000	470	120	4.9	3.1	6.8	42	42	58	40	650	1000	97	
マレーシア	0.5	100	83	120	11	-	0.1	0.1	<0.1	-	-	-	-	-	450	-	
モルディブ	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	7.3	-	
マリ	1.0	76	61	96	40	-	0.4	0.2	0.5	22	18	36	17	59	690	87	
マルタ	0.1	<0.5	<0.5	<0.5	<0.1	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	2.6	-	
マーシャル諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	27	22	9	-	-	-	
モーリタニア	0.7	14	11	17	4.0	-	0.4	0.4	0.3	14	5	-	-	-	3.6	120	
モーリシャス	1.0	8.8	6.4	12	2.5	-	0.3	0.3	0.2	-	-	-	-	-	<0.1	19	
メキシコ	0.3	220	180	280	59	-	0.2	0.2	0.1	-	-	-	-	-	1500	-	
ミクロネシア連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
モンゴル	<0.1	<0.5	<0.5	<1.0	<0.2	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	31	-	-	-	67	96p	
モンテネグロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	-	66	-	-	-	
モロッコ	0.1	26	19	34	8.1	-	0.1	0.1	0.1	-	12x	-	-	-	650	-	
モザンビーク	11.5	1400	1200	1500	760	130	5.9	3.1	8.6	-	14	-	44	670	2100	89	
ミャンマー	0.6	240	200	290	81	-	0.3	0.3	0.3	-	-	-	-	-	1600	-	
ナミビア	13.1	180	150	210	95	16	4.0	2.3	5.8	62	65	81	64	70	120	100	
ナウル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	13	17	10	-	-	-	
ネパール	0.4	64	51	80	20	-	0.2	0.2	0.1	44	28	78	-	-	650	-	
オランダ	0.2	22	17	32	6.9	-	0.1	0.1	<0.1	-	-	-	-	-	82	-	
ニュージーランド	0.1	2.5	2.0	3.2	<1.0	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	36	-	

# 表4 HIV/エイズ指標

成人の 推定HIV 感染率 (15-49歳) 2009 (%)	HIVと共に生きる人 (全年齢)の推定数 2009 (1000人)			母子感染 HIVと共に 生きる女性 (15歳以上) の推定数 2009 (1000人)	小児感染 HIVと共に 生きる子ども (0-14歳) の推定数 2009 (1000人)	若者の予防						孤児			
	推定	推定値 (下限)				若者 (15-24歳) のHIV感染率 2009 (%)	HIVについて の包括的な知 識を持つ比率 (%)		リスクの高い直 近の性交渉でコ ンドームを使用 した人の比率 (%)		エイズにより孤児 となった子ども (0-17歳)の数 2009	すべての原因により 孤児となった子ども (0-17歳)の数 2009	両親を失った 孤児の学校へ の出席率 (%)		
		男	女				男	女	男	女					
ニカラグア	0.2	6.9	5.2	9.1	2.1	-	0.1	0.1	0.1	-	-	-	-	120	-
ニジェール	0.8	61	56	66	28	-	0.4	0.2	0.5	16	13	37	18y	57	970
ナイジェリア	3.6	3300	2900	3600	1700	360	2.0	1.2	2.9	33	22	49	36	2500	12000
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	0.1	4.0	3.0	5.4	1.2	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	35
パレスチナ自治区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オマーン	0.1	1.1	<1.0	1.4	<0.5	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	41
パキスタン	0.1	98	79	120	28	-	0.1	0.1	<0.1	-	3	-	-	-	4200
パラオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パナマ	0.9	20	14	36	6.3	-	0.3	0.4	0.3	-	-	-	-	-	53
パプアニューギニア	0.9	34	30	39	18	3.1	0.6	0.3	0.8	-	-	50	35	-	260
パラグアイ	0.3	13	9.8	16	3.8	-	0.2	0.2	0.1	-	-	-	-	-	150
ペルー	0.4	75	58	100	18	-	0.2	0.2	0.1	-	19	-	36	-	550
フィリピン	<0.1	8.7	6.1	13	2.6	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	21	-	13	-	1900
ボーランド	0.1	27	20	34	8.2	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	440
ポルトガル	0.6	42	32	53	13	-	0.2	0.3	0.2	-	-	-	-	-	58
カタール	<0.1	<0.2	<0.1	<0.2	<0.1	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	14
韓国	<0.1	9.5	7.0	13	2.9	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	280
モルドバ	0.4	12	9.9	16	5.1	-	0.1	0.1	0.1	39y	42y	76	60	-	79
ルーマニア	0.1	16	12	20	4.7	-	<0.1	0.1	<0.1	1y,x	3y,x	-	-	-	290
ロシア連邦	-	-	840	1200	-	-	-	0.2	0.3	-	-	-	-	-	-
ルワンダ	2.9	170	140	190	88	22	1.6	1.3	1.9	54	51	40	26	130	690
セントクリストファー・ネーヴィス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セントルシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セントビンセント・グレナディーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サモア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメプリンシペ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44	63	54	-	-
サウジアラビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セネガル	0.9	59	50	69	32	-	0.5	0.3	0.7	24	19	52	36	19	520
セルビア	0.1	4.9	3.5	7.1	1.2	-	0.1	0.1	0.1	-	42	-	74	-	94
セーシェル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シェラレオネ	1.6	49	40	63	28	2.9	1.0	0.6	1.5	28	17	22	10	15	320
シンガポール	0.1	3.4	2.5	4.4	1.0	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	17
スロバキア	<0.1	<0.5	<0.5	<0.5	<0.1	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	54
スロベニア	<0.1	<1.0	<0.5	<1.0	<0.2	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	12
ソロモン諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	29	26	17	-	-
ソマリア	0.7	34	25	48	15	-	0.5	0.4	0.6	-	4	-	-	-	630
南アフリカ	17.8	5600	5400	5900	3300	330	9.0	4.5	13.6	-	-	-	-	1900	3400
スペイン	0.4	130	120	150	32	-	0.1	0.2	0.1	-	-	-	-	-	<0.1
スリランカ	<0.1	2.8	2.1	3.8	<1.0	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	340
スードン	1.1	260	210	330	140	-	0.9	0.5	1.3	-	-	-	-	-	2000
スリナム	1.0	3.7	2.7	5.3	1.1	-	0.5	0.6	0.4	-	41	-	49	-	12
スワジランド	25.9	180	170	200	100	14	11	6.5	15.6	52	52	70	54	69	100
スウェーデン	0.1	8.1	6.1	11	2.5	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	63
イス	0.4	18	13	24	5.7	-	0.2	0.2	0.1	-	-	-	-	-	<0.1
シリヤ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	-
タジキスタン	0.2	9.1	6.4	13	2.7	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	2	-	-	-	220
タイ	1.3	530	420	660	210	-	-	-	-	-	46	-	-	-	1400
旧ユーゴスラビア・マケドニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27	-	70	-	-	-
東ティモール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トーゴ	3.2	120	99	150	67	11	1.5	0.9	2.2	-	15	-	50	66	240
トンガ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリニダード・トバゴ	1.5	15	11	19	4.7	-	0.9	1.0	0.7	-	54	-	51	-	25
チュニジア	<0.1	2.4	1.8	3.3	<1.0	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	130
トルコ	<0.1	4.6	3.4	6.1	1.4	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	1200
トルクメニスタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-
ツバル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61	39	44y	-	-	-
ウガンダ	6.5	1200	1100	1300	610	150	3.6	2.3	4.8	38	32	55	38	1200	2700
ウクライナ	1.1	350	300	410	170	-	0.2	0.2	0.3	43	45	71	68	-	810
アラブ首長国連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
英国	0.2	85	66	110	26	-	0.1	0.2	0.1	-	-	-	-	-	490

表4

成人の 推定HIV 感染率 (15-49歳) 2009 (%)	HIVと共に生きる人 (全年齢)の推定数 2009 (1000人)			母子感染 HIVと共に 生きる女性 (15歳以上) の推定数 2009 (1000人)	小児感染 HIVと共に 生きる子ども (0-14歳) の推定数 2009 (1000人)	若者の予防								孤児		
	推定	推定値 (下限)	推定値 (上限)			若者(15-24歳) のHIV感染率 2009 (%)		HIVについて の包括的な知 識を持つ比率 (%)		リスクの高い直 近の性交渉でコ ンドームを使用 した人の比率 (%)		エイズにより孤児 となつた子ども (0-17歳)の数 2009	すべての原因により 孤児となつた子ど も(0-17歳)の数 2009	両親を失つた 孤児の学校へ の出席率 (%)		
						全	男	女	男	女	男	女				
タンザニア	5.6	1400	1300	1500	730	160	2.8	1.7	3.9	42	39	49	46	1300	3000	97
米国	0.6	1200	930	1700	310	-	0.2	0.3	0.2	-	-	-	-	-	2100	-
ウルグアイ	0.5	9.9	8.4	12	3.1	-	0.2	0.3	0.2	-	-	-	-	-	49	-
ウズベキスタン	0.1	28	18	46	8.0	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	31	-	61	-	780	-
バヌアツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	-	-	-	-
ベネズエラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベトナム	0.4	280	220	350	81	-	0.1	0.1	0.1	-	44	68	-	-	1400	-
イエメン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2y	-	-	-	-	-
ザンビア	13.5	980	890	1100	490	120	6.6	4.2	8.9	41	38	39	33	690	1300	92
ジンバブエ	14.3	1200	1100	1300	620	150	5.1	3.3	6.9	-	53	68	42	1000	1400	95

## 地域別要約

アフリカ#	3.9	22900	21300	24600	12300	2300	1.9	1.1	2.7	32	23	48	34	14900	59000	93
サハラ以南のアフリカ#	4.7	22900	21200	24500	12300	2300	2.3	1.3	3.3	34	26	48	34	14900	56100	93
東部・南部アフリカ	7.2	16300	15100	17600	8800	1600	3.4	1.9	4.8	41	33	54	37	10100	27600	92
西部・中部アフリカ	2.7	6200	5700	6800	3300	690	1.4	0.8	2.0	28	20	43	33	4700	26400	94
中東と北アフリカ	0.2	430	370	490	190	19	0.2	0.1	0.2	-	-	-	-	86	6400	-
アジア#	0.2	4900	4500	5500	1700	160	0.1	0.1	0.1	33**	19**	-	-	1100	71400	74**
南アジア	0.3	2600	2200	2900	930	110	0.1	0.1	0.1	36	17	38	22	570	41000	73
東アジアと太平洋諸国	0.2	2300	2000	2800	750	48	<0.1	<0.1	<0.1	-	24**	-	-	490	30500	-
ラテンアメリカとカリブ海諸国	0.5	1900	1700	2100	660	58	0.2	0.2	0.2	-	-	-	-	440	9800	-
CEE/CIS	0.5	1500	1300	1700	690	19	0.1	0.1	0.2	-	-	-	-	75	7300	-
先進工業国\$	0.3	2100	1800	2500	570	1.3	0.1	0.2	0.1	-	-	-	-	100	4300	-
開発途上国\$	0.9	29800	28100	31700	14700	2500	0.5	0.3	0.6	33**	20**	-	-	16400	145000	81**
後開発途上国\$	2.0	9700	8600	11000	5000	1100	1.1	0.7	1.5	-	21	-	-	7200	41300	85
世界	0.8	33300	31400	35300	15900	2500	0.4	0.3	0.6	-	20**	-	-	16600	153000	-

# 地域グループ内の国・地域 (countries and territories) の一覧は、124ページ参照。

§ それぞれのカテゴリーやグループに属する地域 (territories) も含む。ユニセフの分類における国・地域の一覧は、124ページ参照。

## 指標の定義

成人の推定HIV感染率—2009年時点でHIVと共に生きる成人（15～49歳）の比率。

HIVと共に生きる人（全年齢）の推定数—2009年時点でHIVと共に生きる人々（全年齢）の推定数。

HIVと共に生きる女性（15歳以上）の推定数—2009年時点でHIVと共に生きる女性（15歳以上）の推定数。

HIVと共に生きる子ども（0～14歳）の推定数—2009年時点でHIVと共に生きる0～14歳の子どもの推定数。

若者のHIV感染率—2009年時点でHIVと共に生きる15～24歳の若い男女の割合。

HIVについての包括的な知識を持つ比率—15～24歳の若い男女のうち、性交渉を通じたHIV感染を予防する2つの主な方法（コンドームの使用と、ひとりの忠実でHIVに感染していない相手との性交渉を持つこと）を正しく認識し、HIV感染についての2つの主要な現地の誤解を否定し、健康新しい人もHIVに感染している可能性があることを知っている割合。

リスクの高い直近の性交渉でコンドームを使用した人の比率—結婚しておらず、同居していない相手と過去12ヶ月に性交渉を持った15～24歳の男女の若者のうち、そのような相手との直近の性交渉でコンドームを使用した人の割合。

エイズにより孤児となった子どもも—2009年時点で、エイズにより親の一方もしくは両親を失つた0～17歳の子どもの推定数。

すべての原因により孤児となった子どもも—2009年時点で、何らかの理由により親の一方もしくは両親を失つた0～17歳の子どもの推定数。

両親を失つた孤児の学校への出席率—少なくとも親の一方と住んでいて通学している10～14歳の子どもに対する、生物学上の両親を失つた現在通学している同年齢の子どもの比率。

## データの主な出典

成人の推定HIV感染率—国連合同エイズ計画 (UNAIDS)、Report on the Global AIDS Epidemic, 2010

HIVと共に生きる人（全年齢）の推定数—UNAIDS、Report on the Global AIDS Epidemic, 2010

HIVと共に生きる女性（15歳以上）の推定数—UNAIDS、Report on the Global AIDS Epidemic, 2010

HIVと共に生きる子ども（0～14歳）の推定数—UNAIDS, Report on the Global AIDS Epidemic, 2010

若者のHIV感染率—UNAIDS, Report on the Global AIDS Epidemic, 2010

HIVについての包括的な知識を持つ比率—AIDS Indicator Surveys (AIS)、行動観察調査 (BSS)、人口保健調査 (DHS)、複数指標クラスター調査 (MICS)、リプロダクティブ・ヘルス調査 (RHS)、その他の国別世帯調査、2005-2009; 'HIV/AIDS Survey Indicator Database', <www.measuredhs.com/hivdata>

リスクの高い直近の性交渉でコンドームを使用した比率—AIS、BSS、DHS、RHS、その他の国別世帯調査、2005-2009; 'HIV/AIDS Survey Indicator Database', <www.measuredhs.com/hivdata>

エイズにより孤児となった子どもも—UNAIDS, Report on the Global AIDS Epidemic, 2010

すべての原因により孤児となった子どもも—UNAIDSによる推計値、2010

両親を失つた孤児の学校への出席率—AIS、DHS、MICS、その他の国別世帯調査、2005-2009; 'HIV/AIDS Survey Indicator Database', <www.measuredhs.com/hivdata>

## 注

- データなし。
- y 列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のデータ、標準的な定義によらないデータ、または国内の一部地域のみに関するデータではあるが、地域平均や世界平均の算出に含まれていることを示す。
- p 孤児（10～14歳）の学校への出席率は小分母（典型的には、ウェイト処理を施していない25～49の事例）で算出されている。
- \* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
- \*\* 中国を除く。

# 表5 教育指標

国・地域	若者（15-24歳）の識字率（%）		人口100人あたりの数 2008	初等教育就学率（%） 2005-2009*				初等教育 純出席率（%） 2005-2009*		小学校に入学した生徒 が最終学年まで残る率 2005-2009*		中等教育就学率（%） 2005-2009*				中等教育 純出席率（%） 2005-2009*		
	2004-2008*			総就学率		純就学率		男 2005-2009*	女 2005-2009*	政府データ 2005-2009*	調査データ 2005-2009*	総就学率		純就学率		男 2005-2009*	女 2005-2009*	
	男	女		男	女	男	女					男	女	男	女			
アフガニスタン	49x	18x	29	2	127	84	74	46	66x	40x	-	90x	41	15	38	15	18x	6x
アルバニア	99	100	100	24	102x	102x	91x	91x	92	92	90x	100	79x	76x	75x	73x	79	77
アルジェリア	94	89	93	12	111	104	96	94	97	96	93	93	80	86	65x	68x	57	65
アンドラ	-	-	76	70	88	85	81	79	-	-	-	-	78	87	69	75	-	-
アンゴラ	81	65	38	3	141	114	55x	48x	58x	59x	-	83x	19x	16x	-	-	22x	20x
アンティグア・バーブーダ	-	-	158	75	105	96	90	86	-	-	97	-	119	110	-	-	-	-
アルゼンチン	99	99	117	28	116	115	-	-	-	-	95	-	80	90	75	84	-	-
アルメニア	100	100	100	6	104	106	83	86	99	98	98	100	86	90	83	88	93	95
オーストラリア	-	-	105	72	106	105	96	97	-	-	-	-	153	146	87	89	-	-
オーストリア	-	-	130	71	100	99	97x	98x	-	-	98	-	102	98	-	-	-	-
アゼルバイジャン	100	100	75	28	117	115	97	95	74	72	98	99x	107	104	99	97	82	80
バハマ	-	-	106	32	103	103	90	92	-	-	91	-	92	94	83	87	-	-
バーレーン	100	100	186	52	106	104	98	97	86x	87x	99x	99x	95	99	87	92	77x	85x
バングラデシュ	73	76	28	0	89	94	85	86	80	83	55	94	43	45	40	43	46	53
バルバドス	-	-	159	74	-	-	-	-	-	-	94	-	-	-	-	-	-	-
ベラルーシ	100	100	84	32	98	100	93	96	93	94	100	100	94	96	-	-	95	97
ベルギー	-	-	112	69	103	103	98	99	-	-	87	-	110	107	89	85	-	-
ベリーズ	-	89	53	11	122	119	98	98	95	95	90	98	72	78	61	66	58	60
ベナン	64	42	42	2	125	108	99	86	72	62	63x	89	46	26	26x	13x	40	27
ブータン	80	68	37	7	108	110	86	88	74x	67x	90	-	62	61	46	49	-	-
ボリビア	100	99	50	11	108	108	93	94	97	97	80	96	83	81	70	70	78	75
ボスニア・ヘルツェゴビナ	100	99	84	35	109	110	-	-	97	98	-	100	89	91	-	-	89	89
ボツワナ	94	96	77	6	111	109	86	88	86	88	87	-	78	82	62	67	36x	44x
ブラジル	97	99	78	38	132	123	95	93	95	95	76x	88	96	106	78	85	74	80
ブルネイ	100	100	96	55	107	107	93	93	-	-	98	-	96	98	87	90	-	-
ブルガリア	97	97	138	35	101	101	96	96	-	-	94	-	90	87	85	82	-	-
ブルキナファソ	47	33	17	1	83	74	67	59	49	44	71	89	23	17	18	13	17	15
ブルンジ	77	75	6	1	139	132	100	99	72	70	54	82	21	15	-	-	8	6
カンボジア	89	86	29	1	120	112	90	87	84	86	54	92	44	36	36	32	29	26
カーメルーン	88	84	32	4	119	102	94	82	86	81	57	87	41	33	-	-	45	42
カナダ	-	-	66	75	99	99	99x	100x	-	-	98x	-	102	100	95x	94x	-	-
カボヴェルデ	97	99	56	21	105	98	85	84	97x	96x	87	-	65x	71x	54x	60x	-	-
中央アフリカ共和国	72	56	4	0	104	74	77	57	64	54	46	62	18	10	13	8	16	10
チャド	54	37	17	1	97	68	72x	50x	41x	31x	30	94x	26	12	16x	5x	13x	7x
チリ	99	99	88	32	108	103	95	94	-	-	95	-	89	92	84	87	-	-
中国	99	99	48	22	111	116	100	100	-	-	100	-	74	78	-	-	-	-
コロンビア	98	98	92	39	120	120	90	90	90	92	88	89	86	95	68	75	64	72
コモロ	86	84	15	3	125	114	79x	67x	31x	31x	72x	19x	52	39	15	15	10x	11x
コンゴ	87	78	50	4	118	110	62	56	86	87	70	93	46x	40x	-	-	39	40
クック諸島	-	-	34	25	99x	94x	87x	83x	-	-	47x	-	58x	63x	57x	61x	-	-
コスタリカ	98	99	42	32	110	109	91	93	87	89	94	-	87	92	-	-	59	65
コートジボワール	72	60	51	3	83	66	62x	50x	66	57	90	90	34x	19x	27x	15x	32	22
クロアチア	100	100	133	51	99	98	91	90	-	-	100	-	92	95	87	89	-	-
キューバ	100	100	3	13	104	103	99	99	-	-	96	-	90	89	82	83	-	-
キプロス	100	100	118	39	104	103	99	98	-	-	98	-	98	99	95	97	-	-
チェコ	-	-	134	58	103	103	88	91	-	-	99	-	94	96	-	-	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	100	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コンゴ民主共和国	69	62	14	0	99	82	33x	32x	63	60	79	74	45	25	-	-	30	24
デンマーク	-	-	126	84	99	99	95	96	-	-	92x	-	117	121	88	91	-	-
ジブチ	-	48	13	2	49	43	44	39	67	66	-	92	35	24	25	18	45	37
ドミニカ	-	-	150	41	79	84	69	76	-	-	91	-	109	101	62	74	-	-
ドミニカ共和国	95	97	72	22	108	101	80	80	87	90	69	78	69	81	52	63	56	68
エクアドル	95	96	86	29	119	118	96	97	-	-	81	-	75	76	61	62	-	-
エジプト	88	82	51	17	102	97	95	92	96	94	97	98	82x	77x	73x	69x	72	67
エルサルバドル	95	96	113	11	117	113	93	95	-	-	76	-	63	64	54	56	-	-
赤道ギニア	98	98	52	2	101	96	70x	63x	61x	60x	33x	-	33x	19x	-	-	23x	22x
エリトリア	91	84	2	4	57	47	42	36	69x	64x	73	-	36	25	30	22	23x	21x
エストニア	100	100	188	66	101	99	95	94	-	-	98	-	98	101	88	91	-	-
エチオピア	62	39	2	0	103	92	81	75	45	45	40	84	39	28	31	20	30	23
フィジー	-	-	71	12	95	94	90	89	-	-	95	-	78	84	76	83	-	-
フィンランド	-	-	129	83	98	97	96	96	-	-	100	-	108	113	96	97	-	-

表5

若者（15-24歳）の識字率（%） 2004-2008*	人口100人あたりの数 2008		初等教育就学率（%） 2005-2009*				初等教育 純出席率（%） 2005-2009*		小学校に入学した生徒 が最終学年まで残る率 2005-2009*		中等教育就学率（%） 2005-2009*				中等教育 純出席率（%） 2005-2009*			
			総就学率		純就学率						総就学率		純就学率					
	男	女	電話	インターネット ユーザー	男	女	男	女	政府データ	調査データ	男	女	男	女	男	女		
フランス	-	-	93	68	111	109	98	99	-	-	98x	-	113	113	98	99		
ガボン	98	96	90	6	135x	134x	81x	80x	94x	94x	56x	-	-	-	-	34x	36x	
ガンビア	70	58	70	7	84	89	67	71	60	62	70	95	52	49	42	41	39	34
グルジア	100	100	64	24	109	106	100	98	94	95	95	98	92	88	82	79	89	88
ドイツ	-	-	128	75	105	105	98	98	-	-	96	-	103	100	-	-	-	-
ガーナ	81	78	50	4	106	105	76	77	73	74	60x	81	58	52	49	45	42	42
ギリシャ	99	99	124	44	101	101	99	100	-	-	98	-	104	99	91	91	-	-
グレナダ	-	-	58	23	105	100	94	93	-	-	83x	-	112	103	93	85	-	-
グアテマラ	89	84	109	14	117	110	97	94	80x	76x	65	-	58	55	41	39	23x	24x
ギニア	67	51	39	1	97	83	76	66	55	48	55	96	45	26	34	21	27	17
ギニアビサウ	78	62	32	2	-	-	61x	43x	54	53	-	76	-	-	12x	7x	8	7
ガイアナ	-	-	37	27	109	108	95	95	96	96	59x	96	102	102	-	-	66	73
ハイチ	-	-	32	10	-	-	-	-	48	52	-	85	-	-	-	-	18	21
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	93	95	85	13	116	116	96	98	77	80	76	-	57	72	-	-	29	36
ハンガリー	98	99	122	59	100	98	90	89	-	-	99	-	98	97	91	91	-	-
アイスランド	-	-	109	91	98	98	97	98	-	-	93	-	108	112	89	91	-	-
インド	88	74	29	4	115	111	91	88	85	81	66	95	61	52	-	-	59	49
インドネシア	97	96	62	8	121	118	97	94	86	84	80	-	75	74	69	68	57	59
イラン	97	96	59	31	107	151	-	-	94x	91x	88x	-	80	79	75	75	-	-
イラク	85	80	58	1	106	89	93	81	91	80	70x	93	56	37	46	33	46	34
アイルランド	-	-	121	63	105	105	96	98	-	-	-	-	111	119	86	90	-	-
イスラエル	-	-	127	50	110	111	97	98	-	-	100	-	89	91	85	88	-	-
イタリア	100	100	152	42	104	103	99	98	-	-	100	-	100	99	92	93	-	-
ジャマイカ	92	98	101	57	95	92	82	79	97	98	87x	99	89	93	75	79	88	92
日本	-	-	87	75	102	102	-	-	-	-	-	-	101	101	98	98	-	-
ヨルダン	99	99	87	26	97	97	89	90	99	99	99	-	87	90	80	84	85	89
カザフスタン	100	100	96	11	108	109	88	90	99	98	99	100	101	98	88	89	97	97
ケニア	92	93	42	9	113	110	81	82	72	75	84x	96	61	56	50	48	40	42
キリバス	-	-	1	2	107	109	-	-	-	-	81x	-	79	95	65	72	-	-
クウェート	98	99	100	34	96	95	89	87	-	-	100	-	88	91	80	80	-	-
キルギス	100	100	63	16	95	94	84	83	91	93	98	99	85	86	80	81	90	92
ラオス	89	79	33	9	117	106	84	81	81	77	67	91	48	39	39	33	39	32
ラトビア	100	100	99	61	100	96	98x	96x	-	-	96	-	97	99	-	-	-	-
レバノン	98	99	34	23	104	102	91	89	97x	97x	93x	78	87	71	79	61x	68x	
レソト	86	98	28	4	108	107	71	74	82	88	46	84	34	45	20	31	16	27
リベリア	70	80	19	1	96	86	85x	66x	41	39	-	-	36	27	25x	14x	21	18
リビア	100	100	77	5	113	108	-	-	-	-	-	-	86	101	-	-	-	-
リヒテンシュタイン	-	-	95	66	107	107	87	92	-	-	82	-	117	100	85	81	-	-
リトアニア	100	100	151	55	97	95	93	91	-	-	98	-	99	99	91	92	-	-
ルクセンブルク	-	-	147	81	100	101	95	97	-	-	86	-	95	98	82	85	-	-
マダガスカル	73	68	25	2	154	149	98	99	74x	77x	42	93x	31	29	23	24	17x	21x
マラウイ	87	85	12	2	119	122	88	93	86	87	36	71	32	27	26	24	13	13
マレーシア	98	99	103	56	97	96	96	96	-	-	92	-	66	71	66	70	-	-
モルディブ	99	99	143	24	115	109	97	95	-	-	-	-	81	86	68	71	-	-
マリ	47	31	27	2	103	86	79	66	46	40	79	90x	46	30	35	22	23	17
マルタ	97	99	95	49	99	99	91	92	-	-	99x	-	97	99	79	85	-	-
マーシャル諸島	94	96	2	4	94	92	67	66	-	-	-	-	66	67	43	47	-	-
モーリタニア	71	63	65	2	101	108	74	79	56	59	82	77	26	23	17	15	21	17
モーリシャス	95	97	81	22	100	100	93	95	-	-	98	-	86	88	79	81	-	-
メキシコ	98	98	69	22	115	113	98	98	97	97	92	-	87	93	71	74	-	-
ミクロネシア連邦	94x	96x	31	14	110	111	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モナコ	-	-	67	67	131	125	-	-	-	-	-	-	153	154	-	-	-	-
モンゴル	93	97	67	12	102	101	89	88	96	98	95	97	92	99	79	85	85	91
モンテネグロ	-	93	118	47	-	-	-	-	98	97	-	97	-	-	-	-	90	92
モロッコ	85	68	72	33	112	102	92	87	91	88	76	-	60	51	37x	32x	39x	36x
モザンビーク	78	62	20	2	121	107	82	77	82	80	44	60	24	18	6	6	21	20
ミャンマー	96	95	1	0	117	117	-	-	83x	84x	74	100x	-	-	49	50	51x	48x
ナミビア	91	95	49	5	113	112	87	91	91	91	77	90x	61	71	49	60	40	53
ナウル	92	99	-	-	80	84	72	73	-	-	25x	-	47	58	-	-	-	-
ネパール	86	75	15	2	123x	106x	78x	64x	86	82	62	95	46	41	-	-	46	38

# 表5 教育指標

	若者（15-24歳）の識字率（%） 2004-2008*	人口100人あたりの数 2008	初等教育就学率（%） 2005-2009*						小学校に入学した生徒が最終学年まで残る率（%） 2005-2009*		中等教育就学率（%） 2005-2009*						中等教育純出席率（%） 2005-2009*	
			総就学率		純就学率		初等教育純出席率（%） 2005-2009*		政府データ 調査データ		総就学率		純就学率		中等教育純出席率（%） 2005-2009*			
			男	女	電話	インターネットユーザー	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
オランダ	-	-	125	87	108	106	99	98	-	-	98x	-	122	120	88	89	-	-
ニュージーランド	-	-	109	72	101	101	99	100	-	-	-	-	115	122	90x	92x	-	-
ニカラグア	85	89	55	3	118	116	92	92	77x	84x	48	56x	64	72	42	48	35x	47x
ニジェール	52	23	13	1	69	55	60	48	44	31	67	88	14	9	11	7	13	9
ナイジェリア	78	65	42	16	99	87	64	58	65	60	75x	98	34	27	29	22	45	43
ニウエー	-	-	38	66	107	102	99x	98x	-	-	78x	-	96	102	91x	96x	-	-
ノルウェー	-	-	110	83	99	99	99	99	-	-	100	-	113	110	96	96	-	-
パレスチナ自治区	99	99	28	9	80	79	75	75	91x	92x	99	-	87	93	85	90	-	-
オマーン	98	98	116	20	74	75	67	69	-	-	100	-	90	87	79	78	-	-
パキスタン	79	59	50	10	93	77	72	60	76	67	70x	-	37	28	37	28	39	33
パラオ	100	100	60	27	98	100	98x	94x	-	-	-	-	98	96	-	-	-	-
パナマ	97	96	115	27	113	109	99	98	-	-	85	-	68	74	63	69	-	-
パプアニューギニア	65	69	9	2	59	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バラグアイ	99	99	95	14	107	104	90	90	87	89	79	-	65	67	57	60	81x	80x
ペルー	98	97	73	25	109	109	94	95	94x	94x	83	94x	89	89	75	75	70x	70x
フィリピン	94	96	75	6	111	109	91	93	88x	89x	73	90x	79	86	55	66	55x	70x
ポーランド	100	100	115	49	97	97	95	96	-	-	97	-	100	99	93	95	-	-
ポルトガル	100	100	140	42	118	112	99	98	-	-	-	-	98	105	84	92	-	-
カタール	99	99	131	34	109	108	95x	94x	-	-	97	-	79	115	67	98	-	-
韓国	-	-	95	77	106	104	100	98	-	-	98	-	99	95	97	94	-	-
モルドバ	99	100	67	23	95	93	88	87	84	85	96	100	86	89	82	85	82	85
ルーマニア	97	98	115	29	100	99	91	90	-	-	93	-	92	91	74	72	-	-
ロシア連邦	100	100	141	32	97	97	-	-	-	-	95	-	86	84	-	-	-	-
ルワンダ	77	77	14	3	150	152	95	97	84	87	31x	76	23	21	-	-	5	5
セントクリストファー＝ネーヴィス	-	-	157	31	96	102	91	96	-	-	68	-	95	93	87	85	-	-
セントルシア	-	-	100	59	99	97	92	91	-	-	96x	-	91	95	77	82	-	-
セントビンセント・グレナディーン	-	-	119	60	111	103	97	92	-	-	64x	-	107	111	85	95	-	-
サモア	99	100	69	5	101	99	93	93	-	-	96x	-	72	81	66	75	-	-
サンマリノ	-	-	77	55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメプリンシペ	95	96	31	15	133	134	95	97	94	95	74	83	49	54	36	40	39	41
サウジアラビア	98	96	143	31	100	96	85	84	-	-	96	-	102	87	70	76	-	-
セネガル	58	45	44	8	83	84	72	74	58	59	58	93	34	27	28	22	20	16
セルビア	99	99	98	34	98	98	95	95	99	98	98	100	87	90	87	89	81	87
セーシェル	99	99	112	40	131	130	99x	100x	-	-	98	-	101	120	-	-	-	-
シェラレオネ	66	46	18	0	168	148	-	-	69	69	-	94	42	28	30	20	21	17
シンガポール	100	100	138	73	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロバキア	-	-	102	66	103	102	-	-	-	-	97	-	92	93	-	-	-	-
スロベニア	100	100	102	56	98	97	97	97	-	-	99x	-	97	97	91	92	-	-
ソロモン諸島	90x	80x	6	2	109	106	67	67	63	69	-	-	38	32	32	29	29	30
ソマリア	-	24	7	1	42	23	-	-	25	21	-	85	11	5	-	-	9	5
南アフリカ	96	98	91	8	106	103	87	88	80x	83x	77x	-	93	97	70	74	41x	48x
スペイン	100	100	112	57	107	106	100	100	-	-	100	-	117	123	93	97	-	-
スリランカ	97	99	55	6	101	102	99	100	-	-	98	-	86x	88x	-	-	-	-
スードン	89	82	29	10	78	70	43x	36x	56	52	93	56x	40	36	-	-	17	22
スリナム	96	95	81	10	116	111	91	90	95	94	68	92	66	85	55	74	56	67
スワジランド	92	95	46	7	112	104	82	84	83	86	74	80x	56	50	31	26	31	41
スウェーデン	-	-	118	88	95	95	95	94	-	-	100	-	104	103	99	99	-	-
スイス	-	-	118	77	103	103	94	94	-	-	-	-	98	94	87	83	-	-
シリア	96	93	33	17	127	122	97x	92x	97	96	97	-	75	73	68	67	64	65
タジキスタン	100	100	54	9	104	100	99	95	99	96	99	100	90	78	88	77	89	74
タイ	98	98	92	24	92	90	91	89	98	98	-	99	73	79	68	77	77	84
旧ユーゴスラビア・マケドニア	99	99	123	42	93	93	86	87	97	93	97	100	85	82	82	81	79	78
東ティモール	-	-	9	0	110	103	77	74	76x	74x	-	-	55	55	30	33	-	-
トーゴ	87	80	24	5	119	111	98	89	82	76	45	89	54	28	30x	15x	45	32
トンガ	99	100	49	8	113	110	-	-	-	-	91	-	101	105	60	74	-	-
トリニダードトバゴ	100	100	113	17	105	102	92	91	98	98	96	98	86	92	71	76	84	90
チュニジア	98	96	85	28	108	106	97	98	95x	93x	94	-	88	96	67	76	-	-
トルコ	99	94	89	34	101	98	96	94	91x	87x	94	95x	87	77	77	70	52x	43x
トルクメニスタン	100	100	23	1	-	-	-	-	99	99	-	100	-	-	-	-	84	84
ツバル	98	99	20	43	106	105	-	-	-	-	63x	-	87x	81x	-	-	-	-
ウガンダ	89	86	27	8	120	121	96	98	83	82	32	72	27	23	22	21	16	15

若者（15-24歳）の識字率（%） 2004-2008*	人口100人あたりの数 2008	初等教育就学率（%） 2005-2009*				初等教育純出席率（%） 2005-2009*				小学校に入学した生徒が最終学年まで残る率（%） 2005-2009*		中等教育就学率（%） 2005-2009*				中等教育純出席率（%） 2005-2009*			
		総就学率		純就学率		男		女		政府データ		調査データ		総就学率		純就学率		男	
		電話	インターネットユーザー	男	女	男	女	男	女	政府データ	調査データ	男	女	男	女	男	女	男	女
ウクライナ	100	100	121	11	98	99	89	89	96	98	97	100	95	94	84	85	90	93	
アラブ首長国連邦	94	97	209	65	108	108	92	91	-	-	100	-	93	95	83	85	-	-	
英国	-	-	126	76	106	106	99	100	-	-	-	-	98	100	92	95	-	-	
タンザニア	79	76	31	1	111	109	100	99	71	75	83	91	7x	5x	5x	5x	8	8	
米国	-	-	87	74	98	99	91	93	-	-	95	-	94	94	88	89	-	-	
ウルグアイ	99	99	105	40	116	113	97	98	-	-	94	-	93	91	64	71	-	-	
ウズベキスタン	100	100	47	9	94	92	89	87	100	100	99	100	102	101	92	90	91	90	
バヌアツ	94	94	15	7	111	106	98	96	80	82	73	89	43x	37x	41x	35x	38	36	
ベネズエラ	98	99	96	25	104	102	90	90	91x	93x	81	82x	77	85	66	74	30x	43x	
ベトナム	97	96	80	24	107x	101x	96x	91x	94	94	92	98	70x	64x	-	-	77	78	
イエメン	95	70	16	2	94	76	79	66	75	64	59x	73	61	30	49	26	48	27	
ザンビア	82	68	28	6	120	118	95	96	80	80	79	87	50	41	47	39	38	35	
ジンバブエ	98	99	13	11	104	103	89	91	90	92	62x	79	43	39	39	37	46	43	

## 地域別要約

アフリカ#	79	70	38	8	105	96	83	79	69	67	67	87	44	36	33	29	35	32
サハラ以南のアフリカ#	77	67	32	6	105	95	81	77	65	63	62	86	40	32	32	28	30	27
東部・南部アフリカ	81	73	30	4	113	107	88	87	68	69	51	82	44	39	35	33	24	22
西部・中部アフリカ	72	60	34	7	99	86	71	64	64	59	70	89	38	26	29	22	36	31
中東と北アフリカ	92	86	63	19	101	99	91	86	85	81	93	-	72	66	66	62	54	51
アジア#	92	86	44	14	111	108	92	89	84**	81**	79	-	64	60	-	-	56**	50**
南アジア	86	73	32	5	110	104	88	83	83	80	65	94	56	48	-	-	55	47
東アジアと太平洋諸国	98	98	54	21	112	113	98	97	89**	88**	92	-	74	77	65**	67**	63**	65**
ラテンアメリカとカリブ海諸国	97	98	80	29	118	114	95	94	92	93	85	-	87	94	72	77	68	74
CEE/CIS	99	99	109	26	100	98	93	92	-	-	96	-	91	88	82	81	-	-
先進工業国§	-	-	104	69	102	102	95	95	-	-	96	-	102	101	91	92	-	-
開発途上国§	91	84	48	15	109	105	90	87	80**	77**	77	91	64	60	54**	53**	52**	48**
後発開発途上国§	76	67	21	2	104	96	85	81	67	66	60	83	39	31	33	29	30	28
世界	91	85	59	23	108	105	91	88	80**	77**	79	91	69	65	61**	60**	53**	48**

# 地域グループ内の国・地域 (countries and territories) の一覧は、124ページ参照。

§ それぞれのカテゴリーやグループに属する地域 (territories) も含む。ユネセコの分類における国・地域の一覧は、124ページ参照。

## 指標の定義

若者の識字率—15～24歳で読み書きできる者の比率。当該年齢の総人口に占める比率で示されている。

初等教育総就学率—年齢に関わらず初等教育に就学する子どもの人数が、公式の初等教育就学年齢に相当する子どもの総人口に占める比率。

中等教育総就学率—年齢に関わらず中等学校に就学する子どもの人数が、公式の中等教育就学年齢に相当する子どもの総人口に占める比率。

初等教育純就学率—公式の初等教育就学年齢に相当する子どもであって初等学校に就学する子どもの人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める比率。

中等教育純就学率—公式の中等教育就学年齢に相当する子どもであって中等学校に就学する子どもの人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める比率。

初等教育純出席率—公式の初等教育就学年齢に相当する子どもであって初等学校または中等学校に通学する者の人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める比率。

中等教育純出席率—公式の中等教育就学年齢に相当する子どもであって中等学校またはそれ以上の学校に通学する者の人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める比率。

小学校に入学した生徒が最終学年まで残る率—小学校の第1学年に入学した子どものうち、最終学年に達した者の比率。

## データの主な出典

若者の識字率—ユネスコ統計研究所 (UIS)。

電話・インターネットの利用状況—国際電気通信連合 (ジュネーブ)。

初等・中等教育就学率—UIS。

初等・中等教育出席率—人口保健調査 (DHS)、複数指標クラスター調査 (MICS)。

最終学年に在学する率—政府データ：UIS。調査データ：DHS、MICS。

## 注

- データなし。
- x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであり、かつ地域平均や世界平均の算出には含まれていないことを示す。
- \* データが、列の見出しで指定された期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
- \*\* 中国を除く。

# 表6 人口統計指標

国・地域	人口 (1000人) 2009		人口の 年間増加率 (%)				粗死亡率		粗出生率		平均余命 (年)		合計特殊 出生率 2009		都市人口の 年間平均増加率 (%)				
	18歳未満	5歳未満	1970-1990	1990-2000	2000-2009	1970	1990	2009	1970	1990	2009	1970	1990	2009	2009	2009	1970-1990	1990-2000	2000-2009
アフガニスタン	14897	5031	0.3	4.9	3.9	29	23	19	52	52	46	35	41	44	6.5	22	2.8	6.0	4.7
アルバニア	929	219	2.2	-0.7	0.4	8	6	6	33	24	15	67	72	77	1.9	51	2.8	0.7	2.5
アルジェリア	11667	3383	3.0	1.9	1.7	16	7	5	49	32	21	53	67	73	2.3	66	4.4	3.3	2.6
アンドラ	15	4	3.9	2.3	3.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	88	4.7	2.1	2.3
アンゴラ	9596	3200	2.8	2.9	3.2	27	23	16	52	53	42	37	42	48	5.6	58	7.4	5.7	4.7
アンティグアバーブーダ	17	4	-0.6	2.2	1.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	-0.3	1.2	0.8
アルゼンチン	12181	3383	1.5	1.3	1.1	9	8	8	23	22	17	67	72	76	2.2	92	2.0	1.6	1.2
アルメニア	787	224	1.7	-1.4	0.0	5	8	9	23	21	15	70	68	74	1.7	64	2.3	-1.8	-0.1
オーストラリア	4913	1342	1.5	1.1	1.3	9	7	7	20	15	13	71	77	82	1.8	89	1.5	1.4	1.4
オーストリア	1550	388	0.1	0.4	0.5	13	11	9	15	11	9	70	76	80	1.4	67	0.2	0.4	0.7
アゼルバイジャン	2671	764	1.7	1.2	1.0	7	7	7	29	27	19	65	66	71	2.2	52	2.0	0.7	1.1
パハマ	106	28	2.0	1.8	1.4	7	6	6	31	24	17	66	70	74	2.0	84	2.9	2.0	1.5
バーレーン	251	70	4.0	2.8	2.5	9	4	3	40	29	18	62	72	76	2.2	89	4.3	2.8	2.2
バングラデシュ	61091	16463	2.6	2.0	1.8	21	12	6	47	35	21	44	54	67	2.3	28	7.4	3.7	3.3
バルバドス	55	14	0.4	-0.3	0.2	9	8	8	22	16	11	69	75	78	1.5	44	-0.3	1.3	1.7
ベラルーシ	1785	476	0.6	-0.2	-0.5	7	11	15	16	14	10	71	71	69	1.3	74	2.7	0.4	0.2
ベルギー	2171	598	0.2	0.3	0.5	12	11	10	14	12	11	71	76	80	1.8	97	0.3	0.3	0.5
ベリーズ	129	36	2.2	2.8	2.5	8	5	4	40	36	24	66	72	77	2.8	52	1.8	2.9	3.1
ベナン	4431	1490	2.8	3.3	3.7	22	15	9	46	46	39	45	54	62	5.4	42	6.4	4.3	4.2
ブータン	260	70	3.1	0.2	2.7	23	14	7	47	39	21	41	52	66	2.6	34	8.0	4.6	5.6
ボリビア	4225	1244	2.3	2.2	2.1	20	11	7	46	36	27	46	59	66	3.4	66	4.0	3.3	2.6
ボスニア・ヘルツェゴビナ	717	171	0.9	-1.5	0.2	7	9	10	23	15	9	66	67	75	1.2	48	2.8	-0.6	1.4
ボツワナ	779	224	3.3	2.4	1.5	13	7	12	46	35	24	55	64	55	2.8	60	11.7	4.8	2.8
ブラジル	60134	15655	2.2	1.5	1.3	10	7	6	35	24	16	59	66	73	1.8	86	3.6	2.5	1.8
ブルネイ	128	37	3.4	2.6	2.3	7	3	3	36	28	20	67	74	77	2.1	75	3.7	3.4	2.6
ブルガリア	1255	354	0.2	-1.0	-0.7	9	12	15	16	12	10	71	71	74	1.4	71	1.4	-0.6	-0.3
ブルキナファソ	8337	3073	2.3	2.8	3.7	23	17	13	47	48	47	41	47	53	5.8	25	6.6	5.4	7.1
ブルンジ	3772	1184	2.4	1.3	3.1	20	19	14	44	47	34	44	46	51	4.5	11	7.2	4.1	5.6
カンボジア	6036	1640	1.7	2.8	1.9	20	12	8	42	44	25	44	55	62	2.9	20	0.5	5.7	3.4
カムルーン	9306	3071	2.9	2.6	2.6	19	13	14	45	42	36	46	55	51	4.5	58	6.4	4.6	3.9
カナダ	6878	1775	1.2	1.0	1.1	7	7	7	17	14	11	73	77	81	1.6	80	1.3	1.4	1.1
カボヴェルデ	220	59	1.4	2.1	1.8	12	8	5	40	38	24	56	66	72	2.7	60	5.5	4.1	2.9
中央アフリカ共和国	2088	659	2.4	2.5	2.1	23	17	17	43	41	35	42	49	47	4.7	39	3.8	2.7	2.2
チャド	5867	2024	2.5	3.2	3.6	21	16	16	46	48	45	45	51	49	6.1	27	5.5	4.4	4.9
チリ	4747	1243	1.6	1.6	1.2	10	6	5	29	23	15	62	74	79	1.9	89	2.1	1.9	1.4
中国	335915	87282	1.7	1.0	0.8	8	7	7	33	22	14	62	68	73	1.8	46	3.8	4.1	3.5
コロンビア	15937	4497	2.2	1.8	1.7	9	6	6	38	27	20	61	68	73	2.4	75	3.3	2.3	1.9
コモロ	299	99	3.0	2.3	2.5	18	11	7	47	37	32	48	56	66	3.9	28	4.9	2.4	2.3
コンゴ	1739	555	3.0	2.2	2.4	14	10	13	43	38	34	54	59	54	4.3	62	4.7	2.9	2.8
クック諸島	8	2	-0.9	-0.1	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	74	-0.5	1.1	2.8
コスタリカ	1443	372	2.6	2.4	1.9	7	4	4	33	27	16	67	75	79	1.9	64	4.0	4.0	2.6
コードジボワール	9953	3178	4.4	3.2	2.5	19	11	11	53	41	34	47	57	58	4.5	50	6.1	4.1	3.7
クロアチア	822	209	0.4	0.0	-0.3	10	11	12	15	12	10	69	72	76	1.4	57	1.9	0.3	0.2
キューバ	2441	595	1.0	0.5	0.1	7	7	7	29	17	10	70	75	79	1.5	75	2.0	0.8	0.1
キプロス	194	49	0.5	1.4	1.3	10	8	7	19	19	12	71	77	80	1.5	70	3.0	1.7	1.4
チェコ	1821	535	0.2	-0.1	0.2	12	12	11	16	12	11	70	72	77	1.5	74	1.0	-0.2	0.1
朝鮮民主主義人民共和国	6410	1561	1.7	1.3	0.6	7	6	10	35	21	14	62	71	68	1.9	60	2.1	1.4	0.6
コンゴ民主共和国	35353	11982	3.0	3.2	3.3	21	18	17	48	51	44	44	48	48	5.9	35	2.6	3.9	4.6
デンマーク	1209	318	0.2	0.4	0.3	10	12	10	16	12	11	73	75	79	1.8	87	0.5	0.4	0.5
ジブチ	372	108	6.2	2.6	2.1	21	14	11	49	42	28	43	51	56	3.8	76	7.2	2.7	1.9
ドミニカ	13	3	0.3	-0.1	-0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	67	2.1	-0.2	-0.2
ドミニカ共和国	3781	1087	2.4	1.8	1.7	11	6	6	42	30	22	58	68	73	2.6	68	3.9	2.9	2.6
エクアドル	5046	1381	2.7	1.8	1.3	12	6	5	42	29	20	58	69	75	2.5	66	4.4	2.7	2.2
エジプト	31695	9559	2.4	1.9	2.1	16	8	6	40	33	24	50	63	70	2.8	43	2.6	1.8	2.0
エルサルバドル	2415	607	1.8	1.1	0.4	13	8	7	43	32	20	57	66	72	2.3	64	2.9	2.9	1.3
赤道ギニア	322	106	1.3	3.3	3.1	25	20	15	39	49	38	40	47	51	5.3	40	2.6	4.4	2.9
エリトリア	2432	832	2.7	1.5	4.1	21	16	8	47	40	36	43	48	60	4.5	21	3.8	2.6	5.6
エストニア	249	76	0.7	-1.3	-0.3	11	13	13	15	14	12	71	69	73	1.7	69	1.1	-1.6	-0.2
エチオピア	41831	13581	2.6	3.0	2.9	21	18	12	47	48	38	43	47	56	5.2	17	4.5	4.7	3.8
フィジー	318	87	1.6	1.0	0.7	8	6	7	34	29	21	60	67	69	2.7	51	2.5	2.4	1.4
フィンランド	1088	293	0.4	0.4	0.4	10	10	9	14	13	11	70	75	80	1.8	85	1.5	0.7	0.7

表6

	人口 (1000人) 2009				人口の 年間増加率 (%)				粗死亡率			粗出生率			平均余命 (年)			合計特殊 出生率		都市人口の 年間平均増加率 (%)				
	18歳未満		5歳未満		1970-1990		1990-2000		2000-2009		1970	1990	2009	1970	1990	2009	1970	1990	2009	2009	2009	1970-1990	1990-2000	2000-2009
フランス	13698	3859	0.6	0.4	0.7	11	10	9	17	13	12	72	77	81	1.9	85	0.8	0.8	1.6	-	-	-	-	-
ガボン	636	183	2.8	2.9	2.2	20	11	10	34	38	27	47	61	61	3.2	86	6.7	4.3	2.7	-	-	-	-	-
ガンビア	831	271	3.7	3.7	3.4	24	15	11	49	44	36	41	51	56	5.0	57	7.0	6.2	4.7	-	-	-	-	-
グルジア	921	245	0.7	-1.4	-1.3	9	9	12	19	17	12	67	71	72	1.6	53	1.4	-1.8	-1.2	-	-	-	-	-
ドイツ	13666	3392	0.1	0.3	0.0	12	11	10	14	11	8	71	76	80	1.3	74	0.1	0.3	0.1	-	-	-	-	-
ガーナ	10726	3365	2.7	2.7	2.5	17	11	11	47	39	32	49	57	57	4.2	51	3.8	4.5	3.8	-	-	-	-	-
ギリシャ	1917	537	0.7	0.7	0.2	8	9	10	17	10	10	72	77	80	1.4	61	1.3	0.9	0.5	-	-	-	-	-
グレナダ	36	10	0.1	0.5	0.3	9	8	6	28	28	20	64	69	76	2.3	39	0.3	1.3	1.1	-	-	-	-	-
グアテマラ	6834	2142	2.5	2.3	2.8	15	9	6	44	39	32	52	62	71	4.0	49	3.2	3.2	3.4	-	-	-	-	-
ギニア	4972	1667	2.3	3.1	2.3	26	18	11	49	47	39	39	48	58	5.3	35	5.2	4.1	3.4	-	-	-	-	-
ギニアビサウ	787	269	2.6	2.4	2.6	26	20	17	46	42	41	37	44	48	5.7	30	5.7	3.0	2.4	-	-	-	-	-
ガイアナ	269	66	0.3	0.1	0.1	11	9	8	38	25	17	60	62	67	2.3	29	0.3	-0.2	0.0	-	-	-	-	-
ハイチ	4316	1259	2.1	2.0	1.9	18	13	9	39	37	27	47	55	61	3.4	50	3.9	4.2	5.6	-	-	-	-	-
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	3311	964	3.0	2.4	2.3	15	7	5	47	38	27	52	66	72	3.2	51	4.7	3.6	3.3	-	-	-	-	-
ハンガリー	1840	490	0.0	-0.1	-0.3	11	14	13	15	12	10	69	69	74	1.4	68	0.5	-0.3	0.3	-	-	-	-	-
アイスランド	81	23	1.1	1.0	1.7	7	7	6	21	17	15	74	78	82	2.1	93	1.4	1.2	1.6	-	-	-	-	-
インド	447401	126114	2.2	1.9	1.7	16	11	8	38	32	22	49	58	64	2.7	30	3.5	2.7	2.4	-	-	-	-	-
インドネシア	74403	20732	2.1	1.5	1.4	17	9	6	41	26	18	48	62	71	2.1	44	5.0	4.6	1.8	-	-	-	-	-
イラン	22221	6555	3.4	1.6	1.3	14	7	6	43	34	19	54	65	72	1.8	70	5.0	3.0	2.1	-	-	-	-	-
イラク	14672	4491	2.9	3.1	2.8	12	7	6	45	38	31	58	64	68	4.0	66	3.9	2.8	2.2	-	-	-	-	-
アイルランド	1101	343	0.9	0.8	2.1	11	9	6	22	15	16	71	75	80	2.0	62	1.3	1.2	2.4	-	-	-	-	-
イスラエル	2331	697	2.2	3.0	2.1	7	6	5	27	22	20	71	76	81	2.8	92	2.6	3.1	1.9	-	-	-	-	-
イタリア	10219	2899	0.3	0.0	0.6	10	10	10	17	10	9	71	77	81	1.4	68	0.5	0.1	0.7	-	-	-	-	-
ジャマイカ	973	254	1.2	0.8	0.7	8	7	7	35	26	19	68	71	72	2.4	52	2.1	1.3	0.7	-	-	-	-	-
日本	20551	5304	0.8	0.3	0.0	7	7	9	19	10	8	72	79	83	1.3	67	1.7	0.6	0.3	-	-	-	-	-
ヨルダン	2582	765	3.5	4.0	3.3	16	6	4	52	37	25	54	67	73	3.0	78	4.8	4.8	2.9	-	-	-	-	-
カザフスタン	4540	1441	1.2	-1.0	0.6	9	9	11	26	23	20	62	67	65	2.3	58	1.7	-1.0	0.9	-	-	-	-	-
ケニア	19652	6721	3.7	2.9	2.9	15	10	11	51	42	38	52	60	55	4.9	22	6.5	3.7	3.8	-	-	-	-	-
キリバス	36	10	2.5	1.6	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44	4.3	3.6	1.9	-	-	-	-	-
クウェート	817	254	5.3	0.4	3.7	6	2	2	48	24	17	66	75	78	2.2	98	6.0	0.4	3.3	-	-	-	-	-
キルギス	1961	563	2.0	1.2	1.3	11	8	7	31	31	22	60	66	68	2.5	35	2.0	0.5	1.0	-	-	-	-	-
ラオス	2832	789	2.2	2.5	2.0	18	13	7	43	41	27	46	54	65	3.4	32	4.6	6.0	6.0	-	-	-	-	-
ラトビア	390	112	0.6	-1.2	-0.7	11	13	14	14	14	10	70	69	73	1.4	68	1.3	-1.3	-0.6	-	-	-	-	-
レバノン	1303	322	1.0	2.4	1.4	9	7	7	33	26	16	65	69	72	1.8	87	2.7	2.7	1.4	-	-	-	-	-
レソト	955	271	2.2	1.6	1.1	17	11	17	43	36	29	49	59	46	3.3	26	4.6	5.2	4.0	-	-	-	-	-
リベリア	1950	640	2.1	2.7	4.2	21	18	10	47	47	38	44	49	59	5.0	47	4.3	3.4	4.5	-	-	-	-	-
リビア	2258	709	3.9	2.0	2.3	16	4	4	49	26	23	51	68	74	2.6	78	6.0	2.1	2.2	-	-	-	-	-
リヒテンシュタイン	7	2	1.5	1.3	1.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	1.1	0.1	0.4	-	-	-	-	-
リトアニア	629	152	0.8	-0.5	-0.8	9	11	13	17	15	10	71	71	72	1.4	67	2.4	-0.6	-0.7	-	-	-	-	-
ルクセンブルク	105	27	0.6	1.3	1.3	12	10	8	13	13	11	70	75	80	1.7	85	1.0	1.7	1.3	-	-	-	-	-
マダガスカル	9759	3104	2.7	3.0	3.1	21	15	9	48	45	35	44	51	61	4.6	30	5.3	4.4	3.9	-	-	-	-	-
マラウイ	8106	2634	3.7	2.2	3.2	24	17	12	56	50	40	41	49	54	5.5	19	6.9	5.0	5.5	-	-	-	-	-
マレーシア	9700	2727	2.6	2.5	2.1	9	5	5	37	30	20	61	70	75	2.5	71	4.5	4.7	3.4	-	-	-	-	-
モルディブ	110	27	2.9	2.3	1.6	17	9	5	40	40	19	50	60	72	2.0	39	6.7	3.0	5.2	-	-	-	-	-
マリ	6649	2259	1.8	2.0	2.7	27	21	15	48	47	42	38	43	49	5.4	35	4.2	3.9	4.8	-	-	-	-	-
マルタ	80	18	0.9	0.8	0.6	9	8	8	17	15	9	70	76	80	1.3	94	0.9	1.0	0.8	-	-	-	-	-
マーシャル諸島	23	6	4.2	1.0	2.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71	5.2	1.5	2.4	-	-	-	-	-
モーリタニア	1514	481	2.7	2.7	2.9	18	12	10	47	40	33	48	56	57	4.4	41	7.7	2.8	2.9	-	-	-	-	-
モーリシャス	358	89	1.2	1.2	0.9	7	6	7	28	20	14	62	69	72	1.8	42	1.4	0.9	0.6	-	-	-	-	-
メキシコ	37564	10163	2.4	1.8	1.2	10	5	5	43	28	18	61	71	76	2.2	78	3.3	2.2	1.5	-	-	-	-	-
ミクロネシア連邦	49	13	2.2	1.1	0.4	9	7	6	41	34	25	62	66	69	3.5	23	2.4	-0.4	0.5	-	-	-	-	-
モナコ	6	2	1.1	0.9	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	1.1	0.9	0.3	-	-	-	-	-
モンゴル	862	234	2.8	0.8	1.4	14	9	7	42	33	19	53	61	67	2.0	62	4.0	0.7	2.1	-	-	-	-	-
モンテネグロ	146	38	0.6	1.2	-0.7	3	5	10	10	11	12	69	76	74	1.6	62	3.5	3.2	-0.1	-	-	-	-	
モロッコ	10997	3079	2.4	1.5	1.3																			

# 表6 人口統計指標

	人口 (1000人) 2009		人口の 年間増加率 (%)				粗死亡率		粗出生率			平均余命 (年)			合計特殊 出生率 2009		都市人口の 年間平均増加率 (%)		
	18歳未満	5歳未満	1970-1990	1990-2000	2000-2009	1970	1990	2009	1970	1990	2009	1970	1990	2009	2009	2009	1970-1990	1990-2000	2000-2009
オランダ	3562	943	0.7	0.6	0.5	8	9	8	17	13	11	74	77	80	1.7	82	1.2	1.7	1.2
ニュージーランド	1063	290	0.9	1.3	1.2	9	8	7	22	17	14	71	75	80	2.0	86	1.1	1.4	1.1
ニカラグア	2420	679	2.7	2.1	1.5	13	7	5	46	37	24	54	64	73	2.7	57	3.3	2.5	1.8
ニジェール	8611	3280	2.9	3.3	4.1	27	24	15	57	56	53	38	42	52	7.1	17	5.7	3.9	4.2
ナイジェリア	75994	25426	2.7	2.5	2.7	24	20	16	47	46	39	40	45	48	5.2	49	4.9	4.4	4.0
ニウエ	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37	-2.0	-1.3	-1.4
ノルウェー	1108	296	0.4	0.6	0.9	10	11	9	17	14	12	74	77	81	1.9	79	0.9	1.1	1.2
パレスチナ自治区	2204	708	3.4	3.8	3.8	19	7	4	49	46	35	54	68	74	4.9	74	4.5	4.4	3.7
オマーン	1067	297	4.5	2.6	2.1	17	4	3	50	38	22	49	70	76	3.0	73	8.5	3.4	2.1
パキスタン	78786	24121	3.1	2.5	2.5	16	10	7	43	40	30	54	61	67	3.9	36	4.2	3.3	3.0
パラオ	7	2	1.4	2.6	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	82	2.2	2.6	2.5
パナマ	1196	345	2.4	2.0	2.0	8	5	5	37	26	20	65	72	76	2.5	74	3.0	4.0	3.1
パプアニューギニア	3112	961	2.4	2.7	2.8	19	11	8	42	37	31	43	54	61	4.0	13	4.5	1.4	1.9
パラグアイ	2563	739	2.7	2.3	2.1	7	6	6	37	33	24	65	68	72	3.0	61	4.0	3.6	3.0
ペルー	10591	2969	2.5	1.8	1.4	14	7	5	42	30	21	53	66	73	2.5	77	3.4	2.4	1.8
フィリピン	37033	10800	2.7	2.2	2.1	11	7	5	40	33	24	57	65	72	3.0	49	4.6	2.1	2.1
ポーランド	7166	1832	0.8	0.1	-0.1	8	10	10	17	15	10	70	71	76	1.3	46	2.9	-1.1	-1.0
ポルトガル	1971	531	0.7	0.2	0.6	11	10	10	21	11	10	67	74	79	1.4	60	1.8	1.5	1.6
カタール	272	83	7.2	2.8	10.3	13	3	2	34	23	12	60	69	76	2.4	96	7.4	3.1	9.1
韓国	10176	2278	1.6	0.8	0.5	10	6	6	32	16	9	59	71	80	1.2	83	4.5	1.5	0.9
モルドバ	786	208	1.0	-0.6	-1.6	10	10	13	18	19	12	65	68	69	1.5	61	1.6	0.2	-0.2
ルーマニア	3961	1057	0.7	-0.5	-0.5	9	11	12	21	14	10	68	69	73	1.3	57	2.1	-0.5	0.3
ロシア連邦	25780	7491	0.6	-0.1	-0.5	9	12	15	14	14	11	69	68	67	1.4	73	1.4	-0.1	-0.5
ルワンダ	4865	1694	3.2	1.1	2.9	20	32	14	53	45	41	44	33	51	5.3	19	5.8	10.4	5.9
セントクリストファー＝ネーヴィス	10	2	-0.5	1.2	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	-0.4	0.7	1.1
セントルシア	56	15	1.4	1.3	1.1	8	7	6	41	25	18	64	71	74	2.0	28	2.4	0.8	1.0
セントビンセント・グレナディーン	36	9	0.9	0.0	0.2	11	7	7	40	25	17	61	69	72	2.1	49	2.4	0.9	1.0
サモア	84	21	0.6	0.9	0.2	10	7	5	39	34	23	55	65	72	3.9	20	0.8	1.3	-0.7
サンマリノ	6	2	1.2	1.1	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94	3.2	1.4	1.7
サントメプリンシペ	77	23	2.3	1.9	1.9	13	10	7	47	38	32	55	62	66	3.7	61	4.2	3.9	3.2
サウジアラビア	9874	2864	5.2	2.5	2.6	18	5	4	48	36	23	52	68	73	3.0	82	7.5	2.9	2.6
セネガル	6333	2094	3.0	2.7	2.9	23	14	11	51	44	38	43	52	56	4.9	42	4.3	3.1	3.1
セルビア	2132	570	0.8	0.6	-0.4	9	10	12	18	15	12	68	72	74	1.6	56	2.0	1.1	0.3
セーシェル	43	14	1.6	1.2	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55	2.7	1.5	1.2
シェラレオネ	2827	964	2.1	0.3	3.7	28	24	15	46	42	40	36	40	48	5.2	38	3.8	1.1	4.1
シンガポール	993	198	1.9	2.9	2.1	5	5	5	23	18	8	69	75	81	1.3	100	1.9	2.9	1.8
スロバキア	1047	270	0.7	0.2	0.1	10	10	10	19	15	10	70	72	75	1.3	55	2.3	0.2	-0.2
スロベニア	342	96	0.7	0.3	0.2	10	10	10	17	11	10	69	73	79	1.4	50	2.3	0.4	-0.1
ソロモン諸島	239	73	3.3	2.8	2.9	10	12	6	46	40	30	54	57	67	3.8	18	5.5	4.2	4.2
ソマリア	4667	1637	3.0	1.1	2.6	24	20	16	51	45	44	40	45	50	6.4	37	4.4	2.3	3.6
南アフリカ	18285	5175	2.5	2.0	1.4	14	8	15	38	29	22	53	61	52	2.5	61	2.9	2.9	2.0
スペイン	7956	2422	0.7	0.4	1.4	9	8	9	20	10	11	72	77	81	1.5	77	1.4	0.5	1.3
スリランカ	5850	1784	1.6	0.8	0.9	9	7	7	31	21	18	63	69	74	2.3	14	0.8	-0.8	-0.2
スードン	19352	5880	2.9	2.5	2.4	19	14	10	46	41	31	46	53	58	4.1	39	5.3	4.8	4.0
スリナム	177	48	0.4	1.4	1.3	8	7	8	37	24	19	63	67	69	2.4	69	1.8	2.2	1.9
スワジランド	561	160	3.3	2.2	1.2	18	9	15	49	43	30	48	61	46	3.5	21	7.6	2.1	0.5
スウェーデン	1907	536	0.3	0.3	0.5	10	11	10	14	14	12	74	78	81	1.9	85	0.4	0.5	0.6
イスス	1431	366	0.4	0.7	0.7	9	9	8	16	12	10	73	78	82	1.5	74	1.6	0.7	0.6
シリヤ	9001	2868	3.5	2.6	3.5	13	5	3	47	37	27	55	68	74	3.2	55	4.1	3.2	3.8
タジキスタン	3081	879	2.9	1.5	1.5	10	8	6	40	39	28	60	63	67	3.4	26	2.2	-0.3	1.3
タイ	17902	4847	2.1	1.0	1.0	10	6	9	37	20	14	59	69	69	1.8	34	3.8	1.5	1.8
旧ユーゴスラビア・マケドニア	459	110	1.0	0.5	0.2	8	8	9	24	17	11	66	71	74	1.4	59	2.0	0.8	0.1
東ティモール	589	193	1.0	1.0	4.1	22	18	8	46	43	40	40	46	62	6.4	28	3.4	2.5	5.2
トーゴ	3082	958	3.1	2.9	2.9	18	11	8	48	42	32	49	58	63	4.2	43	4.8	4.8	4.3
トンガ	46	14	-0.2	0.4	0.7	6	6	6	37	30	27	65	70	72	3.9	23	0.4	0.6	0.7
トリニダードトバゴ	340	94	1.1	0.6	0.4	7	7	8	27	21	15	66	69	70	1.6	14	-0.5	3.0	2.9
チュニジア	2961	788	2.4	1.4	1.0	14	6	6	39	27	16	54	69	74	1.8	67	3.8	2.3	1.5
トルコ	24142	6561	2.2	1.7	1.5	12	8	6	39	26	18	56	65	72	2.1	69	4.4	2.6	2.1
トルクメニスタン	1848	519	2.6	2.0	1.6	11	8	8	37	35	22	58	63	65	2.4	49	2.3	2.2	2.2
ツバル	4	1	1.0	0.7	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	4.0	1.9	1.4
ウガンダ	18276	6368	3.2	3.2	3.6	16	17	12	49	49	46	50	48	53	6.3	13	5.7	4.1	4.2

表6

	人口 (1000人) 2009		人口の 年間増加率 (%)			粗死亡率			粗出生率			平均余命 (年)			合計特殊 出生率 (%)		都市人口の 年間平均増加率 (%)		
	18歳未満	5歳未満	1970-1990	1990-2000	2000-2009	1970	1990	2009	1970	1990	2009	1970	1990	2009	2009	2009	1970-1990	1990-2000	2000-2009
ウクライナ	8024	2193	0.4	-0.5	-0.8	9	13	16	15	13	10	71	70	68	1.4	69	1.4	-0.5	-0.5
アラブ首長国連邦	1019	307	10.6	5.5	4.4	11	3	2	36	27	14	61	73	78	1.9	84	10.7	5.7	4.3
英国	13100	3662	0.1	0.3	0.6	12	11	10	16	14	12	72	76	80	1.9	80	0.2	0.4	0.6
タンザニア	22416	7792	3.1	2.9	3.1	18	15	11	48	44	41	47	51	56	5.5	26	7.5	4.6	4.5
米国	77319	21823	1.0	1.2	1.1	9	9	8	16	16	14	71	75	79	2.1	82	1.1	1.7	1.4
ウルグアイ	926	248	0.5	0.7	0.1	10	10	9	21	18	15	69	73	76	2.1	92	0.9	0.9	0.3
ウズベキスタン	9977	2585	2.7	1.9	1.3	10	7	7	36	35	20	63	67	68	2.2	36	3.1	1.2	0.8
バヌアツ	109	34	2.8	2.4	2.9	14	7	5	43	37	30	53	64	70	3.9	25	4.9	3.9	4.3
ベネズエラ	10161	2924	3.1	2.1	2.0	7	5	5	37	29	21	65	71	74	2.5	93	3.8	2.8	2.1
ベトナム	28172	7238	2.2	1.7	1.4	18	8	5	41	31	17	49	65	75	2.0	30	2.7	3.6	3.4
イエメン	12062	3829	3.3	3.9	3.2	27	13	7	56	51	36	38	54	63	5.1	31	5.5	6.2	4.8
ザンビア	6851	2327	3.2	2.8	2.6	17	15	17	49	44	42	49	51	46	5.7	36	4.5	1.6	2.6
ジンバブエ	6001	1717	3.5	1.7	0.1	13	9	15	48	37	30	55	61	46	3.4	38	6.1	3.3	1.4

## 地域別要約

アフリカ <sup>#</sup>	473927	154528	2.8	2.5	2.6	20	15	12	46	42	35	46	53	56	4.5	40	4.3	3.6	3.4
サハラ以南のアフリカ <sup>#</sup>	414349	137009	2.8	2.6	2.8	21	16	14	47	44	38	45	50	53	5.0	37	4.7	4.1	3.8
東部・南部アフリカ	192017	62944	2.8	2.6	2.7	19	15	13	47	43	37	46	51	53	4.8	30	4.7	3.9	3.4
西部・中部アフリカ	202608	68077	2.8	2.7	2.9	22	18	15	48	46	40	42	48	51	5.2	43	4.6	4.1	4.1
中東と北アフリカ	156647	46917	3.1	2.2	2.2	16	8	6	45	35	24	52	64	70	2.8	59	4.4	2.9	2.6
アジア <sup>#</sup>	1172419	323529	2.0	1.5	1.4	13	9	7	37	27	19	55	63	69	2.3	39	3.8	3.4	2.8
南アジア	621106	177114	2.3	2.0	1.9	17	11	8	40	33	23	49	58	64	2.8	30	3.8	2.9	2.6
東アジアと太平洋諸国	551312	146415	1.8	1.2	1.0	10	7	7	35	23	15	59	67	73	1.9	46	3.9	3.7	3.0
ラテンアメリカとカリブ海諸国	194445	53079	2.2	1.6	1.4	10	7	6	37	27	18	60	68	74	2.2	79	3.2	2.3	1.8
CEE/CIS	96724	26876	1.0	0.2	0.1	9	11	12	20	18	14	67	68	69	1.7	70	1.9	0.3	0.2
先進工業国 <sup>\$</sup>	204686	56301	0.7	0.6	0.7	10	9	9	17	13	11	71	76	80	1.7	74	1.0	1.0	1.0
開発途上国 <sup>\$</sup>	1970587	569072	2.2	1.7	1.6	13	9	8	38	30	22	55	62	67	2.7	45	3.8	3.1	2.7
後発開発途上国 <sup>\$</sup>	390642	124367	2.6	2.5	2.6	21	16	11	47	42	34	44	51	57	4.3	29	4.9	4.2	4.0
世界	2219545	637723	1.8	1.4	1.4	12	10	8	32	26	20	59	65	69	2.5	50	2.6	2.3	2.1

# 地域グループ内の国・地域 (countries and territories) の一覧は、124 ページ参照。

\$ それぞれのカテゴリーやグループに属する地域 (territories) も含む。ユニセフの分類における国・地域の一覧は、124 ページ参照。

### 指標の定義

出生時の平均余命—新生児が、その出生時の人口集団の標準的な死亡の危険のもとで生きられる年数。

粗死亡率—人口 1,000 人あたりの年間の死亡数。

粗出生率—人口 1,000 人あたりの年間の出生数。

合計特殊出生率—女性が出産可能年齢の終わりまで生き、年齢ごとに当該年齢の通常の出生率にしたがって子どもを産むとして、その女性が一生の間に産むことになる子どもの人数。

都市人口—各国が最新の人口調査で用いた定義にしたがって定められた都市地域で暮らす人口の比率。

### データの主な出典

子どもの人口—国連人口局。

粗死亡率・粗出生率—国連人口局。

平均余命—国連人口局。

合計特殊出生率—国連人口局。

都市人口—国連人口局。

### 注

- データなし。

# 表7 経済指標

国・地域	1人あたりのGNI(米ドル)	GDPの年間平均成長率(%)	年間平均インフレ率(%)	国際貧困ライン 1日1.25米ドル未満で暮らす人の比率(%)	政府支出中の比率(%) (1998-2008*)			政府開発援助(ODA)の受け入れ額(100万米ドル)	ODAが受け入れ国のGNIに占める比率(%)	債務返済が商品やサービスの輸出額に占める比率(%)	
					保健	教育	防衛			1990	2008
アフガニスタン	370x	-	-	-	-	-	-	4865	-	-	-
アルバニア	3950	-0.7x	5.4	15	<2	4	2	386	3	4x	2
アルジェリア	4420	1.6	1.5	12	7	4	24	316	0	62	-
アンドラ	41130	-	-	3x	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	3490	-	3.8	253	54	6x	15x	369	1	7	2
アンティグアバーブーダ	12130	8.3x	2	2	-	-	-	8	1	-	-
アルゼンチン	7600	-0.7	1.9	7	3	5	5	131	0	30	9
アルメニア	3100	-	6.2	56	4	-	-	303	3	-	11
オーストラリア	43770	1.5	2.3	3	-	15	9	-	-	-	-
オーストリア	46850	2.4	1.9	2	-	16	9	-	-	-	-
アゼルバイジャン	4840	-	4.9	58	<2	1	4	12	235	1	-
バハマ	21390x	1.9	1.1x	3x	-	16	20	3	-	-	-
バーレーン	25420x	-1.3x	2.8x	3x	-	8	15	14	-	-	-
バングラデシュ	590	0.4	3.4	4	50	7	15	10	2061	2	17
バルバドス	d	1.7	2.2x	3x	-	-	-	5	-	-	-
ベラルーシ	5540	-	4.2	133	<2	2	4	3	110	0	-
ベルギー	45310	2.2	1.7	2	-	16	3	3	-	-	-
ベリーズ	3740x	2.9	2.2x	1x	13	8x	20x	5x	25	2	5
ベナン	750	0.3	1.2	6	47	6x	31x	17x	641	11	7
ブータン	2020	-	5.2	7	26	9	13	-	87	7	-
ボリビア	1630	-1.1	1.6	7	12	9	24	6	628	4	31
ボスニア・ヘルツェゴビナ	4700	-	9.6x	5x	<2	-	-	-	482	3	-
ボツワナ	6260	8.2	3.6	9	31	5x	26x	8x	716	6	4
ブラジル	8070	2.3	1.4	59	5	6	6	3	460	0	19
ブルネイ	d	-2.2x	-0.3x	5x	-	-	-	-	-	-	-
ブルガリア	5770	3.4x	2.8	43	<2	11	5	6	-	19	12
ブルキナファソ	510	1.4	2.4	3	57	7x	17x	14x	998	14	6
ブルンジ	150	1.1	-1.8	12	81	2	15	23	509	47	41
カンボジア	650	-	6.3x	4x	26	-	-	-	743	8	0x
カムルーン	1170	3.4	0.7	4	33	3	12	10	525	2	18
カナダ	42170	2	2.1	2	-	9	2	6	-	-	-
カボヴェルデ	3010	-	4.1	3	21	-	-	-	219	14	5
中央アフリカ共和国	450	-1.3	-0.8	3	62	-	-	-	256	14	8
チャド	620	-1	3	6	62	8x	8x	-	416	7	2
チリ	9460	1.5	3.5	6	<2	16	18	5	73	0	20
中国	3620	6.6	9	5	16	0	1	7	1489	0	10
コロンビア	4950	1.9	1.4	14	16	9	20	13	972	0	39
コモロ	870	0.1x	-0.2	4	46	-	-	-	37	8	2
コンゴ	1830	3.1	0.5	8	54	4	4	10	505	7	31
クック諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	0
コスタリカ	6260	0.7	2.6	12	<2	20	24	-	66	0	21
コートジボワール	1060	-1.9	-1	5	23	4x	21x	4x	617	3	26
クロアチア	13810	-	2.9	29	<2	16	9	4	397	1	-
キューバ	c	-	3.6x	4x	-	23x	10x	-	127	-	-
キプロス	26940x	5.9x	2.2x	4x	-	6	12	4	-	-	-
チェコ	17310	-	2.5	7	<2	16	9	3	-	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	a	-	-	-	-	-	-	-	218	-	-
コンゴ民主共和国	160	-2.3	-3.5	261	59	0x	0x	18x	1610	16	-
デンマーク	58930	2	1.7	2	-	0	10	4	-	-	-
ジブチ	1280	-	-1.4	3	19	-	-	-	121	13	4x
ドミニカ	4900	4.7x	1.7	2	-	-	-	-	22	6	4
ドミニカ共和国	4530	2.1	3.8	11	4	10	13	4	153	0	7
エクアドル	3940	1.3	1.6	5	5	11x	18x	13x	231	0	27
エジプト	2070	4.1	2.6	7	<2	4	12	7	1348	1	18
エルサルバドル	3370	-1.9	2.7	4	6	15	14	3	233	1	14
赤道ギニア	12420	-	19.8	12	-	-	-	-	38	0	-
エリトリア	300x	-	-0.8x	14x	-	-	-	-	143	10	-
エストニア	14060	1.5x	5.3	20	<2	16	7	5	-	-	-
エチオピア	330	-	2.7	6	39	1	5	17	3327	15	33
フィジー	3950	0.7	4	1	-	9x	18x	6x	45	1	12
フィンランド	45680	2.8	2.7	2	-	3	10	4	-	-	-
フランス	43990	2.2	1.4	2	-	16x	7x	6x	-	-	-
ガボン	7370	0.2	-0.9	6	5	-	-	-	55	1	4

表7

	1人あたりのGNP(米ドル)	国際貧困ライン 1日1.25米ドル未満で暮らす人の比率(%)					政府開発援助(ODA)の受け入れ額(100万米ドル)	ODAが受け入れ国のGNPに占める比率(%)	債務返済が商品やサービスの輸出額に占める比率(%)		
		1人あたりのGDPの年間平均成長率(%)		年間平均インフレ率(%)	政府支出中の比率(%) (1998-2008*)				2008	2008	
		2009	1970-1990		1990-2009	1990-2009	1994-2008*	保健	教育	防衛	
ガンビア	440	0.7	0.6	8	34	7x	12x	4x	94	14	18
グルジア	2530	-	-	82	13	6	9	36	888	8	-
ドイツ	42560	2.3	1.3	1	-	20	1	4	-	-	-
ガーナ	700	-2	2.2	23	30	7x	22x	5x	1293	8	21
ギリシャ	28630	1.3	2.7	6	-	7	11	8	-	-	-
グレナダ	5580	4.2x	3.1	3	-	10x	17x	-	33	5	2
グアテマラ	2630	0.2	1.4	7	12	11x	17x	11x	536	1	11
ギニア	370	0.2x	3.3	7	70	3x	11x	29x	319	-	18
ギニアビサウ	510	0.1	-9.6	29	49	1x	3x	4x	132	34	21
ガイアナ	1450x	-1.6	3x	8x	8	-	-	-	166	15	20x
ハイチ	a	-	-1.1x	15x	55	-	-	-	912	14	5
パチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
ホンジュラス	1820	0.8	1.6	14	18	10x	19x	7x	564	4	30
ハンガリー	12980	3	3.2	12	<2	11	8	3	-	-	-
アイスランド	43220	3.2	2.4	4	-	17	8	0	-	-	-
インド	1170	2.1	4.8	6	42	2	5	12	2108	0	25
インドネシア	2230	4.7	2.5	15	29	1	4	7	1225	0	31
イラン	4530	-2.3	2.7	22	<2	7	8	10	98	-	1
イラク	2210	-	-2.6x	14x	-	-	-	-	9870	-	-
アイルランド	44310	2.8	5.2	4	-	16x	14x	3x	-	-	-
イスラエル	25740	1.9	1.8	6	-	13	16	18	-	-	-
イタリア	35080	2.8	1	3	-	14	11	4	-	-	-
ジャマイカ	5020	-1.3	0.7	16	<2	6	17	2	79	1	20
日本	37870	3	0.9	-1	-	2x	6x	4x	-	-	-
ヨルダン	3740	2.5x	2.5	3	<2	10	16	19	742	4	18
カザフスタン	6740	-	3.8	63	<2	5	7	8	333	0	-
ケニア	770	1.2	0.2	10	20	7	26	6	1360	5	26
キリバス	1890	-5.3	1.8	3	-	-	-	-	27	14	-
クウェート	43930x	-6.8x	2x	5x	-	5	8	6	-	-	-
キルギス	870	-	0.3	40	3	12	11	7	360	9	-
ラオス	880	-	4.2	23	44	-	-	-	496	11	8
ラトビア	12390	3.4	4.7	19	<2	11	13	5	-	-	35
レバノン	7970	-	2.2	8	-	2	7	11	1076	4	-
レソト	1020	2.8	1.6	8	43	9	18	4	143	7	4
リベリア	160	-4.2	1.8	37	84	5x	11x	9x	1250	197	-
リビア	12020	-	2.9x	18x	-	-	-	-	60	0	-
リヒテンシュタイン	113210x	2.2	3.1x	1x	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	11410	-	3.5	24	<2	11	7	4	-	-	30
ルクセンブルク	74430	2.7	3	3	-	13	10	1	-	-	-
マダガスカル	420x	-2.3	-0.1	14	68	7	18	6	841	11	32
マラウイ	280	-0.1	0.5	28	74	7x	12x	5x	913	22	23
マレーシア	7230	4	3.2	4	<2	6x	23x	11x	158	0	12
モルディブ	3870	-	5.9x	1x	-	13	15	6	54	5	4
マリ	680	0.2	2.9	5	51	2x	9x	8x	964	13	8
マルタ	16690x	6.5	2.6x	3x	-	14	13	2	-	-	-
マーシャル諸島	3060	-	-1.1	4	-	-	-	-	53	27	-
モーリタニア	960	-1	0.8	8	21	4x	23x	-	311	-	24
モーリシャス	7240	3.2x	3.5	6	-	8	15	1	110	1	6
メキシコ	8960	1.6	1.5	13	4	5	25	3	149	0	16
ミクロネシア連邦	2220	-	0.1	2	-	-	-	-	94	36	-
モナコ	203900x	1.6	2x	2x	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	1630	-	2.9	27	2	6	9	9	246	6	17x
モンテネグロ	6550	-	3.8x	-	<2	-	-	-	106	3	-
モロッコ	2790	1.9	2.3	3	3	3	18	13	1217	2	18
モザンビーク	440	-1x	4.3	18	75	5x	10x	35x	1994	25	21
ミャンマー	a	1.4	8.2x	24x	-	3	13	23	534	-	17
ナミビア	4310	-2.1x	2	10	49	10x	22x	7x	207	2	-
ナウル	-	-	-	-	-	-	-	-	31	-	0
ネパール	440	1	1.9	7	55	7	18	9	716	6	12
オランダ	49350	1.6	2.1	2	-	14	11	3	-	-	-
ニュージーランド	26830x	0.8	2	2	-	17	17	3	-	-	-
ニカラグア	1010	-3.7	1.9	19	16	13x	15x	6x	741	12	2
ニジェール	340	-2.1	-0.2	4	66	-	-	-	605	13	12
											10x

# 表7 経済指標

	1人あたりのGNI(米ドル)	1人あたりのGDPの年間平均成長率(%)	年間平均インフレ率(%)	国際貧困ライン 1日1.25米ドル未満で暮らす人の比率(%)	政府支出中の比率(%) (1998-2008*)			政府開発援助(ODA)の受け入れ額(100万米ドル)	ODAが受け入れ国のGNIに占める比率(%)	債務返済が商品やサービスの輸出額に占める比率(%)	
					保健	教育	防衛			1990	2008
					2009	1970-1990	1990-2009	1990-2009	1994-2008*		
ナイジェリア	1140	-1.4	1.7	21	64	1x	3x	3x	1290	1	22 0
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	18	-	- 0
ノルウェー	86440	3.2	2.3	4	-	16	6	5	-	-	- -
パレスチナ自治区	b	-	-2.4x	4x	-	-	-	-	2593	-	- -
オマーン	17890x	3.3	2x	4x	-	7	15	33	32	-	- -
パキスタン	1020	3	1.7	10	23	1	2	13	1539	1	16 8
パラオ	8940	-	-0.1x	3x	-	-	-	-	43	24	- -
パナマ	6740	0.3	3	2	10	18	16	-	29	0	3 9
パプアニューギニア	1180	-0.7	-0.4	8	36	7	22	4	304	5	37 9x
パラグアイ	2280	3.1	-0.1	11	7	7x	22x	11x	134	1	12 5
ペルー	4160	-0.6	2.9	11	8	13	7	-	466	0	6 12
フィリピン	1790	0.6	1.9	7	23	2	19	5	61	0	23 15
ポーランド	12260	-	4.4	11	<2	12	11	4	-	-	4 24
ポルトガル	20940	2.6	1.7	4	-	16	16	3	-	-	- -
カタール	d	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- -
韓国	19830	6.2	4.3	4	-	1	16	11	-	-	- -
モルドバ	1590	-	-1	44	2	14	8	2	299	6	- 10
ルーマニア	8330	0.9x	2.7	50	<2	12	6	5	-	-	0 24
ロシア連邦	9370	-	1.9	60	<2	5	3	8	-	-	- 11
ルワンダ	460	1.2	1.7	10	77	5x	26x	-	931	24	9 3
セントクリストファー＝ネーヴィス	10150	6.3x	2.5	3	-	-	-	-	46	9	3 17
セントルシア	5190	5.3x	1.1	2	21	-	-	-	19	2	2 7
セントビンセント・グレナディーン	5130	3.3	3.8	2	-	12	16	-	27	5	3 13
サモア	2840	-	3.1	6	-	-	-	-	39	8	5 8x
サンマリノ	50670x	-	-	3x	-	18	9	-	-	-	- -
サントメプリンシペ	1140	-	-	-	28	-	-	-	47	29	28 34x
サウジアラビア	17700x	-1.4	0.3	4	-	6x	14x	36x	-	-	- -
セネガル	1040	-0.7	1.1	4	34	3	14	7	1058	9	14 4x
セルビア	5990	-	1.3	26x	<2	-	-	-	1047	2	- 25
セーシェル	8480	2.9	1.7	5	<2	9	8	3	12	1	7 8x
シェラレオネ	340	-0.5	0.9	17	53	10x	13x	10x	367	21	8 1
シンガポール	37220	5.6	3.9	1	-	6	19	25	-	-	- -
スロバキア	16130	-	3.7	7	<2	20	4	4	-	-	- -
スロベニア	23520	-	3.5	13	<2	15	12	4	-	-	- -
ソロモン諸島	910	-	-1.3	7	-	-	-	-	224	38	10 2x
ソマリア	a	-0.8	-	-	-	1x	2x	38x	758	-	25x -
南アフリカ	5770	0.1	1.2	8	26	-	-	-	1125	0	- 4
スペイン	31870	1.9	2.2	4	-	2	1	4	-	-	- -
スリランカ	1990	3	4	10	14	6	10	18	730	2	10 8
スーダン	1230	0.1	3.8	29	-	1	8	28	2384	5	4 2
スリナム	4760x	-2.2x	1.4x	51x	16	-	-	-	102	4	- -
スワジランド	2350	3	1.7	8	63	8	20	8	67	2	5 2x
スウェーデン	48930	1.8	2.2	2	-	4	6	5	-	-	- -
スイス	56370x	1.2	0.9x	1x	-	0	5	5	-	-	- -
シリア	2410	2	1.4	7	-	2	9	24	136	0	- -
タジキスタン	700	-	-0.9	84	22	2	4	9	291	7	- 2
タイ	3760	4.7	2.9	3	<2	15	21	6	-621	0	14 7
旧ユーゴスラビア・マケドニア	4400	-	0.9	26	<2	-	-	-	221	3	- 7
東ティモール	2460x	-	-1.3x	4x	37	-	-	-	278	10	- -
トーゴ	440	-0.6	-	4	39	5x	20x	11x	330	13	8 2x
トンガ	3260	-	2.9	5	-	7x	13x	-	26	10	2 3x
トリニダードトバゴ	16560	0.5	5.1	6	4	7	14	2	12	0	- -
チュニジア	3720	2.5	3.5	4	3	5	20	4	479	1	22 7
トルコ	8730	2	2.3	50	3	3	10	8	2024	0	27 27
トルクメニスタン	3420	-	4.7	104	25	-	-	-	18	0	- -
ツバル	-	-	-	-	-	-	-	-	17	-	- 0
ウガンダ	460	-	3.6	8	52	2x	15x	26x	1657	13	47 2
ウクライナ	2800	-	0.1	78	<2	3	6	3	618	0	- 18
アラブ首長国連邦	d	-4.9x	0.5	6	-	7	17	30	-	-	- -
英国	41520	2	2.3	3	-	15	4	7	-	-	- -
タンザニア	500	-	2	14	89	6x	8x	16x	2331	13	25 1
米国	47240	2.2	1.8	2	-	24	2	20	-	-	- -
ウルグアイ	9400	0.9	1.8	17	<2	7	8	4	33	0	31 14

表7

国・地域	1人あたりのGNI(米ドル)	国際貧困ライン 1日1.25米ドル未満で暮らす人の比率(%)				政府支出中の比率(%) (1998-2008*)			政府開発援助(ODA)の受け入れ額(100万米ドル)	ODAが受け入れ国のGNIに占める比率(%)	債務返済が商品やサービスの輸出額に占める比率(%)		
		1人あたりのGDPの年間平均成長率(%)	年間平均インフレ率(%)	1990-1990	1990-2009	1990-2009	1994-2008*	保健	教育	防衛	2008	2008	1990
ウズベキスタン	1100	-	1.9	90	46	-	-	-	187	1	-	-	-
バヌアツ	2620	1.1x	6.7	-3	-	-	-	-	92	17	2	1x	1x
ベネズエラ	10200	-1.6	0.2	33	4	8	21	5	59	0	22	5	5
ベトナム	1010	-	6	10	22	4	14	-	2552	3	-	2	2
イエメン	1060	-	1.5	17	18	4	22	19	305	1	4	2	2
ザンビア	970	-2.3	0.3	30	64	13	14	4	1086	9	13	3	3
ジンバブエ	a	-0.4	-1.9x	62x	-	8x	24x	7x	611	-	19	-	-

## 地域別要約

アフリカ <sup>#</sup>	1500	0.9	2.0	24	44	-	-	-	39109	3	24	4
サハラ以南のアフリカ <sup>#</sup>	1147	0	1.8	33	53	-	-	-	35689	4	17	3
東部・南部アフリカ	1496	-	1.8	40	51	-	-	-	19247	4	14	3
西部・中部アフリカ	841	-0.5	1.6	23	55	-	-	-	13937	4	19	2
中東と北アフリカ	3029	-0.2	2.4	14	4	5	13	13	20778	3	21	-
アジア <sup>#</sup>	2550	4.2	6.6	6	28	1	5	9	20559	0	17	4
南アジア	1092	2.1	4.4	6	40	2	5	12	12161	1	21	8
東アジアと太平洋諸国	3748	5.4	7.2	5	18	1	5	8	8398	0	16	4
ラテンアメリカとカリブ海諸国	7195	1.4	1.6	32	7	7	14	4	7240	0	20	14
CEE/CIS	6854	-	2.2	59	6	5	5	7	8303	0	-	17
先進工業国 <sup>\$</sup>	40463	2.3	1.7	2	-	18	4	12	-	-	-	-
開発途上国 <sup>\$</sup>	2988	2.1	4.6	17	28	3	8	8	86398	1	19	8
後発開発途上国 <sup>\$</sup>	638	-0.2	3.0	53	54	5	13	15	38427	9	12	3
世界	8686	2.3	2.5	8	26	13	5	11	90064	0	18	9

# 地域グループ内の国・地域 (countries and territories) の一覧は、124 ページ参照。

§ それぞれのカテゴリーやグループに属する地域 (territories) も含む。ユネセフの分類における国・地域の一覧は、124 ページ参照。

## 指標の定義

**1人あたりのGNI—GNI**（国民総所得）とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額（補助金は控除）および非居住者からの1次所得（被用者の報酬および財産所得）の正味受取額を加えた総額である。1人あたりのGNIは、国民総所得を年央の人口で割って算出する。1人あたりのGNIの米ドル換算値は世界銀行アトラス計算法によるものである。

**1人あたりのGDP—GDP**（国内総生産）とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額（補助金は控除）を加えた総額である。1人あたりのGDPは、国内総生産を年央の人口で割って算出する。成長率は現地通貨による固定物価GDPから算出したものである。

**国際貧困ライン1日1.25米ドル未満で暮らす人の比率**—購買力平価で調整した2005年の価格のもとで1日1.25米ドル未満で暮らす人の人口比率。新しい貧困基準は、2005年の国際比較プログラムの結果に基づく購買力平価為替レートの改訂を反映している。この改訂は、開発途上全国般の生活費が以前に推計されたよりも高いことを明らかにしている。これらの改訂の結果、各国の貧困率は前年版以前の白書で報告されている貧困率と比較することはできなくなった。提示されたデータの定義・手法・出典に関するより詳細な情報は、[www.worldbank.org](http://www.worldbank.org)において入手することができる。

**ODA—政府開発援助。**

**債務返済**—公的および公的保証付の長期対外債務に対する金利の支払額および元本の返済額の合計。

## データの主な出典

**1人あたりのGNI—世界銀行。**

**1人あたりのGDP—世界銀行。**

**インフレ率—世界銀行。**

**国際貧困ライン1日1.25米ドル未満で暮らす人の比率—世界銀行。**

**保健・教育・防衛支出—国際通貨基金 (IMF)。**

**ODA—経済開発協力機構 (OECD)。**

**債務返済—世界銀行。**

## 注

a：低所得層（995 米ドル以下）

b：下位の中所得層（996 ~ 3,945 米ドル）

c：上位の中所得層（3,946 ~ 12,195 米ドル）

d：高所得層（12,196 米ドル以上）

- データなし。

x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであり、かつ地域平均や世界平均の算出には含まれていないことを示す。

y 列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のデータ、標準的な定義によらないデータ、または国内の一部地域のみに関するデータではあるが、地域平均や世界平均の算出に含まれていることを示す。

\* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。

# 表8 女性指標

国・地域	出生時の平均余命 (対男性比、%)	成人の識字率 (対男性比、%)	就学率・出席率(対男性比、%)				避妊法の普及率 (%)	出産前のケアが行われている比率 (%)		出産時ケアが行われている比率 (%)		妊娠婦死亡率†			
			初等教育 2005-2009*		中等教育 2005-2009*			2005-2009*		2005-2009*		2005-2009*	2008		
			純就学率	純出席率	純就学率	純出席率		最低1回	最低4回	専門技能者付き添う出産	保健施設での出産	帝王切開	報告値	調整値	
アフガニスタン	100	-	63	60x	38	33x	10x	16x	-	14x	13x	-	1600x	1400	11
アルバニア	108	99	100x	100	98x	97	69	97	67	99	97	19	21	31	1700
アルジェリア	104	79	99	99	106x	112	61	89	-	95	95	-	120x	120	340
アンドラ	-	-	98	-	109	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	109	69	86x	102x	-	90x	6x	80	32x	47	46	-	-	610	29
アンティグア・バーブーダ	-	101	94	-	-	-	53x	100	-	100	-	-	-	-	-
アルゼンチン	111	100	-	-	112	-	78	99	89	95	99	-	40	70	600
アルメニア	109	100	103	99	106	102	53	93	71	100	100	15	27	29	1900
オーストラリア	106	-	101	-	102	-	71x	100x	-	100x	-	30	-	8	7400
オーストリア	107	-	101x	-	-	-	51x	100x	-	100x	-	24	-	5	14300
アゼルバイジャン	107	99	99	98	98	98	51	77	45	88	78	5	26	38	1200
バハマ	108	-	102	-	105	-	45x	98	-	99	-	-	-	49	1000
バーレーン	104	97	99	100x	105	111x	62x	97x	-	98x	98x	-	46x	19	2200
バングラデシュ	103	83	102	103	105	116	53	51	21	24	15	8	350	340	110
バルバドス	107	-	-	-	-	-	55x	100	-	100	-	-	-	64	1100
ベラルーシ	119	100	102	101	-	102	73	99	-	100	100	-	3	15	5100
ベルギー	108	-	101	-	96	-	75x	-	-	-	-	18	-	5	10900
ベリーズ	105	-	100	100	109	103	34	94	76x	95	88	-	57	94	330
ベナン	104	53	87	87	49x	66	17	84	61	74	78	4	400	410	43
ブータン	106	59	103	91x	107	-	35	88	-	71	55	9	260x	200	170
ボリビア	107	90	101	100	99	96	61	86	72	71	68	19	310	180	150
ボスニア・ヘルツェゴビナ	107	96	-	101	-	100	36	99	-	100	100	-	3	9	9300
ボツワナ	99	100	102	103	109	122x	53	94	73y	95	94	-	200	190	180
ブラジル	111	101	98	101	110	108	81	97	89	97	98	44	75	58	860
ブルネイ	106	97	100	-	104	-	-	100x	-	99x	-	-	-	21	2000
ブルガリア	110	99	100	-	97	-	63x	-	-	100	100	29	6	13	5800
ブルキナファソ	105	59	89	90	74	91	17	85	18x	54	51	1x	310	560	28
ブルンジ	106	83	99	97	-	79	9	92	-	34	29	-	620	970	25
カンボジア	106	83	96	102	88	90	40	69	27	44	22	2	460	290	110
カーメルーン	102	81	87	94	-	93	29	82	60x	63	61	2x	670x	600	35
カナダ	106	-	100x	-	100x	-	74x	-	-	98x	-	26	-	12	5600
カボヴェルデ	108	89	98	100x	112x	-	61	98	72	78	78	11	16	94	350
中央アフリカ共和国	106	60	74	84	58	64	19	69	40x	44	56	2x	540	850	27
チャド	105	50	70x	76x	33x	51x	3x	39x	18x	14x	13x	0x	1100x	1200	14
チリ	108	100	99	-	103	-	58	95x	-	100	98	-	18	26	2000
中国	105	94	100	-	-	-	85	91	-	99	95	27	34	38	1500
コロンビア	111	100	99	102	109	111	78	94	83	96	92	27	76	85	460
コモロ	107	85	85x	100x	101	103x	26x	75x	52x	62x	43x	-	380x	340	71
コンゴ	104	-	91	101	-	104	44	86	75	83	82	3	780	580	39
クック諸島	-	-	96x	-	107x	-	44x	-	-	98x	-	-	6x	-	-
コスタリカ	106	101	102	-	110	80	90	86	99	99	21y	27	44	1100	
コートジボワール	105	69	80x	87	57x	69	13	85	45	57	54	6	540	470	44
クロアチア	109	98	99	-	102	-	-	-	-	100	-	-	7	14	5200
キューバ	105	100	100	-	101	-	78	100	99	100	100	-	47	53	1400
キプロス	106	98	99	-	102	-	-	-	-	-	-	-	-	10	6600
チエコ	108	-	103	-	-	-	72x	99x	97x	100	-	20	6	8	8500
朝鮮民主主義人民共和国	106	100	-	-	-	-	69x	97x	-	97x	-	-	77	250	230
コンゴ民主共和国	107	72	95x	95	-	80	21	85	47	74	70	4	550	670	24
デンマーク	106	-	101	-	103	-	-	-	-	-	-	21	10x	5	10900
ジブチ	105	-	89	99	71	82	23	92	7x	93	87	12	550x	300	93
ドミニカ	-	-	109	-	121	-	50x	100	-	100	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	108	100	101	103	122	122	73	99	95	98	98	42	160	100	320
エクアドル	108	94	101	-	103	-	73x	84x	58x	98x	85	26x	60	140	270
エジプト	105	77	96	97	95x	93	60	74	66	79	72	28	55	82	380
エルサルバドル	114	93	101	-	103	-	73	94	78	96	85	25	59	110	350
赤道ギニア	105	92	91x	98x	-	95x	-	86x	-	65x	-	-	-	280	73
エリトリア	108	71	87	93x	71	92x	8x	70x	41x	28x	26x	3x	1000x	280	72
エストニア	116	100	99	-	103	-	70x	-	-	100	-	-	7	12	5300
エチオピア	105	46	93	101	64	77	15	28	12	6	5	1	670	470	40
フィジー	107	-	99	-	110	-	35x	-	-	99x	-	-	34x	26	1300
フィンランド	109	-	100	-	101	-	-	100x	-	100x	100x	16	6x	8	7600

表8

出生時の 平均余命 (対男性比、%)	成人の 識字率 (対男性比、%)	就学率・出席率 (対男性比、%)				避妊法の 普及率 (%)	出産前のケアが 行われている比率 (%)		出産時ケアが 行われている比率 (%)		妊娠婦死亡率†				
		初等教育 2005-2009*		中等教育 2005-2009*			2005-2009*		2005-2009*		2005-2009*	2008			
		2009	2005-2008*	純就学率	純出席率	純就学率	純出席率	2005-2009*	最低1回	最低4回	専門技能 者付き 添う出産	保健施設 での出産	帝王 切開	報告値	調整値
フランス	109	-	100	-	102	-	71	99x	-	99x	-	21	10x	8	6600
ガボン	104	92	99x	100x	-	106x	33x	94x	63x	86x	85x	6x	520x	260	110
ガンビア	106	60	107	103	98	87	18x	98	-	57	55	-	730x	400	49
グルジア	110	100	98	101	96	98	47	96	75	98	96	13	14	48	1300
ドイツ	107	-	100	-	-	-	75x	-	-	-	-	29	8x	7	11100
ガーナ	103	82	101	101	92	101	24	90	78	57	57	7	450	350	66
ギリシャ	106	98	100	-	99	-	61x	-	-	-	-	-	1x	2	31800
グレナダ	104	-	98	-	91	-	54	100	-	99	-	-	-	-	-
グアテマラ	111	86	97	94x	94	103x	54	93	-	51	52	16	130	110	210
ギニア	107	53	87	87	61	66	9	88	50	46	39	2	980	680	26
ギニアビサウ	107	55	72x	97	56x	88	10	78	-	39	36	-	410	1000	18
ガイアナ	109	-	100	100	-	110	43	92	-	92	89	-	110	270	150
ハイチ	106	-	-	107	-	117	32	85	54	26	25	3	630	300	93
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	107	100	102	104	-	123	65	92	81	67	67	13	110x	110	240
ハンガリー	112	100	98	-	99	-	77x	-	-	100	-	31	17	13	5500
アイスランド	104	-	100	-	102	-	-	-	-	-	-	17	-	5	9400
インド	105	68	96	96	-	83	54	75	51y	53	47	9	250	230	140
インドネシア	106	93	97	98	99	103	57	93	82	75	46	7	230	240	190
イラン	104	89	-	97x	100	-	79	98	94	97	96	40	25	30	1500
イラク	111	80	87	88	72	75	50	84	-	80	65	21	84	75	300
アイルランド	106	-	102	-	105	-	89x	-	-	100x	100x	25	6x	3	17800
イスラエル	105	-	101	-	102	-	-	-	-	-	-	-	5x	7	5100
イタリア	108	99	99	-	102	-	60x	-	68x	-	-	40	7x	5	15200
ジャマイカ	110	113	97	100	105	105	69x	91	87x	97	94	-	95x	89	450
日本	109	-	-	-	100	-	54	-	-	100x	-	-	8x	6	12200
ヨルダン	105	93	102	100	105	104	59	99	94	99	99	19	19	59	510
カザフスタン	121	100	102	99	101	100	51	100	70x	100	100	-	31	45	950
ケニア	102	92	101	104	96	105	46	92	47	44	43	6	490	530	38
キリバス	-	-	-	-	111	-	22x	88x	-	63	-	-	56x	-	-
クウェート	105	98	98	-	101	-	52x	95x	-	98x	98x	-	5x	9	4500
キルギス	112	100	99	103	101	103	48	97	81x	98	97	-	55	81	450
ラオス	105	77	96	95	87	82	38	35	-	20	17	-	410	580	49
ラトビア	114	100	98x	-	-	-	48x	-	-	100	-	-	8	20	3600
レバノン	106	92	98	99x	111	113x	58x	96x	-	98x	-	-	100x	26	2000
レソト	102	115	104	108	158	171	47	92	70x	62	59	5x	760x	530	62
リベリア	105	86	77x	93	56x	84	11	79	66	46	37	4	990	990	20
リビア	107	84	-	-	-	-	45x	81x	-	94x	-	-	77x	64	540
リヒテンシュタイン	-	-	105	-	96	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	118	100	98	-	102	-	47x	-	-	100	-	-	9	13	5800
ルクセンブルク	107	-	102	-	104	-	-	-	-	100x	-	29	-	17	3800
マダガスカル	106	85	101	104x	105	125x	40	86	49	44	35	2	500	440	45
マラウイ	103	82	106	101	93	98	41	92	57x	54	54	3x	810	510	36
マレーシア	107	95	100	-	107	-	55x	79	-	99	98	-	29	31	1200
モルディブ	105	100	98	-	104	-	39x	81x	91x	84x	-	-	140x	37	1200
マリ	103	52	84	86	63	72	8	70	35	49	45	2	460	830	22
マルタ	105	103	101	-	107	-	86x	-	-	98x	-	-	-	8	9200
マーシャル諸島	-	-	99	-	108	-	45	81	77	86	85	9	74x	-	-
モーリタニア	107	77	107	105	88	82	9	75	16x	61	48	3x	690	550	41
モーリシャス	111	94	101	-	102	-	76x	-	-	98x	98x	-	22x	36	1600
メキシコ	107	97	100	100	103	-	73	94	-	93	86	40	63	85	500
ミクロネシア連邦	103	-	-	-	-	-	45x	-	-	88x	-	-	270x	-	-
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	110	101	98	102	108	106	55	100	-	99	98	17	81	65	730
モンテネグロ	107	-	-	99	-	101	39	97	-	99	100	-	13	15	4000
モロッコ	107	64	95	97	85x	93x	63x	68x	31x	63x	61x	5x	130	110	360
モザンビーク	103	58	94	97	93	98	16	92	53x	55	58	2x	410x	550	37
ミャンマー	107	94	-	102x	101	94x	41	80	73y	64	23	-	320	240	180
ナミビア	103	99	105	101	123	132	55	95	70	81	81	13	450	180	160
ナウル	-	-	101	-	-	-	36	95	40	97	99	8	-	-	-
ネパール	102	64	82x	95	-	83	48	44	29	19	18	3	280	380	80

# 表8 女性指標

	出生時の 平均余命 (対男性比、%)	成人の 識字率 (対男性比、%)	就学率・出席率 (対男性比、%)				避妊法の 普及率 (%)	出産前のケアが 行われている比率 (%)		出産時ケアが 行われている比率 (%)		妊娠婦死亡率†			
			初等教育 2005-2009*		中等教育 2005-2009*			2005-2009*		2005-2009*		2005-2009*	2008		
			純就学率	純出席率	純就学率	純出席率		最低 1回	最低 4回	専門技能 者が付き 添う出産	保健施設 での出産	帝王 切開	報告値	調整値	
	2009	2005-2008*					2005-2009*								
オランダ	105	-	99	-	101	-	69	-	-	100x	-	14	7x	9	7100
ニュージーランド	105	-	101	-	103x	-	75x	95x	-	100x	-	23	-	14	3800
ニカラグア	109	100	100	108x	116	132x	72	90	78	74	74	20	77	100	300
ニジェール	104	35	79	70	62	65	11	46	15	33	17	1	650	820	16
ナイジェリア	102	68	90	92	77	96	15	58	45	39	35	2	550	840	23
ニウエ	-	-	100x	-	105x	-	23x	-	-	100	-	-	-	-	-
ノルウェー	105	-	100	-	100	-	88	-	-	-	-	16	6x	7	7600
パレスチナ自治区	104	94	100	101x	107	-	50	99	-	99	97	15	-	-	-
オマーン	104	90	103	-	99	-	32x	100x	86	99	99	14	17	20	1600
パキスタン	101	60	83	88	76	83	30	61	28	39	34	7	280	260	93
パラオ	-	-	96x	-	-	-	21	100	88	100	-	-	-	-	-
パナマ	107	99	99	-	110	-	-	72x	-	92	92x	-	60	71	520
パプアニューギニア	107	87	-	-	-	-	32	79	55	53	52	-	730	250	94
パラグアイ	106	98	100	103	107	99x	79	96	91	82	85	33	120	95	310
ペルー	108	89	100	101x	100	100x	73	94	93	83	82	21	190x	98	370
フィリピン	106	101	102	102x	119	127x	51	91	78	62	44	10	160	94	320
ポーランド	112	100	101	-	102	-	49x	-	-	100	-	21	5	6	13300
ポルトガル	109	96	99	-	109	-	67	-	-	100x	-	31	8x	7	9800
カタール	103	96	99x	-	147	-	43x	-	-	99x	98x	-	10x	8	4400
韓国	109	-	98	-	96	-	80	-	-	100x	-	32	20x	18	4700
モルドバ	112	99	98	102	104	103	68	98	89	100	99	9	38	32	2000
ルーマニア	110	99	99	-	97	-	70x	94x	76x	99	98x	19x	14	27	2700
ロシア連邦	121	100	-	-	-	-	80	-	-	100	-	-	21	39	1900
ルワンダ	107	88	103	103	-	88	36	96	24	52	45	3	750x	540	35
セントクリストファー・ネーヴィス	-	-	106	-	99	-	54	100	-	100	-	-	-	-	-
セントルシア	105	-	99	-	106	-	47x	99	-	100	-	-	-	-	-
セントビンセント・グレナディーン	106	-	95	-	112	-	48	100	-	99	-	-	-	-	-
サモア	109	99	100	-	113	-	25x	-	-	100x	-	-	29x	-	-
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	106	89	103	101	111	105	38	98	-	82	79	-	150	-	-
サウジアラビア	106	90	99	-	108	-	24	90x	-	91x	91x	-	-	24	1300
セネガル	106	63	102	102	76	78	12	87	40	52	62	3	400	410	46
セルビア	106	97	100	100	103	108	41	98	-	99	99	19	6	8	7500
セーシェル	-	101	101x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57x	-	-
シェラレオネ	106	56	-	101	69	79	8	87	56	42	25	2	860	970	21
シンガポール	106	94	-	-	-	-	62x	-	-	100x	-	-	6x	9	10000
スロバキア	111	-	-	-	-	-	80x	-	-	100	-	24	4	6	13300
スロベニア	110	100	99	-	101	-	74x	98x	-	100	-	-	26	18	4100
ソロモン諸島	103	82x	100	110	90	104	27	74	65	70	85	6	140x	100	230
ソマリア	106	-	-	83	-	49	15	26	6	33	9	-	1000	1200	14
南アフリカ	106	98	100	104x	106	117x	60x	92x	56x	91x	89x	21x	170x	410	100
スペイン	108	98	100	-	103	-	66	-	-	-	-	26	6x	6	11400
スリランカ	111	97	101	-	-	-	68	99	93	99	98	24	39	39	1100
スードン	105	75	83x	93	-	133	8	64	-	49	19	5	1100	750	32
スリナム	111	95	99	100	134	121	46	90	-	90	88	-	180	100	400
スワジランド	97	98	102	103	86	132	51	85	79	69	74	8	590	420	75
スウェーデン	105	-	99	-	100	-	-	-	-	-	-	-	5x	5	11400
スイス	106	-	100	-	96	-	82x	-	-	-	-	30	5x	10	7600
シリア	105	86	95x	100	98	101	58	84	-	93	70	-	65x	46	610
タジキスタン	108	100	96	98	88	83	37	89	49	88	73	-	38	64	430
タイ	109	96	99	100	113	109	77	98	-	97	97	-	12	48	1200
旧ユーゴスラビア・マケドニア	107	97	100	96	98	99	14	94	-	100	99	-	4	9	7300
東ティモール	103	-	96	98x	110	-	22	61x	30x	18x	22	-	-	370	44
トーゴ	106	70	91	93	48x	70	17	84	46x	62	63	-	480x	350	67
トンガ	108	100	-	-	124	-	23x	-	-	95x	-	-	140	-	-
トリニダード・トバゴ	111	99	99	100	107	107	43	96	-	98	97	-	45x	55	1100
チュニジア	106	82	101	98x	113	-	60	96	68	95	89x	21	-	60	860
トルコ	107	84	98	96x	91	83x	73	92	74	91	90	37	29	23	1900
トルクメニスタン	113	100	-	100	-	100	48	99	83x	100	98	3x	15	77	500
ツバル	-	-	-	-	-	-	31	97	67	98	93	7	-	-	-
ウガンダ	102	81	103	99	92	94	24	94	47	42	41	3	440	430	35

表8

出生時の平均余命 (対男性比、%)	成人の識字率 (対男性比、%)	就学率・出席率(対男性比、%)				避妊法の普及率 (%)	出産前のケアが行われている比率 (%)	出産時ケアが行われている比率(%)				妊娠婦死亡率†			
		初等教育 2005-2009*		中等教育 2005-2009*				2005-2009*		2005-2009*		2005-2009*	2008		
		純就学率	純出席率	純就学率	純出席率			最低1回	最低4回	専門技能者が付き添う出産	保健施設での出産	帝王切開	報告値	調整値	
ウクライナ	117	100	100	102	101	102	67	99	75	99	99	10	16	26	3000
アラブ首長国連邦	103	102	99	-	102	-	28x	97x	-	99x	99x	-	3x	10	4200
英国	106	-	100	-	103	-	84x	-	-	99x	-	26	7x	12	4700
タンザニア	103	84	100	106	95x	108	26	76	62	43	47	3	580	790	23
米国	106	-	101	-	101	-	73x	-	-	99x	-	31	13	24	2100
ウルグアイ	110	101	100	-	111	-	78	96	90	100x	-	34	34	27	1700
ウズベキスタン	110	99	98	100	98	98	65	99	79x	100	97	-	21	30	1400
バヌアツ	106	96	98	102	87x	96	38	84	-	74	80	-	150	-	-
ベネズエラ	108	100	100	102x	112	147x	77x	94x	-	95x	95x	-	61	68	540
ベトナム	105	95	95x	100	-	102	80	91	29x	88	64	10x	75	56	850
イエメン	105	54	83	86	53	56	28	47	14x	36	24	9x	370x	210	91
ザンビア	102	76	101	100	82	93	41	94	60	47	48	3	590	470	38
ジンバブエ	101	94	101	102	96	93	65	93	71	60	59	5	560	790	42

## 地域別要約

アフリカ#	104	75	96	97	87	92	28	72	45	48	44	5	-	590	36	
サハラ以南のアフリカ#	104	75	96	97	86	90	21	72	43	45	41	3	-	640	31	
東部・南部アフリカ	104	80	99	101	93	91	29	72	39	37	35	3	-	550	38	
西部・中部アフリカ	104	69	90	93	77	88	17	72	46	51	48	3	-	720	26	
中東と北アフリカ	105	80	94	95	94	93	54	78	-	77	65	24	-	170	190	
アジア#	105	85	97	96**	-	89**	66	79	51**	66	58	14	-	200	210	
南アジア	104	69	95	95	-	86	51	70	45	48	42	8	-	290	110	
東アジアと太平洋諸国	105	94	99	99**	103**	103**	77	90	76**	90	78	22	-	88	600	
ラテンアメリカとカリブ海諸国	109	98	99	101	107	108	75	95	86	89	87	34	-	85	480	
CEE/CIS	114	97	99	-	99	-	69	95	-	97	93	-	-	34	1700	
先進工業国§	107	-	101	-	102	-	-	-	-	-	-	-	-	28	14	4300
開発途上国§	105	86	97	96**	98**	92**	61	79	53**	64	58	14	-	290	120	
後発開発途上国§	104	75	95	98	87	94	31	68	37	41	35	3	-	590	37	
世界	106	87	97	97**	99**	92**	61	79	53**	65	58	15	-	260	140	

# 地域グループ内の国・地域(countries and territories)の一覧は、124ページ参照。

§ それぞれのカテゴリーやグループに属する地域(territories)も含む。ユニセフの分類における国・地域の一覧は、124ページ参照。

## 指標の定義

出生時の平均余命—新生児が、その出生時の人口集団の標準的な死亡の危険のもとで生きられる年数。

成人の識字率—15歳以上で読み書きできる者の数。当該年齢の総人口に占める比率で示されている。

就学率と出席率：女性の対男性比—女子純就学率と純出席率を男子純就学率と純出席率で割り百分率で示した数値。

初等教育あるいは中等教育の純就学率—公式の初等・中等教育就学年齢に相当する子どもであって初等・中等学校に就学する子どもの人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める比率。初等教育の純出席率—公式の初等教育就学年齢に相当する子どもであって初等学校または中等学校に通学する子どもの人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める比率。

中等教育の純出席率—公式の中等教育就学年齢に相当する子どもであって中等学校またはそれ以上の学校に通学する子どもの人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める比率。

避妊法の普及率—15～49歳の女性のうち、現在避妊手段を使っている者の比率。

出産前のケアが行われている率—15～49歳の女性で、妊娠中に少なくとも1回、専門技能を有する保健従事者（医師、看護師または助産師）によるケアを受けた女性と、いずれかのサービス提供者から少なくとも4回ケアを受けた女性の比率。

専門技能者が付き添う出産の比率—専門技能を有する保健従事者（医師、看護師または助産師）が付き添う出産の比率。

保健施設での出産の比率—調査前2年間に出産した15～49歳の女性で、保健施設で出産をした女性の比率。

帝王切開—帝王切開による出産率（5-15%の間の帝王切開率が、十分な緊急時の出産ケアとして期待される。）

妊娠婦死亡率—出生10万人あたり、妊娠関連の原因で死亡する女性の年間人数。「報告値」は各国から報告された数字で、報告漏れおよび分類の誤りを考慮して調整されていないもの。

生涯に妊娠・出産で死亡する危険—同指標は、1人の女性が生殖可能期間内に妊娠する確率、およびその妊娠・出産の結果として死亡する確率の双方を考慮に入れたもの（訳注：同指標が100の場合、女性が生殖可能期間内の妊娠・出産によって死亡する確率は100人に1人ということになる。）

## データの主な出典

平均余命—国連人口局。

成人の識字率—ユネスコ統計研究所（UIS）。

初等・中等教育就学率—ユネスコ統計研究所（UIS）。

初等・中等教育出席率—人口保健調査（DHS）、複数指標クラスター調査（MICS）。

避妊法の普及率—MICS、DHS、その他の国別代表資料、国連人口局。

出産前のケアが行われている率—MICS、DHS、その他の国別代表資料。

専門技能者が付き添う出産の比率—MICS、DHS、その他の国別代表資料。

保健施設での出産—MICS、DHS、その他の国別代表資料。

帝王切開—DHS、その他の国別代表資料。

妊娠婦死亡率（報告値）—一世帯調査と人口動態統計を含む国別代表資料。

妊娠婦死亡率（調整値）—WHO、ユニセフ、国連人口基金、世界銀行。

生涯に妊娠・出産で死亡する危険—WHO、ユニセフ。

†「報告値」の欄に挙げられた妊娠婦死亡率のデータは、各国当局が報告したもの。「調整値」と示したデータは、2010年後半に発表された2008年国連機関妊娠婦死亡推計値を参照したもの。WHO、ユニセフ、国連人口基金（UNFPA）、世界銀行の国連機関グループは、定期的に、裏付けのある報告漏れや誤分類を説明する国際比較可能な妊娠婦死亡のデーター式を提示し、データーのとれない国の推計値も開発している。ただし、統計方法が進化している為、これらの値は以前報告された妊娠婦死亡率「調整値」とは比較できないものである。1990年、1995年、2000年、2005年、2008年における比較可能な時系列の妊娠婦死亡率のデーターは、（www.childinfo.org）より入手することができる。

## 注

- データなし。
- x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであり、かつ地域平均や世界平均の算出には含まれていないことを示す。
- y 列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のデータ、標準的な定義によらないデータ、または国内の一部地域のみに関するデータではあるが、地域平均や世界平均の算出に含まれていることを示す。
- \* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
- \*\* 中国を除く。

# 表9 子どもの保護指標

国・地域	児童労働 2000-2009 *			児童婚 2000-2009 *			出生登録 2000-2009 *			女性性器切除 / カッティング (FGM/C)		ドメスティック・バイ オレンスに対する態度 2002-2009 *	子どもの しつけ△ 2005-2008 *
	全体	男	女	全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部	女性 <sup>a</sup> 1997-2009 *	娘 <sup>b</sup> 1997-2008 *		
アフガニスタン	13y	17y	9y	39	-	-	6	12	4	-	-	-	-
アルバニア	12	14	9	10	-	-	99	99	98	-	-	30	52
アルジェリア	5	6	4	2	2	2	99	99	99	-	-	68	88
アンドラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	24	22	25	-	-	-	29	34	19	-	-	-	-
アンティグアバーブーダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルゼンチン	7y	8y	5y	-	-	-	91y	-	-	-	-	-	-
アルメニア	4y	-	-	10	7	16	96	97	95	-	-	22	-
オーストラリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オーストリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アゼルバイジャン	7y	8y	5y	12	10	15	94	96	92	-	-	49	75
バハマ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バーレーン	5	6	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バングラデシュ	13	18	8	66	53	70	10	13	9	-	-	36	-
バルバドス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベラルーシ	5	6	4	7	6	10	-	-	-	-	-	-	84
ベルギー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベリーズ	40	39	42	-	-	-	94	92	97	-	-	12	71
ベナン	46	47	45	34	19	47	60	68	56	13	2	47	-
ブータン	19y	16y	22y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ボリビア	22	22	22	26	22	37	74	76	72	-	-	16	-
ボスニア・ヘルツェゴビナ	5	7	4	6	2	7	100	99	100	-	-	5	38
ボツワナ	9y	11y	7y	-	-	-	72	78	67	-	-	-	-
ブラジル	4y	5y	3y	36	-	-	91y	-	-	-	-	-	-
ブルネイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルガリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルキナファソ	47y	46y	48y	48	29	61	64	86	58	73	25	71	83
ブルンジ	19	19	19	18	14	18	60	62	60	-	-	-	-
カンボジア	45y	45y	45y	23	18	25	66	71	66	-	-	55	-
カムルーン	31	31	30	36	23	57	70	86	58	1	1	56	93
カナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カボヴェルデ	3y	4y	3y	18	-	-	-	-	-	-	-	17	-
中央アフリカ共和国	47	44	49	61	57	64	49	72	36	26	7	-	89
チャド	53	54	51	72	65	73	9	36	3	45	21	-	-
チリ	3	3	2	-	-	-	99y	-	-	-	-	-	-
中国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コロンビア	7y	9y	4y	23	19	38	90	97	77	-	-	-	-
コモロ	27	26	28	-	-	-	83	87	83	-	-	-	-
コンゴ	25	24	25	31	24	40	81y	88y	75y	-	-	76	-
クック諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	5	6	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コートジボワール	35	36	34	35	27	43	55	79	41	36	9	65	91
クロアチア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キューバ	-	-	-	-	-	-	100y	100y	100y	-	-	-	-
キプロス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チェコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	-	-	-	-	-	-	99	99	99	-	-	-	-
コンゴ民主共和国	32	29	34	39	31	45	31	33	30	-	-	76	-
デンマーク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブチ	8	8	8	5	5	13	89	90	82	93	49	-	72
ドミニカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	10	12	7	40	36	50	78	82	70	-	-	4	83
エクアドル	8	7	8	22	-	-	85	85	85	-	-	-	-
エジプト	7	8	5	17	9	22	99	99	99	91	24y	39y	92
エルサルバドル	6y	9y	4y	25	-	-	99	99	99	-	-	-	-
赤道ギニア	28	28	28	-	-	-	32	43	24	-	-	-	-
エリトリア	-	-	-	47	31	60	-	-	-	89	63	70	-
エストニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エチオピア	53	59	46	49	27	55	7	29	5	74	38	81	-
フィジー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72y	-
フィンランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フランス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガボン	-	-	-	34	30	49	89	90	87	-	-	-	-
ガンビア	25	20	29	36	24	45	55	57	54	78	64	74	87

表9

	児童労働 2000-2009 *			児童婚 2000-2009 *			出生登録 2000-2009 *			女性性器切除 / カッティング (FGM/C)		ドメスティック・バイ オレンスに対する態度 2002-2009 *	子どもの しつけ 2005-2008 *
	全体	男	女	全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部	女性 <sup>a</sup> 1997-2009 *	娘 <sup>b</sup> 1997-2008 *		
										全体	全体		
グルジア	18	20	17	17	12	23	92	97	87	-	-	7	67
ドイツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガーナ	34	34	34	25	13	38	71	82	65	4	1	37	90
ギリシャ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グレナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グアテマラ	21y	-	-	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ギニア	25	26	24	63	45	75	43	78	33	96	57	86	-
ギニアビサウ	39	41	37	24	14	32	39	53	33	45	35	52	82
ガイアナ	16	17	16	20	15	22	93	96	92	-	-	18	76
ハイチ	21	22	19	30	27	33	81	87	78	-	-	29	-
パチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	16	16	15	39	33	46	94	95	93	-	-	16	-
ハンガリー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
インド	12	12	12	47	29	56	41	59	35	-	-	54	-
インドネシア	7y	8y	6y	22	13	30	53	71	41	-	-	31	-
イラン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イラク	11	12	9	17	16	19	95	95	96	-	-	59	86
アイルランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イスラエル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イタリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジャマイカ	6	7	5	9	7	11	89	89	88	-	-	6	89
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヨルダン	-	-	-	10	10	7	-	-	-	-	-	90y	-
カザフスタン	2	2	2	7	6	9	99	99	99	-	-	10	54
ケニア	26	27	25	26	-	-	60	76	57	27	-	53	-
キリバス	-	-	-	-	-	-	92	100	80	-	-	-	81y
クウェート	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キルギス	4	4	3	10	7	14	94	96	93	-	-	38	54
ラオス	11	10	13	-	-	-	72	84	68	-	-	81	74
ラトビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レバノン	7	8	6	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レソト	23	25	21	23	13	26	26	39	24	-	-	48	-
リベリア	21	21	21	38	25	49	4y	5y	3y	58	-	59	-
リビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルクセンブルク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マダガスカル	28y	29y	27y	39	29	42	75	87	72	-	-	28	-
マラウイ	26	25	26	50	38	53	-	-	-	-	-	28	-
マレーシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モルディブ	-	-	-	-	-	-	73	-	-	-	-	70	-
マリ	34	35	33	71	60	77	53	75	45	85	69	75	-
マルタ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーシャル諸島	-	-	-	26	-	-	96	96	96	-	-	-	-
モーリタニア	16	18	15	35	27	44	56	75	42	72	66	-	-
モーリシャス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メキシコ	6y	7y	5y	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ミクロネシア連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	18	19	17	4	-	-	98	98	99	-	-	20	81
モンテネグロ	10	12	8	5	5	5	98	98	99	-	-	11	63
モロッコ	8	9	8	16	12	21	85	92	80	-	-	64	-
モザンビーク	22	21	24	52	-	-	31	39	28	-	-	36	-
ミャンマー	-	-	-	-	-	-	65y	88y	59y	-	-	-	-
ナミビア	13y	15y	12y	9	6	11	67	83	59	-	-	35	-
ナウル	-	-	-	27	-	-	83	-	-	-	-	-	-
ネパール	34y	30y	38y	51	41	54	35	42	34	-	-	23	-
オランダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニュージーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニカラグア	15	18	11	41	-	-	81	90	73	-	-	14	-
ニジェール	43	43	43	75	42	84	32	71	25	2	1	70	-
ナイジェリア	13y	-	-	39	22	50	30	49	22	30	30	43	-
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

# 表9 子どもの保護指標

	女性性器切除 / カッティング (FGM/C)												
	児童労働 2000-2009 *			児童婚 2000-2009 *			出生登録 2000-2009 *			女性 <sup>a</sup> 1997-2009 *		娘 <sup>b</sup> 1997-2008 *	
	全体	男	女	全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部	全体	全体	全体	全体
ノルウェー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パレスチナ自治区	-	-	-	19	-	-	96y	97y	96y	-	-	-	95
オマーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パキスタン	-	-	-	24	16	29	27	32	24	-	-	-	-
パラオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パナマ	11y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パプアニューギニア	-	-	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パラグアイ	15	17	12	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルー	34y	31y	36y	19	-	-	93	-	-	-	-	-	-
フィリピン	12	13	11	14	11	19	83	87	78	-	-	14	-
ポーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポルトガル	3y	4y	3y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カタール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
韓国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モルドバ	32	32	33	19	16	22	98	98	98	-	-	21	-
ルーマニア	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロシア連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルワンダ	35	36	35	13	9	14	82	79	83	-	-	48	-
セントクリストファー・ネーヴィス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セントルシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セントビンセント・グレナディーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サモア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメプリンシペ	8	8	7	33	31	37	69	70	67	-	-	32	-
サウジアラビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セネガル	22	24	21	39	23	55	55	75	44	28	20	65	-
セルビア	4	5	4	6	4	8	99	99	99	-	-	6	75
セーシェル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シェラレオネ	48	49	48	48	30	61	51	59	48	91	33	65	92
シンガポール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロバキア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロベニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソロモン諸島	-	-	-	22	-	-	80	70	81	-	-	69	72y
ソマリア	49	45	54	45	35	52	3	6	2	98	46	76y	-
南アフリカ	-	-	-	6	-	-	92y	-	-	-	-	-	-
スペイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スリランカ	8	9	7	12	-	-	97	97	98	-	-	53y	-
スードン	13	14	12	34	24	40	33	53	22	89	43y	-	-
スリナム	6	7	5	19	14	33	97	98	95	-	-	13	86
スワジランド	9	9	9	5	1	6	30	38	28	-	-	38	-
スウェーデン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スイス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シリア	4	5	3	13	15	12	95	96	95	-	-	-	89
タジキスタン	10	9	11	13	13	13	88	85	90	-	-	74y	78
タイ	8	8	8	20	12	23	99	100	99	-	-	-	-
旧ユーゴスラビア・マケドニア	6	7	5	4	3	4	94	95	93	-	-	21	72
東ティモール	4	4	4	-	-	-	53y	-	-	-	-	-	-
トーゴ	29	29	30	24	15	36	78	93	69	6	1	53	91
トンガ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリニダードトバゴ	1	1	1	8	-	-	96	-	-	-	-	8	77
チュニジア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トルコ	3y	3y	2y	14	13	17	94	95	92	-	-	25	-
トルクメニスタン	-	-	-	7	9	6	96	96	95	-	-	38y	-
ツバル	-	-	-	-	-	-	50	60	38	-	-	70	-
ウガンダ	36	37	36	46	27	52	21	24	21	1	-	70	-
ウクライナ	7	8	7	10	8	18	100	100	100	-	-	4	70
アラブ首長国連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
英國	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
タンザニア	21y	23y	19y	38	-	-	22	48	16	15	4	60	-
米国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウルグアイ	8y	8y	8y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウズベキスタン	-	-	-	7	9	7	100	100	100	-	-	70	-
バヌアツ	-	-	-	27	-	-	26	39	23	-	-	-	78y
ベネズエラ	8	9	6	-	-	-	92	-	-	-	-	-	-

表9

	児童労働 2000-2009 *			児童婚 2000-2009 *			出生登録 2000-2009 *			女性性器切除 / カッティング (FGM/C)		ドメスティック・バイ オレンスに対する態度 2002-2009 *	子どもの しつけ 2005-2008 *
	全体	男	女	全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部	女性 <sup>a</sup> 1997-2009 *	娘 <sup>b</sup> 1997-2008 *		
										全体	全体		
ベトナム	16	15	16	10	3	13	88	94	86	-	-	64	94
イエメン	23	21	24	32	28	35	22	38	16	23	20	-	95
ザンビア	41y	42y	40y	42	26	53	14	28	9	1	-	62	-
ジンバブエ	13y	12y	14y	30	-	-	74	83	71	-	-	48	-

## 地域別要約

アフリカ <sup>#</sup>	29n	30n	28n	34	21	45	45	61	36	47	26	56	-
サハラ以南のアフリカ <sup>#</sup>	33n	34n	32n	38	26	50	38	54	30	40	27	58	-
東部・南部アフリカ	34	36	32	35	26	48	36	46	27	42	-	59	-
西部・中部アフリカ	35n	34n	35n	42	26	53	41	57	33	33	24	56	-
中東と北アフリカ	10	11	9	18	12	24	77	87	68	-	-	-	90
アジア <sup>#</sup>	12**	13**	12**	40**	24**	48**	44**	59**	38**	-	-	48**	-
南アジア	12	13	12	46	30	55	36	50	31	-	-	51	-
東アジアと太平洋諸国	11**	11**	10**	18**	11**	23**	71**	82**	66**	-	-	36**	-
ラテンアメリカとカリブ海諸国	9	9	7	29	-	-	90	-	-	-	-	-	-
CEE/CIS	5	5	4	11	10	13	96	96	95	-	-	27	-
先進工業国 <sup>§</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発途上国 <sup>§</sup>	16***	17***	15***	35**	22**	45**	51**	64**	39**	-	-	49**	-
後発開発途上国 <sup>§</sup>	29	30	27	48	36	55	30	44	25	-	-	54	-
世界	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

# 地域グループ内の国・地域 (countries and territories) の一覧は、124 ページ参照。

§ それぞれのカテゴリーやグループに属する地域 (territories) も含む。ユネセフの分類における国・地域の一覧は、124 ページ参照。

## 指標の定義

**児童労働**—調査の時点に児童労働活動に従事した 5~14 歳の子どもの比率。子どもは、以下の条件で児童労働に従事したとみなされる。(a) 5~11 歳の子どもで調査期間の直前の週に少なくとも 1 時間の経済活動に従事しているか、もしくは少なくとも 28 時間の家事労働に従事している。(b) 12~14 歳の子どもで調査期間の直前の週に少なくとも 14 時間の経済活動に従事しているか、もしくは少なくとも 28 時間の家事労働に従事している。

**児童婚**—18 歳よりも前に結婚もしくは事実婚状態になった 20~24 歳の女性の比率。

**出生登録**—調査の時点で出生登録されていた 5 歳未満の子どもの比率。この指標は、調査者によって出生証明書が確認された子どもや、母親や世話を人の証言によって出生登録が確認されている子どもを含む。

**女性器切除/カッティング (FGM/C)** — (a) 女性 - 15~49 歳で女性性器切除 (FGM/C) を受けた女性の比率。(b) 娘 - 少なくともひとりの娘が FGM/C を受けた 15~49 歳の女性の比率。

**ドメスティック・バイオレンスに対する態度**—掲げられた理由のうち、少なくともひとつに該当すれば、夫が妻を殴打することも正当化されると考えている 15~49 歳の女性の比率。妻が食べ物を焦がした、夫に口答えした、断りなく外出した、子どもを放任した、性的な関係を拒んだなどの事情があれば、夫が妻を殴打することも正当化されるかという質問が、女性に対してなされた。

**子どものしつけ**—何らかの暴力的なしつけ (心理的攻撃、体罰のいずれか、あるいは両者とも) を経験した 2~14 歳の子どもの比率。

## データの主な出典

**児童労働**—複数指標クラスター調査 (MICS)、人口保健調査 (DHS)、その他の国別調査。

**児童婚**—MICS、DHS、その他の国別調査。

**出生登録**—MICS、DHS、その他の国別調査および人口動態統計システム。

**女性性器切除/カッティング (FGM/C)** — MICS、DHS、その他の国別調査。

**ドメスティック・バイオレンスに対する態度**—MICS、DHS、その他の国別調査。

**子どものしつけ**—MICS、DHS、その他の国別調査。

## 注

- データなし。
- y 列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のデータ、標準的な定義によらないデータ、または国内の一部地域のみに関するデータではあるが、地域平均や世界平均の算出に含まれていることを示す。
- n ナイジェリアを除く。
- ◊ 統計方法のさらなる詳細な説明やこれらの推計値に対する近年の算出方法の変化は、83 ページの基本統計の欄に掲載している。
- \* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
- \*\* 中国を除く。
- \*\*\* 中国とナイジェリアを除く。

## 表中の国の分類

12の項目別統計表の末尾に掲げられた平均を算出する際には、以下のように分類された国・地域 (countries and territories) のデータを用いている。

### ユニセフが新たに定める地域と国の分類 (regional and country classifications)について

ユニセフは昨年の『世界子供白書特別版』から、地域と国のグループとして「アフリカ」と「アジア」という2つの大陸の統計指標を載せている。

#### アフリカ

東部・南部アフリカ、西部・中部アフリカのすべての国・地域、および下記にあげる中東と北アフリカの国・地域を含む：アルジェリア、ジブチ、エジプト、リビア、モロッコ、スーダン、チュニジア。

#### サハラ以南のアフリカ

東部・南部アフリカ、西部・中部アフリカのすべての国・地域に、ジブチ、スーダンが含まれるようになった。こうした変更の結果、2009年と過去の『世界子供白書』に掲載されているサハラ以南のアフリカの地域別推定値は、今年発表されている推計値と厳密には比較することはできなくなっている。

#### アジア

南アジア、東アジアと太平洋諸国のすべての国と地域を含む。

#### 先進工業国/地域

後述の、ユニセフの地域分類に含まれていない国または地域として定義される。

#### 開発途上国/地域

統計分析のような目的のある場合のみ開発途上と分類される。しかし国連システムにおいて、「先進(developed)」国や区域、ならびに「開発途上(developing)」国や区域を定義する確立した協定はない。

#### 後発開発途上国/地域

国連によって「後発開発途上」と分類された国または地域。

## ユニセフの地域分類

### アフリカ

サハラ以南のアフリカ；北アフリカ(アルジェリア、エジプト、リビア、モロッコ、チュニジア)

### サハラ以南のアフリカ

東部・南部アフリカ；西部・中部アフリカ；ジブチ、スーダン

### 東部・南部アフリカ

アンゴラ；ボツワナ；ブルンジ；コモロ；エリトリア；エチオピア；ケニア；レソト；マダガスカル；マラウイ；モーリシャス；モザンビーク；ナミビア；ルワンダ；セーシェル；ソマリア；南アフリカ；スワジランド；ウガンダ；タンザニア；ザンビア；ジンバブエ

### 西部・中部アフリカ

ベナン；ブルキナファソ；カメルーン；カボヴェルデ；中央アフリカ共和国；チャド；コンゴ；コートジボワール；コンゴ民主共和国；赤道ギニア；ガボン；ガンビア；ガーナ；ギニア；ギニアビサウ；リベリア；マリ；モーリタニア；ニジェール；ナイジェリア；サントメプリンシペ；セネガル；シエラレオネ；トーゴ

### 中東と北アフリカ

アルジェリア；バーレーン；ジブチ；エジプト；イラン；イラク；ヨルダン；クウェート；レバノン；リビア；モロッコ；パレスチナ自治区；オマーン；カタール；サウジアラビア；スー丹；シリア；チュニジア；アラブ首長国連邦；イエメン

### アジア

南アジア、東アジアと太平洋諸国

### 南アジア

アフガニスタン；バングラデシュ；ブータン；インド；モルディブ；ネパール；パキスタン；スリランカ

### 東アジアと太平洋諸国

ブルネイ；カンボジア；中国；クック諸島；朝鮮民主主義人民共和国；フィジー；インドネシア；キリバス；ラオス；マレーシア；マーシャル諸島；ミクロネシア連邦；モンゴル；ミャンマー；ナウル；ニウエ；パラオ；パプアニューギニア；フィリピン；韓国；サモア；シンガポール；ソロモン諸島；タイ；東ティモール；トンガ；ツバル；バヌアツ；ベトナム

### ラテンアメリカとカリブ海諸国

アンティグアバーブーダ；アルゼンチン；バハマ；バルバドス；ベリーズ；ボリビア；ブラジル；チリ；コロンビア；コスタリカ；キューバ；ドミニカ；ドミニカ共和国；エクアドル；エルサルバドル；グレナダ；グアテマラ；ガイアナ；ハイチ；ホンジュラス；ジャマイカ；メキシコ；ニカラグア；パナマ；パラグアイ；ペルー；セントクリストファー＝ネーヴィス；セントルシア；セントビンセント・グレナディーン；スリナム；トリニダードトバゴ；ウルグアイ；ベネズエラ

### CEE/CIS

アルバニア；アルメニア；アゼルバイジャン；ベラルーシ；ボスニア・ヘルツェゴビナ；ブルガリア；クロアチア；グルジア；カザフスタン；キルギス；モンテネグロ；モルドバ；ルーマニア；ロシア連邦；セルビア；タジキスタン；旧ユーゴスラビア・マケドニア；トルコ；トルクメニスタン；ウクライナ；ウズベキスタン

## ユニセフの国分類

### 先進工業国/地域

アンドラ；オーストラリア；オーストリア；ベルギー；カナダ；キプロス；チェコ；デンマーク；エストニア；フィンランド；フランス；ドイツ；ギリシャ；バチカン；ハンガリー；アイスランド；アイルランド；イスラエル；イタリア；日本；ラトビア；リヒテンシュタイン；リトアニア；ルクセンブルク；マルタ；モナコ；オランダ；ニュージーランド；ノルウェー；ポーランド；ポルトガル；サンマリノ；スロバキア；スロベニア；スペイン；スウェーデン；スイス；英国；米国

### 開発途上国/地域

アフガニスタン；アルジェリア；アンゴラ；アンティグアバーブーダ；アルゼンチン；アルメニア；アゼルバイジャン；バハマ；バーレーン；バングラデシュ；バルバドス；ベリーズ；ベナン；ブータン；ボリビア；ボツワナ；ブラジル；ブルネイ；ブルキナファソ；ブルンジ；カンボジア；カメルーン；カボヴェルデ；中央アフリカ共和国；チャド；チリ；中国；コロンビア；コモロ；コンゴ；クック諸島；コスタリカ；コートジボワール；キューバ；キプロス；コンゴ民主共和国；朝鮮民主主義人民

## 人間開発の進展を測る

表10について

共和国；ジブチ；ドミニカ；ドミニカ共和国；エクアドル；エジプト；エルサルバドル；赤道ギニア；エリトリア；エチオピア；フィジー；ガボン；ガンビア；グルジア；ガーナ；グレナダ；グアテマラ；ギニア；ギニアビサウ；ガイアナ；ハイチ；ホンジュラス；インド；インドネシア；イラン；イラク；イスラエル；ジャマイカ；ヨルダン；カザフスタン；ケニア；キリバス；クウェート；キルギス；ラオス；レバノン；レソト；リベリア；リビア；マダガスカル；マラウイ；マレーシア；モルディブ；マリ；マーシャル諸島；モーリタニア；モーリシャス；メキシコ；ミクロネシア連邦；モンゴル；モロッコ；モザンビーク；ミャンマー；ナミビア；ナウル；ネパール；ニカラグア；ニジェール；ナイジェリア；ニウエ；パレスチナ自治区；オマーン；パキスタン；パラオ；パナマ；パプアニューギニア；パラグアイ；ペルー；フィリピン；カタール；韓国；ルワンダ；セントクリストファー＝ネーヴィス；セントルシア；セントビンセント・グレナディーン；サモア；サントメプリンシペ；サウジアラビア；セネガル；セーシェル；シェラレオネ；シンガポール；ソロモン諸島；ソマリア；南アフリカ；スリランカ；スーダン；スリナム；スワジランド；シリア；タジキスタン；タイ；東ティモール；トーゴ；トンガ；トリニダードトバゴ；チュニジア；トルコ；トルクメニスタン；ツバル；ウガンダ；アラブ首長国連邦；タンザニア；ウルグアイ；ウズベキスタン；バヌアツ；ベネズエラ；ベトナム；イエメン；ザンビア；ジンバブエ

### 後発開発途上国/地域

アフガニスタン；アンゴラ；バングラデシュ；ベナン；ブータン；ブルキナファソ；ブルンジ；カンボジア；中央アフリカ共和国；チャド；コモロ；コンゴ民主共和国；ジブチ；赤道ギニア；エリトリア；エチオピア；ガンビア；ギニア；ギニアビサウ；ハイチ；キリバス；ラオス；レソト；リベリア；マダガスカル；マラウイ；モルディブ；マリ；モーリタニア；モザンビーク；ミャンマー；ネパール；ニジェール；ルワンダ；サモア；サントメプリンシペ；セネガル；シェラレオネ；ソロモン諸島；ソマリア；スーダン；東ティモール；トーゴ；ツバル；ウガンダ；タンザニア；バヌアツ；イエメン；ザンビア

開発というものを包括的に評価しようとすると、経済的進展と同様に、人間的進展も評価する手段が必要になる。ユニセフの観点からは、子どもの福祉水準とその変化の度合いを測る合意された手法が必要である。

表10（126～129ページ）では、そのような進展を示す主たる指標として5歳未満児死亡率（U5MR）を用いた。2009年、5歳の誕生日を迎える前に命を失う子どもの推定数は、810万人だった。1970年には毎年約1,630万人の子どもが命を落としていたことと比較すると、これは、長期的には世界の5歳未満児の死亡数が顕著に減少してきたことを浮き彫りにするものである。

U5MRには、子どもの福祉を測るものとして、いくつかの利点がある。

- ・第1に、U5MRは発展過程の最終的結果を測定するものであって、就学率、1人あたりのカロリー摂取率、人口1,000人あたりの医師数のような「インプット」を測定するものではない。後者はいずれも目的達成のための手段である。
- ・第2に、U5MRは多種多様なインプットの結果であることが知られている。例えば、肺炎治療のための抗生物質、マラリアを予防する殺虫剤処理を施した蚊帳、母親の栄養状態や保健知識、予防接種やORTの利用水準、母子保健サービス（出産前のケアを含む）の利用可能性、家族の所得や食糧の入手可能性、安全な飲料水や基礎的衛生設備の利用可能性、子どもの環境の全面的安全性などがある。
- ・第3に、U5MRは、例えば1人あたりのGNIなどに比べ、平均値に惑わされることが少ない。これは、人為的尺度では富裕層の子どもたちが1,000倍多い所得を得ているということはありえても、自然の尺度ではそうした子どもたちの生存可能性が1,000倍も高いということはない。言い換えれば、各国のU5MRは少数の富裕層の存在により影響されにくいので、大多数の子ども（および社会全体）の健康状態を、完全には遠いものの、

より正確に描き出すことができる。

U5MRの低減を表す速度は、その年間平均削減率（AARR）を算出することで評価することができる。U5MRそのものの増減を比較するのとは異なり、AARRは、U5MRが低くなるにつれてそれ以上の削減がますます困難になるという事実を反映したものである。

例えば、5歳未満児死亡率が低くなれば、絶対的な低下のポイント数が同じであっても削減率は当然大きくなる。したがってAARRは、例えばU5MRが10ポイント低くなった場合、5歳未満児死亡率が低かったほど進展の度合いが高かったということを示すものである。U5MRが100から90に10ポイント下がれば10%の削減が生じたことになるが、20から10に下がれば50%の削減が生じたことになる。（削減率がマイナスの場合は、指定期間内に5歳未満児死亡率が増加したことを意味する。）

それゆえ、国内総生産の成長率と合わせて用いると、U5MRとその削減率は、いかなる国・地域においても、またいかなる期間であっても、最も重要な人間的ニーズの一部について充足に向けてどのような進展があったかがわかる。

表10が示しているように、U5MRの年間削減率と1人あたり国内総生産の年間成長率との間には確固たる連関は存在しないが、このような比較は、経済的発展と人間開発の関連性を浮き彫りにするうえで役に立つものである。

最後に、表10には各国・地域の合計特殊出生率とその年間平均減少率も併せて示した。これにより、U5MRを大きく削減できた国の多くは、出生率も大きく削減できていることがわかる。

# 表10 前進の速度

国・地域	5歳未満児 死亡率の 順位	5歳未満児死亡率										1人あたりの GDP 年間平均成長率 (%)			合計特殊出生率			合計特殊出生率の 年間平均減少 (%)	
		5歳未満児死亡率				年間平均削減率 (%) <sup>⑨</sup>				1990年 以降の 削減率 (%) <sup>⑩</sup>	2000年 以降の 削減率 (%) <sup>⑪</sup>	1970-1990	1990-2009	1970	1990	2009	1970-1990	1990-2009	
		1970	1990	2000	2009	1970-1990	1990-2000	2000-2009	1990-2009										
アフガニスタン	2	319	250	222	199	1.2	1.2	1.2	1.2	20	10	-	-	7.7	8.0	6.5	-0.2	1.1	
アルバニア	118	112	51	27	15	3.9	6.4	6.5	6.4	71	44	-0.7x	5.4	4.9	2.9	1.9	2.6	2.4	
アルジェリア	79	199	61	46	32	5.9	2.8	4.0	3.4	48	30	1.6	1.5	7.4	4.7	2.3	2.3	3.7	
アンドラ	169	-	9	5	4	-	5.9	2.5	4.3	56	20	-	-	-	-	-	-	-	
アンゴラ	11	-	258	212	161	-	2.0	3.1	2.5	38	24	-	3.8	7.3	7.2	5.6	0.1	1.3	
アンティグアバーブーダ	130	-	-	19	12	-	-	5.1	-	-	37	8.3x	2	-	-	-	-	-	
アルゼンチン	125	69	28	21	14	4.5	2.9	4.5	3.6	50	33	-0.7	1.9	3.1	3.0	2.2	0.1	1.6	
アルメニア	97	94	56	36	22	2.6	4.4	5.5	4.9	61	39	-	6.2	3.2	2.5	1.7	1.2	2.0	
オーストラリア	165	21	9	6	5	4.2	4.1	2.0	3.1	44	17	1.5	2.3	2.7	1.9	1.8	1.9	0.1	
オーストリア	169	29	9	5	4	5.9	5.9	2.5	4.3	56	20	2.4	1.9	2.3	1.5	1.4	2.4	0.2	
アゼルバイジャン	76	117	98	69	34	0.9	3.5	7.9	5.6	65	51	-	4.9	4.6	3.0	2.2	2.2	1.7	
バハマ	130	-	25	20	12	-	2.2	5.7	3.9	52	40	1.9	1.1x	3.6	2.6	2.0	1.6	1.4	
バーレーン	130	80	16	13	12	8.0	2.1	0.9	1.5	25	8	-1.3x	2.8x	6.5	3.7	2.2	2.8	2.7	
バングラデシュ	57	236	148	90	52	2.3	5.0	6.1	5.5	65	42	0.4	3.4	6.9	4.4	2.3	2.2	3.4	
バルバドス	140	-	18	15	11	-	1.8	3.4	2.6	39	27	1.7	2.2x	3.1	1.7	1.5	3.1	0.4	
ベラルーシ	130	28	24	18	12	0.8	2.9	4.5	3.6	50	33	-	4.2	2.3	1.9	1.3	1.0	2.0	
ベルギー	165	24	10	6	5	4.4	5.1	2.0	3.6	50	17	2.2	1.7	2.2	1.6	1.8	1.7	-0.6	
ベリーズ	109	101	43	27	18	4.3	4.7	4.5	4.6	58	33	2.9	2.2x	6.3	4.5	2.8	1.7	2.4	
ベナン	22	256	184	144	118	1.7	2.5	2.2	2.3	36	18	0.3	1.2	6.6	6.7	5.4	-0.1	1.2	
ブータン	41	288	148	106	79	3.3	3.3	3.3	3.3	47	25	-	5.2	6.7	5.9	2.6	0.6	4.4	
ボリビア	58	241	122	86	51	3.4	3.5	5.8	4.6	58	41	-1.1	1.6	6.6	4.9	3.4	1.5	2.0	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	125	-	23	17	14	-	3.0	2.2	2.6	39	18	-	9.6x	2.9	1.7	1.2	2.6	1.8	
ボツワナ	54	132	60	99	57	3.9	-5.0	6.1	0.3	5	42	8.2	3.6	6.6	4.7	2.8	1.7	2.7	
ブラジル	98	135	56	34	21	4.4	5.0	5.4	5.2	63	38	2.3	1.4	5.0	2.8	1.8	2.9	2.3	
ブルネイ	151	-	11	8	7	-	3.2	1.5	2.4	36	13	-2.2x	-0.3x	5.7	3.2	2.1	2.8	2.4	
ブルガリア	144	33	18	18	10	3.0	0.0	6.5	3.1	44	44	3.4x	2.8	2.2	1.7	1.4	1.1	1.0	
ブルキナファソ	9	280	201	188	166	1.7	0.7	1.4	1.0	17	12	1.4	2.4	6.6	6.8	5.8	-0.2	0.8	
ブルンジ	9	229	189	178	166	1.0	0.6	0.8	0.7	12	7	1.1	-1.8	6.8	6.6	4.5	0.1	2.1	
カンボジア	36	-	117	106	88	-	1.0	2.1	1.5	25	17	-	6.3x	5.9	5.8	2.9	0.1	3.7	
カムルーン	13	214	148	156	154	1.8	-0.5	0.1	-0.2	-4	1	3.4	0.7	6.2	5.9	4.5	0.2	1.4	
カナダ	157	22	8	6	6	5.1	2.9	0.0	1.5	25	0	2	2.1	2.2	1.7	1.6	1.5	0.3	
カボヴェルデ	88	151	63	41	28	4.4	4.3	4.2	4.3	56	32	-	4.1	7.0	5.3	2.7	1.4	3.6	
中央アフリカ共和国	8	239	175	184	171	1.6	-0.5	0.8	0.1	2	7	-1.3	-0.8	6.0	5.8	4.7	0.1	1.1	
チャド	1	-	201	205	209	-	-0.2	-0.2	-0.2	-4	-2	-1	3	6.5	6.7	6.1	-0.1	0.5	
チリ	147	83	22	11	9	6.6	6.9	2.2	4.7	59	18	1.5	3.5	4.0	2.6	1.9	2.1	1.6	
中国	105	117	46	36	19	4.7	2.5	7.1	4.7	59	47	6.6	9	5.5	2.3	1.8	4.3	1.5	
コロンビア	105	104	35	26	19	5.4	3.0	3.5	3.2	46	27	1.9	1.4	5.6	3.1	2.4	2.9	1.3	
コモロ	29	197	128	114	104	2.2	1.2	1.0	1.1	19	9	0.1x	-0.2	7.1	5.5	3.9	1.2	1.8	
コンゴ	19	142	104	116	128	1.6	-1.1	-1.1	-1.1	-23	-10	3.1	0.5	6.3	5.4	4.3	0.8	1.2	
クック諸島	118	63	18	17	15	6.3	0.6	1.4	1.0	17	12	-	-	-	-	-	-	-	
コスタリカ	140	80	18	13	11	7.5	3.3	1.9	2.6	39	15	0.7	2.6	5.0	3.2	1.9	2.3	2.6	
コートジボワール	21	236	152	142	119	2.2	0.7	2.0	1.3	22	16	-1.9	-1	7.9	6.3	4.5	1.2	1.7	
クロアチア	165	-	13	8	5	-	4.9	5.2	5.0	62	38	-	2.9	2.0	1.7	1.4	0.9	0.8	
キューバ	157	40	14	9	6	5.2	4.4	4.5	4.5	57	33	-	3.6x	4.0	1.8	1.5	4.2	0.8	
キプロス	169	-	10	6	4	-	5.1	4.5	4.8	60	33	5.9x	2.2x	2.6	2.4	1.5	0.4	2.5	
チェコ	169	-	12	5	4	-	8.8	2.5	5.8	67	20	-	2.5	2.0	1.8	1.5	0.5	1.2	
朝鮮民主主義人民共和国	77	-	45	58	33	-	-2.5	6.3	1.6	27	43	-	-	4.0	2.4	1.9	2.6	1.3	
コンゴ民主共和国	2	240	199	199	199	0.9	0.0	0.0	0.0	0	0	-2.3	-3.5	6.2	7.1	5.9	-0.7	1.0	
デンマーク	169	17	9	6	4	3.2	4.1	4.5	4.3	56	33	2	1.7	2.1	1.7	1.8	1.2	-0.6	
ジブチ	33	-	123	106	94	-	1.5	1.3	1.4	24	11	-	-1.4	7.4	6.2	3.8	0.9	2.6	
ドミニカ	144	73	18	16	10	7.0	1.2	5.2	3.1	44	38	4.7x	1.7	-	-	-	-	-	
ドミニカ共和国	79	125	62	39	32	3.5	4.6	2.2	3.5	48	18	2.1	3.8	6.2	3.5	2.6	2.9	1.5	
エクアドル	93	138	53	34	24	4.8	4.4	3.9	4.2	55	29	1.3	1.6	6.3	3.7	2.5	2.7	2.0	
エジプト	98	236	90	47	21	4.8	6.5	9.0	7.7	77	55	4.1	2.6	5.9	4.6	2.8	1.3	2.5	
エルサルバドル	112	163	62	33	17	4.8	6.3	7.4	6.8	73	48	-1.9	2.7	6.2	4.0	2.3	2.3	2.9	
赤道ギニア	14	-	198	168	145	-	1.6	1.6	1.6	27	14	-	19.8	5.7	5.9	5.3	-0.2	0.6	
エリトリア	56	-	150	89	55	-	5.2	5.3	5.3	63	38	-	-0.8x	6.6	6.2	4.5	0.3	1.7	
エストニア	157	-	17	11	6	-	4.4	6.7	5.5	65	45	1.5x	5.3	2.1	1.9	1.7	0.4	0.7	
エチオピア	29	230	210	148	104	0.5	3.5	3.9	3.7	50	30	-	2.7	6.8	7.1	5.2	-0.2	1.6	
フィジー	109	-	22	19	18	-	1.5	0.6	1.1	18	5	0.7	4	4.5	3.4	2.7	1.5	1.2	
フィンランド	184	16	7	4	3	4.1	5.6	3.2	4.5	57	25	2.8	2.7	1.9	1.7	1.8	0.3	-0.3	

表10

5歳未満児 死亡率の 順位	5歳未満児死亡率										1人あたりの GDP 年間平均成長率 (%)		合計特殊出生率			合計特殊出生率の 年間平均減少 (%)		
	5歳未満児死亡率				年間平均削減率 (%) <sup>①</sup>				1990年 以降の 削減率 (%) <sup>②</sup>	2000年 以降の 削減率 (%) <sup>③</sup>	1970-1990 1990-2009		1970 1990 2009	1970-1990 1990-2009	1970-1990 1990-2009	1970-1990 1990-2009		
	1970	1990	2000	2009	1970-1990	1990-2000	2000-2009	1990-2009	1970-1990	1990-2009	1970 1990 2009	1970-1990 1990-2009	1970-1990 1990-2009	1970-1990 1990-2009	1970-1990 1990-2009			
フランス	169	18	9	5	4	3.5	5.9	2.5	4.3	56	20	2.2	1.4	2.5	1.8	1.9	1.7	-0.4
ガボン	45	-	93	83	69	-	1.1	2.1	1.6	26	17	0.2	-0.9	4.7	5.2	3.2	-0.5	2.5
ガンビア	31	311	153	131	103	3.5	1.6	2.7	2.1	33	21	0.7	0.6	6.1	6.1	5.0	0.0	1.1
グルジア	85	-	47	35	29	-	2.9	2.1	2.5	38	17	-	-	2.6	2.2	1.6	0.9	1.7
ドイツ	169	26	9	5	4	5.3	5.9	2.5	4.3	56	20	2.3	1.3	2.0	1.4	1.3	1.9	0.2
ガーナ	45	183	120	106	69	2.1	1.2	4.8	2.9	43	35	-2	2.2	7.0	5.6	4.2	1.1	1.5
ギリシャ	184	32	11	7	3	5.3	4.5	9.4	6.8	73	57	1.3	2.7	2.4	1.4	1.4	2.5	0.1
グレナダ	118	-	40	20	15	-	6.9	3.2	5.2	63	25	4.2x	3.1	4.6	3.8	2.3	0.9	2.8
グアテマラ	65	165	76	48	40	3.9	4.6	2.0	3.4	47	17	0.2	1.4	6.2	5.6	4.0	0.6	1.7
ギニア	15	326	231	185	142	1.7	2.2	2.9	2.6	39	23	0.2x	3.3	6.8	6.7	5.3	0.1	1.2
ギニアビサウ	4	-	240	218	193	-	1.0	1.4	1.1	20	11	0.1	-9.6	6.1	5.9	5.7	0.2	0.2
ガイアナ	72	79	61	45	35	1.3	3.0	2.8	2.9	43	22	-1.6	3x	5.6	2.6	2.3	3.8	0.6
ハイチ	37	222	152	113	87	1.9	3.0	2.9	2.9	43	23	-	-1.1x	5.8	5.4	3.4	0.3	2.4
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ホンジュラス	83	172	55	40	30	5.7	3.2	3.2	3.2	45	25	0.8	1.6	7.3	5.1	3.2	1.7	2.5
ハンガリー	157	39	17	10	6	4.2	5.3	5.7	5.5	65	40	3	3.2	2.0	1.8	1.4	0.6	1.4
アイスランド	184	15	7	4	3	3.8	5.6	3.2	4.5	57	25	3.2	2.4	3.0	2.2	2.1	1.6	0.2
インド	48	186	118	93	66	2.3	2.4	3.8	3.1	44	29	2.1	4.8	5.5	4.0	2.7	1.5	2.1
インドネシア	66	170	86	56	39	3.4	4.3	4.0	4.2	55	30	4.7	2.5	5.5	3.1	2.1	2.8	2.0
イラン	81	190	73	48	31	4.8	4.2	4.9	4.5	58	35	-2.3	2.7	6.6	4.8	1.8	1.6	5.2
イラク	63	125	53	48	44	4.3	1.0	1.0	1.0	17	8	-	-2.6x	7.4	6.0	4.0	1.0	2.2
アイルランド	169	22	9	7	4	4.5	2.5	6.2	4.3	56	43	2.8	5.2	3.9	2.1	2.0	3.1	0.4
イスラエル	169	-	11	7	4	-	4.5	6.2	5.3	64	43	1.9	1.8	3.8	3.0	2.8	1.2	0.4
イタリア	169	33	10	6	4	6.0	5.1	4.5	4.8	60	33	2.8	1	2.5	1.3	1.4	3.2	-0.3
ジャマイカ	81	61	33	32	31	3.1	0.3	0.4	0.3	6	3	-1.3	0.7	5.5	2.9	2.4	3.1	1.2
日本	184	17	6	4	3	5.2	4.1	3.2	3.6	50	25	3	0.9	2.1	1.6	1.3	1.5	1.2
ヨルダン	91	103	39	30	25	4.9	2.6	2.0	2.3	36	17	2.5x	2.5	7.9	5.5	3.0	1.8	3.2
カザフスタン	85	-	60	44	29	-	3.1	4.6	3.8	52	34	-	3.8	3.5	2.8	2.3	1.1	1.1
ケニア	39	152	99	105	84	2.1	-0.6	2.5	0.9	15	20	1.2	0.2	8.1	6.0	4.9	1.5	1.1
キリバス	61	156	89	63	46	2.8	3.5	3.5	3.5	48	27	-5.3	1.8	-	-	-	-	-
クウェート	144	58	17	13	10	6.1	2.7	2.9	2.8	41	23	-6.8x	2x	7.2	3.5	2.2	3.6	2.6
キルギス	69	-	75	51	37	-	3.9	3.6	3.7	51	27	-	0.3	4.9	3.9	2.5	1.2	2.2
ラオス	52	211	157	86	59	1.5	6.0	4.2	5.2	62	31	-	4.2	6.0	6.0	3.4	0.0	3.0
ラトビア	149	-	16	14	8	-	1.3	6.2	3.6	50	43	3.4	4.7	1.9	1.9	1.4	0.0	1.5
レバノン	130	56	40	24	12	1.7	5.1	7.7	6.3	70	50	-	2.2	5.1	3.1	1.8	2.4	2.8
レソト	39	175	93	124	84	3.2	-2.9	4.3	0.5	10	32	2.8	1.6	5.8	4.9	3.3	0.8	2.2
リベリア	24	260	247	198	112	0.3	2.2	6.3	4.2	55	43	-4.2	1.8	6.8	6.5	5.0	0.2	1.4
リビア	105	142	36	25	19	6.9	3.6	3.0	3.4	47	24	-	2.9x	7.6	4.8	2.6	2.3	3.2
リヒテンシュタイン	193	-	10	6	2	-	5.1	12.2	8.5	80	67	2.2	3.1x	-	-	-	-	-
リトアニア	157	-	15	10	6	-	4.1	5.7	4.8	60	40	-	3.5	2.3	2.0	1.4	0.7	2.0
ルクセンブルク	184	22	9	5	3	4.5	5.9	5.7	5.8	67	40	2.7	3	2.0	1.6	1.7	1.1	-0.3
マダガスカル	53	179	167	100	58	0.3	5.1	6.1	5.6	65	42	-2.3	-0.1	7.3	6.3	4.6	0.8	1.6
マラウイ	26	323	218	164	110	2.0	2.8	4.4	3.6	50	33	-0.1	0.5	7.3	7.0	5.5	0.2	1.3
マレーシア	157	52	18	10	6	5.3	5.9	5.7	5.8	67	40	4	3.2	5.6	3.7	2.5	2.0	2.1
モルディブ	128	-	113	53	13	-	7.6	15.6	11.4	88	75	-	5.9x	7.0	6.1	2.0	0.7	5.8
マリ	6	374	250	217	191	2.0	1.4	1.4	1.4	24	12	0.2	2.9	6.7	6.4	5.4	0.2	0.9
マルタ	151	28	11	7	7	4.7	4.5	0.0	2.4	36	0	6.5	2.6x	2.1	2.0	1.3	0.0	2.6
マーシャル諸島	72	103	49	39	35	3.7	2.3	1.2	1.8	29	10	-	-1.1	-	-	-	-	-
モーリタニア	23	224	129	122	117	2.8	0.6	0.5	0.5	9	4	-1	0.8	6.8	5.9	4.4	0.7	1.5
モーリシャス	112	88	24	19	17	6.5	2.3	1.2	1.8	29	11	3.2x	3.5	3.7	2.2	1.8	2.5	1.1
メキシコ	112	110	45	26	17	4.5	5.5	4.7	5.1	62	35	1.6	1.5	6.7	3.4	2.2	3.4	2.4
ミクロネシア連邦	66	-	58	47	39	-	2.1	2.1	2.1	33	17	-	0.1	6.9	5.0	3.5	1.7	1.8
モナコ	169	-	8	5	4	-	4.7	2.5	3.6	50	20	1.6	2x	-	-	-	-	-
モンゴル	85	194	101	63	29	3.3	4.7	8.6	6.6	71	54	-	2.9	7.5	4.2	2.0	2.9	3.9
モンテネグロ	147	-	17	14	9	-	1.9	4.9	3.3	47	36	-	3.8x	2.4	2.1	1.6	0.6	1.3
モロッコ	68	183	89	55	38	3.6	4.8	4.1	4.5	57	31	1.9	2.3	7.1	4.0	2.3	2.8	2.9
モザンビーク	15	276	232	183	142	0.9	2.4	2.8	2.6	39	22	-1x	4.3	6.6	6.2	5.0	0.3	1.2
ミャンマー	44	179	118	85	71	2.1	3.3	2.0	2.7	40	16	1.4	8.2x	6.1	3.4	2.3	2.9	2.1
ナミビア	59	103	73	76	48	1.7	-0.4	5.1	2.2	34	37	-2.1x	2	6.5	5.2	3.3	1.1	2.4
ナウル	63	-	-	51	44	-	-	1.6	-	-	14	-	-	-	-	-	-	
ネパール	59	237	142	85	48	2.6	5.1	6.3	5.7	66	44	1	1.9	6.1	5.2	2.8	0.9	3.2

# 表10 前進の速度

5歳未満児 死亡率の 順位	5歳未満児死亡率										1人あたりの GDP 年間平均成長率 (%)			合計特殊出生率			合計特殊出生率の 年間平均減少 (%)		
	5歳未満児死亡率					年間平均削減率 (%) <sup>a</sup>					1990年 以降の 削減率 (%) <sup>a</sup>	2000年 以降の 削減率 (%) <sup>a</sup>	1970-1990	1990-2009	1970	1990	2009	1970-1990	1990-2009
	1970	1990	2000	2009		1970-1990	1990-2000	2000-2009	1990-2009										
オランダ	169	16	8	6	4	3.5	2.9	4.5	3.6	50	33	1.6	2.1	2.4	1.6	1.7	2.2	-0.6	
ニュージーランド	157	21	11	7	6	3.2	4.5	1.7	3.2	45	14	0.8	2	3.1	2.1	2.0	2.0	0.1	
ニカラグア	89	161	68	42	26	4.3	4.8	5.3	5.1	62	38	-3.7	1.9	6.9	4.8	2.7	1.9	3.0	
ニジェール	12	309	305	227	160	0.1	3.0	3.9	3.4	48	30	-2.1	-0.2	7.6	7.9	7.1	-0.2	0.6	
ナイジェリア	18	-	212	190	138	-	1.1	3.6	2.3	35	27	-1.4	1.7	6.6	6.6	5.2	0.0	1.3	
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ノルウェー	184	16	9	5	3	2.9	5.9	5.7	5.8	67	40	3.2	2.3	2.5	1.9	1.9	1.5	-0.1	
パレスチナ自治区	83	-	43	30	30	-	3.6	0.0	1.9	30	0	-	-2.4x	7.9	6.4	4.9	1.0	1.4	
オマーン	130	206	48	22	12	7.3	7.8	6.7	7.3	75	45	3.3	2x	7.2	6.6	3.0	0.4	4.2	
パキスタン	37	180	130	108	87	1.6	1.9	2.4	2.1	33	19	3	1.7	7.0	6.1	3.9	0.7	2.4	
パラオ	118	-	21	16	15	-	2.7	0.7	1.8	29	6	-	-0.1x	-	-	-	-	-	
パナマ	95	70	31	26	23	4.1	1.8	1.4	1.6	26	12	0.3	3	5.3	3.0	2.5	2.8	1.0	
パプアニューギニア	47	155	91	77	68	2.7	1.7	1.4	1.5	25	12	-0.7	-0.4	6.2	4.8	4.0	1.2	0.9	
パラグアイ	95	76	42	30	23	3.0	3.4	3.0	3.2	45	23	3.1	-0.1	5.7	4.5	3.0	1.2	2.2	
ペルー	98	170	78	40	21	3.9	6.7	7.2	6.9	73	48	-0.6	2.9	6.3	3.8	2.5	2.5	2.2	
フィリピン	77	89	59	38	33	2.1	4.4	1.6	3.1	44	13	0.6	1.9	6.3	4.3	3.0	1.8	1.9	
ポーランド	151	36	17	9	7	3.8	6.4	2.8	4.7	59	22	-	4.4	2.2	2.0	1.3	0.4	2.5	
ポルトガル	169	67	15	7	4	7.5	7.6	6.2	7.0	73	43	2.6	1.7	2.8	1.5	1.4	3.1	0.5	
カタール	140	83	19	14	11	7.4	3.1	2.7	2.9	42	21	-	-	6.9	4.4	2.4	2.3	3.3	
韓国	165	52	9	6	5	8.8	4.1	2.0	3.1	44	17	6.2	4.3	4.5	1.6	1.2	5.2	1.5	
モルドバ	112	-	37	24	17	-	4.3	3.8	4.1	54	29	-	-1	2.6	2.4	1.5	0.3	2.5	
ルーマニア	130	52	32	22	12	2.4	3.7	6.7	5.2	63	45	0.9x	2.7	2.9	1.9	1.3	2.0	1.9	
ロシア連邦	130	40	27	24	12	2.0	1.2	7.7	4.3	56	50	-	1.9	2.0	1.9	1.4	0.3	1.5	
ルワンダ	25	212	171	180	111	1.1	-0.5	5.4	2.3	35	38	1.2	1.7	8.2	6.8	5.3	0.9	1.3	
セントクリストファー・ネーヴィス	118	-	26	21	15	-	2.1	3.7	2.9	42	29	6.3x	2.5	-	-	-	-	-	
セントルシア	103	-	20	17	20	-	1.6	-1.8	0.0	0	-18	5.3x	1.1	6.1	3.4	2.0	2.9	2.8	
セントビンセント・グレナディーン	130	-	24	23	12	-	0.4	7.2	3.6	50	48	3.3	3.8	6.0	3.0	2.1	3.6	1.8	
サモア	91	-	50	34	25	-	3.9	3.4	3.6	50	26	-	3.1	6.1	4.8	3.9	1.2	1.1	
サンマリノ	193	-	15	6	2	-	9.2	12.2	10.6	87	67	-	-	-	-	-	-	-	
サントメプリンシペ	42	117	95	86	78	1.0	1.0	1.1	1.0	18	9	-	-	6.5	5.4	3.7	0.9	2.0	
サウジアラビア	98	-	43	23	21	-	6.3	1.0	3.8	51	9	-1.4	0.3	7.3	5.8	3.0	1.1	3.4	
セネガル	34	276	151	120	93	3.0	2.3	2.8	2.6	38	23	-0.7	1.1	7.4	6.7	4.9	0.5	1.7	
セルビア	151	-	29	12	7	-	8.8	6.0	7.5	76	42	-	1.3	2.4	1.9	1.6	1.2	0.8	
セーシェル	130	66	15	14	12	7.4	0.7	1.7	1.2	20	14	2.9	1.7	-	-	-	-	-	
シェラレオネ	5	372	285	250	192	1.3	1.3	2.9	2.1	33	23	-0.5	0.9	5.8	5.5	5.2	0.3	0.4	
シンガポール	184	27	8	4	3	6.1	6.9	3.2	5.2	63	25	5.6	3.9	3.0	1.8	1.3	2.7	1.7	
スロバキア	151	-	15	10	7	-	4.1	4.0	4.0	53	30	-	3.7	2.5	2.0	1.3	1.0	2.4	
スロベニア	184	-	10	5	3	-	6.9	5.7	6.3	70	40	-	3.5	2.3	1.5	1.4	2.0	0.4	
ソロモン諸島	70	101	38	37	36	4.9	0.3	0.3	0.3	5	3	-	-1.3	6.9	5.9	3.8	0.8	2.3	
ソマリア	7	-	180	180	180	-	0.0	0.0	0.0	0	0	-0.8	-	7.2	6.6	6.4	0.4	0.2	
南アフリカ	50	-	62	77	62	-	-2.2	2.4	0.0	0	19	0.1	1.2	5.6	3.7	2.5	2.1	2.0	
スペイン	169	25	9	5	4	5.1	5.9	2.5	4.3	56	20	1.9	2.2	2.9	1.3	1.5	3.9	-0.5	
スリランカ	118	84	28	21	15	5.5	2.9	3.7	3.3	46	29	3	4	4.3	2.5	2.3	2.7	0.5	
スードアン	27	169	124	115	108	1.5	0.8	0.7	0.7	13	6	0.1	3.8	6.6	6.0	4.1	0.5	2.0	
スリナム	89	71	51	38	26	1.7	2.9	4.2	3.5	49	32	-2.2x	1.4x	5.7	2.7	2.4	3.6	0.7	
スワジランド	43	179	92	105	73	3.3	-1.3	4.0	1.2	21	30	3	1.7	6.9	5.7	3.5	0.9	2.7	
スウェーデン	184	13	7	4	3	3.1	5.6	3.2	4.5	57	25	1.8	2.2	2.0	2.0	1.9	0.1	0.4	
スイス	169	18	8	6	4	4.1	2.9	4.5	3.6	50	33	1.2	0.9x	2.0	1.5	1.5	1.4	0.3	
シリア	116	123	36	22	16	6.1	4.9	3.5	4.3	56	27	2	1.4	7.6	5.5	3.2	1.6	2.9	
タジキスタン	51	-	117	94	61	-	2.2	4.8	3.4	48	35	-	-0.9	6.9	5.2	3.4	1.4	2.3	
タイ	125	98	32	20	14	5.6	4.7	4.0	4.4	56	30	4.7	2.9	5.6	2.1	1.8	4.8	0.8	
旧ユーゴスラビア・マケドニア	140	-	36	19	11	-	6.4	6.1	6.2	69	42	-	0.9	3.1	2.1	1.4	1.9	2.1	
東ティモール	55	-	184	106	56	-	5.5	7.1	6.3	70	47	-	-1.3x	6.3	5.3	6.4	0.8	-0.9	
トーゴ	32	219	150	124	98	1.9	1.9	2.6	2.2	35	21	-0.6	-	7.1	6.3	4.2	0.6	2.2	
トンガ	105	42	23	20	19	3.0	1.4	0.6	1.0	17	5	-	2.9	5.9	4.6	3.9	1.3	0.8	
トリニダードトバゴ	72	54	34	34	35	2.3	0.0	-0.3	-0.2	-3	-3	0.5	5.1	3.5	2.4	1.6	1.8	2.1	
チュニジア	98	187	50	27	21	6.6	6.2	2.8	4.6	58	22	2.5	3.5	6.6	3.6	1.8	3.0	3.6	
トルコ	103	200	84	42	20	4.3	6.9	8.2	7.6	76	52	2	2.3	5.6	3.1	2.1	3.0	2.0	
トルクメニスタン	62	-	99	71	45	-	3.3	5.1	4.1	55	37	-	4.7	6.3	4.3	2.4	1.9	3.1	
ツバル	72	-	53	43	35	-	2.1	2.3	2.2	34	19	-	-	-	-	-	-	-	
ウガンダ	19	193	184	154	128	0.2	1.8	2.1	1.9	30	17	-	3.6	7.1	7.1	6.3	0.0	0.7	

表10

5歳未満児 死亡率の 順位	5歳未満児死亡率								年間平均削減率 (%) <sup>◎</sup>		1990年 以降の 削減率 (%) <sup>◎</sup>	2000年 以降の 削減率 (%) <sup>◎</sup>	1人あたりの GDP 年間平均成長率 (%)			合計特殊出生率			合計特殊出生率の 年間平均減少 (%)	
	5歳未満児死亡率				1970	1990	2000	2009	1970-1990	1990-2000	2000-2009	1990-2009	1970-1990	1990-2009	1970	1990	2009	1970-1990	1990-2009	
	1970	1990	2000	2009																
ウクライナ	118	34	21	19	15	2.4	1.0	2.6	1.8	29	21	-	0.1	2.1	1.9	1.4	0.6	1.7		
アラブ首長国連邦	151	84	17	11	7	8.0	4.4	5.0	4.7	59	36	-4.9x	0.5	6.6	4.4	1.9	2.0	4.4		
英国	157	21	10	7	6	3.7	3.6	1.7	2.7	40	14	2	2.3	2.3	1.8	1.9	1.2	-0.1		
タンザニア	27	210	162	139	108	1.3	1.5	2.8	2.1	33	22	-	2	6.8	6.2	5.5	0.4	0.6		
米国	149	23	11	8	8	3.7	3.2	0.0	1.7	27	0	2.2	1.8	2.2	2.0	2.1	0.6	-0.2		
ウルグアイ	128	53	24	18	13	4.0	2.9	3.6	3.2	46	28	0.9	1.8	2.9	2.5	2.1	0.7	1.0		
ウズベキスタン	70	-	74	62	36	-	1.8	6.0	3.8	51	42	-	1.9	6.5	4.2	2.2	2.2	3.3		
バヌアツ	116	103	40	25	16	4.7	4.7	5.0	4.8	60	36	1.1x	6.7	6.3	4.9	3.9	1.2	1.3		
ベネズエラ	109	63	32	23	18	3.4	3.3	2.7	3.0	44	22	-1.6	0.2	5.4	3.4	2.5	2.2	1.7		
ベトナム	93	-	55	29	24	-	6.4	2.1	4.4	56	17	-	6	7.0	3.7	2.0	3.2	3.1		
イエメン	48	308	125	100	66	4.5	2.2	4.6	3.4	47	34	-	1.5	8.6	8.1	5.1	0.3	2.4		
ザンビア	17	178	179	166	141	0.0	0.8	1.8	1.3	21	15	-2.3	0.3	7.4	6.5	5.7	0.7	0.6		
ジンバブエ	35	121	81	116	90	2.0	-3.6	2.8	-0.6	-11	22	-0.4	-1.9x	7.4	5.2	3.4	1.8	2.3		

## 地域別要約

アフリカ <sup>#</sup>	223	165	147	118	1.5	1.2	2.4	1.8	28	20	0.9	2.0	6.7	5.9	4.5	0.6	1.4
サハラ以南のアフリカ <sup>#</sup>	226	180	160	129	1.1	1.2	2.4	1.8	28	19	0	1.8	6.7	6.3	5.0	0.3	1.2
東部・南部アフリカ	210	166	141	108	1.2	1.6	3.0	2.3	35	23	-	1.8	6.8	6.0	4.8	0.6	1.2
西部・中部アフリカ	258	199	181	150	1.3	0.9	2.1	1.5	25	17	-0.5	1.6	6.6	6.6	5.2	0.1	1.2
中東と北アフリカ	192	77	56	41	4.6	3.2	3.5	3.3	47	27	-0.2	2.4	6.8	5.0	2.8	1.5	3.0
アジア <sup>#</sup>	150	87	70	50	2.7	2.2	3.7	2.9	43	29	4.2	6.6	5.6	3.2	2.3	2.8	1.8
南アジア	194	125	97	71	2.2	2.5	3.5	3.0	43	27	2.1	4.4	5.7	4.3	2.8	1.5	2.2
東アジアと太平洋諸国	121	53	40	26	4.1	2.8	4.8	3.7	51	35	5.4	7.2	5.6	2.6	1.9	3.8	1.6
ラテンアメリカとカリブ海諸国	121	52	33	23	4.2	4.5	4.0	4.3	56	30	1.4	1.6	5.3	3.2	2.2	2.5	2.0
CEE/CIS	89	51	37	21	2.8	3.2	6.3	4.7	59	43	-	2.2	2.8	2.3	1.7	1.1	1.5
先進工業国 <sup>§</sup>	24	10	7	6	4.4	3.6	1.7	2.7	40	14	2.3	1.7	2.3	1.7	1.7	1.4	0.0
開発途上国 <sup>§</sup>	157	99	84	66	2.3	1.6	2.7	2.1	33	21	2.1	4.6	5.8	3.7	2.7	2.3	1.6
後発開発途上国 <sup>§</sup>	239	178	146	121	1.5	2.0	2.1	2.0	32	17	-0.2	3.0	6.8	5.9	4.3	0.7	1.6
世界	138	89	77	60	2.2	1.4	2.8	2.1	33	22	2.3	2.5	4.7	3.2	2.5	2.0	1.2

# 地域グループ内の国・地域 (countries and territories) の一覧は、124ページ参照。

§ それぞれのカテゴリーやグループに属する地域 (territories) も含む。ユニセフの分類における国・地域の一覧は、124ページ参照。

## 指標の定義

5歳未満児死亡率—出生時から満5歳に達する日までに死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

1990年以降の削減率—1990年から2009年にかけての5歳未満児死亡率(U5MR)の削減率。2000年の国連ミレニアム宣言で1990年から2015年にかけてU5MRを3分の2(67%)引き下げるという目標を定めた。そこで、この指標は、この目標に向けての現在の進展の評価を示す。

1人あたりのGDP—GDP（国内総生産）とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額（補助金は控除）を加えた総額である。1人あたりのGDPは、国内総生産を年次的人口で割って算出する。成長率は現地通貨による固定物価GDPから算出したものである。

合計特殊出生率—女性が出産可能年齢の終わりまで生き、年齢ごとに当該年齢の通常の出生率にしたがって子どもを産むとして、その女性が一生の間に産むことになる子どもの人数。

## データの主な出典

5歳未満児死亡率—死亡率推定に関する機関間グループ (IGME)：ユニセフ、世界保健機関 (WHO)、国連人口局、世界銀行。

1人あたりのGDP—世界銀行。

合計特殊出生率—国連人口局。

## 注

- データなし。
- x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであり、かつ地域平均や世界平均の算出には含まれていないことを示す。
- ◎ 負の数値は1990年以降、5歳未満児死亡率が上昇していることを示す。

# 表11 青少年指標

国・地域	青少年人口(10-19歳)		婚姻状態 現在婚姻状態 にある女子 (15-19歳) の割合 (%)	初産の年齢 女性(20-24歳) における18歳 前に出産を した割合 (%)	女子の出産率 15-19歳の 女子1000人 あたりの 出産数	ドメスティック・バイオレ ンスに対する態度 15-19歳の青少年のうち、妻に對 する夫の暴力は特定の状況下にお いては正当化されると考える割合 (2002-2009*) (%)		中等教育(2005-2009*)						HIVの知識 15-19歳の青少年のう ち、HIVについて包括 的な知識を持つ比率 (2005-2009*) (%)	
	全人口の 青少年が 占める 割合 (%)	2009	2009	2000-2009*	2000-2009*	2000-2008*	男	女	全体	男	女	全体	男	女	男
アフガニスタン	6767	24	-	-	151	-	-	27	38	15	12x	18x	6x	-	-
アルバニア	604	19	8	3	17	37	24	74x	75x	73x	78	79	77	21	36
アルジェリア	6698	19	2	-	4	-	66	66x	65x	68x	61	57	65	-	12
アンドラ	-	-	-	-	7	-	-	71	69	75	-	-	-	-	-
アンゴラ	4411	24	-	-	165	-	-	-	-	-	21x	22x	20x	-	-
アンティグアバーブーダ	-	-	-	-	67	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルゼンチン	6828	17	-	-	65	-	-	79	75	84	-	-	-	-	-
アルメニア	482	16	7	3	26	31	22	86	83	88	94	93	95	7	19
オーストラリア	2826	13	-	-	18	-	-	88	87	89	-	-	-	-	-
オーストリア	955	11	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アゼルバイジャン	1629	18	10	4	42	63	39	98	99	97	81	82	80	2	3
バハマ	61	18	-	-	44	-	-	85	83	87	-	-	-	-	-
バーレーン	139	18	-	-	14	-	-	89	87	92	81x	77x	85x	-	-
バングラデシュ	33907	21	46	40	133	-	41	41	40	43	49	46	53	-	16
バルバドス	34	13	-	-	53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベラルーシ	1139	12	4	-	22	-	-	87	-	-	96	95	97	-	32
ベルギー	1248	12	-	-	11	-	-	87	89	85	-	-	-	-	-
ベリーズ	70	23	-	-	91	-	14	63	61	66	59	58	60	-	39
ベナン	2041	23	22	23	114	12	41	20x	26x	13x	34	40	27	31	17
ブータン	150	21	15	-	46	-	-	47	46	49	-	-	-	-	-
ボリビア	2188	22	11	20	89	-	17	70	70	70	77	78	75	24	22
ボスニア・ヘルツェゴビナ	459	12	7	-	15	-	4	-	-	-	89	89	89	-	45
ボツワナ	432	22	-	-	51	-	-	64	62	67	40x	36x	44x	-	-
ブラジル	33724	17	25	16x	56	-	-	82	78	85	77	74	80	-	-
ブルネイ	70	18	-	-	26	-	-	88	87	90	-	-	-	-	-
ブルガリア	756	10	-	-	42	-	-	83	85	82	-	-	-	-	-
ブルキナファソ	3634	23	24	27	131	-	68	15	18	13	16	17	15	-	18
ブルンジ	1955	24	10	-	30	-	-	-	-	-	7	8	6	-	30
カンボジア	3570	24	10	9	52	-	49	34	36	32	28	29	26	41	50
カムルーン	4459	23	22	33	141	-	58	-	-	-	43	45	42	-	32
カナダ	4221	13	-	-	14	-	-	95x	95x	94x	-	-	-	-	-
カボヴェルデ	123	24	8	22	92	24	23	57x	54x	60x	-	-	-	36	37
中央アフリカ共和国	1014	23	57	38x	133	-	-	10	13	8	13	16	10	26	16
チャド	2621	23	42	48	193	-	-	10x	16x	5x	10x	13x	7x	13x	8x
チリ	2861	17	-	-	51	-	-	85	84	87	-	-	-	-	-
中国	206753	15	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コロンビア	8740	19	14	20	96	-	-	71	68	75	68	64	72	-	-
コモロ	142	21	-	17x	95	-	-	15	15	15	11x	10x	11x	-	-
コンゴ	846	23	16	29	132	-	76	-	-	-	39	39	40	18	8
クック諸島	-	-	-	-	47	-	-	59x	57x	61x	-	-	-	-	-
コスタリカ	850	19	-	-	69	-	-	-	-	-	62	59	65	-	-
コートジボワール	4784	23	20	29	111	-	63	21x	27x	15x	27	32	22	30	18
クロアチア	507	11	-	-	14	-	-	88	87	89	-	-	-	-	-
キューバ	1500	13	-	-	44	-	-	83	82	83	-	-	-	-	51
キプロス	122	14	-	-	5	-	-	96	95	97	-	-	-	-	-
チェコ	1096	11	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	3971	17	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コンゴ民主共和国	15938	24	23	23	127	-	74	-	-	-	27	30	24	18	14
デンマーク	696	13	-	-	6	-	-	90	88	91	-	-	-	-	-
ジブチ	199	23	4	-	27	-	-	22	25	18	41	45	37	-	16
ドミニカ	-	-	-	-	47	-	-	68	62	74	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	2025	20	19	25	98	14	6	58	52	63	62	56	68	33	39
エクアドル	2762	20	16	-	100	-	-	62	61	62	-	-	-	-	-
エジプト	16603	20	13	7	50	-	50y	71x	73x	69x	69	72	67	16	3
エルサルバドル	1431	23	21	-	68	-	-	55	54	56	-	-	-	-	-
赤道ギニア	156	23	-	-	128	-	-	22x	-	-	22x	23x	22x	-	-
エリトリア	1113	22	29	25	85	-	70	26	30	22	22x	23x	21x	-	-
エストニア	146	11	-	-	25	-	-	90	88	91	-	-	-	-	-
エチオピア	19998	24	22	28	109	53	77	25	31	20	27	30	23	32	21
フィジー	176	21	-	-	30	-	-	79	76	83	-	-	-	-	-
フィンランド	641	12	-	-	9	-	-	96	96	97	-	-	-	-	-

表11

	青少年人口(10-19歳) 全人口の 青少年が 占める 割合(%)	婚姻状態 現在婚姻状態 にある女子 (15-19歳) の 割合(%)	初産の年齢 女性(20-24歳) における18歳 前に出産を した割合(%)	女子の出産率 15-19歳の 女子1000人 あたりの 出産数	ドメスティック・バイオレ ンスに対する態度 15-19歳の青少年のうち、妻に對 する夫の暴力は特定の状況下にお いては正当化されると考える割合 (2002-2009*) (%)	中等教育(2005-2009*)						HIVの知識 15-19歳の青少年のう ち、HIVについて包括 的な知識を持つ比率 (2005-2009*) (%)			
						純就学率			純出席率			男			
						全体	男	女	全体	男	女	全体	男	女	
	2009	2009	2000-2009*	2000-2009*	2000-2008*	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
フランス	7456	12	-	-	11	-	-	98	98	99	-	-	-	-	-
ガボン	342	23	18	35	-	-	-	-	-	35x	34x	36x	-	-	
ガンビア	386	23	25	-	104	-	71	42	42	41	37	39	34	-	40
グルジア	602	14	11	-	44	-	5	81	82	79	88	89	88	-	12
ドイツ	8378	10	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガーナ	5347	22	8	16	70	28	41	47	49	45	42	42	42	30	28
ギリシャ	1092	10	-	-	11	-	-	91	91	91	-	-	-	-	-
グレナダ	22	21	-	-	54	-	-	89	93	85	-	-	-	-	-
グアテマラ	3310	24	18	24x	92	-	-	40	41	39	23x	23x	24x	-	-
ギニア	2305	23	36	44	153	-	79	28	34	21	22	27	17	20	17
ギニアビサウ	354	22	22	-	170	-	41	10x	12x	7x	8	8	7	-	19
ガイアナ	151	20	14	22	90	-	19	-	-	-	69	66	73	-	48
ハイチ	2282	23	17	15	69	-	29	-	-	-	20	18	21	34	31
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	1751	23	20	26	108	-	18	-	-	-	32	29	36	-	28
ハンガリー	1123	11	-	-	19	-	-	91	91	91	-	-	-	-	-
アイスランド	46	14	-	-	15	-	-	90	89	91	-	-	-	-	-
インド	243387	20	27	22	45	57	53	-	-	-	54	59	49	35	19
インドネシア	40926	18	13	10	52	-	41	68	69	68	58	57	59	2y	6y
イラン	13301	18	16	-	31	-	-	75	75	75	-	-	-	-	-
イラク	7199	23	19	-	68	-	57	40	46	33	40	46	34	-	2
アイルランド	565	13	-	-	17	-	-	88	86	90	-	-	-	-	-
イスラエル	1184	17	-	-	15	-	-	86	85	88	-	-	-	-	-
イタリア	5676	9	-	-	7	-	-	92	92	93	-	-	-	-	-
ジャマイカ	568	21	5	-	60	-	6	77	75	79	90	88	92	-	59
日本	12020	9	-	-	5	-	-	98	98	98	-	-	-	-	-
ヨルダン	1368	22	6	4	28	-	91y	82	80	84	87	85	89	-	12y
カザフスタン	2561	16	5	6x	31	-	7	89	88	89	97	97	97	-	22
ケニア	9058	23	12	26	103	54	57	49	50	48	41	40	42	52	42
キリバス	-	-	-	-	39	-	-	68	65	72	-	-	-	-	-
クウェート	415	14	-	-	13	-	-	80	80	80	-	-	-	-	-
キルギス	1134	21	8	4x	29	-	28	80	80	81	91	90	92	-	19
ラオス	1571	25	-	-	110	-	79	36	39	33	36	39	32	-	-
ラトビア	246	11	-	-	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レバノン	788	19	-	-	18	-	-	75	71	79	64x	61x	68x	-	-
レソト	515	25	17	15	98	60	56	25	20	31	21	16	27	18x	26x
リベリア	912	23	19	38	177	37	48	20x	25x	14x	20	21	18	21	18
リビア	1122	17	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	4	-	-	83	85	81	-	-	-	-	-
リトアニア	427	13	-	-	19	-	-	92	91	92	-	-	-	-	-
ルクセンブルク	61	12	-	-	10	-	-	84	82	85	-	-	-	-	-
マダガスカル	4674	24	27	36	148	9	31	24	23	24	19x	17x	21x	13x	18x
マラウイ	3748	25	33	34	178	28	32	25	26	24	13	13	13	42	42
マレーシア	5305	19	-	-	12	-	-	68	66	70	-	-	-	-	-
モルディブ	72	23	17	-	14	-	-	69	68	71	-	-	-	-	-
マリ	3101	24	50	46	190	-	69	29	35	22	20	23	17	19	18
マルタ	52	13	-	-	17	-	-	82	79	85	-	-	-	-	-
マーシャル諸島	-	-	-	-	88	-	-	45	43	47	-	-	-	35	27
モーリタニア	738	22	25	25	88	-	-	16	17	15	19	21	17	10	4
モーリシャス	214	17	-	-	35	-	-	80	79	81	-	-	-	-	-
メキシコ	20991	19	12	-	90	-	-	72	71	74	-	-	-	-	-
ミクロネシア連邦	27	24	-	-	51	-	-	25x	-	-	-	-	-	-	-
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	530	20	4	3	19	-	17	82	79	85	88	85	91	-	32
モンテネグロ	86	14	3	-	17	-	6	-	-	-	91	90	92	-	29
モロッコ	6277	20	11	8	18	-	64	35x	37x	32x	37x	39x	36x	-	12x
モザンビーク	5237	23	40	42	185	-	37	6	6	6	20	21	20	-	14
ミャンマー	8911	18	-	-	17	-	-	49	49	50	49x	51x	48x	-	-
ナミビア	507	23	5	17	74	44	38	54	49	60	47	40	53	59	62
ナウル	-	-	-	-	84	-	-	58x	-	-	-	-	-	8	8
ネパール	6821	23	32	23	106	27	24	-	-	-	42	46	38	45	29

# 表11 青少年指標

	青少年人口(10-19歳) 全人口の 青少年が 占める 割合(%)	婚姻状態 現在婚姻状態 にある女子 (15-19歳) の 割合(%)	初産の年齢 女性(20-24歳) における18歳 前に出産を した割合 (%)	女子の出産率 15-19歳の 女子1000人 あたりの 出産数	ドメスティック・バイオレ ンスに対する態度 15-19歳の青少年のうち、妻に對 する夫の暴力は特定の状況下にお いては正当化されると考える割合 (2002-2009*) (%)		中等教育 (2005-2009*)						HIVの知識 15-19歳の青少年のう ち、HIVについて包括 的な知識を持つ比率 (2005-2009*) (%)			
					中等教育 (2005-2009*)						純就学率		純出席率			
					男	女	全体	男	女	全体	男	女	全体	男	女	
	2009	2009	2000-2009*	2000-2009*	2000-2008*	2000-2008*	男	女	全体	男	女	全体	男	女	男	女
オランダ	2019	12	-	-	4	-	-	-	88	88	89	-	-	-	-	-
ニュージーランド	616	14	-	-	32	-	-	-	91x	90x	92x	-	-	-	-	-
ニカラグア	1338	23	22	28	109	-	19	45	42	48	41x	35x	47x	-	-	
ニジェール	3512	23	59	51	199	-	68	9	11	7	11	13	9	14	12	
ナイジェリア	35386	23	29	28	123	35	40	26	29	22	44	45	43	28	20	
ニウエ	-	-	-	-	53	-	-	93x	91x	96x	-	-	-	-	-	
ノルウェー	642	13	-	-	9	-	-	96	96	96	-	-	-	-	-	
パレスチナ自治区	1023	24	13	-	60	-	-	87	85	90	-	-	-	-	-	
オマーン	592	21	-	-	8	-	-	78	79	78	-	-	-	-	-	
パキスタン	40478	22	16	10	20	-	-	33	37	28	36	39	33	-	2	
パラオ	-	-	-	-	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
パナマ	631	18	-	-	83	-	-	66	63	69	-	-	-	-	-	
パプアニューギニア	1522	23	15	-	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
パラグアイ	1368	22	11	16x	65	-	-	58	57	60	80x	81x	80x	-	-	
ペルー	5822	20	11	15	59	-	-	75	75	75	70x	70x	70x	-	17	
フィリピン	19735	21	10	7	53	-	15	61	55	66	63x	55x	70x	-	19	
ポーランド	4622	12	-	-	14	-	-	94	93	95	-	-	-	-	-	
ポルトガル	1114	10	-	-	17	-	-	88	84	92	-	-	-	-	-	
カタール	155	11	-	-	16	-	-	79	67	98	-	-	-	-	-	
韓国	6682	14	-	-	2	-	-	95	97	94	-	-	-	-	-	
モルドバ	535	15	10	5	29	25	24	83	82	85	84	82	85	-	-	
ルーマニア	2392	11	-	-	36	-	-	73	74	72	-	-	-	1x	3x	
ロシア連邦	15491	11	-	-	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ルワンダ	2227	22	3	7	43	-	51	10	-	-	5	5	5	49	45	
セントクリストファー＝ネーヴィス	-	-	-	-	67	-	-	86	87	85	-	-	-	-	-	
セントルシア	33	19	-	-	50	-	-	80	77	82	-	-	-	-	-	
セントビンセント・グレナディーン	21	19	-	-	72	-	-	90	85	95	-	-	-	-	-	
サモア	47	26	-	-	29	-	-	71	66	75	-	-	-	-	-	
サンマリノ	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サントメプリンシペ	39	24	19	-	91	-	34	38	36	40	40	39	41	-	43	
サウジアラビア	5191	20	-	-	7	-	-	73	70	76	-	-	-	-	-	
セネガル	3008	24	29	22	96	-	66	25	28	22	18	20	16	21	18	
セルビア	1246	13	6	-	22	-	5	88	87	89	84	81	87	-	43	
セーシェル	-	-	-	-	59	-	-	92	-	-	-	-	-	-	-	
シェラレオネ	1258	22	30	40	143	57	55	25	30	20	19	21	17	26	16	
シンガポール	688	15	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
スロバキア	674	12	-	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
スロベニア	203	10	-	-	5	-	-	91	91	92	-	-	-	-	-	
ソロモン諸島	119	23	-	-	70	73	72	30	32	29	29	29	30	26	29	
ソマリア	2027	22	25	-	123	-	75y	-	-	-	7	9	5	-	3	
南アフリカ	9985	20	4	15	54	-	-	72	70	74	44x	41x	48x	-	-	
スペイン	4259	9	-	-	13	-	-	95	93	97	-	-	-	-	-	
スリランカ	3063	15	9	4	28	-	54y	-	-	-	-	-	-	-	-	
スードан	9738	23	25	17x	-	-	-	-	-	-	19	17	22	-	-	
スリナム	94	18	11	-	66	-	19	65	55	74	61	56	67	-	41	
スワジランド	309	26	7	28	111	59	54	29	31	26	36	31	41	50	52	
スウェーデン	1138	12	-	-	6	-	-	99	99	99	-	-	-	-	-	
スイス	873	12	-	-	4	-	-	85	87	83	-	-	-	-	-	
シリヤ	4501	21	10	-	75	-	-	68	68	67	64	64	65	-	6	
タジキスタン	1699	24	6	-	27	-	85y	83	88	77	82	89	74	-	2	
タイ	10375	15	15	-	43	-	-	72	68	77	80	77	84	-	46	
旧ユーゴスラビア・マケドニア	292	14	2	-	21	-	14	82	82	81	78	79	78	-	23	
東ティモール	282	25	-	-	59	-	-	31	30	33	-	-	-	-	-	
トーゴ	1521	23	16	19x	-	-	54	23x	30x	15x	39	45	32	-	15	
トンガ	23	22	-	-	16	-	-	66	60	74	-	-	-	-	-	
トリニダードトバゴ	204	15	6	-	33	-	10	74	71	76	87	84	90	-	49	
チュニジア	1815	18	-	-	6	-	-	71	67	76	-	-	-	-	-	
トルコ	13663	18	10	8	51	-	30	74	77	70	47x	52x	43x	-	-	
トルクメニスタン	1065	21	5	2	21	-	37y	-	-	-	84	84	84	-	4	
ツバル	-	-	-	3	23	83	69	-	-	-	-	-	-	57	31	
ウガンダ	8077	25	20	35	159	69	70	22	22	21	16	16	15	38	31	

	青少年人口(10-19歳) 全人口の 青少年が 占める 割合(%)	婚姻状態 現在婚姻状態 にある女子 (15-19歳) の 割合 (%)	初産の年齢 女性(20-24歳) における18歳 前に出産を した割合 (%)	女子の出産率 15-19歳の 女子1000人 あたりの 出産数	ドメスティック・バイオレン スに対する態度 15-19歳の青少年のうち、妻に對 する夫の暴力は特定の状況下にお いては正当化されると考える割合 (2002-2009*) (%)	HIVの知識 15-19歳の青少年のう ち、HIVについて包括 的な知識を持つ比率 (2005-2009*) (%)									
						中等教育(2005-2009*)									
						純就学率			純出席率						
	2009	2009	2000-2009*	2000-2009*	2000-2008*	男	女	全体	男	女	全体	男	女		
ウクライナ	5163	11	6	3	30	8	3	85	84	85	92	90	93	33	39
アラブ首長国連邦	501	11	-	-	22	-	-	84	83	85	-	-	-	-	-
英国	7627	12	-	-	26	-	-	93	92	95	-	-	-	-	-
タンザニア	10009	23	21	29	139	54	60	5x	5x	5x	8	8	8	39	35
米国	43532	14	-	-	41	-	-	88	88	89	-	-	-	-	-
ウルグアイ	529	16	-	-	60	-	-	68	64	71	-	-	-	-	-
ウズベキスタン	6092	22	5	4	26	63	63	91	92	90	90	91	90	-	27
バヌアツ	54	23	13	-	-	-	-	38x	41x	35x	37	38	36	-	14
ベネズエラ	5487	19	16	-	101	-	-	69	66	74	36x	30x	43x	-	-
ベトナム	17182	20	5	4	35	-	53	62x	-	-	78	77	78	-	45
イエメン	5964	25	19	25x	80	-	-	37	49	26	38	48	27	-	2y
ザンビア	3088	24	18	34	151	55	61	43	47	39	37	38	35	38	36
ジンバブエ	3314	26	21	21	101	50	55	38	39	37	45	46	43	-	51

## 地域別要約

アフリカ#	227318	23	22	25	108	-	57	31	33	29	33	35	32	29	21
サハラ以南のアフリカ#	194803	23	23	28	123	43	57	30	32	28	29	30	27	31	24
東部・南部アフリカ	91042	23	19	27	118	51	60	34	35	33	23	24	22	39	31
西部・中部アフリカ	93824	23	27	29	129	34	55	26	29	22	33	36	31	25	19
中東と北アフリカ	83589	20	15	-	38	-	-	64	66	62	53	54	51	-	-
アジア#	663166	18	24**	19**	36	-	48**	-	-	-	53**	56**	50**	30**	18
南アジア	334645	21	28	22	54	56	51	-	-	-	51	55	47	35	16
東アジアと太平洋諸国	328521	16	11**	8**	18	-	38**	66**	65**	67**	64**	63**	65**	5**	23
ラテンアメリカとカリブ海諸国	107678	19	18	18	75	-	-	74	72	77	71	68	74	-	-
CEE/CIS	57595	14	7	5	34	-	30	81	82	81	-	-	-	-	-
先進工業国§	117594	12	-	-	23	-	-	92	91	92	-	-	-	-	-
開発途上国§	1069532	19	21**	20**	55	-	50**	54**	54**	53**	50**	52**	48**	30**	19
後発開発途上国§	190214	23	30	31	123	-	56	31	33	29	29	30	28	31	21
世界	1214488	18	21**	20**	51	-	49**	61**	61**	60**	51**	53**	48**	-	-

# 地域グループ内の国・地域 (countries and territories) の一覧は、124 ページ参照。

§ それぞれのカテゴリーやグループに属する地域 (territories) も含む。ユニセフの分類における国・地域の一覧は、124 ページ参照。

## 指標の定義

**婚姻状態**—15~19歳までの女子のうち、現在結婚もしくは事実婚の状態にある割合。この指數は、現在この年齢層における女子が配偶者を持つかどうかの動態を表しているが、特筆すべきことは、女子が自らの青少年期を終える前に結婚をさせられる危険に、今もなお晒されているという点である。

**初出産年齢**—20~24歳の女性のうち、18歳前に出産をした割合。人口調査から出されたこの標準化された指數は、18歳までの青少年期での出産を捉えている。20~24歳の女性の回答を元に作成されているため、この年齢層の18歳の誕生日を迎える前に出産をしたリスクが、この背後にある。

**出産率**—15~19歳までの女子1,000人あたりの出産数。

**ドメスティック・バイオレンスに対する態度**—掲げられた理由のうち、少なくともひとつに該当すれば、夫が妻を殴打することも正当化されると考えている15~19歳の青少年の比率。妻が食べ物を焦がした、夫に口答えた、断りなく外出した、子どもを放任した、性的な関係を拒んだなどの事情があれば、夫が妻を殴打することも正当化されるかという質問が、青少年に対してなされた。

**中等教育純就学率**—公式の中等教育就学年齢に相当する子どもであって中等学校に就学する子どもの人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める比率。

**中等教育純出席率**—公式の中等教育就学年齢に相当する子どもであって中等学校またはそれ以上の学校に通学する者の人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める比率。

**HIVについての包括的な知識を持つ比率**—15~19歳の若い男女のうち、性交渉を通じたHIV感染を予防する2つの主な方法（コンドームの使用と、忠実でHIVに感染していないひとりの相手のみと性交渉を持つこと）を認識し、HIV感染について最も誤解されている2つの考え方を否定し、健康にみえる人もHIVに感染している可能性があることを知っている割合。

## データの主な出典

子どもの人口—国連人口局。

**婚姻状態**—複数指標クラスター調査 (MICS)、人口保健調査 (DHS)、その他の国別調査。

**初出産年齢**—人口保健調査 (DHS)。

**出産率**—2000年-2008年までの国連人口基金資料。(入手できた直近のデータ)

**中等教育就学率**—ユネスコ統計研究所 (UIS)。

**中等教育出席率**—人口保健調査 (DHS)、複数指標クラスター調査 (MICS)。

**HIVについての知識**—AIDS指標調査 (AIS)、行動観察調査 (BSS)、人口保健調査 (DHS)、複数指標クラスター調査 (MICS)、リプロダクティブ・ヘルス調査 (RHS)、その他の国別世帯調査、HIV/AIDS調査指標データベース <[www.measuredhs.com/hivdata](http://www.measuredhs.com/hivdata)>

## 注

- データなし。
- x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであり、かつ地域平均や世界平均の算出には含まれていないことを示す。
- y 列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のデータ、標準的な定義によらないデータ、または国内の一部地域のみに関するデータではあるが、地域平均や世界平均の算出に含まれていることを示す。
- \* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
- \*\* 中国を除く。

# 表12 公平性指標

国・地域	出生登録 (%) 2000-2009				専門技能者が付き添う出産 (%) 2000-2009				5歳未満児の低体重率 (%) 2003-2009				はしかの予防接種を受けた比率 2000-2008 (%)				改善された衛生施設を利用する人の比率 (%) 2008										
	最下位 20%		最上位 20%		最上位 と最下位の比		出典元		最下位 20%		最上位 20%		最上位 と最下位の比		出典元		最下位 20%		最上位 20%		最上位 と最下位の比		出典元		都市	農村	都市と農村の比
アフガニスタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	30	2.0	
アルバニア	98	99	1.0	DHS 2008-2009	98	100	1.0	DHS 2008-2009	8	4	2.2	DHS 2008-2009	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	98	1.0	
アルジェリア	-	-	-	-	88	98	1.1	MICS 2006	5	2	2.4	MICS 2006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	88	1.1	
アンドラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	
アンゴラ	17	48	2.8	MICS 2001	23	67	3.0	MICS 2001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	86	18	4.8	
アンティグア・バーブーダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	-	-	
アルゼンチン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	91	77	1.2	
アルメニア	93	99	1.1	DHS 2005	93	100	1.1	DHS 2005	5	3	1.4	DHS 2005	72	61	0.8	DHS 2005	95	80	1.2	-	-	-	-	-	100	100	1.0
オーストラリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	
オーストリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	
アゼルバイジャン	92	97	1.1	DHS 2006	76	100	1.3	DHS 2006	15	2	7.0	DHS 2006	50z	83z	1.7z	DHS 2006	85	77	1.1	-	-	-	-	-	100	100	1.0
パハマ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	
バーレーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	
バングラデシュ	6	19	3.0	MICS 2006	5	51	10.6	DHS 2007	51	26	1.9	DHS 2007	80	89	1.1	DHS 2007	56	52	1.1	-	-	-	-	-	100	100	1.0
バルバドス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	
ベラルーシ	-	-	-	-	100	100	1.0	MICS 2005	2	0	6.7	MICS 2005	97z	87z	0.9z	MICS 2005	91	97	0.9	-	-	-	-	-	100	100	1.0
ベルギー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	93	86	1.1	
ベリーズ	93	98	1.1	MICS 2006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	4	6.0	
ベナン	46	75	1.6	DHS 2006	52	96	1.9	DHS 2006	25	10	2.4	DHS 2006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	87	54	1.6
ブータン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	99	1.0	
ボリビア	-	-	-	-	38	99	2.6	DHS 2008	8	2	3.8	DHS 2008	62	74	1.2	DHS 2003	34	9	3.8	-	-	-	-	-	100	100	1.0
ボスニア・ヘルツェゴビナ	99	100	1.0	MICS 2006	99	100	1.0	MICS 2006	2	3	0.5	MICS 2005	81z	84z	1.0z	MICS 2006	99	92	1.1	-	-	-	-	-	100	100	1.0
ボツワナ	-	-	-	-	84	100	1.2	MICS 2000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	74	39	1.9	
ブラジル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	87	37	2.4	
ブルネイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ブルガリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	
ブルキナファソ	52	90	1.7	MICS 2006	56	65	1.2	MICS 2006	38	18	2.1	MICS 2006	72	84	1.2	MICS 2006	33	6	5.5	-	-	-	-	-	100	100	1.0
ブルンジ	58	64	1.1	MICS 2005	25	55	2.2	MICS 2005	-	-	-	-	77	78	1.0	MICS 2005	49	46	1.1	-	-	-	-	-	100	100	1.0
カンボジア	59	77	1.3	DHS 2005	21	90	4.3	DHS 2005	35	19	1.8	その他 2008	70	82	1.2	DHS 2005	67	18	3.7	-	-	-	-	-	100	100	1.0
カムルーン	51	91	1.8	MICS 2006	23	98	4.4	MICS 2006	30	5	6.2	MICS 2006	52	83	1.6	DHS 2004	56	35	1.6	-	-	-	-	-	100	99	1.0
カナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65	38	1.7	
カボヴェルデ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43	28	1.5	
中央アフリカ共和国	23	83	3.7	MICS 2006	27	89	3.3	MICS 2006	25	17	1.5	MICS 2006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	4	5.8
チャド	0	37	121.7	DHS 2004	1	48	53.7	DHS 2004	-	-	-	-	8	38	4.8	DHS 2004	-	-	-	-	-	-	-	-	98	83	1.2
チリ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	58	52	1.1	
中国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
コロンビア	72	99	1.4	DHS 2005	89	100	1.1	DHS 2005	8	2	3.5	DHS 2005	69	90	1.3	DHS 2005	81	55	1.5	-	-	-	-	-	100	100	1.0
コモロ	72	93	1.3	MICS 2000	49	77	1.6	MICS 2000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	30	1.7	
コンゴ	69y	91y	1.3y	DHS 2005	40	95	2.4	DHS 2005	16	5	3.1	DHS 2005	49	84	1.7	DHS 2005	31	29	1.1	-	-	-	-	-	100	100	1.0
クック諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	95	96	1.0	
コスタリカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	
コートジボワール	28	89	3.2	MICS 2006	29	95	3.3	MICS 2006	21	6	3.4	MICS 2006	58	86	1.5	MICS 2006	36	11	3.3	-	-	-	-	-	100	100	1.0
クロアチア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	98	1.0	
キューバ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94	81	1.2	
キプロス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	
チェコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	97	1.0	
朝鮮民主主義人民共和国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
コンゴ民主共和国	29	37	1.3	DHS 2007	59	98	1.7	DHS 2007	27	15	1.8	DHS 2007	51	85	1.7	DHS 2007	23	23	1.0	-	-	-	-	-	100	100	1.0
デンマーク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	
ジブチ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63	10	6.3	
ドミニカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ドミニカ共和国	59	97	1.6	その他 2006	95	99	1.0	DHS 2007	-	-	-	-	73z	87z	1.2z	DHS 2007	87	74	1.2	-	-	-	-	-	100	100	1.0
エクアドル	79	92	1.2	その他 2004	99	98	1.0	その他 2004	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	96	84	1.1	
エジプト	99	100	1.0	DHS 2005	55	97	1.8	DHS 2008	8	5	1.4	DHS 2008	95	97	1.0	DHS 2005	97	92	1.1	-	-	-	-	-	100	100	1.0
エルサルバドル	98	99	1.0	その他 2008	91	98	1.1	その他 2008	12y	1y	12.9y	その他 2008	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89	83	1.1
赤道ギニア	-	-	-																								

表12

	出生登録 (%) 2000-2009				専門技能者が付き添う出産 (%) 2000-2009				5歳未満児の低体重率 (%) 2003-2009				はしかの予防接種を受けた比率 (%) 2000-2008				改善された衛生施設を利用する人の比率 (%) 2008		
	最下位 20%	最上位 20%	最上位 と最下位の比	出典元	最下位 20%	最上位 20%	最上位 と最下位の比	出典元	最下位 20%	最上位 20%	最上位 と最下位の比	出典元	最下位 20%	最上位 20%	最上位 と最下位の比	出典元	都市	農村	都市と農村の比
フランス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
ガボン	88	92	1.0	DHS 2000	-	-	-	-	15x	4x	4.0x	DHS 2000	34	71	2.1	DHS 2000	33	30	1.1
ガンビア	52	64	1.2	MICS 2005-2006	28	89	3.1	MICS 2005-2006	21	10	2.0	MICS 2005-2006	95	91	1.0	MICS 2005-2006	68	65	1.0
グルジア	89	98	1.1	MICS 2005	95	99	1.0	MICS 2005	2	1	2.3	MICS 2005	-	-	-	-	96	93	1.0
ドイツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
ガーナ	60	88	1.5	DHS 2008	22	94	4.2	DHS 2008	19	9	2.2	DHS 2008	88	95	1.1	DHS 2008	18	7	2.6
ギリシャ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	97	1.0
グレナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	96	97	1.0
グアテマラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89	73	1.2
ギニア	21	83	4.0	DHS 2005	26	57	2.2	その他 2007	24	19	1.3	その他 2008	42	57	1.4	DHS 2005	34	11	3.1
ギニアビサウ	21	61	2.9	MICS 2006	19	79	4.0	MICS 2006	17	8	2.1	MICS 2006	69	89	1.3	MICS 2006	49	9	5.4
ガイアナ	87	98	1.1	MICS 2006-2007	64	93	1.5	MICS 2006-2007	10	4	2.7	MICS 2006-2007	74z	82z	1.1z	MICS 2006-2007	85	80	1.1
ハイチ	72	92	1.3	DHS 2005-2006	6	68	10.5	DHS 2005-2006	22	6	3.6	DHS 2005-2006	50	67	1.3	DHS 2005-2006	24	10	2.4
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	92	96	1.0	DHS 2005-2006	33	99	2.9	DHS 2005-2006	16	2	8.1	DHS 2005-2006	85	86	1.0	DHS 2005-2006	80	62	1.3
ハンガリー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
アイスランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
インド	24	72	3.1	NFHS 2005-2006	19	89	4.6	NFHS 2005-2006	57	20	2.9	NFHS 2005-2006	40	85	2.1	NFHS 2005-2006	54	21	2.6
インドネシア	23	84	3.7	DHS 2007	65	86	1.3	DHS 2007	-	-	-	-	63	85	1.3	DHS 2007	67	36	1.9
イラン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イラク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	76	66	1.2
アイルランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	98	1.0
イスラエル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
イタリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジャマイカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	82	84	1.0
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
ヨルダン	-	-	-	-	98	100	1.0	DHS 2007	3	0	26.0	DHS 2009	92	96	1.0	DHS 2007	98	97	1.0
カザフスタン	99	100	1.0	MICS 2006	100	100	1.0	MICS 2006	5	2	2.8	MICS 2006	-	-	-	-	97	98	1.0
ケニア	48	80	1.7	DHS 2008-2009	20	81	4.0	DHS 2008-2009	25	9	2.8	DHS 2008-2009	55	88	1.6	DHS 2003	27	32	0.8
キリバス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クウェート	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
キルギス	94	95	1.0	MICS 2005-2006	93	100	1.1	MICS 2005-2006	2	2	0.8	MICS 2005-2006	-	-	-	-	94	93	1.0
ラオス	62	85	1.4	MICS 2006	3	81	27.1	MICS 2006	38	14	2.7	MICS 2006	32	60	1.9	MICS 2006	86	38	2.3
ラトビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	82	71	1.2
レバノン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-
レソト	24	36	1.5	DHS 2004	34	83	2.5	DHS 2004	-	-	-	-	82	85	1.0	DHS 2004	40	25	1.6
リベリア	1y	7y	6.1y	DHS 2007	26	81	3.2	DHS 2007	21	13	1.6	DHS 2007	45	86	1.9	DHS 2007	25	4	6.3
リビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97	96	1.0
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルクセンブルク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
マダガスカル	58	95	1.6	DHS 2003-2004	22	90	4.1	DHS 2008-2009	40	24	1.7	DHS 2003-2004	38	84	2.2	DHS 2003-2004	15	10	1.5
マラウイ	-	-	-	-	43	77	1.8	MICS 2006	18	12	1.6	MICS 2006	67	88	1.3	DHS 2004	51	57	0.9
マレーシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	96	95	1.0
モルディブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	96	1.0
マリ	42	82	2.0	DHS 2006	35	86	2.5	DHS 2006	31	17	1.8	DHS 2006	68	78	1.1	DHS 2006	45	32	1.4
マルタ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
マーシャル諸島	92	98	1.1	DHS 2007	68	99	1.5	DHS 2007	-	-	-	-	-	-	-	-	83	53	1.6
モーリタニア	28	83	2.9	MICS 2007	21	95	4.6	MICS 2007	-	-	-	-	57	76	1.3	MICS 2007	50	9	5.6
モーリシャス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	93	90	1.0
メキシコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	90	68	1.3
ミクロネシア連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-
モンゴル	99	98	1.0	MICS 2005	98	100	1.0	MICS 2005	7	3	2.8	MICS 2005	-	-	-	-	64	32	2.0
モンテネグロ	94	99	1.0	MICS 2005-2006	98	100	1.0	MICS 2005-2006	4	1	4.1	MICS 2005-2006	-	-	-	-	96	86	1.1
モロッコ	-	-	-	-	30	95	3.2	DHS 2003-2004	15	3	4.5	DHS 2003-2004	83	98	1.2	その他 2003-2004	83	52	1.6
モザンビーク	20	48	2.4	MICS 2008	37	89	2.4	MICS 2008	24	8	3.1	MICS 2008	61	96	1.6	DHS 2003	38	4	9.5
ミャンマー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	86	79	1.1
ナミビア	46	92	2.0	DHS 2006-2007	60	98	1.6	DHS 2006-2007	22	7	3.1	DHS 2006-2007	70	95	1.4	DHS 2006-2007	60	17	3.5
ナウル	71	88	1.2	DHS 2007	97	98	1.0	DHS 2007	7	3	2.7	DHS 2007	-	-	-	-	50	-	-
ネパール	22	47	2.2	DHS 2006	5	58	12.0	DHS 2006	47	19	2.5	DHS 2006	73	95	1.3	DHS 2006	51	27	1.9

# 表12 公平性指標

	出生登録 (%) 2000-2009				専門技能者が付き添う出産 (%) 2000-2009				5歳未満児の低体重率 (%) 2003-2009				はしかの予防接種を受けた比率 2000-2008 (%)				改善された衛生施設を利用する人の比率 (%) 2008		
	最下位 20%	最上位 20%	最上位 と最下位の比	出典元	最下位 20%	最上位 20%	最上位 と最下位の比	出典元	最下位 20%	最上位 20%	最上位 と最下位の比	出典元	最下位 20%	最上位 20%	最上位 と最下位の比	出典元	都市	農村	都市と農村の比
オランダ	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		100	100	1.0
ニュージーランド	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-
ニカラグア	63	93	1.5	DHS 2001	42	99	2.4	DHS 2006-2007	9	1	6.6	その他 2006-2007	-	-	-		63	37	1.7
ニジェール	20	67	3.3	DHS/MICS 2006	21	71	3.3	DHS/MICS 2006	-	-	-		32z	74z	2.3z	DHS/MICS 2006	34	4	8.5
ナイジェリア	9	62	7.0	DHS 2008	8	86	10.3	DHS 2008	32	12	2.8	DHS 2003	17	75	4.4	DHS 2008	36	28	1.3
ニウエ	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		100	100	1.0
ノルウェー	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		100	100	1.0
パレスチナ自治区	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		91	84	1.1
オマーン	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		97	-	-
パキスタン	18	38	2.1	DHS 2006-2007	16	77	4.8	DHS 2006-2007	-	-	-		36	76	2.1	DHS 2006-2007	72	29	2.5
パラオ	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		96	-	-
パナマ	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		75	51	1.5
パプアニューギニア	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		71	41	1.7
パラグアイ	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		90	40	2.3
ペルー	-	-	-		54	100	1.9	DHS 2009	9	1	13.1	DHS 2009	81	92	1.1	DHS 2000	81	36	2.3
フィリピン	-	-	-		26	94	3.7	DHS 2008	-	-	-		70	89	1.3	DHS 2003	80	69	1.2
ポーランド	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		96	80	1.2
ポルトガル	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		100	100	1.0
カタール	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		100	100	1.0
韓国	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		100	100	1.0
モルドバ	97	98	1.0	MICS 2000	99	100	1.0	DHS 2005	5	1	8.2	DHS 2005	43z	63z	1.5z	DHS 2005	85	74	1.1
ルーマニア	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		88	54	1.6
ロシア連邦	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		93	70	1.3
ルワンダ	82	81	1.0	DHS 2005	43	71	1.7	DHS 2007-2008	24	7	3.5	DHS 2005	85	88	1.0	DHS 2005	50	55	0.9
セントクリストファー＝ネーヴィス	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		96	96	1.0
セントルシア	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-
セントビンセント・グレナディーン	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	96	-
サモア	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		100	100	1.0
サンマリノ	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-
サントメプリンシペ	63	78	1.2	MICS 2006	70	88	1.2	MICS 2006	-	-	-		-	-	-		30	19	1.6
サウジアラビア	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		100	-	-
セネガル	31	81	2.6	DHS 2005	20	89	4.4	DHS 2005	21	5	4.2	DHS 2005	71	81	1.1	DHS 2005	69	38	1.8
セルビア	98	99	1.0	MICS 2005-2006	98	100	1.0	MICS 2005-2006	4	1	3.5	MICS 2005-2006	-	-	-		96	88	1.1
セーシェル	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		97	-	-
シェラレオネ	43	62	1.4	DHS 2008	28	71	2.5	DHS 2008	22	12	1.8	DHS 2008	66	84	1.3	MICS 2005	24	6	4.0
シンガポール	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		100	-	-
スロバキア	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		100	99	1.0
スロベニア	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		100	100	1.0
ソロモン諸島	80	78	1.0	DHS 2007	56	88	1.6	DHS 2007	14	10	1.4	DHS 2007	-	-	-		98	-	-
ソマリア	1	7	6.6	MICS 2006	11	77	7.2	MICS 2006	42	14	3.0	MICS 2006	22	42	1.9	MICS 2006	52	6	8.7
南アフリカ	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		84	65	1.3
スペイン	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		100	100	1.0
スリランカ	-	-	-		97	99	1.0	DHS 2006-2007	29	11	2.6	DHS 2006-2007	-	-	-		88	92	1.0
スードン	6	86	14	その他 2006	15	90	5.8	その他 2006	31	17	1.9	その他 2006	-	-	-		55	18	3.1
スリナム	94	98	1.0	MICS 2006	81	96	1.2	MICS 2006	9	5	1.8	MICS 2006	-	-	-		90	66	1.4
スワジランド	18	50	2.8	DHS 2006-2007	45	86	1.9	DHS 2006-2007	8	4	2.0	DHS 2006-2007	89	93	1.0	DHS 2006-2007	61	53	1.2
スウェーデン	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		100	100	1.0
スイス	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		100	100	1.0
シリア	92	99	1.1	MICS 2006	78	99	1.3	MICS 2006	10	7	1.5	MICS 2006	65	89	1.4	MICS 2006	96	95	1.0
タジキスタン	89	86	1.0	MICS 2005	90	90	1.0	その他 2007	17	13	1.3	その他 2007	89z	96z	1.1z	MICS 2005	95	94	1.0
タイ	99	100	1.0	MICS 2005-2006	93	100	1.1	MICS 2005-2006	11	3	3.3	MICS 2005-2006	94	95	1.0	MICS 2005-2006	95	96	1.0
旧ユーゴスラビア・マケドニア	89	99	1.1	MICS 2005	95	100	1.0	MICS 2005	3	0	5.3	MICS 2005	49z	77z	1.6z	MICS 2005	92	82	1.1
東ティモール	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		76	40	1.9
トゴ	58	96	1.7	MICS 2006	30	97	3.3	MICS 2006	-	-	-		57	72	1.3	MICS 2006	24	3	8.0
トンガ	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		98	96	1.0
トリニダードトバゴ	94	98	1.0	MICS 2006	98	100	1.0	MICS 2006	-	-	-		91z	72z	0.8z	MICS 2006	92	92	1.0
チュニジア	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		96	64	1.5
トルコ	89	99	1.1	DHS 2008	73	100	1.4	DHS 2008	4	1	8.4	DHS 2008	-	-	-		97	75	1.3
トルクメニスタン	94	97	1.0	MICS 2006	99	100	1.0	MICS 2006	8	2	3.2	MICS 2006	91	80	0.9	DHS 2000	99	97	1.0
ツバル	39	71	1.8	DHS 2007	99	98	1.0	DHS 2007	1	0	0	DHS 2007	-	-	-		88	81	1.1
ウガンダ	17	26	1.5	DHS 2006	28	76	2.7	DHS 2006	21	8	2.5	DHS 2006	49	65	1.3	DHS 2000-2001	38	49	0.8

表12

	出生登録 (%) 2000-2009				専門技能者が付き添う出産 (%) 2000-2009				5歳未満児の低体重率 (%) 2003-2009				はしかの予防接種を受けた比率 (%) 2000-2008				改善された衛生施設を利用する人の比率 (%) 2008		
	最下位 20%	最上位 20%	最上位 と最下位の比	出典元	最下位 20%	最上位 20%	最上位 と最下位の比	出典元	最下位 20%	最上位 20%	最上位 と最下位の比	出典元	最下位 20%	最上位 20%	最上位 と最下位の比	出典元	都市	農村	都市と農村の比
ウクライナ	100	100	1.0	MICS 2005	97	99	1.0	DHS 2007	-	-	-	-	-	-	-	-	97	90	1.1
アラブ首長国連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	95	1.0
英国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
タンザニア	10	60	6.1	HMIS 2007-2008	26	85	3.3	DHS 2004-2005	-	-	-	-	65	91	1.4	DHS 2004-2005	32	21	1.5
米国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	99	1.0
ウルグアイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	99	1.0
ウズベキスタン	100	100	1.0	MICS 2006	100	100	1.0	MICS 2006	5	3	1.5	MICS 2006	97z	98z	1.0z	MICS 2006	100	100	1.0
バヌアツ	13	41	3.1	MICS 2007	55	90	1.6	MICS 2007	-	-	-	-	-	-	-	-	66	48	1.4
ベネズエラ	87	95	1.1	MICS 2000	95	92	1.0	MICS 2000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベトナム	72	97	1.3	MICS 2006	53	99	1.9	MICS 2006	-	-	-	-	70	96	1.4	MICS 2006	94	67	1.4
イエメン	5	50	9.3	MICS 2006	17	74	4.3	MICS 2006	-	-	-	-	52	85	1.6	MICS 2006	94	33	2.8
ザンビア	5	31	5.8	DHS 2007	27	91	3.4	DHS 2007	16	11	1.5	DHS 2007	88	94	1.1	DHS 2007	59	43	1.4
ジンバブエ	67	85	1.3	DHS 2005-2006	39	92	2.4	その他 2009	16y	7y	2.3y	その他 2009	54	74	1.4	DHS 2005-2006	56	37	1.5

## 地域別要約

アフリカ <sup>#</sup>	29	61	2.1	27	80	3.0	26	12	2.1	49	79	1.6	55	32	1.7
サハラ以南のアフリカ <sup>#</sup>	23	58	2.5	24	78	3.3	28	13	2.1	45	77	1.7	44	24	1.8
東部・南部アフリカ	23	47	2.1	21	68	3.2	28	15	1.9	51	76	1.5	55	28	2.0
西部・中部アフリカ	25	65	2.6	26	86	3.3	28	12	2.4	40	78	2.0	35	21	1.7
中東と北アフリカ	-	-	-	46	93	2.0	14	7	1.9	-	-	-	90	66	1.4
アジア <sup>#</sup>	25	66	2.6	25**	85**	3.3**	54**	20**	2.7**	49**	85**	1.7**	63	40	1.6
南アジア	21	62	2.9	18	83	4.6	55	20	2.7	44	84	1.9	57	26	2.2
東アジアと太平洋諸国	46	88	1.9	54**	92**	1.7**	-	-	-	69**	88**	1.3**	66	55	1.2
ラテンアメリカとカリブ海諸国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	86	55	1.6
CEE/CIS	94	98	1.0	88	99	1.1	6	2	2.6	-	-	-	93	82	1.1
先進工業国 <sup>\$</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	98	1.0
開発途上国 <sup>\$</sup>	31	66	2.1	30**	84**	2.8**	38**	15**	2.5**	51**	83**	1.6**	68	40	1.7
後発開発途上国 <sup>\$</sup>	20	47	2.3	23	71	3.0	33	18	1.9	56	78	1.4	50	31	1.6
世界	-	-	-	31**	84**	2.7**	38**	15**	2.5**	51**	83**	1.6**	76	45	1.7

# 地域グループ内の国・地域 (countries and territories) の一覧は、124 ページ参照。

\$ それぞれのカテゴリーやグループに属する地域 (territories) も含む。ユニセフの分類における国・地域の一覧は、124 ページ参照。

## 指標の定義

**出生登録**—調査の時点でお誕生日登録されていた5歳未満児の比率。この指標は、調査者によって出生証明書が確認された子どもや、母親や世話を人の証言によって出生登録が確認されている子どもを含む。

**専門技能者が付き添う出産の比率**—専門技能を有する保健従事者（医師、看護師または助産師）が付き添う出産の比率。

**低体重率 (WHO)**—世界保健機関 (WHO) の "WHO Child Growth Standards" の基準による年齢相応の体重の中央値からの標準偏差がマイナス2未満である生後0~59ヶ月児の割合。

**はしかの予防接種率**—はしか予防ワクチンの予防接種を受けた乳児の割合。

**改善された衛生施設を利用する人の比率**—以下に挙げるいずれかの衛生施設を利用している人の割合。下水設備のある施設、下水処理施設、水洗トイレ、換気された汲み取り式トイレ、厚板で覆われている汲み取り式トイレまたはふたのついた汲み取り式トイレ。

## データの主な出典

ユニセフと世界保健機関 (WHO) の水と衛生共同モニタリング・プログラム (2010年) を元にした「改善された衛生施設を利用する人の比率」を除く、この表にある全ての指標の出典は、各データの隣に掲載されている。

イタリック体のデータは、報告書内の他表にある同じ指標とは異なる出典元より抽出している（表2「栄養指標」内の「低体重率」、表8「女性指標」内の「専門技能者が付き添う出産」、表9「子どもの保護指標」内の「出生登録」）。

この表にある予防接種のデータの出典元は、世界保健機関 (WHO) とユニセフの共同予防接種推定値である表3のデータの出典元とはすべて異なる。予防接種率データは、妊娠婦の記憶のみでワクチンカードについて反映されていないため、選択されたCEE/CISの国々から除外されている。

## 注

- データなし。
- x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであり、かつ地域平均や世界平均の算出には含まれていないことを示す。
- y 列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のデータ、標準的な定義によらないデータ、または国内の一部地域のみに関するデータではあるが、地域平均や世界平均の算出に含まれていることを示す。
- z 国で推奨されているはしかの予防接種年齢は、21ヶ月以上なので、示されている範囲は実際より小さく算出されている。
- \*\* 中国を除く。

# 用語解説

<b>AIDS</b>	後天性免疫不全症候群
<b>CEDAW</b>	女性差別撤廃条約
<b>DHS</b>	人口保健調査
<b>FGM/C</b>	女性性器切除 / カッティング
<b>GDP</b>	国内総生産
<b>HIV</b>	ヒト免疫不全ウィルス
<b>IUCW</b>	国際児童福祉連合
<b>MDG</b>	ミレニアム開発目標
<b>MICS</b>	複数指標クラスター調査
<b>NGO</b>	非政府組織
<b>UN</b>	国際連合
<b>UNAIDS</b>	国連合同エイズ計画
<b>UNDP</b>	国連開発計画
<b>UNESCO</b>	国連教育科学文化機関
<b>UNFPA</b>	国連人口基金
<b>UNICEF</b>	国連児童基金
<b>WHO</b>	世界保健機関
<b>World YWCA</b>	世界キリスト教女子青年会
<b>WOSM</b>	世界スカウト機構